

平成 23 年度 業務実績報告書

平成 24 年 6 月

独立行政法人 国際協力機構

総務
JR
12-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年外務省令第 22 号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成 15 年 11 月 17 日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成 23 年度の業務実績についてまとめたものである。

目次

I. 総括

1. はじめに	1
2. 統合効果の発揮	2
3. 効果的な事業の実施	4
4. 公正な組織運営と業務の効率化	7
5. 第3期中期目標期間に向けて	10
(別紙) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応状況	11

II. 平成23年度業務実績

<要約>	18
------	----

<小項目毎の実績>

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目 No.1 組織運営の機動性向上	30
---------------------	----

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No.2 事務手続きの効率化	46
--------------------	----

小項目 No.3 経費の効率化	56
-----------------	----

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

小項目 No.4 統合効果の発揮	61
------------------	----

(2) 事業に関する横断的事項

小項目 No.5 効果的な事業の実施	70
--------------------	----

小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応	103
---------------------------	-----

小項目 No.7 情報公開、広報	104
------------------	-----

小項目 No.8 環境社会配慮	114
-----------------	-----

小項目 No.9 男女共同参画	122
-----------------	-----

小項目 No.10 事業評価	126
----------------	-----

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)

小項目 No.11 技術協力	133
----------------	-----

(ロ) 有償資金協力(法第13条第1項第2号)

小項目 No.12 有償資金協力	145
------------------	-----

(ハ) 無償資金協力（法第 13 条第 1 項第 3 号）	
小項目 No. 13 無償資金協力	156
(ニ) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 4 号）	
小項目 No. 14 ボランティア事業	161
小項目 No. 15 NGO 等との連携、国民参加支援	177
小項目 No. 16 開発教育支援	192
(ホ) 海外移住（法第 13 条第 1 項第 5 号）	
小項目 No. 17 海外移住	200
(ヘ) 災害援助等協力（法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）	
小項目 No. 18 災害援助等協力	205
(ト) 人材養成確保（法第 13 条第 1 項第 7 号）	
小項目 No. 19 人材養成確保	214
(チ) 調査及び研究（法第 13 条第 1 項第 8 号）	
小項目 No. 20 調査及び研究	219
(リ) 受託業務（法第 13 条第 3 項）	
小項目 No. 21 受託業務	226
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	227
4. 短期借入金の限度額	
小項目 No. 23 短期借入金の限度額	235
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産処分に関する計画	
小項目 No. 24 不要財産の譲渡等の計画	236
6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画	238
7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 26 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	239
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	
小項目 No. 27 施設・設備に関する計画	240
(2) 人事に関する計画	
小項目 No. 28 人事に関する計画	241
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法	

第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)

小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い
..... 245

(4) 中期目標期間を超える債務負担

小項目 No. 30 中期目標期間を超える債務負担.....247

(5) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目 No. 31 監査の充実..... 248

小項目 No. 32 各年度の業績評価..... 252

<資料編>

独立行政法人国際協力機構の概要..... 254

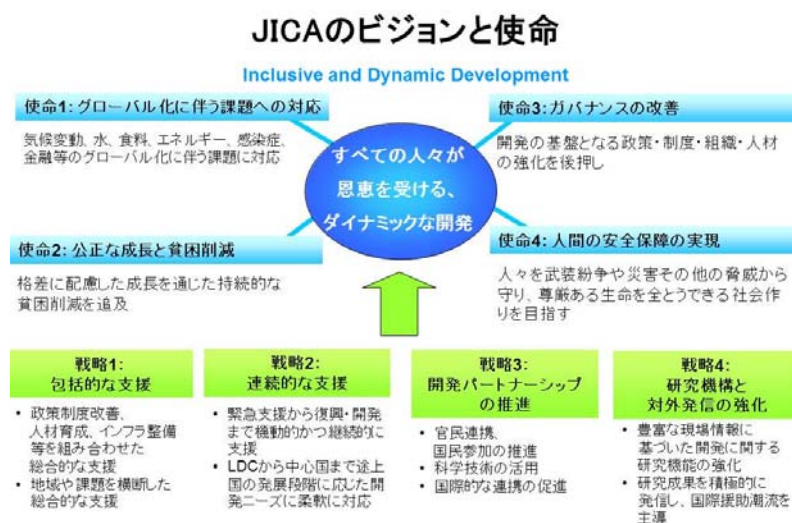
I. 総括

1. はじめに

平成 23 年度は機構の第 2 期中期目標期間（平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日）の最終年度であったが、同目標期間は、機構（JICA）と旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合による「新 JICA 発足」を含め、機構を取り巻く内外の環境が極めて大きく変化した 5 年間であった。

20 年 10 月の新 JICA の発足により、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う、世界最大級の二国間援助機関となった。統合に際しては、「全ての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」を機構のビジョンとして掲げ、グローバル化に伴う課題への対応や公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善、人間の安全保障の実現等を自らの使命とした。上記ビジョンを実現するため、理事長のリーダーシップの下、3 つの援助手法を一体的に運用した包括的な支援や内外の関係者との開発パートナーシップの推進、発展の段階に応じた連続的な支援、研究機能と対外発信の強化等を主な戦略に掲げ、統合効果の発揮、現場主義の強化を通じた機動的な対応、効率的かつ透明性の高い業務運営等を活動の指針として取組を進めてきた。

【図表 1】 新 JICA のビジョン



一方、第 2 期中期目標期間においては、我が国の厳しい財政事情を背景に抜本的な行政改革が強く求められるなか、「独立行政法人整理合理化計画」（19 年 12 月閣議決定）や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（23 年 1 月閣議決定）等により、機構を含む独立行政法人全般に対して、組織・事業の一層の効率化や合理化に向けた取組が厳しく求められてきた。

他方、23 年 3 月には東日本大震災が発生し、甚大な被害を受けた被災地や日本の国民に対して、多くの開発途上国からも連帯のメッセージや支援が寄せられ、ODA を含めて、日本が開発途上国と築いてきた絆があらためて認識されることとなった。東日本大震災を経て、政府は「開かれた復興」を方針に掲げて政府開発援助（ODA）をその重要な手段に位置づけ、国際公約の着実な

実行や防災・復興に関する教訓の共有を通じて、国際社会から寄せられた信頼や連帯に誠実に応えていくとともに、日本経済の復興・再生に資するべく、日本企業の海外展開の後押しにも貢献していくこととしている。機構も政府の方針の下で国民の負託に応えるべく、様々な取組を進めてきた。

第2期中期目標期間中の世界経済や開発援助の潮流に目を転じると、中国をはじめとする新興国の台頭が特筆される。多くの新興国の経済成長率は先進国を上回り、世界のGDPに占める新興国のシェアも着実に増加し、開発途上国への資金の流れに占める新興国の割合も拡大している。これらを背景に、開発援助の潮流を議論する場での新興国の存在感も増しており、23年11月に韓国の釜山で開催された「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」（以下、「釜山ハイレベル・フォーラム」）では、中国や韓国、インド等の新興国が成果文書の承認やパートナーシップ枠組みに参画したほか、南南協力や三角協力を巡る議論にも注目が集まった。

他方で、中東など一定の経済成長を達成した開発途上国の一部では、「アラブの春」で見られたように、格差是正や民主化を求める国民の声により、長年続いた政権が崩壊するに至り、機構がビジョンとして掲げてきた「全ての人々が恩恵を受ける（Inclusive）」開発の重要性があらためて認識される結果となった。

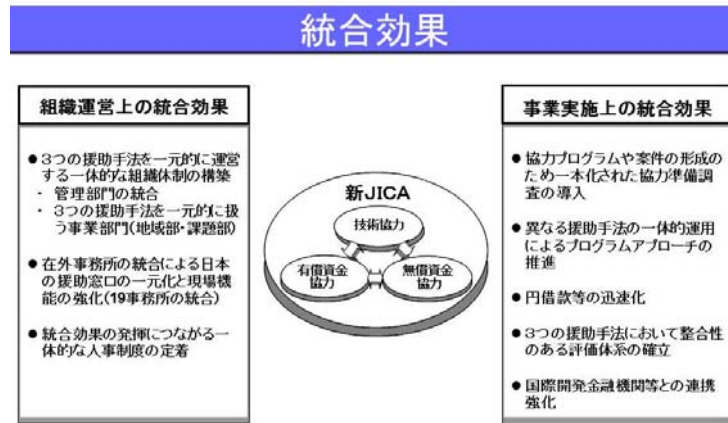
機構は、第2期中期目標期間の内外の環境の変化を踏まえつつ、中期目標の達成に向けて、統合効果の発揮、効果的な事業の実施、公正かつ効率的な組織・業務運営に着実に取り組んできた。23年度の業務実績を踏まえた、第2期中期目標期間の取組と成果の概要は以下のとおりである。

2. 統合効果の発揮

機構は、20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力部門）との統合を経て、一体的かつ効率的な組織運営を行うとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法の一体的運用を通じて、援助の迅速化、効果の拡大、普及・展開を目指した「3S（Speed up, Scale up, Spread out）」の実現を目指し、組織運営及び事業実施の両面における統合効果の発揮に努めてきた。

組織運営面では、管理部門等、旧両機関の共通部局の一本化により一体的な組織運営を実現したほか、事業部門については、国・地域の課題に応じて3つの援助手法を一元的に扱う体制を整備した。海外拠点については、統合前に両機関が事務所を有していた19カ国の拠点を一本化して重複を解消し、援助機関としての窓口が一元化されたことにより、相手国との対話が深まり、支援ニーズにより戦略的に対応できるようになった。また、統合に伴って人事・給与制度についても一本化し、統合効果の発揮につながる一体的な人事管理が定着した。

【図表 2】 統合効果概念図



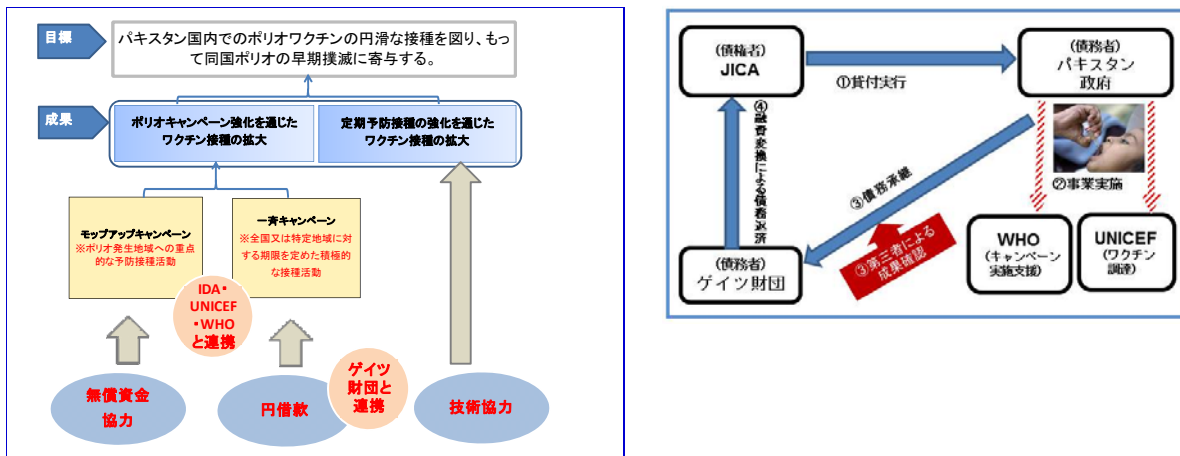
事業実施面については、外務省による「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」（22年6月）にも示されたプログラム・アプローチの浸透が挙げられる。プログラム・アプローチとは、援助ニーズの詳細な分析や途上国政府との協議等に基づいて開発課題の解決に向けたプログラム目標を設定し、その実現に資するための具体的なプロジェクトを導き出していく手法である。

開発目標の達成に向けた戦略的なアプローチの検討にあたっては、社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析・考察を深化させ、優先的に取り組むべき課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定を進めてきた。プログラムやプロジェクトの形成に向けては、統合時に3つの援助手法の事前調査を一本化し、国際約束を必要としないで機動的に対応できる協力準備調査を導入し、着実に実施してきた。また、援助効果の最大化を図るべく、国内外の関係者とのパートナーシップも強化した。

これらの取組を通じて、技術協力の成果の円借款による普及・拡大を図る取組や、プログラム・ローンの供与と組み合わせた技術支援、洪水対策における緊急援助から復旧・復興段階に至るまでの継ぎ目のない支援等、様々な形で統合によるシナジー効果が発現している。

例えば、パキスタンでは、定期予防接種に係る能力強化支援を技術協力で行いつつ、円借款によりワクチン投与に係るキャンペーンの広域的な展開を支援する計画を進めている。円借款の供与にあたっては、ポリオ撲滅に取り組む民間の慈善基金団体「ビル&メリンダ・ゲイツ財団」と連携し、事業成果が確認されれば、同事業にかかるパキスタン政府の円借款債務全額をゲイツ財団が代位弁済するという革新的な資金メカニズムも併せて導入した。また、バングラデシュでは、技術協力を通じて、地方自治体を巻き込みながら母子保健に関する啓発活動を包括的に進める取組（ノルシンディ・モデル）が確立され、円借款により全国への普及展開を目指す計画としている。このように、統合の効果として、援助の迅速化、効果の拡大、普及・展開に係る「3S（Speed up、Scale up、Spread out）」が発現している。

【図表 3】 パキスタンの地域保健分野における 3 つの援助手法を一体的に運用した取組事例



3. 効果的な事業の実施

(1) 政府の重要政策課題や国際公約への貢献

機構は、外務省が定める国際協力重点方針等を踏まえ、政府の重要政策課題に応える取組を機動的に進めてきた。第 2 期中期目標期間最終年度である 23 年度は、東日本大震災からのいち早い復興を果たすべく、官民一体となった「開かれた復興」を最優先課題とし、被災地の復興への貢献、防災に係る日本の経験と教訓の共有、新成長戦略を踏まえた取組を着実に進めてきた。

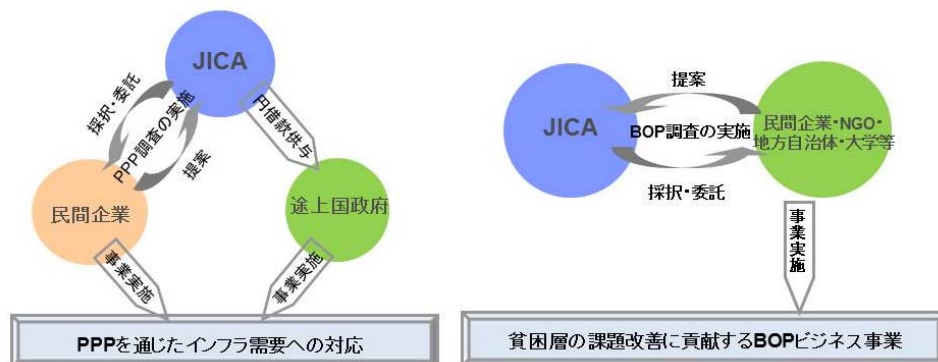
被災地の復興に向けた貢献については、機構は、震災当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置した上で、直後から青年海外協力隊二本松訓練所を被災者等の避難場所として提供し、機構職員や青年海外協力隊員 OB がジェンダーに配慮しながら住民参加型の避難所運営の側面支援にあたってきた。さらに、宮城県東松島市にも青年海外協力隊の OB、OG 等を復興支援要員として派遣したほか、復興支援の経験を有する機構の職員を復興に取り組む NPO に出向させた。また、風評対策の一環として、協力隊員が任国に正確な情報を伝達できるよう、派遣前訓練における説明会を行ったほか、開発途上国からの研修員に対しても、被災地の現状や風評被害の実態等について理解を促す取組を行った。

防災に係る日本の経験と教訓の共有に向けては、東日本大震災を通じて得られた教訓と、機構が携わってきた開発途上国における震災・災害復興支援等を通じて得られた知見を分析して、今後の防災・復興支援へのフィードバックを図ったほか、22 年 2 月に発生した地震により甚大な津波被害に遭ったチリの政府との間で津波対策に関する共同研究プロジェクトを開始し、防災分野の知見や教訓を提供してきた。また、地震・津波被害が想定される 10 カ国を対象とした「地震・津波の観測システム等に関する基礎情報収集・確認調査」を実施し、その後の無償資金協力案件の形成につなげた。

「開かれた復興」においては、日本の再生・復興を支える力強い経済成長への貢献を図るためにも途上国支援を活用することとされており、機構は、政府の方針の下で、PPP インフラ事業や BOP ビジネス事業^(注)、海外投融資事業等を念頭に置いた案件の形成等を行い、民間企業の海外展開の後押しにもつながる取組を進めてきた。特に、日本企業が多数活動する ASEAN については、域内の格差を是正し競争力の向上を図る観点から ASEAN 連結性の強化を支援しており、ASEAN 事務局及び日本経済団体連合会とともに「ASEAN 連結性マスタープラン」に対する日本

の協力について議論するシンポジウムを開催した。

【図表 4】 PPP インフラ事業及び BOP ビジネス支援事業概念図



(注) PPP (Public-Private Partnership) とは、従来公共事業として公的部門が建設・整備・運営等を行っていた分野について、民間部門が役割を一部担い、官民が一体となってサービスを行うことを指す。

BOP (Base of the Pyramid) ビジネスとは、主に貧困層を対象とした社会的課題の解決につながるビジネスを指す。

上記に加え、震災に際して日本政府や国民に寄せられた信頼と連帯のメッセージの応えるためにも、国際公約を誠実に実現していくことも重要であるとの観点から、機構は、アフリカ支援やミレニアム開発目標 (MDGs)、アフガニスタン支援、気候変動対策等に関し、政府の国際公約実現に向けて貢献すべく取組を進めてきた。

(2) パートナーシップの強化と拡大

機構は、国際的な援助潮流の形成に貢献すべく研究機能を強化し、その成果の発信に積極的に取り組んできた。20年10月の統合を機に機構は研究所を発足させ、国内外の研究者との共同研究や世界的な研究所や国際機関とのネットワークの強化等に取り組んできた。特に、日本のODAの特徴であり、機構が豊富な知見を有する、南南協力や個人・組織・社会システムの総合的な能力開発 (キャパシティ・ディベロップメント) 等に関する研究については、釜山ハイレベル・フォーラム等の国際的な援助の潮流を議論する場でその成果を広く発信し、成果文書においてもこれらの側面が言及されるに至った。

20年10月の統合を経て、世界銀行や国際通貨基金 (IMF) 等の国際開発金融機関や地域開発銀行等との連携も強化し、世界銀行が毎年発行する「世界開発報告書 (WDR)」に向けた継続的な知的貢献や、世界銀行やIMF等との合同セミナーの開催、両機関の総会への理事長等の出席に併せた世界銀行や日本政府等とのサイドイベントの共催等の取組を行ってきた。また、開発援助の潮流における新興国の台頭を踏まえ、旧来の二国間援助機関や国際機関との連携に加えて、中国、韓国、タイ等の新興国とも対話の促進や連携の強化を図っており、23年6月には政府と共に「第2回アジア開発フォーラム」を開催し、国際開発援助の潮流におけるアジアのドナーの役割について活発な意見交換を行った。

開発途上国の甚大かつ幅広いニーズに応えるには、政府のみならず、NGOや民間企業、民間財

団等の知見や資金との連携を図ることも有効であり、機構は、前述のゲイツ財団との連携に加え、貧困層に対する支援に豊富な経験を有するアガ・カーン財団やバングラデシュ農村向上委員会（BRAC）等の国際的な民間団体やNGO等とも連携し、人間の安全保障に寄与する協力を進めてきた。

（３） 国際協力に対する国民の理解促進と国際協力経験の地域社会への還元

機構は、財政事情が厳しさを増す中、国際協力の意義について国民の理解と支持を広く得ることを目的として、機構の事業の「見える化」を推進し、22年10月に機構のホームページに「ODA見える化サイト」を開設してから23年度末までに、累計で800件以上の情報について機構のホームページ上で公開し、80万件以上のアクセスを得た。さらに、NGOや国際機関と協働して進める国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」や、ソーシャルメディアを通じた発信等、国際協力の意義についてわかりやすく伝える広報に取り組んできた。また、ボランティア経験の日本社会への還元を支援すべく、企業側の人材育成ニーズを踏まえた民間連携ボランティアの試行的派遣を開始したほか、民間企業との連携による帰国ボランティアの進路開拓支援等も行った。さらに、国内拠点において地域と国際協力を繋ぐ役割を強化し、地域の知見の途上国支援への活用を図るとともに、国際協力に携わる人材が有する知見の地域社会への還元にも取り組んだ。23年度には、機構として初の地方公共団体との包括連携協定を横浜市と締結した。大学との連携も進め、23年度末までに25大学と協定等を締結した。NGO等との連携による草の根技術協力事業の実績も拡大しており、23年度実績で第2期中期目標期間初年度（19年度）の1.3倍以上に該当する219件に拡大した。「市民参加による国際協力の拠点」として18年度に開設された広尾センター（地球ひろば）については、展示ゾーンやスペース貸出等の機能の拡充を図り、第2期中期目標期間最終年度である23年度は、利用者数、利用登録団体数、登録団体主催の各種行事開催実績の何れも、自己目標値を大幅に上回る実績を上げた。

【図表5】 第2期中期目標期間における地球ひろば利用実績

	19年度	23年度	23年度 自己目標値
地球ひろば利用者数	8.8万人	15.7万人	10万人
地球ひろば利用登録団体数	287団体	606団体	300団体
登録団体による主催行事等実績	422件	1,236件	500件

（４） 援助の質の向上に向けたその他の取組

各援助手法別の事業の効果と効率性の向上に向けた取組に関しては、研修員受入事業の協力プログラムとの整合性向上を図るとともに、評価制度を見直し、その結果を踏まえて課題別研修第3者検証委員会の意見を研修の改廃に反映させる仕組みを構築した。併せて、青年招へい事業の改編や帰国研修員のフォローアップ強化にも取り組んだ。専門家派遣については、案件内容に応じたスキルの高い専門家を幅広い層から確保すべく、人材確保における公示・公募の拡充を図った。

有償資金協力については、9カ月の標準処理期間内に借款契約調印に至る案件の割合を向上させ、迅速化を進めてきた。また、「特殊法人等整理合理化計画」（13年12月閣議決定）により一旦廃止とされた海外投融資については、「新成長戦略実現2011」（23年1月閣議決定）において再開が決定されたことを受け、新規事業再開に必要な制度・手続きを整え、23年度に2件の出融資契約を締結した。さらに、今後の海外投融資事業の形成にも資するPPPインフラ事業やBOPビジネス連携促進を念頭に置いた調査の仕組みを整備した。

また、20年10月の改正機構法の施行を受け、無償資金協力事業の一部が機構に移管され、本体事業の実施のために必要な業務（実施監理業務）を機構が担うことになった。これに伴い、実施監理業務に必要な制度の整備を行い、新たな制度の定着と改善を図ってきた。また、無償資金協力事業の本体事業経費が機構に交付されることになったことを踏まえて、設計内容に見合った適切な工期の設定を可能とした。無償資金協力の競争性の向上に向けた様々な取組も進め、入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法の導入や、事前に想定できない事態が発生した場合に追加的経費の支出を可能とする予備的経費の試行的導入も実現した。総合的なコスト縮減に向けた取組については、政府が目標として設定している20年度からの5年間で15%程度の総合コスト縮減に対して、第2期中期目標期間最終年度（23年度）には約12%の縮減率を達成するなど、着実に成果を上げてきた。

災害援助等の協力については、第2期中期目標期間中に、累計11カ国に対して国際緊急援助隊27チームを迅速に派遣したほか、57カ国に対して93件の緊急援助物資供与を実施した。国際緊急援助隊救助チームの研修・訓練については質・量の大幅な改善を図った結果、21年度には、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）による救助チームの国際的外部評価（IEC）の中で最高位となる「重（ヘビー）」級の認定を受けた。

事業横断的な取組については、22年度から新環境社会配慮ガイドラインの運用を開始し、22年7月の施行から23年度末までに1,126件を審査した。主に環境カテゴリA案件を対象として、調査、審査、実施の各段階で開催した外部専門家による環境社会配慮助言委員会の実績は、第2期中期目標期間中で合計86回となり、委員会の一般市民による傍聴を可能とするとともに、逐語議事録をホームページ上で公開するなど、透明性の高い運営を行った。

事業評価については、20年10月の統合を踏まえて、3つの援助手法において整合性のある、事前から事後まで一貫性のある評価体系を整備するとともに、22年6月に外務省が取りまとめた「ODAのあり方に関する検討」を踏まえ、事業評価外部有識者委員会を設置した。さらに、評価の質の向上と客観性の確保を目指して外部評価を推進し、22年度以降は、10億円以上の全ての案件について外部有識者や機関が事後評価に参画する外部評価を実施した。

4. 公正な組織運営と業務の効率化

第2期中期目標期間においては、行政刷新会議等による独立行政法人改革の動きや、外務省の「ODAのあり方に関する検討」、国内の厳しい財政状況を背景に、独立行政法人をはじめとする公的主体に対する国民の厳しい見方が寄せられてきた中、機構は、公正かつ効率的な組織・業務運営に自律的に取り組んできた。「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘事項に

も適切に対応したところ、23年度末までの取組結果の概要は別紙のとおりである。

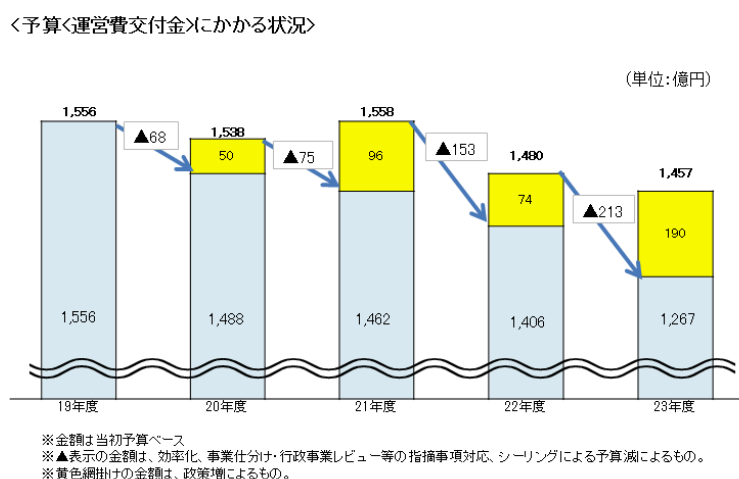
第2期中期目標期間においては、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く）について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成することとされており、業務委託や旅費制度、研修制度、随意契約、各種手当の見直し等に取り組み、いずれの事業年度も目標を達成した。

また、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因または受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）については、18年度比年率3%以上（中期目標期間の最終年度に18年度比14.1%減）の効率化を達成することとされているが、人件費改革の着実な実施を図ったこと等により、21年度には18年度比14.5%減となり、その後も円高により外貨建て支出額の円貨換算額が減少したこともあって、第2期中期目標期間の最終年度である23年度において18年度比年率3%以上の効率化を達成した。

人件費の削減については、役職定年制の導入、給与制度一本化に伴う給与引き下げ、職務限定職員及び勤務地限定職員の任用等の取組を通じ、中期計画の目標を上回って達成した。ラスパイレース指数については、20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により20年度に一時的に上昇したものの、上記取組等の結果、第2期中期目標期間最終年度である23年度までに地域・学歴補正後の指数を109.8まで引き下げる計画を22年度までに達成、23年度には106.5となり、20年度の114.5から8ポイント低下した。

これらの効率化の取組も踏まえた、第2期中期目標期間の運営費交付金（当初予算ベース）の推移は以下のとおり。

【図表6】 第2期中期目標期間の運営費交付金推移（当初予算ベース）



本部組織の見直しについては、部室課の削減や分掌見直し等に継続的に取り組み、統合時点の35部・室・局168課体制から、31部・室・局145課体制にまで改編を行い、4部・室・局23課の削減を行った。現場の機能強化に向けた取組としては、引き続き国内から在外への人員配置を進めるとともに、本部からの支援体制の強化や現地職員の一層の有効活用にも取り組んだ。

第2期中期目標期間における海外拠点の配置適正化については、旧国際協力銀行（海外経済協

力業務)との統合時に19カ国の海外拠点を一本化したほか、ODA卒業国を中心に8カ国の海外拠点を閉鎖した一方、新たな支援ニーズに迅速に対応すべく、南スーダンとイラクに新たな拠点を開設した。

国内拠点については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、第2期中期目標期間最終年度において、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫国際センターとの統合による「JICA 関西」の発足、札幌国際センターと帯広国際センターの統合による「JICA 北海道」の発足、広尾センター（地球ひろば）の施設閉鎖とその機能の市ヶ谷への移転を決定し、調整等を進めた。

保有資産の処分に関しては、独立行政法人整理合理化計画、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえて、職員宿舎や箱根研修所、保養所等の処分を着実に進めてきた。

契約の適正化については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月閣議決定）に基づいて契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約に係る網羅的な点検を進めてきた。また、随意契約等見直し計画を作成し、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に進めたほか、「競争性のない随意契約のガイドライン」の作成等を通じて、競争性のない随意契約の適切な運用に努めた。その結果、競争性のない随意契約の割合は大幅に改善し、第2期中期目標期間最終年度には自己目標値を上回って達成した。関連公益法人との契約については競争性のない随意契約をゼロにすることを目指して取り組み、23年度には1件（2.1%）、1百万円（0.1%）と大幅に縮減した。

【図表 7】 競争性のない随意契約及び関連公益法人との契約の割合

	18年度実績		23年度実績		23年度自己目標値	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のない随意契約の割合	54.2%	35.6%	16.6%	8.4%	22.0%	9.0%
関連公益法人との契約の割合	175件 (87.5%)	10,084百万円 (90.5%)	1件 (2.1%)	1百万円 (0.1%)		

契約情報の開示と透明性の確保にも取り組み、従来から行っていた個別契約の情報公開等に加え、密接な関係にあると考えられる法人との契約情報の詳細を他の独立行政法人に先駆けて公開したほか、コンサルタント等契約（企画競争）の選定プロセスの透明性向上の一環として、プロポーザルの評価の視点と評価配点、採点結果の公表を開始した。さらに、外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性審査を導入し、選定プロセスの透明性の一層の向上に取り組んだ。このほか、総括を含む業務従事者の配置の自由度を高めるなど応募条件の緩和を進めるとともに、公示情報の一部を前倒しに提供するなど、競争性の向上にも取り組んだ。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」を踏まえてさらなる経費削減に努めるべく、従来財団法人日本国際協力センターに委託していた専門家派遣業務及び研修員受入・監理等業務を23年4月及び24年1月から直営化した。

5. 第3期中期目標期間に向けて

23年度に第2期中期目標期間が終了することを踏まえ、24年4月1日から5年間の第3期中期目標が新たに示され、機構はこれに基づく中期計画を策定した。

第3期中期目標期間においては、東日本大震災で受けた甚大な被害からの復興に国を挙げて取り組むとともに、震災に際して国際社会から寄せられた信頼や連帯にも誠実に応えていく必要があることを踏まえ、開発途上地域に広く事業を展開しつつ国内各地にも拠点を有する機構の組織特性を生かして、日本国内と途上国を含む国際社会の関係者との連携を強化しながら、双方の課題解決に資する取組を行っていく方針である。また、事業の戦略性の一層の向上を目指して、統合によるシナジー効果を深化させ、プログラム・アプローチの一層の推進を図るとともに、NGOや民間企業、大学や地方自治体等の多様な関係者とのネットワークを強化し、オールジャパンの知見を結集して課題の解決に取り組んでいく計画としている。組織・業務全般の効率化については、不断の改善を自律的に行うことにより、一層の効率化と戦略性の向上を図ることとしており、第三期中期目標期間においては一般管理費および業務経費の合計について毎事業年度1.4%以上の効率化を進める計画である。

【事務・事業の見直し】

講ずべき措置		具体的内容	措置内容・理由等
01	技術協力(研修員受入)	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、23年6月から24年2月に有識者による評価が実施され、研修員受入事業の戦略性強化、協力プログラムなどに沿った研修スキームの強化、帰国研修員とのパートナーシップの強化等の提言がなされた。本提言にかかる対応について外務省及び機構にて検討を始めたところ。また、以下の取組み等により、研修員受入事業に係る予算を22年度約148億円から23年度約129億円、24年度は約108億円に縮減した。 ・研修コースのプログラム化に関し、機構関係部署による分野課題検討会を開催し、協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を23年7月に決定した。その結果、23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件についてプログラム化の確認を了し、29件の研修を廃止した。また、24年度に更新期限を迎える202件の研修のうち164件の研修についてプログラム化の確認を了し、38件の研修を廃止する方向で最終調整中。26年度までには全ての研修コースの改廃が完了予定。 ・長期研修に関し、学位の取得を主目的としている長期研修は23年度から新規の受入を中止した。また、既に来日中の当該研修員(68名)についても、24年度中に63名が研修を修了し、25年度までには全ての研修が終了予定。 ・国内研修旅行に関し、広島や京都などの世界遺産視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定(22年度に実施済)。 ・短期の日本語研修に関し、時間の短縮と日中から夜間の実施への振替えにより、23年度中に研修期間を縮減済み。
	研修員手当のうち生活費の廃止を含めた見直し	研修員手当のうち食費以外の名目(交通費、通信費等)で支給している生活費(1,580円/日)については、廃止を含めた見直しを行う。	・研修員手当(日額)については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額し(998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円)、23年度に来日する研修員から適用。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円を23年度予算で約2.0億円削減した。
02	技術協力(技術協力プロジェクト)	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	・機構内にタスクチームを設置し、一般競争入札(総合評価落札方式)導入のための検討を実施。23年度に外部の有識者による委員会を立ち上げ、計5回開催し、導入の基本方針及び制度の概要を策定。 ・23年度に開始した一般競争入札(総合評価落札方式)の試行導入期間中に、競争性・公平性の向上や質の確保等につきモニタリングを行う。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止した。
03	技術協力(開発計画調査型)	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	同上

04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	<p>【適正な案件形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO 等からの専門家により構成され（外務省及び機構からも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、23 年 10 月の第 1 回以降、5 回開催。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。 ・また、23 年 1 月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中の PDCA サイクルの強化の一環として、機構において実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を引き続き確認し、成果指標を定量化する取組を可能な限り実施。
05	無償資金協力	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。	<p>【事後評価の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後評価については、国際的に採用されている ODA 評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）、プロジェクトの効果が協力終了後も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して詳細な分析を行うこととし（例：広域インパクト発現や青年海外協力隊との連携による効果など）、得られた結果をフィードバックした。これにより、類似案件の形成やさらなる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。
06	国民等の協力活動の促進及び助長 (青年海外協力隊及びシニアボランティア)	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者 5 名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置し、事業の実施の方向性を検討するために委員会を 5 回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（22 年度に実施済）。①国毎に大使館、JICA、JBIC、JETRO 等関係機関で構成される「現地 ODA タスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。②資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等がわかりにくかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件は、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。③22 年度に生花、編物、文化、バレエの文化交流職種を廃止した。24 年度に職種の見直しを行い、一部職種の名称変更や分離・統合を同年度秋募集から適用予定。・経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に十分検証した上で、職種の絞り込みなど、適切な策を講じていく。・外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（23 年 8 月）。 ・紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、ページ数を削減した。またウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（22 年度に実施済）。 ・募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により 22 年度の実績 539 回から約 55%の削減を図り、23 年度は 242 回の計画とした。また機構の国内機関の利用回数を約 21%増加させ、22 年度の実績 48 回から H23 年度は 58 回の計画とした。これらの結果を踏まえた 23 年度の会場借用代等の経費実績は、当初の節減見込どおり約 4 千万円であった。

			給額の大幅な削減を行う。	<p>受験者への旅費支給方法を次のとおり見直した（23年度春募集から適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以って航空賃実費の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 <p>なお、22年度から宿泊費については支給せず希望者に対して機構の国内機関での宿泊を認めている。</p>
		国内積立金の抜本的な見直し	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。	国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況にあわせ各手当の支給の可否を決定することとした（22年度に実施済）。この結果、22年度までに派遣された受給対象者は、2年間で受給総額約250万円であったが、23年度から派遣された受給対象者は、その対象手当に応じて、受給総額は140～212万円となった。予算削減総額は、22年度の派遣規模が25年度まで不変と仮定した場合、23年度は約2.1億円、平年度化する25年度には約8.7億円と試算される。
07	国民等の協力活動の促進・助長	草の根技術協力の効果的な実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、評価スキーム見直しタスクフォースを設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ・評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を23年度下期に試行的に実施に移した。
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の観点から検討の結果、これまでJICAが実施してきた継承日本語集団研修5コースのうち、上級2コースについて、24年度から国際交流基金へ移管済。 ・JICAは、継承日本語集団研修3コース及び日本語学校生徒研修について、日系人のアイデンティティ向上に資する研修として、引き続き実施。
		営農普及事業の廃止	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。	・22年度をもって事業を廃止済。
		日系個別研修の事業規模見直し	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。	今期中期計画期間中に経費の1割削減および受入人数等の規模縮減を行う。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。	・国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画（5ヶ年）を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携行できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。（なお、救助チームについては22年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクである「重（ヘビー）」級に認定された。）
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。	・従来の長期研修制度の抜本的見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修終了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、具体的なあり方を継続検討中（そのため、24年度の新規募集は行っていない）。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。	・職員の代替と見なされないよう、従来のジュニア専門員制度の抜本的な見直しを行ない、新たに「国際協力エキスパートインターン」として人材養成事業（研修）の位置づけを明確化し、人材不足分野における中長期的な人材養成を念頭に置いた制度に改編。研修期間は最長1年半。研修終了後は、専門家等として海外の国際協力の現場に派遣することを原則とした。

11	調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。	項目 02 に同じ。
	調査・研究 (研究)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）をさらに、推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、国際機関経験者や NGO 関係者など計 5 名からなる第三者評価委員会を 23 年に立上げ、これまで 2 回開催した。委員会の評価結果・提言（詳細は研究所ウェブサイトにて公開）を受けて、研究活動における企画・事業部門との連携の継続・強化などについて、対応。今後、提言事項について適切な対応措置を講じていくとともに、引き続き定期的に評価を受けて研究所運営に反映させていく。 ・アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進中。 ・研究機関連携については、引き続き内外との共同研究を実施する過程で強化していく方針。特に世界銀行、国連開発計画（UNDP）など開発潮流の形成に強い影響力を有する機関との間での取り組みを積極的に推進する。これまで世界銀行とは気候変動などに関する共同研究を行い、また、世界銀行の「世界開発報告書」に対し基礎資料を提供した。米国ブルッキングス研究所とは、韓国 KOICA とともに開発効果に関する共同研究を行い、OECD 開発援助委員会（DAC）会合において提言を行なった他、成果を英文書籍として発刊。コロンビア大学とは共同研究の成果を出版し、国連本部でシンポジウムを開催。UNDP とは人間開発報告書に関するアジア地域コンサルテーションを共催し、同報告書に対して提言を行った。今後は「人間開発報告書」のアドバイザーパネルへの理事長の参加も含め連携を強化していく。
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映	援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ・22 年 9 月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築し、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を開始した（22 年度実施済）。また、23 年度は英文版事後評価報告書の検索機能も構築し、プロジェクトを実施した国のみならず他国の実施機関関係者や他ドナーなどが評価情報を容易に参照できるよう利便性を高めた。さらに、22 年 10 月に立ち上げた「ODA 見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。 ・事業評価に関する情報共有を強化するため評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取り組みを行っている ・国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受けた（23 年度 2 回実施）。
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府の ODA 広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省との定期協議等を通じて、外務省広報と機構広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避。具体的には、外務省の見える化サイトの機構への一元化などを進め、引き続き広報を効率的に実施（22 年度に実施済）。 ・引き続き、外務省広報との連携を強化しつつ、ODA 見える化サイトの拡充などを実施。 ・外務省が実施・終了した民間モニター制度を引き継ぎ、国際協力レポーターとして 23 年度から実施。 ・機構広報誌に外務省提供の外交政策情報を掲載するレギュラーコーナーを 23 年度に設置。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		具体的内容	措置内容・理由等
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	<ul style="list-style-type: none"> ・22 年度処分計画戸数 51 戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付（23 年 6 月）。 ・23 年度処分計画戸数 38 戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（24 年 2 月）。24 年度以降 3 年間で残り全ての区分所有の保有宿舍 100 戸の処分を完了予定（24 年度 34 戸、25 年度 33 戸、26 年度 33 戸）

14		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。 ・通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した（23年6月）。
15		広尾センター	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度の国庫納付及び市ヶ谷施設への機能移転について決定済（24年9月を目処に移転予定）。 ・移転方針を策定し、広尾の閉鎖に向けた作業並びに市ヶ谷における改修工事に着手済。
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。
17		施設整備資金	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度中に、広尾の機能移転、大阪の移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18		ODA卒業国の海外事務所廃止	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖。 ・現在、対象国なし。
19	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	<p>○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、国際業務型法人である国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構については、海外事務所の機能的な統合について対応を行うこととされ、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得るとともに、その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、24年夏までに結論を得ることとされた。主務省庁及び関係法人が参加する実務者会合における検討の結果として方向性を取りまとめ、「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」（平成24年3月30日）を公表。3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、機能的な統合に向けた具体的な取組に着手。その他についても、実務者会合において機能的な統合のあり方等について検討中。</p>
20		麻布分室処分	麻布分室を処分する。	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済（24年3月）。
21		国際センター	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・兵庫は、24年4月に関西国際センターとして統合し業務を開始（5月中旬に兵庫に完全移転済）。北海道2拠点については地元との調整を経て、24年4月に北海道国際センターとして改編（組織統合）。東京・横浜は、引き続き検討を行う。
22	取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの	<ul style="list-style-type: none"> ・「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、22年11月以降の契約に適用した。具体的には、機構において役員を経験した者が再就職している法人又は機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び機構における最終役職並びに直近の会

			再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上に公表（22年度に開始済）。 ・さらに23年は、6月に行政改革推進室から統一的指針及び左記具体的内容が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。
23		関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	・各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取した（23年度）。
24		一般競争入札への移行	「JICA ボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	・22年度にJICA ボランティア事業支援契約を、①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一般競争入札に移行した。（22年度に実施済）。 ・①募集支援業務については、23年度契約において、募集説明会の回数減や国内センターの活用により、発注規模を見直した（23年度に実施済）。24年度契約について一般競争入札に移行。
25	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。		・建物管理契約について、契約相手方を切り替える時期が到来する国内機関から順次一般競争入札（総合評価落札方式）に移行（22年度下半期より実施済）。 ・また、22年度に横浜国際センターで、23年度に沖縄国際センターで、分割発注とパッケージ発注の比較検証が可能となる入札を実施した。入札結果の検証は終了、サービスの質の検証は契約期間満了まで（それぞれ25年度、26年度）となるが、両ケースにおいて共に経費縮減に繋がるとの示唆は得られなかった。	
26	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。		・24年度契約について一般競争入札に移行。	
27	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直しとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）		・項目02に同じ。	
28	人件費の見直し		ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	・勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。 ・現行中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴勘案109.8）を22年度に達成済みであり、23年度も達成した。引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴勘案の対国家公務員指数の引き下げに努める。
29	在勤手当の見直し	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	・外部有識者で構成されるアドバイザー・グループを設置し、22年度中に2回の検討会を開催した。最終の「検討会」（平成23年7月26日開催）を踏まえ、現在、見直し方針の取りまとめ作業中。	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	・専門家等派遣支援業務を直営化済（23年4月）。 ・研修監理業務を直営化済（24年1月）。
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を	・全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の市ヶ谷施設への移転統合につき決定済。

			確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	
32	訓練所業務の効率的な実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ・締結済みの「JICA ボランティア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、機構職員、機構語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理調整を行い、23年度からの契約に反映させることとした。 ・この見直しの結果、23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に13名配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を2名削減した（23年度に実施済）。

Ⅱ. 平成 23 年度業務実績

<要約>

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

23年度は、内外の環境の変化と中期的展望に係る考察を踏まえて、今後取り組むべき重要課題について組織横断的な検討を進め、その実行に着手した。また、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項のうち優先的に対応すべき課題について、役員のリーダーシップの下で、PDCAサイクルに則って組織全体で取り組んだ。

本部組織の見直しについては、更なる統合効果の発揮と業務の効率化・迅速化を目指して、部室課の削減や、分掌の見直し等を行った。また、23年度下半期にメコン地域で発生した洪水に迅速かつ適切に対応すべく、メコン地域洪水被害緊急対策本部を設置し、国内外の関係機関や民間企業との連絡・調整について一元的に対応した。

海外拠点についても、引き続き配置適正化に取り組み、23年度は独立直後の南スーダンと支援ニーズの拡大するイラクに新たに拠点を設置したほか、新政権が発足したコートジボワールの拠点機能の強化を図るなど、新たな支援ニーズに迅速に対応した。

国内拠点についても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）の指摘事項を踏まえ、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫国際センターとの統合、札幌国際センターと帯広国際センターの統合、広尾センター（地球ひろば）の機能の市ヶ谷への移転に係る検討及び調整を進めた。また、東日本大震災の被災者に対する支援として、二本松青年海外協力隊訓練所において7月末まで被災者の受入れを行った。

予算執行管理体制については、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、引き続き予算執行状況等にかかる情報管理体制を強化するとともに、既存システムや業務フローの改善等に取り組んだ。

自然災害等に関するリスクに対する取組については、23年3月に発生した東日本大震災における対応と課題も踏まえ、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画（BCP）の策定に着手した。

(2) 業務運営全体の効率化

23年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの簡素化及びシステム等の導入による電子化を進めた。コンサルタント契約手続きの合理化については、精算手続きが最も煩雑な一般業務費の定率化を引き続き試行的に導入するとともに、23年度は新たに抽出検査を実施した。

また、随意契約見直し計画については、23年度も自主的に数値目標を策定し、契約監視委員会における競争性のない随意契約の網羅的点検の結果を踏まえて作成した執務参考資料「競争性のない随意契約にかかるガイドライン」を周知したほか、契約締結前の一元的なチェックや競争性

のある契約への移行状況のモニタリング等に取り組んだ結果、目標を達成した。他方、一者応札・応募については、過年度の取組に加え、23年度は新たに採択案件情報の公開、プレ公示の充実化、関心表明制度の廃止、調達情報ウェブページの改訂などの取組を行った結果21年度比では5.2ポイント改善したものの、22年度比ではやや悪化した。なお、関連公益法人との競争性のない随意契約については、「随意契約等見直し計画」においてゼロとするべく取り組んだ結果、1件まで減少した。

契約の情報開示と透明性の確保については、22年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22年度試行導入した外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。他法人に先駆けて導入した「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」についても、引き続きウェブサイト上で情報を公開した。

なお、3年間にわたって取り組んできた海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センター業務に関する民間競争入札（市場化テスト）については、両業務ともに達成目標を大幅に上回る実績を上げており、23年6月に開催された官民競争入札等監理委員会において、両業務の事業内容は確保されるべき質を達成できたと評価され、公共サービス改革基本方針において24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。

また、システム最適化計画の対象である「研修員システム」については、23年度中に基本設計を終えて開発工程に着手し、25年1月よりシステムの運用を開始予定である。

業務経費及び一般管理費については、中期計画に定める削減目標に沿って、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。人件費については、23年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比6.0%を上回る削減を行った。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

機構は、20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を経て、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関となったことを踏まえ、援助効果の最大化を図るべく、援助の迅速性及び機動性の確保並びに戦略性の向上に努めてきた。

22年6月に発表された外務省の「ODAのあり方に関する検討」により、援助ニーズの詳細な分析に基づいて開発課題の解決に向けた中長期的なプログラム目標を設定し、適切な援助手法を組み合わせることで目標達成に向けて取り組んでいくプログラム・アプローチの推進が政府方針として明確に打ち出された。機構は、従来からのプログラム化に向けた取組に加え、開発課題に関する分析の深化や援助手法の一体的運用を通じて、プログラム・アプローチの更なる強化に取り組んできた。

具体的には、統合時に3つの援助手法の事前調査を一本化した、国際約束を必要としない協力準備調査を適切に実施し、案件形成の機動性及び迅速性の向上を図った。特に、円借款事業では、協力準備調査の導入により、案件形成から円借款の供与までを一元的に扱うことが可能となり、

案件形成段階における迅速性及び機動性が向上し、より計画的かつ戦略的な協力が可能となった。

開発課題の解決に向けた戦略的なアプローチの検討に向けては、社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析を深化させ、優先的に取り組むべき開発課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定を進めた。

プログラムの形成にあたっては、3つの援助手法を有機的に組合せたプログラム・アプローチを強化するとともに、援助効果の最大化を図るべく、国内外の関係者とのパートナーシップも強化した。併せて、「協力プログラムの戦略性の強化に係るガイドライン」の内容を見直し、プログラム・アプローチを一層推進していくための環境整備にも取り組んだ。機構は、戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のため、外務省との間でパイロット・プログラムを形成することとしており、22年度には5件、23年度には45件を機構から外務省に提案した。

これらの取組を通じて、技術協力の成果を基に資金協力を通じてスケールアップを図り開発課題の解決を目指す取組、プログラムローンの供与と組み合わせた技術支援、洪水対策における緊急援助から復旧・復興段階に至るまでのシームレスな支援等、様々な形で統合によるシナジー効果の発現が見られるに至っている。

上記のとおり、統合時に掲げられた、援助の迅速な実施、援助効果の拡大、援助効果の普及・展開の3S (Speed up, Scale up, Spread out) は、個別の案件レベルにおいて発現しており、これらのシナジー事例の多くは、組織・人事の一体的な統合を通じて、統合後の機構が有するツールを有効に活用して、被援助国との協議を行い、より高い開発効果を上げるという考え方が機構の職員に浸透したことによるものである。

(2) 事業に関する横断的事項

機構は、国際協力重点方針をはじめとする政府の重要政策課題に応える取組を機動的に進めてきた。23年度は、東日本大震災からのいち早い復興を目指して、「開かれた復興」を最優先課題に位置づけ、被災地の復興支援、地震・津波等の災害に係る知見や教訓の国際社会との共有、「新成長戦略」を踏まえた民間企業の海外展開の後押しにつながる取組等を行った。併せて、東日本大震災に際して各国から示された連帯及び信頼に誠実に応えるべく、MDGs達成への貢献や、アフリカ支援やアフガニスタン支援に関する政府の国際公約の達成に向けた貢献を着実に実施してきた。

開発パートナーシップの強化については、旧来のドナー国・機関に加えて、新興ドナーや国際NGO等との連携強化を進めた。また、日本のODAの特徴である、個人・組織・社会システムの総合的な能力開発(キャパシティ・ディベロップメント:CD)や南南協力・三角協力について、機構が蓄積してきた知見を、第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム等の国際的な援助の潮流を議論する場で積極的に発信し、日本のODAの意義と有効性についての理解促進を図るとともに、援助潮流の形成に貢献した。また、民間企業との連携事業としては、BOPビジネス及びPPPインフラ事業を形成するための協力準備調査を実施した。加えて、地方自治体、大学、NGO等との連携も促進し、地域の知見の途上国支援への活用と国際協力の知見の地域社会への還

元を行った。

さらに、事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映等にも努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策の強化にも取り組んだ。

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求についても適正に対応した。広報については、21年度に策定した機構の広報戦略に基づき、専門広報と一般広報を両輪とした取組を進めた。特に23年度は、東日本大震災の被災地に配慮しつつ、日本と開発途上国の絆や復興における国際協力の意義について広く国民の理解を得るための広報に取り組んだ。また、ODA事業の透明性の向上を目的とした「ODA見える化サイト」については掲載件数を大幅に拡大し、アクセス数の倍増につなげた。23年度末に実施した「全国市民アンケート調査」では、ODAや機構の認知度が向上していることが確認された。

環境社会配慮については、21年度に完成させた新ガイドラインを適切に運用し、合計482件について適用した。23年度は、同ガイドラインに則って常設した外部有識者からなる第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）を計54回開催し、外部専門家から環境社会配慮に関する助言を得て適切に対応し、機構の実施する事業の環境社会配慮面の強化を図った。助言委員会に関しては、生態系環境保全に関する知見を強化すべく、5名の委員を増員した。会合は全て公開で行い、逐語議事録をホームページ上で公開するなど、積極的な情報公開を行い、意思決定の透明性を確保した。これらの取組の結果、案件形成過程における環境社会配慮に関する手続き面の確認が強化されるとともに、事業計画への住民視点の反映が強化された。加えて、事業計画の妥当性、スコアリング結果の評価理由、調査・予測・評価に関する説明、累積的影響の可能性等、横断的かつ多角的な検討により、機構が行う協力準備調査の質の向上が図られた。

機構内においては、JICA環境マネジメントシステムを引き続き適切に運用した。さらに、開発途上国における環境保全や気候変動対策等に貢献する取組については、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）においてアフリカやアジアの国々との対話を行い、気候変動脆弱国への支援の方向性等について議論を行った。

男女共同参画については、ジェンダー主流化推進体制の下、AW及び課題別指針の策定プロセス並びに個別案件の計画・実施の各段階においてジェンダーへの配慮が適切になされるよう、ジェンダー担当部署が協議に参画し、必要なジェンダー視点について検討する体制の定着を図った。また、東日本大震災からの復興に向けた取組においてもジェンダーの視点が配慮される体制を築き、被災地支援の際にも機構のジェンダー主流化に関する知見を活用した。また、ジェンダーとの関係性が一般的に理解しにくいテーマについて国連開発計画（UNDP）との連携によりジェンダー主流化の重要性を学ぶ研修を実施し、ODA事業に携わる関係者の理解促進に努めた。

事業評価については、引き続き3つの援助手法において整合性のある評価手法を適用し、PDCAサイクルに則った一貫した事業評価を実施した。また、評価結果に対する内外からのアクセスの一層の向上を目的として、ホームページ上に英文版事後評価報告書の検索機能も追加した。さらに、評価体制の充実と評価の質の向上を目指して、事業評価外部有識者委員会を2回開催し、委員からの意見や助言に基づき対応策の検討を進めた。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力

技術協力の効果的な実施に向けて、機構は総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）を重視した事業や南南協力支援に積極的に取り組んでおり、23年度は、これら事業の有効性について国際開発援助の潮流を議論する場で広く訴えるべく、「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム（HLF4）」やOECD/DAC南南協力タスクチーム主催の国際会議等において、機構の経験及び知見を積極的に発信した。

研修員受入事業については、22年度に確立した事後評価制度を適切に運用し、「テーマ別実証調査」、「全数（アンケート）調査」、「帰国研修員追跡調査」を実施したほか、帰国研修員のフォローアップとして、「ソフト型フォローアップ協力」を実施した。また、研修事業と協力プログラムの整合性を一層高めるため、研修案件の改廃の検討において、地域及び課題の両側面から研修ニーズを把握するための体制を強化した。

事業管理の面では、引き続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を図る観点から、公示・公募による人材の確保を推進した。コンサルタント選定については、競争性と透明性の向上を図るべく、「JICAコンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置し、「コンサルタント等契約における競争性、公正性の向上のためアクションプラン」を作成した。今後、同プランに基づき、コンサルタント等契約における応募、選定、契約実施の各プロセスにおいて制度改善を図る計画である。

(ロ) 有償資金協力

23年度の円借款供与実績は、貸付実行額が前年度を下回ったものの、新規承諾案件については、22年度末の東日本大震災の影響等を受けて先送りされた案件も含め、業務が正常化した23年7月以降実質的に9カ月間で着実に進捗させたことで、前年度を上回る進捗となった。また、道路、橋梁等のインフラ整備に加えて、災害復興やミレニアム開発目標(MDGs)達成等の社会セクターへの円借款の支援実績も積極的に増やすべく、復興外交やパッケージ型インフラ海外展開、保健・教育分野への支援強化、気候変動対策、アフリカ支援等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施及び案件形成に努めるとともに、新制度の導入を進めた。

19年度より取り組んできている円借款事業の迅速化についても、9カ月の標準処理期間内に借款契約調印に至る案件の割合を向上させるべく、引き続き案件の進捗監理の強化や、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を図り、23年度承諾案件の目標達成率は46.8%まで向上（過去の平均の達成率は41.9%）し、迅速化の成果が着実に表れた。

海外投融资については、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下、海外投融资再開に対応する中期計画及び業務方法書の改定や組織体制の整備を行い、年度末までにベトナム、パキスタンにおいて2案件の出融資契約を結んだ。

(ハ) 無償資金協力

23年度は、改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に行った制度整備の更なる定着及び改善に取り組むとともに、案件管理と資金管理を一元的に扱う無償資金協力実施監理システムを稼働させ、関係部署間の情報共有・連携を強化して一貫した案件監理をより効率的に行う体制を構築した。また、東日本大震災の経験を踏まえた広域防災の取組や「新成長戦略」（22年6月閣議決定）を踏まえた協力、アフガニスタンに対する公約達成に向けた支援等、政府の重要政策課題を踏まえた案件形成について、迅速かつ適切に対応した。入札参加拡大の取組としては、新たに建設業者間の共同事業体の結成基準を緩和するなどの改善を図った。また、急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するため21年度より試行している予備的経費については、アフガニスタン、エクアドル及びペルーにおける事業の実施に際して適用し、コンサルタント及び施工・調達業者等の負担軽減を図った。

コスト縮減に向けた取組に関しては、21年度に改訂を行った「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領第二版」に基づき、質の担保を念頭に置いた縮減に努めた。機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を引き続き実施した。その結果、対象案件全体で12.01%のコスト縮減が見られ、縮減率が前年度実績比で3.33%向上した。

(二) 国民等の協力活動

23年度は、外務省が公開した海外ボランティア事業に関する政策ペーパー、及び外部有識者を中心に関係省庁の参加も得て開催した「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」等からの提言を踏まえ、機構においてボランティア事業の改善の方向性を整理した「世界と日本の未来を創るボランティア～JICAボランティア事業実施の方向性～」を策定するとともに、具体的なアクションプランを取りまとめて公表を行う等、質の高いボランティア事業の実現を目指した抜本的な事業見直しを行った。

これらの事業見直しに沿って、重点課題とされているグローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献を目的に、特に民間企業との関係強化に取り組んだ。具体的には、経済産業省と共同でグローバルに活動する企業等を対象とした初の「企業が求めるグローバル人材」シンポジウムを開催したほか、民間企業と機構のボランティア事業の連携事例等を網羅的に紹介するウェブサイトコンテンツ「サポーター宣言」を立ち上げ、23年度末までに50社を超える企業等から支援表明を受けた。さらに企業からのニーズに沿って派遣国や活動内容、職種、派遣期間の選択・調整を可能とさせる「民間連携ボランティア」制度の導入に向けて試行的派遣を実現させた。

また、企業等におけるグローバル人材のニーズに、国際協力の経験を積んだ帰国ボランティアが貢献し得るとの考えから、ボランティアの帰国後の支援強化に積極的に取り組んだ。特に青年海外協力隊の就職等進路支援として、進路開拓支援セミナーや帰国時オリエンテーションに民間企業の人事担当者を招へいし、企業の今後の展開の中で求められる人材と、帰国ボランティアへ

の期待について講義を行う等の就労促進支援に努めた結果、23年度は帰国ボランティアへの求人数が22年度比でほぼ2倍増となるなど、第2期中期目標期間当初の実績値から大幅に拡大した。また、国内拠点や進路相談カウンセラー等との協働による地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけにより、採用や選考におけるボランティア経験者に対する特別措置の拡大が図られた。

NGO等との連携については、草の根技術協力事業におけるNGOの参画促進や一層の事業成果発現を目的に22年度に導入した事業規模（期間・上限額）を拡充する制度改善に沿って事業を実施し、草の根パートナー型は前年度比19%増と実績が大幅に拡大した。23年度には、事業量の増加のみならず、事業の質の向上にも取り組み、事業のもたらした効果・変化・課題を調査することを目的とした事後調査を導入した。

「市民参加による国際協力の拠点」として18年度に開設した広尾センター（地球ひろば）については、東日本大震災による施設利用の制限等による来館者数への影響はあったものの、地球ひろばの利用者数や外部団体による施設利用数、登録団体数等、いずれの指標においても前年度実績及び自己目標値を大きく上回る実績を上げ、国際協力への市民参加の拠点としての機能を十分に発揮した。

開発教育支援については、国際協力出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムの質的改善に向けた取組を継続し、参加教員に対する満足度調査では、いずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、文部科学省等との連携も強化し、定例意見交換会を通じて学習指導要領の改訂を踏まえた対応を協議したほか、文部科学省国立教育政策研究所と共同で国際教育のあり方に関する国際比較調査を行った。加えて、各地の教育委員会やユネスコスクール加盟校等との連携も強化し、地方自治体や学校単位での開発教育の継続的なフォローアップの拡充にも取り組んだ。

（木）海外移住

海外移住審議会意見を踏まえた政策に基づき、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を推進した。併せて、一般の経済・技術協力の枠組の中で、引き続き日系社会の支援を行った。また、日系研修員受入事業で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する継承日本語集団研修5コースおよび日本語学校生徒研修については、政府の検討結果を踏まえ、上級2コースを24年度中に国際交流基金に移管することとした。営農普及事業については22年度の事業をもって終了し、23年度からは実施を取りやめた。

（へ）災害援助等協力

23年度は、救助チーム及び医療チームの実派遣を要する災害はなかったが、ロシア石油精製工場爆発火災及びタイの洪水災害に対し専門家チームの派遣を実施した。特にタイの洪水においては、日本がこれまで災害対策で培ってきた経験をいかして、都市インフラ安全対策のための各種専門家の派遣を迅速に行った。加えて、国際緊急援助隊法施行以来初めてとなる排水ポンプ車による大規模かつ迅速な排水実施により、現地の工業団地等の早期復旧に大きく貢献し、今後の日

本の緊急援助にも新たな方策が加わった。

救助チームについては、都市型災害救助チームの国際的評価の中で最高位の「重（ヘビー）級」認定を21年度に取得していることを踏まえ、世界最高レベルの災害救助の質を維持・向上するために、23年度は研修・訓練プログラムの一層の拡充を行った。医療チームについては、従来の診療所機能から、災害発生後72時間以内のニーズが高い救命医療期への対応を強化していくことを目的に、3つの新たなモジュールの検討を行い、そのうち、手術モジュールに関するガイドラインの作成及び研修、機材導入を進め、24年度から実派遣時において手術が行えるよう大規模な見直しを行った。

23年度は、18ヵ国に対する19件の物資供与について、ニーズを踏まえて迅速に実施するとともに、より効果的な物資供与が可能となるよう備蓄倉庫の見直しを行い、世界食糧計画（WFP）との覚書締結を踏まえて、WFPの備蓄庫の活用を開始した。

なお、東日本大震災での経験を踏まえ、得られた教訓を国際緊急援助隊関係者や国際社会に向けて発信したほか、国内激甚災害への機構の関わり方について具体的な検討を行った。

（ト）人材養成確保

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、情報発信の活発な団体層の発掘や登録団体が有用な機能を認知するための取組を行い、新規登録団体数や情報提供件数の増加に繋げた。特に、情報提供件数は4,379件と、22年度から1,000件近く増加した。また、個人向けサービスの提供については、国際協力人材の裾野拡大を目的として、外部機関と連携したPARTNER利用促進に向けたセミナーなどの取組を進めたところ、23年度から新規に導入した簡易登録における登録者数が2,400名を超えた。また、東日本大震災への対応については、復興支援への参加を希望する個人と復興支援に乗り出したPARTNER登録団体とを結ぶ情報の提供を行うコンテンツを23年3月末から掲載し、被災地で活躍できる人材の確保に貢献した。

これまで実施していた国際協力におけるキャリア相談についても、夜間や土曜の相談を可能とするなど、対面相談の体制強化を行い、対面相談の数を前年比70件強増加させるに至った。さらに、人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」の実施及びインターンをはじめとする大学等と連携した人材養成に取り組んだ。

（チ）調査及び研究

23年度は、20年10月の研究所設立以来築いてきた基礎の上に立ちつつ、機構事業へのフィードバックと国際開発潮流への働きかけを目的として、研究体制の整備、研究の実施及び対外発信の強化について積極的に取り組み、これまでの水準を上回る成果を生み出した。

研究体制の整備については、開発援助に関する研究動向に関する文献レビューを機構の業務に供することを目的として機構内部向けに発信する「調査分析タスクチーム」と社会調査の学術的な観点からの品質管理や調査経費の適正化に向けたルール作りに加え、研究データの対外公開に向けた準備等を進める「社会調査タスクチーム」を新たに設置した。

また、研究所の活動を客観的に評価して更なる運営改善に役立てるために、第三者評価委員会を設立し、委員会の提言を踏まえて、企画部門・事業実施部門との連携強化に向けた定期協議の実施や事業部門との連携による研究プロジェクトの立ち上げ、受け手のニーズに応じた機構内外への発信方法の改善等に取り組んだ。これら取組の結果もあり、23年度の研究所の刊行物に対するアクセス数は前年度比1.5倍増にあたる9万件を超えるなどの成果が得られた。

研究の質の向上については、研究所の予算が一層縮減される中で更なる効率化に努めつつ、質の高い内部人材の確保と内外の研究機関等との連携の強化を図った。22年度までと同様、国外の一線級の研究者による査読や研究所内の審査委員会による審査を徹底し、国際水準の研究レベルの確保に取り組んできた。

研究成果の対外発信については、「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム(HLF4)」等の国際開発援助の潮流を形成する場において、キャパシティ・ディベロップメントや南南協力に関して、機構が豊富に有する知見等を積極的に発信した。結果として、HLF4の成果文書の中においてもその主張が反映された。南南協力に関しては、23年度にはブラジル「セラード農業開発」についての研究にも取り組んだ。また、世界銀行の発行する「世界開発報告書(WDR)やUNDPの「人間開発報告書(HDR)」への継続的な貢献や世界的な研究機関であるブルッキングス研究所等との共同研究成果の出版等も行ってきた。23年度に研究所が国内外で開催・共催した国際シンポジウムやワークショップは23回を数え、22年度の12回からほぼ倍増となった。

機構事業へのフィードバックに関する研究については、教育、農業、水、平和構築、産業開発、環境等の幅広い分野の事業に関して、事業部門及び国内外の研究機関との連携を図りつつ進めた。アフリカにおける中小企業振興の経験をまとめた論文はノーベル経済学賞の受賞者であるコロンビア大学のスティグリッツ教授との共同研究の一環として書籍に収録され、国連本部でのセミナーでも発表された。また、ボランティア事業の研究など、機構の事業を対象とする研究も開始した。加えて、機構の事業経験を歴史的に振り返る作業も進め、書籍を2冊刊行した。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く）

保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画した資産のうち22年度に売却した物件について、23年度はその売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。自己収入のうち雑収入は22年度比で110百万円の減収、固定的経費は事務所賃料の見直し等により、22年度比で275百万円節減した。

融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定については、短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、借入と返済を行った。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

独立行政法人通則法の改正を踏まえて不要財産と整理された保有資産について、22年度に売却した56物件の売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付するとともに、23年度は新たに区分所有の職員住宅38物件を売却し、同じく売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。売却にあたっては、22年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、23年度は、麻布分室の売買契約を締結し、所有権を移転するとともに、22年3月に売買契約を締結した旧タイ国事務所の土地・建物についても、資金決済及び所有権の移転を了した。

7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

実績はない。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

本部・国内機関施設整備・改修工事については1,596百万円を予定していたが、入札を踏まえた契約金額が計画額を下回ったこと等から、実際の執行額は906百万円となった。

(2) 人事に関する計画

22年度に一部改訂された新人事制度についての職員の理解の促進と適切な運用の定着を図る観点から、人事制度評価ハンドブック第二版を作成し、全職員に配布するとともに、新任管理職等を対象とした評価者研修を実施した。こうした取組を通じて、統合効果の発揮につながる一体的な人事管理の定着を図ってきた。23年度においても、職員の制度に対する理解度及び現状認識に関するアンケート調査を実施した結果、新人事評価制度等の理解度は、制度改訂直後であった22年度の5割程度から7割を超える水準に向上した。

また、20年度の統合に際して、新JICAのビジョンを達成できる「国際協力のプロフェッショナル」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本的な考え方を取りまとめた。23年度においても、統合後の組織において職員が備えるべき能力の開発に向けた研修の拡充と能力の発揮につながる適材適所の人事配置を引き続き進めてきた。その一環において、22年度に導入した管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性をいかすことのできる部署への配属を推進した。同じく22年度に導入した、若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルティング」についても着実に実施し、その結果を適材適所の人事配置に活用した。「男女職員

のワークライフ・バランス推進」の観点から「JICA 行動計画」を改訂した。

加えて、海外拠点の機能強化につながる人事配置についても着実に実施した。

23年度は、行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けた外部委託業務の一部直営化を効果的・効率的に実施するため、特定の業務についてその業務に習熟する人材を配置する特定職系を導入し、併せて「人事制度ハンドブック」を改訂した。

職員の能力開発については、新たに導入された特定職向けの研修を実施する等、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、外部有識者の意見も踏まえつつ、今後の制度のあり方について引き続き検討を進めた。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

第1期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、19年6月に承認を受けた。23年度は、システム等統合経費として146百万円を支出した。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間をまたいで契約を締結することが合理的かつ効率的なものとして、23年度は777件の契約を行った。

(5) その他中期目標を達成するために必要な事項

機構は、会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づき、関係部署への改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織的なフォローアップを行った。

コンプライアンス態勢の強化に向けては、各海外拠点において、現地法令や慣習を踏まえて現地版のコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、現地職員を含め、事務所員へのコンプライアンス研修を実施した。また、各役職員の業務の内容や役割に応じた研修に加え、コンプライアンスに係る新たな課題への対応として、反社会的勢力への対応やインサイダー取引防止に係る研修等を通じ、役職員等のコンプライアンスの理解度向上や意識醸成を図った。内部統制強化に向けた取組としては、部署別年間業務計画においてリスクモニタリングの枠組を導入するとともに、第1回内部統制理事会を実施し、内部統制に係る基本方針や組織全体の重要リスクについて審議した。

法人の長のマネジメントについては、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、機構が取り組むべき重要かつ組織横断的な課題を設定し、理事会において取組状況を確認しつつ、今後の課題を継続的に議論してきた。また、職員に対して法人のミッションを周知徹底するための方策として、海外拠点の長が一時帰国した際の意見交換会や現地職員の本邦研修における意見交換等、コミュニケーションの場を積極的に設けてきた。

監事監査の対応については、「平成 22 年度国際協力機構監事監査報告」（23 年 9 月提出）における 31 項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速な対応を行い、業務改善等に取り組んだ。取組結果については、『平成 22 年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」として取りまとめ、理事長から監事に提出した。

<小項目毎の実績>

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目 No. 1 組織運営の機動性向上

【中期計画】

(1) 組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動する NGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地 ODA タスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EU へ加盟した、あるいは OECD 開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆる ODA 卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【年度計画】

ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、

技術協力、有償資金協力、無償資金協力が最も適切に実施されるよう、民間セクターや NGO との連携にも留意しつつ、現地 ODA タスクフォースに積極的に参加する。

- イ. 事業実施における現場主義のさらなる強化のため、現場の円滑な業務実施に資する人員体制の強化や在外を支援する本部の取組強化等、必要な改善を行う。
- ウ. 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスの合理化を図り、責任の明確化を通じ、業務効率の改善を図る。
- エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。
- オ. EU へ加盟した、あるいは OECD 開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆる ODA 卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(22年12月7日閣議決定)も踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証を行うとともに、その検証結果及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、機構本部等の業務運営体制の見直しも含め、国内拠点等の配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【当年度における取組】

平成23年度は、内外の環境の変化と中期的展望に係る考察を踏まえて、今後取り組むべき重要課題について組織横断的な検討を進め、その実行に着手した。また、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項のうち優先的に対応すべき課題について、役員のリダーシップの下で、PDCAサイクルに則って組織全体で取り組んだ。

本部組織の見直しについては、更なる統合効果の発揮と業務の効率化・迅速化を目指して、部室課の削減や、分掌見直し等を行った。また、23年下半期にメコン地域で発生した洪水に迅速かつ適切に対応すべく、メコン地域洪水被害緊急対策本部を設置し、国内外の関係機関や民間企業との連絡・調整について一元的に対応した。

海外拠点についても、引き続き配置適正化に取り組み、23年度は独立直後の南スーダンと支援ニーズが拡大するイラクに新たに拠点を設置したほか、新政権が発足したコートジボワールの拠点機能の強化を図り、新たな支援ニーズに迅速に対応した。

国内拠点についても、配置計画の最適化を念頭に包括的に見直し、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫センターとの統合、札幌国際センターと帯広国際センターの統合、広尾センターの機能の市ヶ谷への移転に係る検討・調整を進めた。また、東日本大震災の被災者に対する支援として、二本松青年海外協力隊訓練所において7月末迄被災者の受入れを行った。

予算執行管理体制については、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、引き続き予算執行状況等にかかる情報管理体制を強化するとともに、既存システムや業務フローの改善等に取り組んだ。

自然災害等に関係するリスクに対する取組については、23年3月の東日本大震災発生時における対応と課題も踏まえ、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画（BCP）の策定に着手した。

1. 組織体制等の定着に向けた取組

(1) 統合後の部局間の連携強化

23年度は、経営戦略機能の強化を目指して設置したタスクフォースを事務局として、内外の環境の変化と中期的展望に係る考察を踏まえて、今後取り組むべき重要課題についての組織横断的な検討を進め、その実行に着手した。また、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項のうち優先的に対応すべき課題について、役員のリダーシップの下で、PDCAサイクルに則って組織全体で取り組んだ。

本部組織の見直しについては、外からみても分かりやすいスリムな組織に改編し、更なる統合効果の発揮と業務の効率化・迅速化を図ることを目指して、部室課の削減や、分掌見直し等に引き続き取り組んだ。その結果、統合時の35部・室・局168課体制から、23年度末時点で、31部・室・局145課体制への改編を達成した。

決裁プロセスの合理化に向けた取組については、意思決定が迅速に行われるよう決裁プロセスの簡素化を引き続き推進するとともに、各部課等の責任・権限の一層の明確化を図り、部署間の牽制関係を保ちながら適切に意思決定がなされるよう合議・協議先の見直しを行った。

さらに、23年下半期にメコン地域で発生した洪水に迅速かつ適切に対応すべく、東南アジア・大洋州地域担当理事を本部長とするメコン地域洪水被害緊急対策本部を設置し、被害状況の把握や国内外の関係機関及び民間企業との連絡・調整について一元的に対応するとともに、被災国に対する支援について機構横断的に調整を図りながら検討を進め、緊急援助から中長期的な復旧・復興支援に至るまで、迅速かつ包括的な協力の計画、実施に取り組んだ。

2. 現場（海外拠点）の機能強化

(1) 在外主導體制の定着

機構は、海外拠点における現場機能の一層の強化を図るべく、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性（18年11月）でも指摘された、国内から在外への人員配置を進めるとともに、本部支援体制の強化や現地職員の有効活用等、海外拠点がより効率的・効果的に業務を行うための体制の強化にも取り組んだ。

海外拠点の事務の合理化については、代替可能な経理業務の本部への移管について22年度に11拠点で試行した結果、一元的管理による質の向上と総合的な業務量の軽減につながることを確認されたため、23年度は43拠点に拡大した。

現地職員の能力向上については、20事務所の現地職員を対象に、援助手法や調達手続き、評価手法等、事業の実務に関する研修を実施した。また、現地職員の業務の習熟度向上と事業への一層主体的な参画を図るべく、引き続き執務資料の英文化を推進した。

海外拠点の長と機構本部の関係者が現場の機能強化を目指して毎年協議を行う在外事務所長会議については、23年度は各地域を代表する海外拠点の長が一堂に会して在外発信型の運営を行い、

国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定とプログラム化の推進を通じた国毎の課題に応じた戦略的な事業の実施、現地職員の一層の活用、海外拠点における適正配置等について協議した。会議の結果を踏まえ、現地職員の更なる活用に関しては、現地職員の人材活用指針の策定に24年度から取り組むこととした(詳細は、小項目 No.4「統合効果の発揮」参照)。

(2) 現地における ODA 実施のための連携

現地 ODA タスクフォースは15年度に導入されてから8年が経過し、23年度は全体の4割以上の国(32カ国)において定期的な会合が開催され、各国平均で年間12回以上の現地 ODA タスクフォースが開催されてきた。また、近年では、現地日本大使館、機構、JETRO等、公的機関に留まらず、民間企業や団体の参画を得た拡大現地 ODA タスクフォースも開催されるようになってきている(25カ国で延べ170回)。モンゴル、インド、ペルー、メキシコ、イラン等においては、「官民連携スキーム」等の特定テーマや分野において民間企業を交えた議論が行われた。

23年度は、外務省が策定を開始した国別援助方針の検討において、機構は、AWの作成などによる開発ニーズの分析等に関して中心的な役割を担い、現地 ODA タスクフォースでの援助方針案の策定に大きく貢献した。また、援助方針に基づく新規案件の形成や要望調査の取りまとめにあたっては、多くの現地 ODA タスクフォースにおいて中心メンバーとして事業の推進役を担った。また、専門家等による各専門分野の動向等に関する講義や、ボランティアの活動報告等を現地 ODA タスクフォースの場を活用して行い、機構が有する現場の知見の共有を図った。

また、現地 ODA タスクフォースの強化のために外務省が開催した遠隔セミナー(機構のテレビ会議システムを活用)において、事例発表や議論への貢献等の形で機構職員が積極的に参画し、現地 ODA タスクフォースでの知見の蓄積に貢献した。

3. 海外・国内拠点の配置適正化

(1) 海外拠点の配置適正化に向けた取組

海外拠点の配置適正化については、独立や平和構築・復興等に伴う迅速な支援ニーズや、政府の国際公約、それぞれの国に対する支援の方向性や事業規模等を踏まえて、各拠点の整理・統合、配置適正化、体制の包括的な見直しに引き続き取り組んだ。

23年度は、7月に新たな独立国として誕生した南スーダンや、支援ニーズの拡大するイラクにおいて海外拠点を設置した。また、コートジボワールでは新政権誕生後速やかに日本人所員を配置し、拠点機能の強化を図った。

他の国際業務型法人との機能的な統合については、機構の事業実施上必要な機能を損なわないことを前提としつつ、3省庁4法人の間で設けた情報共有・意思決定の枠組みにおける検討に積極的に協力した。

(2) 国内拠点の配置適正化に向けた取組

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」や NGO 関係者を含む有識者による国内機関の第三者検証の提言等を踏まえ、国内事業の一層効率的な実施と開発効果の向上を図る

とともに、東日本大震災後の経験を踏まえて地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進することを念頭に国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。

7月に開催した国内機関長会議では、5月に実施した第三者検証の結果を踏まえて、地域の経験や技術を活用して開発途上国への援助を実施する機構が、国際協力を通じて得た知見を地域に還元し、地域の発展に積極的に貢献していくことを合意した。また、国内機関の役割・ミッションとして、①地域の経験とネットワークを活用し開発途上国が抱える課題解決に貢献すること（日本の知見を途上国開発に活用）、②地域の発展に国際協力を通じて貢献すること（地元企業、自治体、NGO、大学等の海外展開を支援）、③国民の国際協力理解と支持・参加を促進すること（ODA理解促進、知日家や親日家の育成への貢献）、を再確認した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、国内機関の配置計画の最適化の観点から全体を見直し、施設運営・研修実施に係るコスト削減を図るべく、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫国際センターとの統合（24年度からの「JICA 関西」の発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの統合（24年度からの「JICA 北海道」の発足）、広尾センター（地球ひろば）の機能の市ヶ谷への移転に向けた検討・調整を進め、関西及び北海道については組織改編に必要な諸手続きを終了した。

国内機関の施設の活用については、東日本大震災の影響から23年度は研修実施時期が後ろ倒しになったため、入館率は55.3%（22年度通期実績65.6%）、宿泊者数26,372人（同31,165人）と、22年度と比較して落ち込みが見られた。利用者数全体では、震災後の広報やセミナー・イベント等の自粛期間による影響を受けた一方、被災地支援に加えて、防災・復興に関する各種セミナー・イベント等の開催を積極的に行った。その結果、23年度の国内拠点の施設の利用者数は561,136人（22年度実績571,506人）と22年度比で約1万人少ない実績となったが、第2期中期計画開始時点（18年度実績362,196人）との比較では55%増となった。

【国内拠点による地域と国際協力をつなぐ役割の取組事例】

● 民間企業との連携

帯広国際センターでは、国別研修で受け入れたウクライナ農業企業家の研修員と地元中小企業とのビジネス交流会を設定し、海外進出を考える企業が現地情報を得られる機会を提供した。また、同コースで研修員受入に協力した地域企業2社と共にウクライナにおける研修フォローアップの現地視察を行い、現地の関係者との情報交換を行うなど、民間企業の海外でのビジネス展開の可能性検討に対する側面支援を行った。

北陸支部は、自動車リサイクル技術に関する研修員受入に協力した地元企業と共に、ブラジルにて研修フォローアップの現地視察を行い、同社からブラジル政府高官に対して日本のリサイクル制度の説明を行った。研修事業がきっかけとなって日本の中小企業が開発途上国への進出を検討する機会となり、また機構が仲介することで開発途上国政府の日本の中小企業に対する信頼感の醸成に貢献した。

● 地域の多様な有識者との連携

中部国際センターでは、「地域有識者懇談会」（委員：中部経済連合会専門理事、名古屋大学副総長、名古屋 NGO センター理事長、名古屋市前副市長等）を設置し、国際協力に対する国民の理解と支持の促進と国際協力を通じた地域への貢献をテーマに、地域の有識者と定期的な意見交換を行った。

● 自治体や民間企業との連携

横浜国際センターが窓口となり、機構と横浜市との間で技術協力や相互の人材育成を盛り込んだ包括的連携協定を締結した。水道、環境及び港湾分野を中心とした都市づくりに関する経験を豊富に有する横浜市との連携を通じ、都市開発分野等での一層効果的な協力を進めていく計画としている。

また、東日本大震災の被災者に対する支援として、二本松青年海外協力隊訓練所において 7 月末まで被災者の受入れを行った（詳細は小項目 No.5 「効果的な事業の実施」参照）。

4. 予算の執行管理機能の強化

政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、23 年度も引き続き機構における予算執行状況等にかかる情報管理体制を強化した。具体的には、企画部が一元的に事業系予算の執行状況や事業の進捗状況をモニタリングし、常に最新の状況を把握することを可能にするため、既存システム（事業管理支援システム等）の改善・改修を図った。その結果、予算執行状況の随時把握が容易になったため、機構内の関係部署に周知する月次のモニタリング結果の内容もより詳細なものとなり、予算執行管理の最適化が進んだ。さらに、効率的な予算執行管理を行うための業務フローの改善や各部への予算配分管理のための書式類の整備、ツールの開発・導入等も行った。

また、23 年度はタイをはじめとするメコン地域の洪水や中米の自然災害（豪雨）等に伴い発生した支援ニーズに対して、政策的重要性も踏まえて機動的に予算を活用し、日本の経験や知見をいかした緊急支援を実施した。

5. 自然災害等に関係するリスクに対する取組（事業継続計画）

23 年 3 月の東日本大震災発生時の対応と課題も踏まえ、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画（BCP）の策定に着手した。具体的には、想定される緊急事態を首都圏直下地震（東京湾北部地震。マグニチュード 7.3、東京 23 区最大震度 6 強）とし、電気・通信の不通、あるいはビル管理会社による入館規制により、本部が入居するビルにおいて 2 週間（東京都防災会議地震部会によるライフラインの復旧見込みに基づく）の間、業務が実施・継続できないことを想定したものである。真に実施、継続が必要と考えられる最小限の業務を「緊急事態時優先業務」として、① JICA 事業関係者の生命の安全確保、② 金融市場等に影響を与えかねない金融・支払業務、③ 国や地方自治体の要請等に基づく緊急事態対応、④ 対策本部にかかる

業務、⑤施設・システム復旧に係る業務、の5つに分類・特定し、この他の業務は原則休止とすることを基本方針としている。各優先業務の具体的な手順は別途、BCP マニュアルとして整備することとし、作成を進めている。

23年度は金融・支払業務について実地訓練を行ない、その結果も踏まえて作成したBCP案を理事会で審議した。審議結果を踏まえて、今後さらなる検討が必要な事項（実効性を高めるため、各緊急事態時優先業務における一層の業務の絞り込みを行う等）について引き続き検討を進めている。

名称：札幌国際センター
所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績	経費実績			
研修員受入事業*	国別研修	101人	907,659千円		
	課題別研修	311人			
	長期研修	18人			
	青年研修	93人			
	有償勘定研修	34人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	98,177千円	
		支援型	2件		
		地域提案型	3件		
		緊急経済危機対応一包括型	0件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	141件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	43件		
		開発教育指導者研修	201人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	26件		
		共催事業	17件		
	日系研修	14人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	400人			
	在外スタディツアー**	10件			
利用者数	14,339人				

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	126,001千円
	職員数	15人
	入館率**	64.3% (66.8%) ***

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は22年度実績

名称：帯広国際センター
所掌地域：北海道（道東のみ）

事業区分	事業実績	経費実績			
研修員受入事業*	国別研修	79人	648,531千円		
	課題別研修	152人			
	長期研修	6人			
	青年研修	49人			
	有償勘定研修	23人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	67,156千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
		緊急経済危機対応一包括型	0件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	46件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	14件		
		開発教育指導者研修	82人		
		教師海外研修	0人		
		市民参加協力	2件		
		共催事業	10件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	84人			
	在外スタディツアー**	2件			
利用者数	7,875人				

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	58,800千円
	職員数	7人
	入館率**	68.3% (74.5%) ***

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
** 入館率はGW、年末年始を除く
*** ()内は22年度実績

名称：筑波国際センター

所掌地域：茨城県（草の根技術協力及び日系研修を除く）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	252 人	研修員受入事業に係る経費	1,780,163 千円	
	課題別研修	561 人			
	長期研修	18 人			
	青年研修	14 人			
	有償勘定研修	53 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	88,818 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
		緊急経済危機対応－包括型	0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	39 件		
		施設訪問	23 件		
		開発教育指導者研修	73 人		
		教師海外研修	4 人		
		市民参加協力	0 件		
		共催事業	3 件		
		日系研修	0 人		
		ボランティア派遣前研修	0 人		
		ボランティア募集説明会参加者数	171 人		
		在外スタディツアー**	0 件		
		利用者数	6,026 人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	567,775 千円
	うち人件費*	230,649 千円
	職員数	27 人
	入館率**	63.6% (68.3%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	3,283 円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** () 内は22年度実績

名称：東京国際センター

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（研修員受入事業のみ）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	1,882 人	研修員受入事業に係る経費	4,728,065 千円	
	課題別研修	1,451 人			
	長期研修	122 人			
	青年研修	161 人			
	有償勘定研修	679 人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	0 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
		緊急経済危機対応－包括型	0 件		
		緊急経済危機対応－フォローアップ型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	0 件		
		施設訪問	0 件		
		開発教育指導者研修	0 人		
		教師海外研修	0 人		
		市民参加協力	0 件		
		共催事業	0 件		
		日系研修	0 人		
		ボランティア派遣前研修	0 人		
		ボランティア募集説明会参加者数	0 人		
		在外スタディツアー**	0 件		
		利用者数	38,059 人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	962,285 千円
	うち人件費*	459,632 千円
	職員数	53 人
	入館率**	51.6% (72.6%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	3,929 円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** () 内は22年度実績

名称：横浜国際センター

所掌地域：神奈川県（全事業）、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び山梨県（日系研修）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	266人	研修員受入事業に係る経費	1,040,673千円	
	課題別研修	283人			
	長期研修	19人			
	青年研修	13人			
	有償勘定研修	96人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	5件	国民参加協力事業に係る経費	425,848千円
		支援型	3件		
		地域提案型	2件		
		緊急経済危機対応一包括型	2件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	50件		
		施設訪問	128件		
		開発教育指導者研修	79人		
		教師海外研修	7人		
		市民参加協力	7件		
	共催事業	1件			
	日系研修	76人			
	ボランティア派遣前訓練	46人			
	ボランティア募集説明会参加者数	883人			
	在外スタディツアー**	0件			
利用者数	117,452人				

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	465,180千円
	うち人件費*	187,687千円
	職員数	22人
	入館率**	70.6% (68.6%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	4,116円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は22年度実績

名称：中部国際センター

所掌地域：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	162人	研修員受入事業に係る経費	961,524千円	
	課題別研修	228人			
	長期研修	44人			
	青年研修	44人			
	有償勘定研修	64人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	7件	国民参加協力事業に係る経費	251,325千円
		支援型	2件		
		地域提案型	5件		
		緊急経済危機対応一包括型	1件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	156件		
		施設訪問	122件		
		開発教育指導者研修	1,777人		
		教師海外研修	16人		
		市民参加協力	43件		
	共催事業	20件			
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,080人			
	在外スタディツアー**	21件			
利用者数	71,125人				

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	343,338千円
	うち人件費*	127,925千円
	職員数	15人
	入館率**	54.8% (59.2%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	8,288円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は22年度実績

名称：大阪国際センター

所掌地域：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	310人	1,497,634千円	
	課題別研修	454人		
	長期研修	34人		
	青年研修	67人		
	有償勘定研修	140人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	6件	191,520千円
		支援型	2件	
		地域提案型	3件	
		緊急経済危機対応ー包括型	1件	
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	150件	
		施設訪問	73件	
		開発教育指導者研修	631人	
		教師海外研修	9人	
		市民参加協力	75件	
		共催事業	30件	
	日系研修	5人		
	ボランティア派遣前研修	262人		
	ボランティア募集説明会参加者数	1,390人		
	在外スタディツアー**	15件		
	利用者数	20,763人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	500,501千円
	うち人件費*	201,859千円
	職員数	23人
	入館率**	59.1% (66.9%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,606円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は22年度実績

名称：兵庫国際センター

所掌地域：兵庫県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	202人	810,259千円	
	課題別研修	287人		
	長期研修	1人		
	青年研修	20人		
	有償勘定研修	78人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	73,292千円
		支援型	0件	
		地域提案型	4件	
		緊急経済危機対応ー包括型	0件	
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	90件	
		施設訪問	70件	
		開発教育指導者研修	657人	
		教師海外研修	7人	
		市民参加協力	46件	
		共催事業	20件	
	日系研修	1人		
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	408人		
	在外スタディツアー**	10件		
	利用者数	68,393人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	352,736千円
	うち人件費*	120,487千円
	職員数	14人
	入館率**	55.7% (66.6%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	5,423円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

** 入館率はGW、年末年始を除く

*** ()内は22年度実績

名称：中国国際センター

所掌地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

事業区分	事業実績	経費実績
研修員受入事業*	国別研修 109人	583,864千円
	課題別研修 131人	
	長期研修 18人	
	青年研修 72人	
	有償勘定研修 56人	
	国民参加協力事業	
国民参加協力事業	草の根技術協力	国民参加協力事業に係る経費
	パートナー型 4件	
	支援型 1件	
	地域提案型 5件	
	緊急経済危機対応一包括型 1件	
	緊急経済危機対応一フォローアップ型 0件	
	市民参加型協力支援	
	出前講座 148件	
	施設訪問 40件	
	開発教育指導者研修 519人	
	教師海外研修 8人	
	市民参加協力 17件	
	共催事業 9件	
	日系研修 4人	
	ボランティア派遣前研修 0人	
ボランティア募集説明会参加者数 450人		
在外スタディツアー** 5件		
利用者数 19,010人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	178,533千円
	うち人件費*	126,001千円
	職員数	15人
	入館率**	51.8% (69.6%) ***

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人員費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は22年度実績

名称：九州国際センター

所掌地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

事業区分	事業実績	経費実績
研修員受入事業*	国別研修 169人	1,620,557千円
	課題別研修 502人	
	長期研修 62人	
	青年研修 152人	
	有償勘定研修 130人	
国民参加協力事業	草の根技術協力	国民参加協力事業に係る経費
	パートナー型 10件	
	支援型 3件	
	地域提案型 17件	
	緊急経済危機対応一包括型 1件	
	緊急経済危機対応一フォローアップ型 0件	
	市民参加型協力支援	
	出前講座 208件	
	施設訪問 45件	
	開発教育指導者研修 0人	
	教師海外研修 22人	
	市民参加協力 88件	
	共催事業 53件	
	日系研修 7人	
	ボランティア派遣前研修 0人	
ボランティア募集説明会参加者数 752人		
在外スタディツアー** 5件		
利用者数 10,825人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	465,059千円
	うち人件費*	180,249千円
	職員数	21人
	入館率**	49.2% (51.2%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	4,279円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人員費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は22年度実績

名称：沖縄国際センター

所掌地域：沖縄県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	45人	1,172,373千円	
	課題別研修	320人		
	長期研修	10人		
	青年研修	91人		
	有償勘定研修	45人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	87,987千円
		支援型	1件	
		地域提案型	4件	
		緊急経済危機対応一包括型	0件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	59件	
		施設訪問	41件	
		開発教育指導者研修	735人	
		教師海外研修	8人	
		市民参加協力	53件	
		共催事業	41件	
	日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	205人		
	在外スタディツアー**	2件		
	利用者数	21,025人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	373,555千円
	うち人件費*	121,449千円
	職員数	14人
	入館率**	49.5% (62.7%) ***
	一泊当たりの滞在コスト	2,787円

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 ** 入館率はGW、年末年始を除く
 *** ()内は22年度実績

名称：東北支部

所掌地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（全事業）、福島県（研修員受入事業及び日系研修のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	40人	428,897千円	
	課題別研修	104人		
	長期研修	16人		
	青年研修	99人		
	有償勘定研修	13人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	133,862千円
		支援型	1件	
		地域提案型	6件	
		緊急経済危機対応一包括型	1件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	75件	
		施設訪問	17件	
		開発教育指導者研修	180人	
		教師海外研修	22人	
		市民参加協力	17件	
		共催事業	38件	
	日系研修	6人		
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	239人		
	在外スタディツアー**	8件		
	利用者数	543人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	106,950千円
	うち人件費*	50,400千円
	職員数	6人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：北陸支部

所掌地域：富山県、石川県、福井県

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	57人	研修員受入事業に係る経費	275,998千円	
	課題別研修	53人			
	長期研修	5人			
	青年研修	130人			
	有償勘定研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	国民参加協力事業に係る経費	55,503千円
		支援型	1件		
		地域提案型	1件		
		緊急経済危機対応一包括型	1件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	79件		
		施設訪問	0件		
		開発教育指導者研修	418人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	3件		
		共催事業	7件		
	日系研修	1人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	146人			
	在外スタディツアー**	1件			
	利用者数	172人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点到便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	67,893千円
	うち人件費*	42,000千円
	職員数	5人

* 人件費は国内拠点到勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：四国支部

所掌地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	77人	研修員受入事業に係る経費	329,531千円	
	課題別研修	82人			
	長期研修	22人			
	青年研修	73人			
	有償勘定研修	14人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	国民参加協力事業に係る経費	104,640千円
		支援型	1件		
		地域提案型	6件		
		緊急経済危機対応一包括型	0件		
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	127件		
		施設訪問	1件		
		開発教育指導者研修	1,658人		
		教師海外研修	6人		
		市民参加協力	20件		
		共催事業	21件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	209人			
	在外スタディツアー**	2件			
	利用者数	404人			

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点到便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	65,676千円
	うち人件費*	42,000千円
	職員数	5人

* 人件費は国内拠点到勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島県(国民参加協力事業、但し草の根技術協力及び日系研修を除く)

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	0人	0千円	
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	0人		
	有償勘定研修	0人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	104,736千円
		支援型	0件	
		地域提案型	0件	
		緊急経済危機対応一包括型	0件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	20件	
		施設訪問	8件	
		開発教育指導者研修	0人	
		教師海外研修	8人	
		市民参加協力	3件	
		共催事業	7件	
	日系研修	0人		
	ボランティア派遣前訓練	193人		
	ボランティア募集説明会参加者数	77人		
	在外スタディツアー**	0件		
	利用者数	2,061人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成24年5月末現在)
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	255,951千円
	うち人件費*	42,000千円
	職員数	5人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野県

事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	0人	27,469千円	
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	39人		
	有償勘定研修	0人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	100,014千円
		支援型	0件	
		地域提案型	1件	
		緊急経済危機対応一包括型	0件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
	市民参加型協力支援	出前講座	76件	
		施設訪問	95件	
		開発教育指導者研修	123人	
		教師海外研修	1人	
		市民参加協力	16件	
		共催事業	10件	
	日系研修	0人		
	ボランティア派遣前訓練	568人		
	ボランティア募集説明会参加者数	90人		
	在外スタディツアー**	0件		
	利用者数	3,712人		

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成24年5月末現在)
 ** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	285,008千円
	うち人件費*	33,600千円
	職員数	4人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：広尾センター（JICA地球ひろば）

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（草の根技術協力及び市民参加型協力支援）

事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	研修員受入事業に係る経費	0千円	
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	0人			
	有償勘定研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	57件	国民参加協力事業に係る経費	909,249千円
		支援型	12件		
		地域提案型	9件		
		緊急経済危機対応ー包括型	11件		
		緊急経済危機対応ーフォローアップ型	8件		
	市民参加型協力支援	出前講座	333件		
		施設訪問	335件		
		開発教育指導者研修	2,592人		
		教師海外研修	36人		
		市民参加協力	49件		
		共催事業	7件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	3,051人			
	在外スタディツアー**	51件			
利用者数	159,352人				

* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成24年5月末現在）

** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	327,555千円
	うち人件費*	176,401千円
	職員数	21人

* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成23年度末の各機関人数で割り戻して計算。

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No. 2 事務手続きの効率化

【中期計画】

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成 21 年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

【年度計画】

2. 業務運営全体の効率化

ア. 研修員受入の手続きの一層の効率化に向けた検討を行う。

イ. 専門家派遣について、派遣システムの効果的運用等により、手続きの効率化を図る。

ウ. ボランティア関連業務について、関連団体等との契約の適正化や事業支援要員の配置・手当の見直し等を含めた抜本的な改革を図るとともに、引き続きボランティアポータルシステムの安定的な運用及び改善等を通じて、手続きの効率化を図る。

エ. コンサルタント等契約について、より競争性・透明性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続きについて廃止を含めて見直すとともに、技術協力プロジェクトや協力準備

調査等の質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札（総合評価落札方式等）への移行を進める。また、契約業務の適正化を促進すべく、一般業務費定率化のレビューを含め、積算体系の見直しを行う。

オ．グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化の定着を図る。

カ．関連公益法人等との契約を含む契約の見直しについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行とともに、一者応札・応募の改善等競争性の確保に取り組む。

キ．企画競争において、評価項目、評価基準、評価結果等の開示を進め、透明性を高めるとともに、密接な関係のある法人との取引契約状況の公開を開始する。また、契約監視委員会による競争性のない随意契約の悉皆的点検の結果を踏まえて新たな随意契約見直し計画を策定し、機構の契約の競争性向上に引き続き取り組む。

ク．コンサルタント等契約における再委託契約について、第三者による抽出検査を実施する。また、国内での研修委託契約については、職員等による研修現場及び委託先に対する実施状況のモニタリングを強化するとともに、不正情報等について国内機関との情報共有を促進する。

ケ．不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドライン等に基づき厳正な措置を実施する。

コ．内閣府のスケジュールに基づき、市場化テストの趣旨に鑑みながらこれまでの実績の評価及び次期3ヶ年の計画策定及び入札を実施する。

ソ．「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、公表したシステム最適化計画に沿ったシステムの設計・開発に着手する。

【当年度における取組】

平成23年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの簡素化及びシステム等の導入による電子化を進めた。コンサルタント契約手続きの合理化については、精算手続きが最も煩雑な一般業務費の定率化を引き続き試行導入するとともに、23年度は新たに抽出検査を実施した。

また、随意契約見直し計画については、23年度も自主的に数値目標を策定し、契約監視委員会における競争性のない随意契約の網羅的点検の結果を踏まえて作成した執務参考資料「競争性のない随意契約にかかるガイドライン」を周知したほか、契約締結前の一元的なチェックや競争性のある契約への移行状況のモニタリング等に取り組んだ結果、目標を達成した。他方、一者応札・応募については、過年度の取組に加え、23年度は新たに採択案件情報の公開、プレ公示の充実化、関心表明制度の廃止、調達情報ウェブページの改訂などの取組を行った結果21年度比では5.2ポイント改善したものの、22年度比ではやや悪化した。なお、関連公益法人との競争性のない随意契約については、「随意契約等見直し計画」においてゼロとするべく取り組んだ結果、1件まで減少した。

契約の情報開示と透明性の確保については、22年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22年度試行導入した外

部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。他法人に先駆けて導入した「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」についても、引き続きウェブサイト上で情報を公開した。

不正行為等に対する取組については、円借款の不正腐敗防止策を着実に実施するとともに、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言を踏まえた取組を継続した。

3年間にわたって取り組んできた民間競争入札（市場化テスト）については、海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センター業務ともに達成目標を大幅に上回る実績を上げ、23年6月に開催された官民競争入札等監理委員会において、両業務の事業内容は確保されるべき質を達成できたと評価を受けるとともに、公共サービス改革基本方針において24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。

さらに、システム最適化計画の対象である「研修員システム」については、23年度中に基本設計を終えて開発工程に着手し、25年1月よりシステムの運用を開始予定である。

1. 事務処理の改善

(1) 専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化

事業が有機的かつ効率的に実施されるよう、23年度も引き続き、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化及び簡素化を図った。具体的な取組は以下のとおり。

ア. 専門家等派遣関連の事務手続き

専門家等派遣関連の事務手続きについては、派遣者ポータルシステム（専門家からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用促進を通じて引き続き効率化を進めたところ、23年度における利用率は90%（22年度実績86%）となった。同システムの利用により、内部連絡文書（業務公電等）の作成等に要する作業時間が年間3,945時間（22年度実績3,770時間）縮減され、22,500枚分の文書削減（22年度21,500枚）につながったと試算される。

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）を踏まえ、更なる経費削減に努めるべく、従来財団法人日本国際協力センターに委託していた専門家等派遣業務及び研修員受入・監理等業務を24年1月から直営で実施することとし、23年度はその体制構築に必要な要員や業務の実施方法について検討を進め、業務の効率化を推進した。

専門家等派遣業務については、23年4月から派遣管理センター室を設置して機構関係者の公用旅券申請の手続きを集約し、旅券及び査証の申請から発給までの所要期間の2日程度の短縮を実現した。

イ. 研修員受入関連の事務手続き

研修員受入関連の事務手続きについては、効率化を図るための調査を実施し、直営化に伴う各種業務の手引きやマニュアルを整備するとともに、研修事業に関する総合データベースを常時更新し、国内機関との情報共有体制を強化するなどの改善を図った。

また、研修員受入業務の直営化に伴い、研修コースに同行して通訳や引率などにあたり円滑な研修実施を促進する研修監理員と、コース毎にその都度委任契約を締結する制度を導入した。併せて、全

国を4地域に分け、地域単位で研修監理員を管理する効率的な体制を構築した。

(なお、他の基幹システムとの連携や操作性の改善による手続き軽量化を目的に21年度から取り組んでいる研修員システムの改善については、「5. システム最適化計画の策定及び実施」を参照。)

ウ. ボランティア関連の事務手続き

ボランティア関連の事務手続きについては、インターネット上で各種申請・報告等を取り扱うボランティアポータルシステムの利用促進を通じて、23年度には約99,000枚の文書削減につながり、通信費も約1,056万円の節約となったと試算される。また、ボランティア派遣に関する文書の統合や手続承認権限の海外拠点への移管、一部手続きの廃止等を通じて一層の業務効率化を図った。

(2) コンサルタント契約手続きの合理化

コンサルタント等契約の一般業務費^(注)については、コンサルタント団体の要望も踏まえて精算の簡素化を進め、19年度以降、一部の調査事業を対象に定率化を試行導入した。23年度は、23団体を対象に抽出検査の実施を開始し、結果を踏まえて今後定率の見直しを検討する予定である。

積算体系の見直しについては、受注者に対する経費実態調査を実施し、その分析結果を踏まえて、新積算体系(案)を取りまとめた。

^(注) 一般業務費：現地調査に必要な経費(車輛借上費、通信運搬費、事務用品経費等)。定率化は、この一般業務費について、直接人件費(国内での作業期間を除く)に一定の率を乗じて算出した金額を設定し、証憑書類に基づく実費精算を要しない方式。

2. 文書事務の削減

内部連絡文書の合理化については、業務公電データベース(従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム)の活用により、引き続き効率化を図ってきた。23年度には新たに海外拠点2カ所が利用を開始した結果、全ての拠点で利用可能な状況となり、99.9%(23年度に送付された業務公電総数295,330件に対し、業務公電データベースを利用していない業務公電数は291件)の電子化を達成した。

3. 入札及び契約の適正化に向けた取組

(1) 随意契約見直し計画の進捗

随意契約等の見直しについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日付閣議決定)及び「独立行政法人における契約の点検、見直しについて」(同日付総務省事務連絡)に基づき、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に係る点検・見直しと、新たな「随意契約等見直し計画」の策定等を行った。随意契約等見直し計画に関しては22年度の数値目標が未達であったことを踏まえ、23年度においても自主的に数値目標を策定してモニタリングとチェックを継続することにより、競争性のない随意契約が適切に行われるよう、以下の取組について組織的に取り組んだ。

●新たな随意契約見直し計画の策定

22年度の契約実績をベースに、本部、国内拠点、海外拠点が作成した競争性のある契約への移行計画に基づいて新たな数値目標を策定し、ホームページにて公開した。数値目標設定に際して、契約監視委員会の議論を踏まえて公表対象契約の定義の見直しを行った。

●競争性のない随意契約の適切な運用とモニタリング

契約監視委員会における競争性のない随意契約の網羅的点検の結果をふまえ、競争性のない随意契約の要件や具体的手続きを取りまとめた執務参考資料「競争性のない随意契約にかかるガイドライン」(24年1月)を作成し、機構内に周知した。また、特命随意契約の調達実施方針決裁の合議の徹底、各部署が作成した移行計画の進捗状況のモニタリングを通じて、競争性のない随意契約の適切な運用に努めた。

これらの取組を踏まえ、契約実績の月次ベースでのモニタリング体制を確立し、競争性のない随意契約の推移を把握したところ、件数ベースで16.6%、金額ベースで8.4%と前年度比でそれぞれ10.7ポイント、4.3ポイント改善し、23年度の数値目標(件数ベースで22.0%、金額ベースで9.0%)を上回る実績を上げた。

【図表 2-1】23年度随意契約見直し計画の進捗状況

(単位: 件、億円)

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績		平成23年度計画		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札等	3.1%	3.7%	3.4%	6.0%	5.0%	4.2%	5.4%	5.8%	8.1%	11.2%	11.7%	13.3%	11.1%	12.5%
		161	29	152	48	233	38	306	67	376	110	573	165	490	119
	企画競争・公募等	42.6%	60.7%	51.4%	70.5%	57.3%	75.0%	56.2%	76.1%	64.5%	76.2%	71.7%	78.3%	66.8%	78.5%
		2,188	471	2,268	562	2,666	676	3,203	879	2,985	750	3,523	968	2,940	745
小計	45.8%	64.4%	54.9%	76.5%	62.3%	79.4%	61.6%	81.9%	72.7%	87.4%	83.4%	91.6%	78.0%	91.0%	
	2,349	500	2,420	610	2,899	715	3,509	946	3,361	860	4,096	1,132	3,430	864	
競争性のない随意契約	54.2%	35.6%	45.1%	23.5%	37.7%	20.6%	38.4%	18.1%	27.3%	12.6%	16.6%	8.4%	22.0%	9.0%	
	2,785	277	1,990	187	1,752	186	2,192	209	1,265	124	815	103	970	86	
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	5,134	777	4,410	797	4,651	901	5,701	1,155	4,626	984	4,911	1,236	4,400	950	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 不発・不調の随意契約は、総務省の指示に従い、18年度は「競争性のない随意契約」に、19年度以降は「競争入札等」に整理している。
(注3) 企画競争・公募等には、初年度競争入札等により契約し、次年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約について、22年度には、機構独自の登録制度を廃止したほか、公告期間の改善、評価対象外業務従事者の要員計画の柔軟化、業務実施契約における業務管理者の配置の柔軟化を認める制度の導入、業務実施契約以外のコンサルタント等契約における複数案件への応募等、応募条件の緩和等の制度改善を図っており、23年度はこれらの取組を継続するのに加えて、採択案件情報の公開、新規実施予定案件情報(プレ公示)の充実化、関心表明制度の廃止、調達情報ウェブページの改訂を進めた。また、契約類型ごとの適正化方策の検討の一環として、一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約及び研修委託契約に関し、契約監視委員会における審議や点検を通じて一者応募の要因・背景について考察し、取り得る対策を検討した。

さらに、コンサルタント等契約については、応募要件緩和等、これまでに取り組んだ一連の改善策について、応募者向けのアンケートを実施するなどしてその効果を検証し、一定の効果があることを確認した。さらに外部有識者委員会からの提言を踏まえ、一層の競争性向上に向けた取組を強化した。

【図表 2-2】 23 年度調達制度の改善

調達制度改善名	良い影響	悪い影響	影響なし	その他
コンサルタント等登録制度の廃止	40%	3%	52%	5%
密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報の公表	15%	0%	73%	12%
精算業務の簡素化	66%	2%	22%	10%
「新規実施予定案件情報」の掲載	69%	1%	26%	5%
評価対象外の要員計画の柔軟化	80%	5%	10%	5%
業務管理グループ制度	57%	2%	32%	9%
評価配点、評価方法、評価結果の公表	79%	5%	11%	5%
関心表明制度の廃止	73	2%	19%	6%
役務提供契約及び業務実施契約簡易型における応募条件の緩和	69%	5%	21%	5%

これらの取組を行ったものの、参加意思確認公募に移行した研修委託契約のほとんどが一者応募になったことなどにより、一者応札・応募率は 33.5% となり前年度比で 1.3 ポイント増とやや悪化した。ただし、上記取組を開始する前の 21 年度との比較では 5.2 ポイントの改善となった。

【図表 2-3】 一者応札・応募の推移

20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
30.0%	38.7%	32.2%	33.5%

(2) 関連公益法人等との契約の見直し

23 年度は、22 年度に引き続き関連公益法人との競争性のない随意契約をゼロとするべく取り組んだ。22 年度に競争性のない随意契約を締結した 3 件については契約方式の見直し等を行ったが、契約の内容及び目的からやむを得ず競争性のない随意契約とせざるを得なかった契約が 1 件 (2.1%)、1 百万円 (0.1%) となった (22 年度には 3 件 (2.8%)、4 百万円 (0.1%))。また、競争入札の割合は 19 件 (39.6%)、1,297 百万円 (69.6%) であるが、これに競争入札後にやむを得ず年度ごとに契約を分割して継続契約したものを加えると 23 件 (47.9%)、1,412 百万円 (75.8%) と 22 年度 (49 件 (45.8%)、2,983 百万円 (48.6%)) を上回った。競争入札への移行が一層進んでおり、23 年度に引き続き企画競争とした契約は研修委託契約やコンサルタント等契約など比較的小規模の契約に限定された。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘を踏まえ、関連公益法人との契約の

うち、財団法人日本国際協力センターが受託してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務等については、23年度に効率化を図った上で直営化した。このほか、競争性の向上のための業務内容の見直しを進めた結果、関連公益法人が受託していた業務の一部を直営化したこと等により、23年度の関連公益法人との契約件数、金額は22年度より59件（55.1%）、金額にして4,269百万円（69.6%）減少した。

【図表 2-4】 23年度関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：件、百万円)

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	0	0	0.0%	0.0%	0.8%	1.8%	0.0%	0.0%	45.8%	48.6%	39.6%	69.6%	▲ 6.2	21.0
	企画競争・公募	25	1,064	68.8%	75.3%	89.0%	94.7%	87.2%	97.3%	51.4%	51.3%	58.3%	30.4%	▲ 6.9	▲ 20.9
	小計	25	1,064	68.8%	75.3%	89.8%	96.5%	87.2%	97.3%	97.2%	99.9%	97.9%	99.9%	▲ 0.7	0.0
競争性のない随意契約	175	10,084	31.2%	24.7%	10.2%	3.5%	12.8%	2.7%	2.8%	0.1%	2.1%	0.1%	0.1%	▲ 0.7	0.0
合計	200	11,148	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	▲ 59	▲ 4,269

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 不落・不領の随意契約は、総務省の指示に従い、18年度は「競争性のない随意契約」に、19年度以降は「競争入札等」に整理している。
(注3) 企画競争・公募等には、初年度競争入札等により契約し、次年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

(3) 契約の情報開示

契約の情報開示と透明性の確保については、「公共調達適正化について」（18年8月財計第2017号）に基づく個別契約の情報公開及び入札・企画競争の選定結果の公開等、従来からの取組を継続して実施するとともに、機構の契約の大宗を占めるコンサルタント等契約における選定プロセスの透明性向上の一環として、22年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22年度に試行導入した外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。

さらに、正式な公示前に発注情報の概要をウェブサイト上に掲示するプレ公示制度を改善し、これまで業務実施契約で3割程度、業務実施契約簡易型等では1割程度しかプレ公示されていなかったものを、原則として全ての案件においてプレ公示を実施することで、応募者に対する案件情報の提供の充実を図った。

行政刷新会議による事業仕分けの指摘を踏まえ、他法人に先がけて22年度に導入した「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」については、22年度末時点で公開対象となる法人との契約情報をウェブサイト上で公開した。また、23年6月に行政改革推進本部が示した独法共通のガイドラインに基づいて、7月以降は契約締結の都度、公表する方法に改めた。公表内容は、再就職者の氏名及び直近3ヶ年度の取引高を公表している点で、他法人より踏み込んだ内容となっている。

その他、「公共調達適正化について」に基づく月次ベースでの契約情報の公開、契約監視委員会の議事録の公開、公示案件の選定結果の公表等、従来から行ってきた情報開示を適切に実施した。

(4) 委託先の執行状況のチェックシステムの強化

コンサルタント等契約で実施される現地再委託契約について、その契約手続きの適正性の確認を目的として、23年度には、ベトナム（4月）、ミャンマー（24年1月）、ペルー（24年2月）において、第三者機関（現地傭上の検査員）による検査を実施した。その結果、検査対象案件では目的に即して再委託契約が実施され、契約どおりに支払いが行われたことを確認した。

また、公表している現地再委託契約ガイドラインを明確で簡素なものに改訂し、24年度から適用することにした。なお、20年度に発覚した研修委託契約の不適正経理処理事案に係る再発防止策として、研修委託契約の経理処理を適切に行うとともに、国内拠点と受入先双方で適正な経理処理について徹底されるよう、国内拠点で実施する受入先説明会において「技術研修員受入の手引き（研修受託機関用）」に沿った適切な契約・精算方法の周知強化を図るなど、23年度も委託先の執行状況のチェックシステムの強化に取り組んだ。

(5) 不正行為等に対する取組

円借款に関連して、「日越 ODA 腐敗防止合同委員会報告書」（21年2月）、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」（21年4月）に基づく再発防止策、「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言（21年9月）を踏まえた取組を、23年度も引き続き実施した。主な取組は以下のとおり。

● 調達事後監査の実施

22年度に引き続き、工事等本体調達部分のみを対象としてきた外部専門家による調達事後監査を、大口のコンサルタント契約等にまで拡充して実施した。

● 調達における機構の関与強化（コンサルタント雇用支援の強化）

コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約等に係る調達支援を実施すべく、外部専門家派遣を通じて調達手続きの支援強化を継続した。

● キャパシティ・ビルディングに向けた方策

22年度に引き続き、円借款借入国政府・実施機関職員等を対象として、調達ガイドライン、国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）契約約款等に関するセミナー等を開催し、国際建設プロジェクトの推進に必要な契約管理の実践的知識の習得の促進を支援した。

● 不正情報受付窓口の活用

20年度に設置した「不正情報受付窓口」について、機構のホームページのトップページにバナーを設置するとともに、提供情報の精度を高める観点から、必要な情報を定型フォームにまとめ、ホームページに掲載した。

● ガバナンスの強化に向けた支援

公共調達・不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等を実施し、借入国政府のガバナンス強化に向けた取組を支援した。

● 案件モニタリングの強化

海外拠点によるモニタリングに加えて、プロジェクトの実施を継続的にモニタリングする体制の一層の充実等を図るため、外部専門家を派遣して、プロジェクト・サイトの実査も含め、事業の進捗確認及び促進を行う体制の充実を図った。

また、円借款事業の受注資格要件として、世界銀行等の国際開発金融機関により受注資格停止共同措置を受けていないことを加える形で、円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインを改訂した。

4. 市場化テストの実施

「独立行政法人整理合理化計画」（19年12月閣議決定）を踏まえ、民間競争入札（市場化テスト）の実施が決定された機構の海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務については、20年9月の内閣府の官民競争入札等監理委員会での審議等を経て入札を行い、21年度より委託業者による業務を開始した。23年度も、引き続き対象となる公共サービスが委託業者の創意と工夫をいかして、自立的、かつ適切・確実に実施されるよう、機構の有する知見及びネットワーク等を活用して支援を行うとともに、監督等を行った。

その結果、海外移住資料館業務については、入館者数が30,231人（年間目標数30,000人）、教育プログラム受講者数が4,478人（年間目標数1,894人）、ホームページへのアクセス数が131,598件（年間目標数113,182件）、国際協力人材センター業務については、同センターの企画運営するウェブサイトPARTNER（国際協力キャリア総合情報サイト）において、求人情報及び研修・セミナー情報を4,379件（年間目標数2,781件）掲載し、1,388名（年間目標数1,200名以上）を新規登録するなど、目標を大幅に上回る運営実績をあげた。

また、23年6月に開催された官民競争入札等監理委員会の事業評価の審議においても、3年間にわたる市場化テストの取組について、両業務の事業内容は確保されるべき質を達成できたと評価を受け、公共サービス改革基本方針において24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。これらのことにより、市場化テストの本来の趣旨・目的である、民間事業者の創意工夫活用による、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を達成し、効率化を図ったことが実証された。

なお、上記閣議決定により、国際協力人材センターの業務については、今後の入札において競争性確保に向けた取組を一層進めることが求められたため、23年度には、これまでの取組に加え、開発途上国経験が少ないと対応が困難なキャリア相談業務の内製化や、別契約であったPARTNERシステムの再構築・運用保守業務と国際協力人材センター業務との一体的契約（BPO契約）を進めることにより、応札者の拡大、業務の効率化、経費の削減を達成する方針を立てた。その後、同委員会での審議

等を経て入札を行った結果、業務とシステム再構築及び運用保守を一貫して行う体制を有する企業が落札し、2 億円相当の経費削減を達成するなど、競争性確保に向けた取組を着実に進めた。海外移住資料館の管理・運營業務については、24 年度に入札を行う計画である。

5. システム最適化計画の策定及び実施

機構は、16 年にエンタープライズアーキテクチャ (EA)^(注) を実施し、業務・システムの最適化を進め、主要業務システムの再構築を行った。「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(17 年 6 月 29 日付各府省情報化総括責任者 (CIO) 連絡会議決定) については、旧国際協力銀行 (海外経済協力業務) との統合による業務及びシステムの変更が見込まれたため、最適化作業の効率的な実施の観点から 20 年度から本格的に着手することとしていた。情報システムの棚卸し調査等の刷新可能性調査を実施した結果、16 年の EA で対象にならなかったものの影響範囲の大きい研修員システムを最適化の対象に選定した。これにより、主要なシステムの最適化を一とおり完了することとなる。

23 年度は、システム最適化計画の対象である「研修員システム」について、21 年度に受けた行政刷新会議による事業仕分けの指摘を踏まえた研修業務の見直しを完了させ、改訂版「システム最適化計画」を機構のホームページ上で 10 月に公表した。24 年 2 月には基本設計を終えて開発工程に着手し、公表済の改訂版「システム最適化計画」に沿った作業進捗となっている。システムの運用開始は 25 年 1 月を予定している。

^(注) エンタープライズアーキテクチャ (EA) : 大企業や政府機関等の組織 (エンタープライズ) の業務手順や情報システムの標準化、組織の最適化を進め、効率よい組織の運営を図るための方法論。

小項目 No. 3 経費の効率化

【中期計画】

(2) 業務運営全体の効率化

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度 1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成 18 年度比年率 3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成 18 年度から 5 年間で 5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成 18 年度から 5 年間で 5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく研修監理業務及び専門家等派遣支援業務の実施に必要な人件費は削減対象より除く。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

【年度計画】

サ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度 1.3%以上の効率化を達成するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘事項も踏まえた取組を行う。

シ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、平成 18 年度比年率 3%以上の効率化を達成するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の指摘事項も踏まえた取組を行う。

ス. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 23 年度人件費を帯平成 17 年度比で 6%以上削減する。その際、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。

セ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング手法の改善を引き続き実施するとともに、研修等により職員的能力強化を図る。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費について、それぞれ前年度予算比 1.3%及び 18 年度予算比年率 3%以上の効率化を達成した。人件費については、23 年度計画の削減目標に沿って、対 17 年度実績比 6.0%を上回る削減を行った。

また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないように、23 年度は、技術協力業務全般の手続き合理化と効果的な事業マネジメントの定着を目的として、「技術協力業務マニュアル」を体系的に取りまとめ、運用を開始した。さらに、機構が進めている国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の作成や協力プログラム形成等の戦略的な事業実施に向けた考え方を機構内に一層浸透させるなど事業の質の確保に貢献すべく、機構職員等に対する事業マネジメント研修を行った。

1. 業務経費の効率化

23 年度の業務経費額の支出実績（22 年度から繰り越した予算からの支出分を除く。）はベースライン（22 年度予算）に対して 1.7%減の 131,371 百万円となった。

国別入札の導入による航空運賃の縮減、研修制度の見直し（コース人数・講師謝金単価・日本語研修見直し等）、随意契約の更なる見直し及び行政刷新会議・行政事業レビュー等で指摘を受けた旅費制度や各種手当の見直しの徹底等により支出減を図った。

【図表 3-1】 23 年度の業務経費支出実績

（単位：百万円）

	22 年度予算額 (ベースライン)	23 年度 支出実績	増減額 (対 22 年度予算)	増減率 (対 22 年度予算)
業務経費	133,703	(131,371) [※] 142,635	(△2,331) +8,932	(1.7%減) 6.7%増

※（ ）書きの計数は 22 年度から繰り越した予算からの支出分を除いたもの。

2. 一般管理費の効率化

23 年度の一般管理費の支出実績は、引き続き総人件費改革を着実に実施したことに加え、円高により外貨建て支出額の円貨換算額が減少したことなどから、ベースライン（18 年度予算額）に比較して 25.8%減の 8,991 百万円となった。この結果、18 年度比年率 3%以上の効率化を達成した。

【図表 3-2】 23 年度の一般管理費支出実績

（単位：百万円）

	18 年度予算額 (ベースライン)	23 年度 支出実績	増減額 (対 18 年度予算)	増減率 (対 18 年度予算)
一般管理費	12,116	8,991	△3,126	25.8%減

3.人件費の削減

23年度の人件費については、職務限定職員及び勤務地限定職員の任用、役職定年制の導入、早期退職の勧奨の推進、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）からの移行職員の給与調整分^(注1)の経年による減少によって、支出実績（削減対象人件費総額）は14,983百万円となり、23年度計画における削減目標（対17年度実績比6.0%減）を上回る実績（10.5%減、人事院勧告を踏まえた補正值は7.1%減）となった（17年度支出実績値比1,756百万円減）。

ラスパイレス指数については、20年度の統合後に一時的に上昇したが、23年度までに地域・学歴補正後の指数を109.8まで引き下げる計画^(注2)としてきた。22年度には、前年度比2.5ポイント減（地域・学歴勘案1.9ポイント）の109.3まで低下し、23年度までの引き下げ計画を22年度内に達成している。23年度は、経理、調達等の専門的な業務や特定分野に係る研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用する職務限定制度、ライフスタイル多様化に応じるため一定期間の勤務地限定を認める勤務地限定制度に加え、若手登用の促進と組織の活性化を目的として、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行による給与減額を制度化した新たな役職定年制を導入するなど、ラスパイレス指数の低下に向けた取組を継続したうえ、旧国際協力銀行から移行した職員の給与調整の解消を進めたことで、23年度においては106.5となり、20年度の114.5から8ポイント低下した。

なお、機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力（参考1）、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材（参考2）を常勤職員として確保するために、競合する総合商社や国際機関の給与水準【図表3-3】も踏まえて、一定の給与水準を維持する必要があること等が挙げられる。

国際機関や他国の援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占めている。また、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。機構においても、同様の考えに基づき、国際機関や他国援助機関における専門職員に相当する職員のみを採用している。各年齢層での最高給与水準は国家公務員を下回るものの、このような職員構成の影響により、職員間の給与格差が小さく、職員全体での平均給与は高くなっている。

機構職員に必要とされる高度の専門性については、対外的にも十分に説明していく必要があるところ、取組の一つとして、職員採用パンフレットや採用ホームページの刷新を図り、職員一人ひとりの役割に焦点を当てた採用広報を行った。

【参考1】

- (1) 英語以外の言語も高度のレベルで習得している職員は、職員全体の約24%にあたる。スペイン語、フランス語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、アラビア語、インドネシア語、スワヒリ語、ベトナム語、シンハリ語、モンゴル語等34カ国語にのぼる。
- (2) 24年度採用予定者のTOEICスコアは平均840点であり、(財)国際ビジネスコミュニケーション協会の公表している英語能力基準（新入職員に期待するスコア：430～660点）を大幅に上回り、海外部門の社員が期待されるスコア（650～820点）の最上位クラスに達している。

【参考2】当法人の大学院卒以上の者の割合：約4割。

【図表 3-3】 年間平均給与の比較

	年間平均給与
機構（海外勤務者含む）	8,967 千円
世界銀行*1	13,185 千円
総合商社 A*2	13,588 千円
総合商社 B*2	13,384 千円
総合商社 C*2	12,462 千円
総合商社 D*2	11,395 千円

*1 年次報告書ベース

*2 平成 22 年度有価証券報告書ベース

【図表 3-4】 23 年度の人件費（削減対象）支出実績

（単位：百万円）

	17 年度 実績（ベ ースライン）	18 年度 実績	19 年度 実績	20 年度 実績	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 実績	増減 （対 17 年 度実績）
人 件 費	16,740	16,528	16,577	16,154	15,330	15,040	14,983	1,756 （10.5 %減）

* 削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与

* 旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、ベースライン（17 年度）及び 18、19 年度の人件費実績は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の承継分等を勘案して見直しを行っている。

(注¹) 20 年 10 月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に当たって、旧機構の制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、旧国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間（原則として現行中期目標期間である 23 年度まで）を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。

(注²) 20 年 6 月に公表した旧国際協力機構の 23 年度末の見込み値に比して、統合時のベースラインの上昇に加え、上記(注¹)のとおり激変緩和措置を設けているため、統合後の見込み値は 3.4 ポイント上昇した。

4. モニタリング手法の確立に向けた取組

効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないように、23 年度は、モニタリングを含むより効果的な事業マネジメントの確立に向けて、以下の取組を行った。

ア. 「技術協力事業業務マニュアル」の導入

技術協力業務全般の手続き合理化、効果的な事業マネジメントの定着を目的に、機構内に存在する既存の文献等との整合性を保ちながら「技術協力業務マニュアル」を体系的にとりまとめ、23 年度より導入した。本マニュアルは、事業マネジメントの考え方、案件形成段階・案件実施段階・事後監理

段階における事業マネジメントのあり方・視点・方法、案件実施手続き等を解説したものである。今後は、機構内において本マニュアルの統一的な理解促進、効果的・効率的な運用が行われるよう進めていく。

イ. 成果指標設定の基礎となるベースライン調査の実施

21年度から導入されている技術協力プロジェクトの成果指標設定の基礎となるベースライン調査について、23年度は72件（22年度59件）実施し、定量的かつ継続的なモニタリングが可能な成果指標の設定を推進した。また、事業実施面のモニタリングに関しては、技術協力プロジェクトの事業報告書の取扱いを20年度に整理しており、事業実施関係者から当機構への進捗報告を6カ月間以内で行うことを原則とし、事業の適切な実施、発生する課題への迅速な対処、成果管理等に資するものとして活用している。

ウ. 事業マネジメント研修の実施

23年度は、21年度に導入した機構内職員等に対する事業マネジメント研修を全7回実施し、106人の参加を得た（前年度8回、245人参加）。本研修を通して、機構が進めているAWの作成や協力プログラムの形成等の戦略的な事業実施に向けた考え方を機構内に一層浸透させるなど事業の質の確保に貢献すべく、プロジェクト・プログラムマネジメントの考え方の定着、事業部毎の勉強会を通じた職員等個々人の事業マネジメント能力の強化・維持のための取組を行った。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

小項目 No. 4 統合効果の発揮

【中期計画】

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

【年度計画】

- ア. JICA Analytical Work の策定を進め、各国の開発計画、開発課題、他ドナーの動向等の分析等により、各国における事業の方向性を明確にし、戦略的なプログラムの形成を支援する。また、国別援助方針／事業展開計画を活用しつつ、計画的な事業の実施を行う。
- イ. 協力準備調査の実施等を通じ、引き続き案件形成の迅速化、3つの援助手法の連携を図る。併せて協力準備調査導入による効果の検証を行い、必要に応じ業務フロー等協力準備調査制度の改善を図る。

【当年度における取組】

機構は、20年10月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を経て、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関となったことを踏まえ、援助効果の最大化を図るべく、援助の迅速性及び機動性の確保並びに戦略性の向上に努めてきた。

22年6月に発表された外務省の「ODAのあり方に関する検討」により、援助ニーズの詳細な分析に基づいて開発課題の解決に向けた中長期的なプログラム目標を設定し、適切な援助手法を組み合わせることで目標達成に向けて取り組んでいくプログラム・アプローチの推進が政府方針として明確に打ち出された。機構は、従来からのプログラム化に向けた取組に加え、開発課題に関する分析の深化や援助手法の一体的運用を通じて、プログラム・アプローチの更なる強化に取り組んできた。

具体的には、統合時に3つの援助手法の事前調査を一本化した、国際約束を必要としない協力準備調査を適切に実施し、案件形成の機動性及び迅速性の向上を図った。特に、円借款事業では、協力準備調査の導入により、案件形成から円借款の供与までを一元的に扱うことが可能となり、案件形成段階における迅速性及び機動性が向上し、より計画的かつ戦略的な協力が可能となった。

開発課題の解決に向けた戦略的なアプローチの検討に向けては、社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析を深化させ、優先的に取り組むべき開発課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical

Work」(AW)の策定を進めた。

プログラムの形成にあたっては、3つの援助手法を有機的に組合せたプログラム・アプローチを強化するとともに、援助効果の最大化を図るべく、国内外の関係者とのパートナーシップも強化した。併せて、「協力プログラムの戦略性の強化に係るガイドライン」の内容を見直し、プログラム・アプローチを一層推進していくための環境整備にも取り組んだ。機構は、戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のため、外務省との間でパイロット・プログラムを形成することとしており、22年度には5件、23年度には45件を機構から外務省に提案した。

これらの取組を通じて、技術協力の成果を基に資金協力を通じてスケールアップを図り開発課題の解決を目指す取組、プログラムローンの供与と組み合わせた技術支援、洪水対策における緊急援助から復旧・復興段階に至るまでの継ぎ目のない支援等、様々な形で統合によるシナジー効果が発現している。

上記のとおり、統合時に掲げられた、援助の迅速な実施、援助効果の拡大、援助効果の普及・展開の3S (Speed up、Scale up、Spread out) は、個別の事業において発現しており、これらのシナジー事例の多くは、組織・人事の一体的な統合を通じて、統合後の機構が有するツールを有効に活用して、被援助国との協議を行い、より高い開発効果を上げるという考え方が機構の職員に浸透したことによるものである。

1. 協力準備調査の実施

20年10月の統合を機に、3つの援助手法の事前調査を一本化し、国際約束を必要としないで迅速に実施できる協力準備調査を導入し、開発途上国の多様かつ複雑な開発課題や日本の政策的な要請等に柔軟かつ機動的に対応してきた。円借款事業に関しては、統合以前の旧国際協力銀行ではフィージビリティ・スタディ (F/S) を扱っていなかったため、要請された円借款の実現には他機関が実施するF/Sの完成を待つ必要があったが、統合後の機構においては、協力準備調査によるF/Sの実施が可能になったことにより、案件形成から円借款の供与までの一元的な実施が迅速かつ戦略的に行えるようになった。

23年度は、東日本大震災の影響により新規調査案件の着手が遅れたものの、新たに108件の協力準備調査に着手した。23年度に着手した協力準備調査のうち、協力プログラムの形成を直接の目的としたものは9件あり、開発課題に応じて適切な援助手法を有機的に活用すべく取り組んできた。個別プロジェクトについては、有償資金協力32件、無償資金協力53件、技術協力2件の調査に取り組んだ。さらに、BOPビジネスに関する協力準備調査を12件実施した。無償資金協力では、原則全ての案件について協力準備調査を実施しており、円借款事業に関しても、協力準備調査から円借款供与が実現した事業は21年度は3件(全新規承諾件数比5%)、22年度は9件(全新規承諾件数比25%)であったものが、23年度は25件(全新規承諾件数比40%)と大幅に拡大している。

2. 迅速化に向けた取組

迅速化に向けた取組としては、協力準備調査の導入とその後の制度改善、事業展開計画の活用による関係者間での実務的合意形成(中長期的な案件形成時期に関する合意等)等を進め、これらの取組

の結果、より迅速かつ機動的な案件形成が可能となった。

円借款事業の迅速化に向けては、機構内のスケジュール管理を強化するとともに、懸案事項については政府と早期に共有しつつ、迅速な意思決定が可能となるよう取り組んだ。統合前の通常プロセスでは、要請書取付から借款契約（L/A）締結まで4.2年を要していたが、機構がF/Sを実施する場合、借入国からの日本政府への提案から協力準備調査を経て円借款のL/A調印に至るまでの期間は、借入国の事情や案件の内容により開きがあるものの、23年度には平均2.4年に短縮された（詳細についてはNo.12「有償資金協力」を参照）。

【迅速化に向けた取組の事例】

●フィリピン「中部ルソン接続高速道路建設事業」

本事業は、ルソン島東部及び西部を縦断する主要道路である日比友好道路および中部ルソン高速道路の間を連結する初の高速道路の建設を支援するものであり、過去の円借款道路案件の開発効果の更なる向上にも資するものとなっている。国際約束を要しない協力準備調査の導入により、フィリピン政府のニーズに機動的に対応し、フィリピン政府、日本政府等関係者との早い段階でのコンセンサス作りによる迅速な意思決定が行われた。本事業は、ルソン島東部及び西部を縦断する主要道路である日比友好道路および中部ルソン高速道路の間を連結する初の高速道路の建設を支援するものであり、過去の円借款道路案件の開発効果の更なる向上にも資するものとなっている。国際約束を要しない協力準備調査の導入により、フィリピン政府のニーズに機動的に対応し、フィリピン政府、日本政府等関係者との早い段階でのコンセンサス作りによる迅速な意思決定が行われた。その結果、案件のニーズの確認からL/A調印まで1.6年で実現した。

【図表4-1 迅速化の事例】

【統合前】				被援助国政府		旧JBIC		
旧JICA		被援助国政府		旧JBIC				
公式要請	採択	調査実施合意	調査開始	調査終了	要請検討	要請	審査	L/A調印
毎年8月	翌年4月頃	翌々年1月頃	翌々年6月頃		調査終了後		要請後3カ月目	審査後6カ月目

随時ニーズを確認し、実施機関と調査実施の合意後、日本政府へ説明

複数案件をまとめて調査（本案件は調査終了し次第、要請・審査へ）

協力準備調査と並行して被援助国政府内で手続き

案件形成を通じた検討や日本政府との密な連携を通じて標準処理期間より更に期間を短縮化

【本事例】							
ニーズ確認	調査実施合意	日本政府説明	調査開始	調査終了	要請	審査	L/A調印
2010年7月	2010年11月	2010年12月	2011年3月	2012年6月	2011年11月	2011年12月	2012年3月

3. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化

22年6月に発表された外務省の「ODAのあり方に関する検討」により、従来の個別プロジェクト単位の取組を超えて、援助ニーズの詳細な分析に基づいて開発課題の解決に向けた中長期的なプログラム目標を設定し、適切な援助手法を組み合わせることで目標達成に向けて取り組んでいくプログラム・アプローチの推進が政府方針として明確に打ち出された。機構は、従来からのプログラム化に向けた取

組に加え、開発課題に関する分析の深化や援助手法の一体的運用を通じて、プログラム・アプローチの更なる強化に取り組んできた。

開発課題の解決に向けた戦略的なアプローチの検討に向けては、社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析を深化させ、優先的に取り組むべき開発課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する AW の策定を進めており、第 3 期中期目標期間中に 50 カ国程度について策定する計画としているところ、23 年度は 9 カ国 1 地域について策定を完了した。AW は、原則として全ての援助対象国において外務省が策定する計画である「国別援助方針」の参考資料として供することとなっている。

具体的なプログラムの形成にあたっては、特定された開発課題の解決に向けて適切な援助手法を一体的に運用することにより、事業間の相乗効果を最大限に発揮させる取り組みを進めている。23 年度は、21 年度に策定した「協力プログラムの戦略性の強化に係るガイドライン」の内容を見直し、プログラム・アプローチを一層推進していくための環境整備にも着手した。また、戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のため、外務省と機構間でパイロット・プログラムを形成することとしており、22 年度には 5 件、23 年度には 45 件を機構から外務省に提案し、制度改善の検討を進めている。

プログラム・アプローチに則った具体的な事例は以下のとおり。

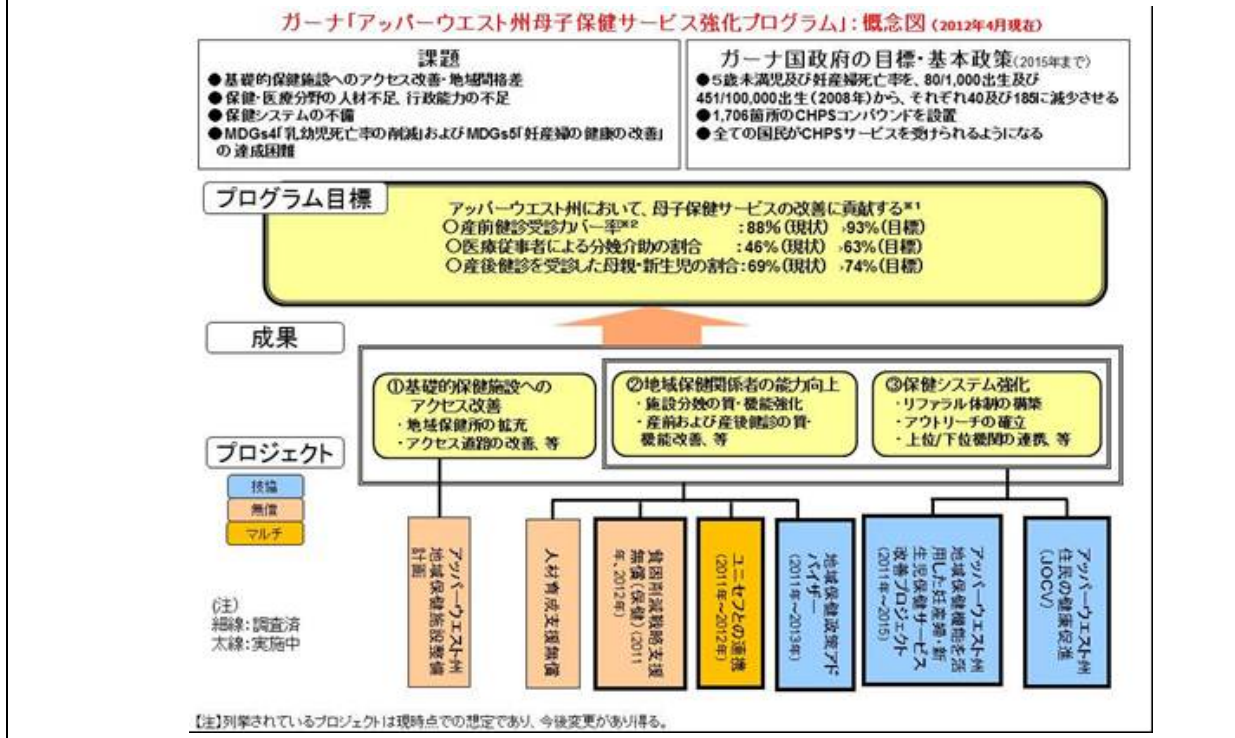
【22 年度外務省と合意したプログラムの事例】

●ガーナ「アッパーウェスト州母子保健サービス強化プログラム」

保健サービスへのアクセスに関する地域格差の是正はガーナの中でも大きな課題である。とりわけ、アッパーウェスト州はガーナ国内の貧困地域と言われる北部に位置し、5 歳未満時及び妊産婦死亡率は減少の速度が遅い、もしくは漸増している状況にある。

本プログラムは、技術協力、ボランティア、無償資金協力を有機的に組み合わせ、アッパーウェスト州の母子保健サービスの改善に貢献するとともに、アッパーウェスト州への支援モデルや教訓・成果をガーナ国全体に波及させ、保健分野の政策や指標の改善に貢献していくため、個別専門家の派遣や保健セクターへの財政支援、人材育成支援無償を組み合わせた協力を行うものである。23 年度から「アッパーウェスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト（技術協力）」及び「地域保健政策アドバイザー」の派遣を開始しており、24 年 5 月には「アッパーウェスト州地域保健施設整備計画（無償資金協力）」の贈与契約（G/A）が締結された。

【図表 4-2】 ガーナ「アッパーウェスト州母子保健サービス強化プログラム」



【23年度政府に提案したプログラムの事例】

●モザンビーク「ナカラ回廊開発プログラム」

本プログラムは、南部アフリカの重要経済回廊の一つであるモザンビーク北東部ナカラ港から内陸国のマラウイ、ザンビアに通じるナカラ回廊地域の社会経済開発を目的とする。技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を活用し、港湾、道路、学校、保健人材育成校などの社会経済インフラの整備や地域開発計画の策定支援に取り組むとともに、日本、ブラジル、モザンビークの南南協力・三角協力で行う熱帯サバンナ農業開発プログラム (ProSAVANA-JBM) を通じて、アフリカ大陸有数のポテンシャルが見込まれる同地域の農業開発を推進する。これらの活動を通じてモザンビーク政府が目標とする地域住民の雇用促進・生計向上を通じた貧困削減に貢献し、さらに民間投資の誘致とその加速化を支援することで持続可能な地域開発を目指す。

なお、ProSAVANA-JBM は、機構が長年ブラジルで技術協力に取り組んできた「日伯セラード農業開発協力事業」の実績を基にした三角協力の取組であり、23年11月に釜山で開催された「第四回 援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」の開会式における米国のクリントン国務長官の演説でも言及されるなど、国際的にも注目されている。

【図表 4-3】 ナカラ回廊開発プログラム案件図



機構は、外務省の国別援助計画の付属文書である事業展開計画(案)の作成過程に 23 年度も協力し、開発途上国の開発政策との調和化を進め、プログラム・アプローチの適用を念頭に、中長期的な見通しを持って将来的な候補案件の形成を支援した。事業展開計画については、22 年度から外務省ホームページ上にて公開されており、23 年度については、70 カ国以上の国において相手国政府との対話に活用している他、外務省と機構との間、あるいは本邦と現地 ODA タスクフォースの間等、日本側の援助関係者の間でも中長期的な事業計画を検討及び共有する際の資料として活用している。また、30 以上の国においては、他ドナーとの対話ツールとしても活用されており、援助協調の枠組みの下、日本の援助の方向性を共有し、より効率的、効果的な事業展開について他ドナーと協議、検討するために使われている。

4. シナジー効果の発現状況

機構は、20 年 10 月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を経て、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関となったことを踏まえ、援助効果の最大化を図るべく、3 つの援助手法を一体的に運用しながら、国・地域ごとの課題に応じた戦略的なアプローチを推進する体制を整備してきた。統合時に掲げられた、援助の迅速な実施、援助効果の拡大、援助効果の普及・展開の 3S (Speed up、Scale up、Spread out) は、統合後の制度改革、各種援助手法を有機的に組合せた協力、国内外の多様な関係者との連携等によって発現してきている。

23 年度は、円借款案件審査を終了した 48 案件のうち、36 件において、技術協力との連携が形成段階から計画された。案件形成段階のみならず、実施中もしくは完了した有償資金協力案件の開発効果を更に高めるために技術協力を組み合わせる例も統合後に年々増加し、実績額も伸びている。技術協

力の成果を、有償資金協力を通じてスケールアップさせる連携例についても、統合後 3 年を経て 23 年度には、国際的に注目されうる事例が実現した。また、無償資金協力と技術協力の連携についても、23 年度に機構が案件形成を行った無償資金協力案件 43 件のうち、技術協力との相乗効果の向上などを図った案件が 22 件となった。シナジー事例の多くは、組織・人事の一体的な統合を通じて、統合後の機構が有するツールを有効に活用して、被援助国との協議を行い、より高い開発効果を上げるという考え方が機構の職員に浸透したことによるものである。具体的な事例は以下のとおり。

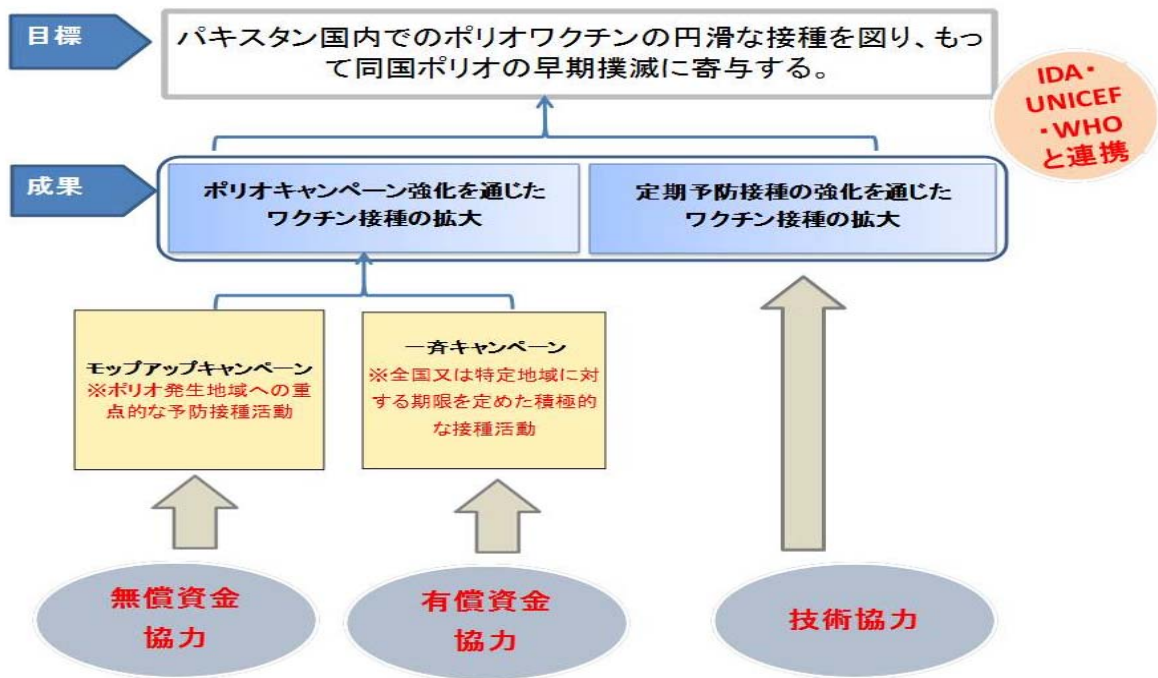
【シナジー効果の発現事例】

●技術協力・無償資金協力の成果を基にゲイツ財団とも連携した革新的なスケールアップ事例（パキスタン「地域保健プログラム」（ポリオ対策部分））

パキスタンは世界に 3 カ国しかないポリオ常在国の一つであり、日本は従来から、ユニセフを通じた無償資金協力によるワクチン供与や「EPI/ポリオ対策プロジェクト」（技術協力）を通じた定期予防接種実施にかかる能力向上支援を行ってきた。機構は、パキスタン側のポリオ撲滅に向けた一層の取組を支援すべく、23 年 8 月にパキスタン政府との間で「ポリオ撲滅事業」に係る L/A を調印した。本事業では民間慈善基金団体であるビル&メリンダ・ゲイツ財団（以下、ゲイツ財団）と連携し、事業成果が確認されれば、円借款にかかるパキスタン政府の債務全額をゲイツ財団が代位弁済する革新的な資金メカニズムを導入することにより、パキスタン政府の成果達成に向けたインセンティブを高めるものとなっている。本事業は、新たな資金メカニズムの構築に係る画期的な取組として、早い段階から日本政府とともに方針策定・案件検討が行われたため、要請から L/A 締結まで 4 カ月という迅速化が実現した。

本プログラムでは、ポリオ対策に必要なポリオ・ワクチンの調達及びその投与を全国的に展開するためのキャンペーン実施の資金を供与する円借款、主にアフガニスタン国境地域における緊急対応用（モップアップキャンペーン用）のポリオ・ワクチン調達のための無償資金協力、定期予防接種活動を担う人材の育成を目的とした技術協力（24 年度中協力開始予定）等、異なる援助手法の長所をいかしつつ、キャンペーンを通じた集中的なワクチン投与にかかる迅速な支援と定期予防接種にかかる中長期的な観点からの能力強化支援を組み合わせ、パキスタンにおけるポリオの撲滅という課題の解決に向けた効果的な協力を実施している。

【図表 4-4】 パキスタン「地域保健プログラム」



● 機構が有する各種援助手法を効果的に組み合わせてスケールアップを図る事例（バングラデシュ母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ 1））

機構はこれまでバングラデシュのノルシンディ県において、母子保健の基礎知識に関する住民の啓発や、住民の要望と医療機関の間の調整を地方自治体が主体的に行う体制づくりなど、包括的な技術協力を実施してきた。この結果、地域社会における妊産婦の支援体制が構築され、貧困層の妊産婦も適切な保健サービスを利用するようになり、これらの取組は「ノルシンディ・モデル」として高い評価を得ている。

24年1月にL/Aを調印した母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ 1）は、技術協力の成果である「ノルシンディ・モデル」の全国普及展開に取り組むバングラデシュ政府を支援するもので、バングラデシュの全土において母子保健の状況を改善することを目的として、自治体や医療機関の関係者への研修や、病院・診療所等の施設・機材の整備などに必要な資金を円借款で供与するものである。円借款の実施段階においても、技術協力プロジェクトや専門家の活動と連携し、且つ政策協議の場である年次レビュー会合、ドナー会合等の場にも積極的に参画していくこととしており、新 JICA の持つツールを効果的に組み合わせてスケールアップを図る取組である。なお、母子保健分野に円借款が供与されるのは本案件が初めてであり、先行する技術協力の取り組みに基づくスケールアップ及び円借款の新たな活用の好例でもある。

● 円借款プログラムローンと技術支援・協力の連携事例

23年度は、タンザニア、ベトナム、モンゴルにおいて計4件のプログラムローンの供与を行ったが、いずれの案件においても技術支援・協力との連携が図られている。統合前は、プログラムローン承諾の際、供与の前提となる政策アクションの達成を被援助国政府及び他ドナーとの協議を通じて確認するまでであり、関連する政策アクションへの技術協力についてはプログラムローン承諾のプロセスと分けて実施もしくは検討がなされていたが、統合後は、有償資金協力と技術協力を一体的に実施する組織体制の下、政策アクション達成に向けた協議と合わせて、政策アクションに必要な技術支援・協力のニーズや実施中の技術協力の活用をプログラムローンの形成と結び付けて検討し、被援助国に対して提言ができるようになり、統合効果が発揮されている。

23年度においては、タンザニア向け第8次貧困削減支援借款では公共財政管理能力の強化及び運輸・交通セクター政策の策定、ベトナム向け気候変動対策支援プログラム(II)では省エネ法制定や廃棄物統合管理戦略策定等、ベトナム向け第10次貧困削減支援借款では輸出入手続きの見直し・規程策定や国際基準に則った銀行監督等、モンゴル向け社会セクター支援プログラム(II)では新教育指導法の普及・確立や都市計画策定能力向上に対する技術支援・協力等を実施し、プログラムローンの政策アクション達成を支援している。なお、承諾には至っていないものの、23年度に審査を行ったフィリピン及びインドネシア向けの開発政策借款では、投資環境整備や公共財政管理強化のための技術支援・協力を通じた制度改善支援を行っている。

● 災害発生時に機構が有する各種援助手法を迅速かつ効果的に組み合わせて運用した事例（タイの洪水災害への対応）

23年下期にかけてタイで発生した洪水では、バンコク北部の8つの工業団地が浸水し、日系企業を含む多くの企業が被災した結果、サプライチェーンの断絶等により世界経済にも多大な影響を与えた。機構は、タイ政府のニーズに合致した協力を迅速かつ効果的に実施すべく、緊急援助、技術協力、無償資金協力と異なる援助手法を有機的に組み合わせ、シームレスな支援を行った。具体的には、災害発生直後に緊急援助物資を供与したほか、緊急援助隊を派遣し、空港や地下鉄、上水道など社会インフラの被害状況の調査や、工業団地や住宅地に溜まった水の排水等の支援を迅速に実施した。また、復旧・復興に向けた支援としては、治水対策や農業セクター並びに民間セクターにおける復旧・復興のニーズ調査を踏まえ、技術協力を通じた洪水対策にかかるマスタープランの見直しに対する支援や、災害に強い農業・農村づくりの支援等を実施するとともに、無償資金協力によるサプライチェーンの維持のためのインフラ整備を計画している。また、洪水対策にあたっては早期の段階でタイ政府水資源管理戦略委員会にアドバイザーを派遣し、タイ政府が策定する洪水対策の施策づくりに貢献してきた。

さらに、洪水対策支援に際しては日系企業への裨益も念頭に対策を検討し、タイに進出している企業等を対象に、被害状況や治水対策の状況についての説明会をタイ及び本邦で複数回開催した。さらに、機構の本部関係部署及びタイ事務所は、複数の日系企業からの個別相談に応じ、洪水の見通しやタイ政府の治水対策等の情報提供を行い、被災日系企業の早期復旧に貢献した。

(2) 事業に関する横断的な事項

小項目 No. 5 効果的な事業の実施

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的な事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分にいかしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO 等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA 事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

なお、平成 21 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「（イ）技術協力」及び「（二）国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。

また、平成 22 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日）において新成長戦略を推進・

加速するために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(チ) 調査及び研究」のうち調査により、環境技術の海外展開促進及びインフラ/システム海外展開支援に活用する。

【年度計画】

1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、新成長戦略に沿った取組、アフリカ支援、アフガニスタンをはじめとする平和構築支援、環境・気候変動対策への取組等を重点とし、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。
- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針等の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、金融・経済危機、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。また、右実現に求められる概念理解のさらなる促進を図る。
- エ. 関係機関・他ドナーと本部や現場レベルにおける連携協議や具体的連携案件の実施を進めつつ、人事交流等を行う。また、関係機関・他ドナーと共通の関心事項については、機構の知見や経験を活用して国際会議等を通じて発信する。
- オ. 国際的な援助効果向上の取組を踏まえつつ、開発効果向上に向けた議論について、機構の取組や知見を活用し、援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム等の主要な国際会議等を通じて対外的に発信する。
- カ. 民間企業等との対話を引き続き強化するとともに、NGO 等さらに多様なステークホルダーの協力も得た民間連携を推進することで開発効果の一層の強化を図る。また、22年度までに制度整備した民間連携を促進する協力準備調査（PPP インフラ事業、BOP ビジネス連携促進）の活用により具体的な協力案件を推進しつつ、もって新成長戦略にも貢献するとともに、さらなる民間との協力のあり方について検討する。
- キ. 技術協力プロジェクト等事業における民間の参加を促進する。
- ク. 国別・地域別の協力戦略策定のための外部有識者を招いた会議、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との情報共有や意見交換を進め、開発途上国への資金協力における連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとする JICA 事業経験者等の現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 同種の犯罪・交通事故に巻き込まれることを未然に防止するための取組強化を含む関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーション、派遣中の安全対策を継続的に実施す

る。

- シ. 円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言も踏まえ、施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。

【当年度における取組】

機構は、政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を機動的に進めてきた。平成 23 年度は、23 年 3 月に発生した東日本大震災からのいち早い復興を目指して、「開かれた復興」を最優先課題に位置づけ、被災地の復興支援、地震・津波等の災害に係る日本の経験と教訓の国際社会との共有、日本経済の再生への貢献を念頭に、「新成長戦略」を踏まえた民間企業の海外展開の後押しにつながる取組等を行った。また、東日本大震災に際して各国から示された連帯及び信頼に誠実に応えるべく、MDGs 達成に向けた貢献や、アフリカ支援やアフガニスタン支援等、政府の国際公約の達成に向けた貢献を念頭に置いた支援を着実に実施した。

開発パートナーシップの強化については、旧来のドナー国・機関に加えて、新興ドナーや国際 NGO 等との連携強化の取組を行った。また、日本の ODA の特徴である、個人・組織・社会システムの総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）や南南協力・三角協力について、機構が蓄積してきた知見を「第 4 回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」（HLF4）等の国際的な援助の潮流を議論する場で積極的に発信し、日本の ODA の意義と有効性についての理解促進を図り、援助潮流の形成に貢献した。民間企業との連携事業としては、BOP ビジネス^(注1)及び PPP インフラ事業^(注2)を念頭に置いた協力準備調査に関する公示を行い、BOP ビジネスに関しては 32 件を、PPP インフラ事業については 102 法人より 16 件を採択した。PPP インフラ事業計画のうち妥当性が確認された案件については、海外投融資のパイロットアプローチ対象案件として審査を行った。加えて、地方自治体、大学、NGO 等との連携も促進し、地域の知見の開発途上国支援への活用と国際協力の知見の地域社会への還元を行った。

また、事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映にも努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策の強化に取り組んだ。

(注1) BOP (Base of the Pyramid) ビジネスとは、主に開発途上国において貧困層を対象とした社会的課題の解決につながるビジネスを指す。

(注2) PPP (Public-Private Partnership) とは、従来公共事業として、公的部門が建設・整備し、サービスを供給していた分野について、公的部門のみならず、民間部門が民間事業として役割を一部担い、官民が一体となってサービスを行うことを指す。

1. 政策に基づく事業の実績

(1) 政策に基づく事業の案件形成・実施実績

政府の開発援助政策及び援助方針に則り案件形成を行い、23年度はプログラム内容の検討及び個別案件形成を行う協力準備調査を76カ国で286件(22年度からの継続分を含む)実施した。なお、20年度の協力

準備調査導入から23年度末までに終了した個別案件形成を目的とした協力準備調査375件のうち218件について案件の実施が決定し、残りの調査完了済案件についても政府内で検討が進められている。

機構は、上述の政府の政策に基づいた案件形成の実施を通じ、政府の重点方針に基づく取組を実施した。23年度は東日本大震災からいち早く日本が復興するため、国際社会とも協力しつつ、官民一体となった「開かれた復興」が重要であるという認識の下、その実現に資するためODAを活用することが最優先課題であるとする外務省の「平成23年度国際協力重点方針」に基づいた対応を着実に進めてきた。また、今回の震災に際して示された各国からの連帯及び信頼に誠実に応えるため、MDGs達成への貢献、アフリカ支援、アフガニスタン支援等の政府の国際公約の達成に向けた貢献を念頭に置いた支援を適切に実施した。具体的な取組は以下のとおり。

ア. 「開かれた復興」のための取組

(ア) 被災地の復興への貢献（国際協力アクターとの連携推進含む）

23年3月から7月にかけて、東日本大震災の被災者・避難者約400名を受け入れた二本松青年海外協力隊訓練所では、青年海外協力隊員OBや機構の職員が県や市と連携しながら住民参加型会議を開催するなど、避難住民主体による避難所運営の側面支援を行った結果、避難住民の自治組織が形成され、自律的に住民自治活動が進められるようになった。

また、派遣国の治安悪化に伴い日本に一時退避していた青年海外協力隊員が被災地でボランティア活動を行い、被災者の健康面や幼児教育について支援したほか、帰国隊員が岩手県の被災小学校の教員を支援し、教員の欠員補充や通常授業への早期回復に貢献した。さらに、宮城県東松島市に対する復興支援要員として協力隊員のOB、OG等を派遣し、集団移転計画や復興に向けたまちづくりを推進するため、行政とコミュニティのファシリテーター役を担いながら支援活動を行った。

さらに、市民による被災地支援の中心的な役割を担うNGOの活動に対する支援として、東北支部において国際協力NGOセンター（JANIC）やジャパン・プラットフォーム（JPF）等に対して事務所スペースを提供したほか、復興支援の経験を有する機構の職員を復興に取り組むNPOに出向させ、行政・経済界・大学等との様々な調整を行った。さらに、被災地に対する後方支援拠点の役割を担う、JANIC、JPF、せんだい・みやぎNPOセンター等に職員を派遣し、被災地の支援ニーズの把握及び的確なコーディネート支援を支援するべく職員を派遣した。

福島第一原発事故発生後は、直接の放射性物質の影響がなくとも風評により製品、作物が売れないという風評被害が生じており、機構としてもこうした風評被害の軽減に貢献するために、二本松青年海外協力隊訓練所では、福島大学教官を招き、協力隊員候補生が赴任に際して任国に正確な情報を伝達出来るよう説明会を実施した。また、研修員受け入れ事業を通じて、東日本大震災と復興の経験を開発途上国の行政責任者等と共有すべく、関係省庁の協力を得て、消防、インフラ、環境未来都市等の分野で計9件のセミナーを実施したほか、既存の研修カリキュラムに被災地視察を組み込んだり、震災の知見を伝える特別の講義を追加したりする等の取組を合計50件以上実施した。また、風評の実態について開発途上国においても正しい理解が共有されるよう、途上国からの本邦研修参加者に対しても説明を行った。

機構は、東日本大震災の復旧・復興プロセスや被災地に対する支援を通じて得られた知見・教訓を、

組織的に集約・整理・蓄積し、今後の復旧・復興事業や防災事業につなげていくため、23年10月に東日本大震災復興支援室を設置した。

(イ) 防災に係る日本の経験と教訓の共有

東日本大震災とその後の復興過程における日本の経験と教訓を開発途上国とも共有し、防災・復興支援に役立てるため、行政経験の共有に加え、地震や津波をはじめとする防災対策や、緊急援助隊の活動を含む災害対策のノウハウを伝えるための支援を拡充し、開発途上国の人材を育成するなど、人の絆を大切に国際協力を積極的に推進していくことが求められている。具体的には、阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災など日本国内での大災害を通じて得た知見・教訓を振り返るとともに、機構が復興支援に携わってきた、スマトラ沖地震・津波災害、四川地震、トルコ地震等、開発途上国における震災・災害復興支援等を通じて得られた知見・経験を分析して、今後の機構の防災・復興支援にフィードバックすべく、プロジェクト研究「大規模災害からの復興に係る情報収集・確認調査」に着手した。

また、23年度は、22年2月に発生したチリ地震により甚大な津波被害にあったチリとの間で共同研究プロジェクト「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」を開始した。本研究は地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の枠組み（SATREPSについては本章2.（8）．アにて後述）で実施しており、独立行政法人港湾空港技術研究所をはじめとする国内の14の研究所・大学からなる研究チームとチリ側の研究チームが共同で、津波被害推定モデルの開発・改善や津波脆弱地域において津波に強い地域・市民を作るための知見や技術の開発を図ることを目的としている。本プロジェクトについては、24年3月にピネラ・チリ大統領が訪日した際に野田総理との首脳会談でも言及される等、チリ側から高い関心が寄せられている。

チリに対しては、22年の地震を受けて「対地震・津波対応能力向上プロジェクト」を実施し、日本が有する幅広い防災分野の知見や教訓を提供してきた。23年6月には同プロジェクトのカウンターパートである公共事業省が「災害対策行政—チリと日本の経験セミナー」を首都サンティアゴで開催し、100名以上のチリ国内の災害対策関係者が集まった。同セミナーでは、プロジェクトに参加した公共事業省職員が橋、公共建築物の耐震技術、鉄筋コンクリート建築物の被害評価、土質（液状化現象）、津波警報、応急対応・復旧計画の6分野について発表を行い、チリ国内の防災対策に係るアクションプランについて討議を行った。

23年11月には同年7月に日本政府が公表した「東日本大震災からの復興の基本方針」を具現化するための3次補正予算が成立し、「防災分野における国際協力推進」について42億円が計上された。機構は補正予算の成立を受け、フィリピンやインドネシア等、地震・津波被害が想定される10カ国を対象とした「地震・津波の観測システム等に関する基礎情報収集・確認調査」を迅速に実施した。本調査結果を受け、津波対策において日本とも関連性の高い、フィリピン、バヌアツ、フィジー、エルサルバドル等を対象とする無償資金協力の実施が決定された。

さらに、東日本大震災の教訓を今後の防災協力にいかすために、23年4月から「地震・津波に対する効果的アプローチの検討」（プロジェクト研究）を実施した。プロジェクト研究では、機構の様々な事業を通じて関係のある東北大学と協力して津波被害状況などを機構のホームページに英語で掲載し、

専門家やプロジェクトのカウンターパート、帰国研修員等に対して広く情報発信を行った。

また、プロジェクト研究の成果として、「防災の主流化」を進めるための指針を整理し、機構事業に反映するとともに、国際会議、国際シンポジウム、刊行物等を通じて、東日本大震災の教訓などとともに発信した。具体的には、世界銀行・国際通貨基金（IMF）の年次総会、国連国際防災戦略（ISDR）主催の災害リスク軽減を目指す国際プラットフォーム（GPDRR）等の国際会議や、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国連水と衛生に関する諮問委員会（UNSGAB）等の国際機関との共催による会議等において、東日本大震災の教訓の発信等に努めた。なお、23年度の国際会議や外部向けセミナーでの防災関連の発表は22件、学会誌、雑誌等への寄稿は5件、研修やプロジェクト等、機構の事業を通じた発信は12件に上った。

（ウ） 新成長戦略への取組（インフラ海外展開の基盤整備支援等）

「新成長戦略」（22年6月閣議決定）では、アジアの成長を支援するとともにアジアにおける民間企業のビジネス展開を後押しする方針を掲げている。特に、アジア市場において、日本企業に競争力のあるセクター（鉄道・道路・物流・通信・上下水道等）の海外展開を推進する「パッケージ型インフラ海外展開」は国家戦略プロジェクトの一つに定められている。機構では、同決定を踏まえ、開発途上国の開発に資する前提において、ODAによる可能な範囲の支援を推進してきた。案件の発掘・形成段階では、技術協力プロジェクト等を活用し、日本の民間企業の強みを認知させるよう取り組んでおり、また、資金協力を通じてその事業化についても支援している。

機構は「パッケージ型インフラ輸出」の主要11分野の一つである鉄道事業の海外展開を後押ししてきた。具体的には、車両開発、トンネル技術、運行ダイヤの正確性等、ハード、ソフトの両面で日本が培ってきた技術やノウハウを海外市場に展開すべく、設計から建設、運営、維持管理までの総合的な支援を目指して取り組んでいる。23年度は高速鉄道セミナーへの開発途上国鉄道事業者関係者の招へい、国内鉄道関連業界との海外展開に係る意見交換の実施等を通じて本邦企業が海外展開しやすい環境を整える取組を行った。具体的な案件は以下のとおり。

【新成長戦略への取組事例】

●エジプト「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」

市内の交通渋滞の解消、人と物の移動の円滑化を目指し、首都カイロ中心部とギザ地区、郊外の衛星都市を東西に結ぶ路線の整備を支援すべく、24年3月に借款契約（L/A）を締結した。本案件は本邦技術活用条件（STEP）適用案件として実施されることとなる。23年度は、日本企業の受注に向け、エジプトの運輸省やトンネル公団、防災関係者等に対して、日本の鉄道事業者と日本での研修を実施する等の取組を行った。

●ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタインスオイティエン間〈1号線〉） （Ⅱ）」

本事業は、ホーチミン市において都市鉄道を建設することにより、増加する交通需要への対応を図り、もってホーチミン都市圏の交通渋滞や大気汚染の緩和、地域経済の発展に寄与するもの

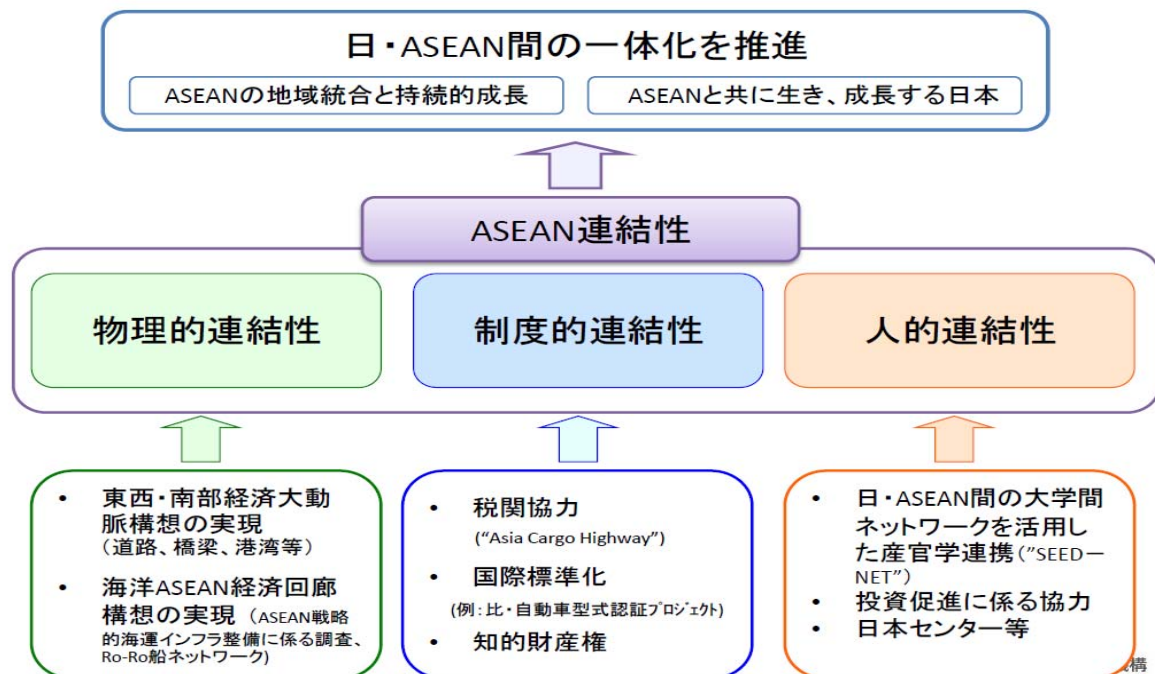
であり、24年3月にL/Aを締結した。本案件もSTEP適用案件として実施されるものである。

本事業はベトナム初の都市鉄道案件であり、実施機関は運営維持管理会社設立や運営の経験・ノウハウを有していないため、機構は、運営維持管理会社設立支援を目的として23年度に「ホーチミン市都市鉄道運営組織設立支援プロジェクト」を開始し、運営維持管理会社の登記にあたり必要とされる組織規程、事業計画、定款、約款、就業規則、各種制度、要員配置計画等の作成に対する支援を行ってきた。

また、他路線の建設を支援する他ドナー等との間で、自動料金徴収システム（ICカードを含む）や共通運賃制の導入についての協議を行い、日本の強みをいかしながら、持続可能なホーチミン市の都市鉄道運営の実現に貢献している。

ASEAN域内のネットワークの拡充を通じたASEAN連結性の強化については、域内の格差を是正し、競争力を向上させるためにも不可欠である。22年10月の第17回ASEAN首脳会議において、ASEANは一つの地域としてさらなる発展を遂げることを目指して、「ASEAN連結性マスタープラン」を打ち出した。その特徴は連結性をハードインフラの問題としてだけでなく、制度、人を加えた三つの側面の問題として捉えていることである。機構はこれまでの協力経験・ノウハウをいかし、各側面に対する支援を進めている。

【図表 5-1】 ASEAN 連結性マスタープラン



23年9月に、機構はASEAN事務局、日本経済団体連合会（経団連）とともに、「ASEAN連結性の強化と日・ASEANの互惠関係の深化」と題するシンポジウムを開催した。同シンポジウムには民間企業、ASEAN各国の在京大使館、日本政府関係者等、約190人が参加し、ASEAN連結性実現において日本企業の投資・技術に対するASEAN側の期待の高さ、日本企業の進出を促進する上でのソフト・ハード面の投資環境整備の重要性、その整備に機構が果たしうる役割が大きいこと等が議論された。

機構は、ASEANの地域統合と持続的成長及び日本・ASEANの一体性を一層推進するために、「ASEAN連結性マスタープラン」でも優先事業の一つに設定されている「RoRo船^(注)ネットワーク構築に係る情報収集・確認調査」に取り組んだほか、日本とアジアの国々の間での切れ目のない物流を目指す「アジアカーゴハイウェイ構想」の実現に向け、税関手続きの円滑化の促進等を支援した。

^(注) RoRo船とは、Roll on /Roll off 船の略。コンテナのみを収納するLOLO (Lift on/Lift Off) 船に対して、フェリーのように車両が乗り込むことができる。そのため、クレーンが整備されていない小規模港でも荷役が可能である。

【ASEAN連結性マスタープランに貢献する機構の取組事例】

●ASEAN「RoRo船ネットワーク構築に係る情報収集・確認調査」

インドネシア、フィリピン等の島嶼部を含めたASEAN域内の経済連携及び域内外からの貿易・投資の促進に資することを目的として、従来のコンテナ船だけでは十分に対応できない路線をより機動性の高いRoRo船によって結び、効率的かつ信頼性のある航路の創設・拡充に向けた調査を実施している。

具体的には、RoRo船運航に必要な制度、基準、規則等に係る現状と課題の整理、潜在的な航路の発掘・選定、選定された航路を対象とするRoRo船運航に対する適正なデザイン、技術的・経済的・財政的な検討、制度・基準・規則等の明確化・調和化に向けた改善策、行動計画等について取りまとめる計画である。

●ベトナム「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」

本プロジェクトは、日本の通関の95%で利用されている、輸出入・港湾関連情報システム及び通関情報総合判定システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）（NACCS）並びに通関情報総合判定システム（Customs Intelligence Base System（CIS））を活用した電子通関システムをベトナムにおいて構築する計画としており、24年3月に贈与契約（G/A）を締結した。

本事業は、日本の優れた技術を活用した通関システムを構築することで、通関手続きの所要時間短縮や貿易・物流コストの縮減、IT化による行政コスト削減を目指すものであり、ベトナムの貿易円滑化の推進やわが国を含めた世界経済とベトナムの連結性強化に貢献するものである。

イ. ミレニアム開発目標の達成に向けた取組

(ア) アフリカ支援

20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、日本政府は24年（暦年）までの対アフリカODA倍増（目標額18.0億ドル／年）を発表するとともに、「横浜行動計画」（YAP）の採択を主導し、計画に則った支援を着実に実施する旨表明した。

機構はこれを受け、TICADIV「横浜行動計画」の3本柱である、①成長の加速化（インフラ、エネルギー、農業等）、②人間の安全保障の定着（ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、平和構築支援等）、③環境・気候変動対策に沿った取組、等を実施してきた。

20年以降の支援実績は、23年度末時点で平均18.1億ドル／年と高い水準に達しており、政府の公約の達成に向けて着実に取り組んできた。

また、YAPにおいて掲げられた分野別の無償資金協力及び技術協力の目標額の達成にも着実に貢献してきた。

【図表 5-2】 分野毎の横浜行動計画（YAP）目標額への貢献（単位：億円）

分野	JICA分					日本政府 目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	20-23年 度合計	(20-24年度 の累計)
インフラ	162	274	282	173	891	370
農業	126	83	72	68	349	260
教育	105	126	165	120	516	440
保健	123	105	131	92	451	430
水と衛生	110	178	131	101	520	300

機構はこれらの貢献を通じて、MDGsの達成に向けた開発途上国の取組も支援してきた。例えば、経済成長の恩恵を幅広く貧困層が享受するためには、アフリカにおいて貧困層の多くを占める農民の収入源の確保を図り、経済活動に取り組んでいくことが重要であり、機構はコメ増産や地元産品のマーケットアクセス強化による農民の収入向上のための支援を行ってきた。このような取組は、MDGs1（極度の貧困及び飢餓の撲滅）に向けた直接的な貢献となる。

【アフリカにおける貧困削減に資する取組事例】

●ケニア「ムエア灌漑開発事業」

機構は、YAPで掲げられた「今後10年間でアフリカ諸国におけるコメ生産量倍増」の目標達成に向け、アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）、世界銀行、国際連合食糧農業機関（FAO）等と共同で「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development : CARD）」イニシアティブを実施している。

CARDイニシアティブ支援対象国第1グループに位置づけられているケニアでは、年平均降水量

735mm以上の農耕適地が国土の約17%（994万ha）に過ぎず、そのうち灌漑開発可能面積が53.9万ha、さらに灌漑面積は10.1万ha（18年時点）にすぎない。本案件は、ケニア北部のムエア地域にて総事業費186.31億円（うち円借款131.78億円）の灌漑施設の整備等を実施し、コメ等の年間作付面積の増加（7,860ha⇒16,920ha）、コメ増産（33,900t/年⇒68,300t/年）、コメの単位収量増（3.6t/ha/年⇒5.5t/ha/年）を図る計画であり、併せて、営農、水管理、ポストハーベストなどの技術協力を23年度から実施した。

●マラウイ「一村一品運動実施能力強化プロジェクト」

機構は、YAPにおける「コミュニティ開発を通じた貧困削減の達成のための一村一品運動の促進のため、一村一品運動を12カ国に拡大する」目標の達成に向け、23年度までに8カ国にて技術協力プロジェクトを実施し、10カ国より技術協力研修員の受入を行った。

マラウイでは、大分県の「一村一品運動」を参考としたマラウイ版「一村一品」（One Village One Product: OVOP）運動に取り組んでいる。大統領が議長を務めるOVOP委員会及びOVOP事務局が設置され、小規模農民グループを対象とした農産物加工技術の普及、品質改良、マーケティング能力の向上、製品の付加価値向上を目的としたOVOPの普及を行ってきた。現在、マラウイ全土では104のOVOPグループが登録されている。17年から22年に実施した「一村一品運動のための制度構築と人材育成プロジェクト」では、OVOP地方担当官及び25のOVOPグループを対象として、OVOP運動の理念、OVOP事業の形成手法、食品加工技術、ビジネススキル、品質管理技術等の研修を実施した。同プロジェクトの成果を踏まえ、23年3月からはOVOPの地域担当官及びより広範なOVOPグループ（100グループ、1,000名以上）を対象として、よりマーケット指向型のアプローチを取り入れた技術協力プロジェクトを実施している。

また、「人間の安全保障の定着」の観点から、紛争後の平和構築・復興支援に資する事業も実施している。

【アフリカにおける人間の安全保障の定着に資する取組事例】

●シエラレオネ「カンビア地方給水整備計画」

政府は、YAPにおける「650万人に対し安全な飲料水を提供する」との目標達成に向け、23年度までに円借款・無償資金協力により計873万人を対象とする新規案件の実施を決定している。

シエラレオネでは、長年続いた内戦により、社会基盤施設の多くが壊滅的な打撃を受けており、全国の給水率も37%（都市部47%、地方部32%）にとどまっている。シエラレオネ北部のカンビア県ロクプールには、平成元年に無償資金協力で建設された給水施設があり、内戦により一部破壊されていたが、18年から開始された技術協力を通じて復旧が図られるとともに、運営維持管理・料金徴収などに関する技術移転を実施した結果、1.5万人に安全な水を供給できる体制を整備した。

同県の県庁所在地カンビア市（人口2.5万人）では、住民の6割が素掘り井戸やハンドポンプ付井戸を利用しているが、乾季には濁水となるほか水質にも問題があり、残り4割は不衛生な河川水

を利用している。このため、無償資金協力により、カンビア市において水道施設を整備するとともに、23年度からは、ロクプールの経験を踏まえてカンビア市水道公社の設立・運営支援を技術協力により実施し、3,400人の給水人口を3万人に拡充する計画である。

(イ) 保健・教育分野

27年（西暦2015年）を目標年とするMDGsにおいては、各国のオーナーシップとパートナーシップに基づいて開発目標を実現するとされており、機構は各分野において開発途上国の自助努力を尊重するとともに、他の援助国や国際機関等の幅広い関係者と連携し、人間の安全保障の理念の下、その達成に資する協力を行ってきた。

【図表 5-3】 ミレニアム開発目標の達成状況

参考：国連、The Millennium Development Goals Report 2011

<p>目標 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅</p> <p>開発途上地域で極度の貧困状態にある人々の数は、1990年の18億人から2005年には14億人へ、人口に占める割合は46%から27%へと減少。2015年までに世界全体の貧困率は15%未満に減少すると予測されており、目標値の23%を十分に下回る見込み。ただし、サブサハラ・アフリカの貧困率は依然として高いが、近年の経済成長の影響によって若干の改善傾向にある。</p>
<p>目標 2: 普遍的初等教育への達成</p> <p>初等教育への就学率は、サブサハラ・アフリカでは2000年の58%から2009年に76%へ、南アジアでは79%から90%へと上昇。就学年齢の子どもの数が増えている中、全世界で学校に通っていない子どもの数は1999年の1億600万人から2009年には6,700万人へと減少。学校に通っていない子どものうち、42%にあたる2,800万人は紛争で被害を受けた貧困国の子どもである。</p>
<p>目標 3: ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上</p> <p>開発途上地域の就学者数における男女比は、初等教育では1999年の100:91から2009年には100:96へ、中等教育では100:88から100:96へと改善。しかしながら、2005年までに初等・中等教育のジェンダー格差をなくすという目標は2011年現在も達成できていない。</p>
<p>目標 4: 乳幼児死亡率の削減</p> <p>全世界の5歳未満児死亡率数は、1990年の1,240万人から、2009年には800万人へと減少。開発途上地域の5歳未満児死亡率は、出生1,000人に対し1990年の99人から2009年には66人に減少(ただし、サブサハラ・アフリカでは出生1,000人に対して129人と依然として高い)。開発途上地域で1歳児がはしかの予防接種を受ける割合は、2000年の69%から2009年には80%に増加。全世界のはしか関連の死者数は、2000年の73万3千人から2008年には16万4千人の減少。</p>
<p>目標 5: 妊産婦の健康の改善</p> <p>開発途上地域で医療従事者による分娩が行われた割合は、1990年の55%から2009年には65%へと増加。開発途上地域の妊産婦死亡率は、1990年から2008年にかけて出産10万件あたり440件から290件に34%減少したが、依然として目標値(同110件)には程遠い。保健分野に対するODA額は2000年と比較すると2009年には3倍に増加しているが、そのうち家族計画のための援助の割合は2001年の11.3%をピークに減少し、2009年には2.6%まで減少。</p>
<p>目標 6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止</p> <p>2009年のHIV新規感染者数は260万人と、新規感染者数がピークに達した1997年の水準を21%下回った。抗レトロウイルス治療を受けるHIV感染者とエイズ患者の総数は、拠出資金の増額とプログラムの拡大により、2004年から2009年にかけて13倍に増加。マラリアによる死者は拠出資金の増額と集中的な対策により、2000年の98.5万人から2009年には78.1万人へと全世界で20%減少。</p>
<p>目標 7: 環境の持続可能性の確保</p> <p>2000～2010年の年平均森林喪失面積は、1990～2000年の平均830万haから520万haへと減少。安全な水を使用できる人の割合は2008年には世界全体で87%となり、現在の進捗が続けば目標は達成の見込み。一方、トイレやその他改良衛生施設を使えない人々は全世界で26億人に上り、依然として目標達成に程遠い。</p>
<p>目標 8: 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進</p> <p>開発途上国から先進国への輸出のうち無関税品の割合は1998年の54%から2008年に80%へと上昇。2000年時点で開発途上国の輸出収入の13%近くを占めていた対外債務返済負担は、2008年に3%に減少。</p>

機構は 23 年に菅コミットメントとして日本政府が表明した保健・教育分野における MDGs 達成に向けた新たな支援策を踏まえ、以下のとおり開発途上国の取組を支援している。

保健分野に関しては、MDGs 4（乳幼児死亡率の削減）、同 5（妊産婦の健康の改善）及び同 6（HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）の達成に向け、特に低所得国において改善が遅れている母子保健と感染症対策に力点を置いて支援を行った。また、開発途上国・地域における課題対応能力の向上を図るべく、行政組織の能力向上、保健医療拠点の機能強化と拠点間の連携体制強化、保健医療従事者の拡充といった課題への取組についても、重点的に行った。保健医療分野の具体的取組は以下のとおり。

【保健医療分野の取組事例】

●フィリピン「東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト」

本プロジェクトでは、妊産婦が安全に出産し、新生児が適切なケアを受けられるようになることを目指し、町や地区の保健所及び地区病院が、質の高い基礎的緊急産科・新生児ケアを提供できるように、保健施設の整備と医療スタッフの能力強化を支援している。また、地方自治体による政策・財政面での母子保健活動の支援体制を強化するため、条例成立や予算確保への働きかけを行っている。コミュニティレベルではボランティアチーム（Community Health Team: CHT）の活動強化による、産前から出産、産後までの母親の保健施設の利用率の向上を図っており、施設分娩を行った妊産婦の割合の増加傾向が確認されている。この他、CHT の活動支援と住民向けの啓発ツールとして作成された歌「保健所に行けば大丈夫」の有効性に保健省が着目し、タガログ語による全国版の作成を決定したことを受け、機構の支援によりフィリピンを代表する有名歌手親子が保健所の有効性を歌う CD を作成し、保健関連施設に配布したところ、大きな注目を浴びた。

●スーダン「フロントライン母子保健強化プロジェクト」

自宅分娩の割合がいまだに 7 割強を占めるスーダンにおいて、妊娠・出産ケアの主たる提供者となっている村落助産師（Village Midwife: VMW）の能力強化及び VMW の活動を支える行政能力の強化は喫緊の課題である。本プロジェクトでは、地域に良質の母子継続ケアが提供できる体制を構築し、妊産婦や新生児の健康改善に寄与することを目的として、VMF 及び行政の能力強化を支援した。対象としたセナール州ではプロジェクトの活動を通して同州で活動するほぼ全ての VMW に対して研修を実施し、その結果、出産ケアにおける適切な感染予防対策（エプロンとマスクの着用）実行率が増加した。さらに、VMW によって異常が発見され適切な処置を受けるために医療施設に搬送された妊産婦の数は、プロジェクト開始前からほぼ倍増した。これらの成果を受け、連邦保健省の運営能力を強化し、上記取り組みを全国展開することを目的として、23 年度から「フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ 2」を開始した。

●ミャンマー「主要感染症対策プロジェクト」

ミャンマーにおいて HIV/エイズ、結核、マラリアは罹患、死因の上位を占める三大疾病となっ

ており、本プロジェクトは、これら三大疾病の罹患率・死亡率を低下させることを目的に、保健省の各疾患への対応能力向上を目指す計画である。同プロジェクトの活動により、以下のような成果が達成された。

HIV/エイズに関しては、全国の主要な保健医療施設での献血者登録システムの強化、検査施設の HIV 検査精度管理、保健省スタッフの能力強化を行い、全国の献血者の HIV 感染率や、7つの基幹病院における同感染率が低下した。結核に関しては、ヤンゴンとマンダレーの 2 管区を対象として、結核対策プログラム運営管理能力の向上、結核検査能力の改善、啓発活動の促進等を行っており、患者発見率や治癒率の向上等の成果を上げている。マラリア対策については、モデル地域を対象として、地域社会に密着したマラリア対策プログラムを開発・導入しており、モデル地区におけるマラリア死亡数の減少が確認されている。

教育分野に関しては、MDGs 2（初等教育の完全普及の達成）及び同 3（教育における男女格差の解消）の達成を支援すべく、学校校舎の建設、教師の能力強化及び学校運営マネジメントの強化等を中心に基礎教育分野の支援に取り組んだ。他方、開発途上国の教育の現状やニーズはさまざまであることから、その状況に応じて、高等教育や産業技術教育・職業訓練等への協力も積極的に展開してきた。具体的な事例は以下のとおり。

【教育分野の取組事例】

●バングラデシュ「小学校理科教育強化計画フェーズ 1」、「小学校理科教育強化計画フェーズ 2」

バングラデシュ政府は、Education for All 宣言に署名後、初等教育の拡充を進めてきた。その結果、初等教育の純就学率は飛躍的に向上したが、修了率は十分な改善が見られず、教育の質の向上が必要とされている。

機構は 16 年 10 月より「小学校理科教育計画フェーズ 1」を開始し、教員用指導書の開発、教員研修を通じた教授法の改善等に取り組んできた。22 年 11 月に開始したフェーズ 2 では、フェーズ 1 で確認された成果の定着及びその全国展開を図るべく、「基礎教育の質の向上プログラム」の下、個別専門家（初等教育アドバイザー）の派遣及び貧困削減戦略支援無償によるプールファンドへの拠出を組み合わせた支援を実施している。

なお、フェーズ 1 の成果として、プロジェクト対象校における児童の学習達成度・修了率の向上があげられる。具体的には、対象校と全国の小学校の修了率を比較したところ、全国平均は横ばい傾向にある一方、対象校では統計的に有意な差が確認され、改善傾向が明らかになった。政府・ドナーからも高い評価を得て、全国の初等教育の質の向上を図るべく、バングラデシュの初等教育セクタープログラム予算にて教員用指導書が全国 6 万校の小学校や教員研修機関に配布された。

●ザンビア「SMASTE 理科研究授業支援プロジェクト」、「SMASTE 授業研究支援プロジェクト」、「授業実践能力強化プロジェクト」

ザンビアでは、基礎教育へのアクセス拡大に向けた取組の結果、初等教育では **94%**の純就学率を達成したが、卒業試験合格率等、学習達成度は依然低く、教育の質に大きな課題を抱えている。

ザンビア教育省は教育制度の質は教員の質に大きく左右されると考え、現職教員研修制度の構築に取り組んできた。機構はこのような取組を支援すべく、日本で教員の授業実践力向上のために広く取り組まれている「授業研究」を校内研修の具体的活動として導入することを目指して、「**SMASTE 理科研究授業支援プロジェクト**」及び「**SMASTE 授業研究支援プロジェクト**」を実施した。具体的には、中央州、コッパーベルト州、北西部州の **3**州を対象に協力をを行い、その結果、約 **5,000**人の教師が授業研究を定期的実践し、授業の改善が図られた。中央州で実施した調査では、授業研究の定期的な実践が卒業試験合格率の向上に寄与することが確認された。**23**年 **10**月からは、全国における授業の改善のために、残る **7**州に対する授業研究の導入、これまでの **3**州における授業研究のさらなる定着および質の改善を図るべく、ザンビア全土を対象とした「授業実践能力強化プロジェクト」を実施している。

ウ. アフガニスタン支援（「テロの脅威に対処するための新戦略」における取組）

23年度においてもアフガニスタンの治安は不安定な状況が続いたが、機構は、取り得る最大限の安全対策措置を講じつつ、**21**年 **11**月に日本政府が発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、概ね **5**年間で最大約 **50**億ドル程度までの規模の対アフガニスタン支援を行うとした公約に貢献する取組を進めてきた。具体的には、カブール首都圏開発を中心とするインフラ整備及び農業農村開発を重点分野に掲げ、インフラ整備に関しては、引き続き「カブール首都圏開発プロジェクト」を実施し、アフガニスタン側の実施機関であるデサブ新都市開発公社（**DCDA**）の実施能力向上支援のほか、カブール市内の幹線道路 **27.7Km**の整備に着工した。さらに、無償資金協力によりカブール国際空港及びバーミヤン空港の整備を行った。

農業農村開発分野では、①組織強化・人材育成、②水資源開発・管理、③農業生産性の向上、④農村開発・農業開発、を **4**本柱として、稲作技術支援や行政能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施してきたほか、**NGO**等との連携による灌漑修復事業を実施した。また、国際機関経由無償や日本社会開発基金（**JSDF**）による事業との連携など、オール・ジャパンとして支援効果の拡大を図ってきた。教育・保健分野においても、識字教育や結核対策等のプロジェクトを実施している。加えて、**22**年 **7**月にコミットした **5**年間で **500**名の行政官を育成する「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」の一環として、**23**年度には選考を通過した **47**名が来日し、全国の **21**の大学（院）において学位（修士）取得に向けた研修を開始した。またガバナンス分野に対する協力として、警察庁と協力して実施した「警察強化支援研修」へは **16**名、シンガポール政府との連携で行われる研修「汚職対策セミナー：シンガポールと日本の経験（アフガニスタン）」には **18**名のアフガニスタン側からの参加があった。

さらに、アフガニスタン及びその周辺地域の安定にはパキスタンの安定的な発展が不可欠との認識に立ち、日本政府はパキスタンに対しても「テロの脅威に対処するための新戦略」の枠組みにおいて **2**年間で最大 **10**億ドルの支援を行うことを表明しており、機構は技術協力と資金協力を組み合わせな

がら上記公約の達成に向けて貢献するため、パキスタンに対する迅速な支援の実施にも取り組んだ。具体的には、経済基盤の改善や、人間の安全保障を念頭に置いた教育・保健・衛生・災害対策等の社会基盤の改善に向けた支援、国境地域などの安定につながる支援等について、技術協力と資金協力を組み合わせた支援を実施した。

2. 開発パートナーシップの強化

(1) 国際援助協調・他援助機関との連携強化

ア. 国際会議への参画・他ドナーとの連携

・新興ドナーとの連携

近年では新興国による援助規模が増大するとともに、その存在感が国際協力の場でも増しており、日本や欧米等の従来から存在するドナー国にとってもこれら新興国との対話の拡大が課題となっている。特に韓国や中国等のアジア諸国のドナーの台頭は目覚ましく、韓国は22年1月にOECD/DACに加盟し、23年11月の「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム（HLF4）」の開催国を務めた。他方、中国はDACに加盟しておらず、これまで中国の援助に関する情報は限定的だったが、23年4月には初めて対外援助白書「中国の対外援助」を発表している。

日本は長くアジア唯一のDACドナーであったことに加え、地理的にも歴史的にもこれらアジアの新興ドナーとの関係が深いことから、開発効果の増大を図るために、新興ドナーと従来からのドナーとを繋ぐ役割を担い位置づけにある。機構は、南南協力支援の観点からも、これら新興ドナーとの対話の深化を図ってきた。

機構は、6月に「第2回アジア開発フォーラム」を日本政府と共催した。同フォーラムには中国、韓国、タイの政府及び援助機関のほか、インド、インドネシアなど東南アジア諸国、欧米ドナー、世界銀行等の国際機関が参加し、国際援助コミュニティの中におけるアジア・ドナーの役割等について活発な意見交換が行われた。同フォーラムにはこれまで国際援助協調の場に出席のなかった中国商務部及び中国輸出入銀行優遇借款部が出席し、積極的な発言があったことが特筆される。また、アジアの二国間援助実施機関との知見共有を目的として、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行対外経済協力基金（EDCF）、タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）との共同セミナーを開催した。

さらに、中国とは、中国輸出入銀行と定期協議を実施し、中国商務部国際貿易経済合作研究員（CAITEC）の研究者に対して機構の事後評価の手法について説明した。また、CAITECとの連携に向け、情報交換を行った。

韓国国際協力団（KOICA）とは、ネパールやバングラデシュでのボランティア派遣の連携・交流や、防災分野の研修事業における相互講師派遣、対アフリカ支援や共同研究等において具体的な連携事業を実施、検討しているほか、2月にはHLF4を踏まえた効果的な開発協力をテーマとして相互学習を目的とした合同ワークショップを開催し、官民連携やプログラム型援助アプローチ等について両機関の知見を共有した。

さらに、韓国輸出入銀行とは、22年にモザンビークの道路整備事業及びタンザニアの送電線事業について協調融資を実施しているが、機構が実施中のベトナムに対する気候変動プログラムローンについても協調融資を準備中であるなど、引き続き連携を通じた援助効果の拡大に努めてきた。

・国際機関及び二国間ドナーとの連携

機構は、米国、フランス、ドイツ等の OECD/ DAC 加盟諸国や国連機関、国際開発金融機関などの伝統的ドナーとも一層緊密な連携に努めてきた。特に、世界規模で大規模な支援を行い、その事業戦略やセクターの専門性で国際開発援助をリードしている世界銀行や、アジア地域の開発銀行（ADB）とは、現場レベルのプロジェクト連携のみならず、事業戦略や政策上流部分での意見交換や連携・協調も積極的に進めており、具体的な連携事業の形成に加え、国際開発援助潮流における機構のプレゼンス拡大にもつながっている。23年度の主な連携実績は以下のとおり。

【主な連携実績】

- 開発金融機関
 - ・ 世界銀行の「世界開発報告書（WDR）2011：紛争・安全保障・開発」に機構の提案により人間の安全保障の議論が反映されたことを踏まえて、9月には WDR 2011 と機構研究所の研究プロジェクト「アフリカにおける暴力的紛争の予防」の紹介を目的としたセミナーを世界銀行と合同で開催した。雇用を主題として策定が進められている 2013 年版 WDR についても機構の知見を提供すべく、準備を進めてきた。
 - ・ 9月に開催された国際通貨基金（IMF）と世界銀行の年次総会に機構理事長が出席し、併せて開催された世界銀行・日本政府・欧州連合（EU）の共催によるセミナーにおいては、人間の安全保障の観点を踏まえた機構による復興支援の取組を紹介した。
 - ・ 10月には、IMF とともに、アジア低所得国におけるマクロ経済運営の安定とインフラ投資、金融セクター開発のあり方に関する初の共同セミナーを開催した。
 - ・ 5月にハノイで開催されたアジア開発銀行（ADB）総会において、ADB 及びフランス開発庁（AFD）との共催による気候変動セミナーを開催し、機構の知見・経験を発信した。
- 国連機関
 - ・ 11月に韓国で開催された HLF4 において、国連開発計画（UNDP）の協力を得て日本政府とともに南南協力・三角協力に関するイベントを開催したほか、12月には今年で4回目を数える UNDP との共催による「南南協力・三角協力ハイレベル会合」をローマで開催し、機構の南南協力の取組や知見を発信した。
 - ・ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携を通じて、「アフリカの角」地域の干ばつ被害救援のため、緊急援助物資（総額約9千万円）の迅速・効果的な供与を実施した。
 - ・ 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対して、連携協力調査員を新規に派遣し、包括協力協定の覚書を締結した。
- 二国間援助機関
 - ・ 米国国際開発庁（USAID）、外務省、機構の三者間で食糧安全保障に関する覚書（MOU）を12月に締結し、同分野での連携協力を推進した。
 - ・ フランス開発庁（AFD）とはケニアやモーリシャスで気候変動プログラムローン（CCPL）の協調融資を進めており、今後の連携可能性について検討するとともに、インドネシア共同事後評価報告書の作成に合意した。

- ・ ドイツ復興開発金融公庫開発銀行（KfW）が9月に構築した気候変動対策に関する19ドナーからなる相互協力ネットワーク（IDFC）に機構も運営委員会メンバーとして参画し、気候変動ファイナンスに関する取組に協力した。
- ・ 豪州国際開発庁（Aus AID）とは、アジア・大洋州地域及びその他の地域における将来的な連携協力の可能性を継続的に協議していくことを目的とした覚書を締結し、インフラ整備、防災、緊急人道支援等の分野の具体的な連携可能性について協議を行い、島嶼国全体に裨益する広域アプローチの重要性を確認した。

・ 国際 NGO 等との連携

機構は、「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を組織のビジョンに掲げて、人間の安全保障を念頭に置いた持続的な貧困削減に取り組んできた。一方、開発途上国の現地 NGO や国際 NGO、その他の民間の開発支援機関等は、貧困層に裨益する草の根レベルの開発活動を通じて自立的なコミュニティの発展支援に強みを有していることから、機構はこれら NGO との連携を進めており、双方が補完的に事業を実施することにより、機構だけでは直接支援が届きにくい地域や人々に対するより大きな裨益が得られるよう努めてきた。

23年度は、これまでアガ・カーン開発ネットワークと連携事業を進めてきたアフガニスタン・タジキスタンの国境地域に加えて、アフリカでも両者の関心分野について連携協力を検討していくための覚書を24年3月に締結した。

また、バングラデシュを拠点とする世界最大級の NGO であるバングラデシュ農村向上委員会（BRAC）とも、アフリカにおける稲作振興を通じた農村開発支援やバングラデシュにおける社会開発支援等、共通関心分野における連携や職員間の交流・知見の共有等を検討するための覚書を締結した。

イ. 援助協調の枠組への対応

機構は、国際的な援助協調の枠組みに政府とともに参画し、機構の取組や知見について積極的に発信してきた。

23年度は、パリ宣言で示された援助効果向上の取組を総括し、今後の開発協力の枠組みを協議するための取組として「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム（HLF4）」が韓国の釜山で開催され、機構は日本政府とともに OECD 本部における援助効果作業部会及び執行委員会等の公式会合や、世界各地（パリ、フィリピン、韓国、ドイツ、タイ）で開催された事前の関連会合・準備会合に参画し、特に日本の協力の特徴であり、機構が豊富な知見を有するキャパシティ・ディベロップメント（CD）と南南協力の有効性・重要性について広く発信を行った。その過程で、22年度に刊行された機構・ブルッキングス研究所・KOICAによる共同研究報告書『援助の新しいビジョン（New Vision for Aid – Catalyzing Development）』が22年11月にソウルで開催された HLF4 の準備会合で活用されたほか、7月にはワシントン DC で報告書の発表セミナーを開催し、報告書の提言をドナー等の関係ステークホルダーに向けて広く発信した。

HLF4 には欧米の主要援助国のほか、中国、開発途上国、国連諸機関など、計 156 カ国・機関から 3,500 人が集まり、閣僚級会合とテーマ別本会合、サイドイベント等が多数開催された。HLF4 に向けて、機構は特に南南協力・三角協力の知見共有と情報発信に努めてきた。機構は過去 40 年間、南南協力・三角協力において先駆的な役割を果たしてきており、その結果、南南協力・三角協力のパイオニアとしての日本の地位が国際社会で広く評価されていることが、会合でも確認された。閣僚級会合開会式では、米国のクリントン国務長官が、有効な南南協力の事例として日本・ブラジルパートナーシップの枠組みにおいて機構が支援する南南協力事業（プロサバンナ・プロジェクト）を紹介した。この協力事例は同時期に発表されたゲイツ財団の G20 向けレポートにおいても紹介された。

● 日本・ブラジルパートナーシップ「プロサバンナ・プロジェクト (ProSAVANA)」

ブラジルはかつて広大な未開墾の熱帯サバンナ地帯を有しており、1970 年代から、機構を含む日本の協力により、セラード地帯の農業開発を進めてきた実績がある。

他方、ブラジルは長年にわたる日本の技術協力の成果を踏まえて、同じポルトガル語圏に対する南南協力・三角協力の推進を目指した「日本・ブラジルパートナーシッププログラム (JBPP)」を締結している。本事業は、上記枠組みの下で、ブラジルのセラード地帯開発で得た知見をいかして、モザンビークの熱帯サバンナ地帯の農業開発への貢献を図っている。

テーマ別本会合で開催された南南協力に関するセッションには機構も企画段階から貢献し、400 人以上の出席者を集めた。機構からは研究所長がパネリストとして登壇し、上述の「プロサバンナ・プロジェクト」のほか、ブラジル、シンガポール、中米で実施された日本の援助プロジェクトの事例を挙げ、制度面での CD の重要性等、機構が長年の南南協力実績を通じて培ってきた豊富な知見を紹介した。

さらに、HLF4 のサイドイベントとして南南協力セミナーを日本政府とともに開催し、CD 支援の成果により南南協力の実施国に成長した新興ドナー国が果たす役割について議論を深めた。

また、中国・DAC 研究グループ、オーナーシップ、水と開発等のテーマに関する、その他のサイドイベントや事前会合等にもパネリストとして参画し、機構の知見を積極的に発信してきた。HLF4 の成果文書に関しては、日本政府の対処方針作成の過程で機構の知見を踏まえた貢献を行い、成果文書取りまとめに向けた交渉にも機構の専門員が協力した。成果文書には、「幅広いパートナーシップ」をベースに日本がこれまで取組を推進してきた「南南協力・三角協力」に関する文言が盛り込まれるに至った。

また、MDGs の目標年（西暦 2015 年）以降に向けた議論も活発化しつつあり、6 月に日本政府・UNDP・国連児童基金 (UNICEF)・世界銀行との共催により「MDGs フォローアップ会合」を開催し、開発途上国や援助国・機関から多くの参加者を得て、国際開発援助における今後の検討課題について活発な協議を行った。また、機構は日本政府内に設置された「ポスト MDGs コンタクトグループ」にも参加し、機構の知見を活用して、バックグラウンドペーパーの作成等に協力している。

(2) 民間連携に向けた取組

民間連携の促進を目的として、ODA資金の活用を念頭に置いたPPPインフラ事業を形成するための協力準備調査の検討を進め、23年度は2回の公示を行い、合計のべ102法人から32件の提案が寄せられ、16件を採択した。また、22年度に採択された11件のうち7件の調査を終了し、審査準備や必要に応じた追加調査の準備等、事業化に向けた取り組みを進めた。具体的には、ベトナム「ハノイ市水道事業準備調査」についてはPPPインフラ事業としての妥当性が確認されたため、海外投融資のパイロットアプローチ対象案件として審査を実施した。また、ベトナム「エンサ下水処理場整備事業準備調査」及び「ロンアン省工業団地関連事業準備調査」では、本邦企業による事業化を目指して、日本の技術の優位性についての開発途上国側の理解促進を図るべく、開発途上国関係者に対する日本の技術紹介等の研修を実施した。

また、22年度に制度構築を図ったBOPビジネスに関する協力準備調査については、23年度は2回公示を行い、合計でのべ291法人から159件の提案がなされるなど、引き続き高い関心が寄せられ、そのうち32件を採択した。22年度に採択した19件については、3件の調査を終了し、企業において事業化の方策を検討した。なお、中小企業との連携推進を念頭に、23年度の第2回公示では、機構が負担する調査委託費の上限金額について、中小企業が実施する事業規模を勘案し、従来の上限5,000万円に加え、新たに上限2,000万円も導入した。また、東日本大震災やメコン地域で発生した洪水等を踏まえて防災対策の強化に関心が高まっており、BOPビジネスを通じても災害対策や復旧・復興に資するものがあると考えられることから、災害からの復旧・復興に資するBOPビジネスのアイデアを募集し、その事業化の可能性についての調査を開始した。

さらに、民間企業のニーズを反映しながら連携を進めるべく、中小企業関連機関や各地の商工会議所・団体等との意見交換を進めるとともに、中小企業がもつ技術・ノウハウの活用可能性に関する調査を実施した。調査結果を踏まえて、開発途上国の開発課題の解決に貢献する分野への事業展開を検討中の中小企業を提案公募により募集し、当該企業の海外展開に係る事業計画及び資金計画の策定作業（F/S 調査）を支援する制度を構築した。その結果、公示に対して56件の提案が寄せられた。

また、企業との新たな連携方法として、テルモ（株）と官民連携研修を実施したほか、機構が支援したプロジェクトから生み出された製品を（株）良品計画が仕入れ販売するといった取組も実施した。

23年度は、日本経済団体連合会や日本商工会議所、他の経済団体との意見交換会や各種セミナー等にも引き続き参加し、民間企業等のニーズを確認し、機構が提供できる具体的な連携の方策等について積極的に発信してきた。また、国内機関を通じた地方の商工会議所等との意見交換や、外務省が実施する地方中小企業向けの海外展開におけるODAとの連携方策についてのセミナーに同行する等、地方企業に対する働きかけも強化した。その結果、BOPビジネスの調査では、関東地方以外の法人の応募者全体に占める割合が増加（22年度：32%、23年度第1回：37%、23年度第2回：40%）するとともに、中小企業からの応募が引き続き全体の応募法人の半分以上を占めた（22年度：88法人、23年度第1回：67法人、23年度第2回：89法人）。

また、22年度に設置したNGO-JICA協議会の分科会「開発課題解決のためのNGO・民間企業・機構の協働に関する分科会」について、23年度は三者の協働案件の実現に向けて、機構の支援メニューの

制度化を検討するため、ワーキンググループの設立に向けたNGOや企業との意見交換を実施した。

【民間企業との連携事例】

● バングラデシュ「緑豆生産の体制構築」（協力準備調査：BOPビジネス連携促進）

本事業は、株式会社雪国まいたけが、バングラデシュの農村において、もやしの原材料となる高品質緑豆の栽培のノウハウを指導し、収穫した緑豆を他の作物より高い価格で農民から購入し、販売することを通じて、BOP層の収入改善を図るものである。収穫後の選別作業や販売業務において女性の雇用も創出する。なお、本事業の収益は、グラミンググループを通じソーシャルビジネスとして地元還元することを想定している。本調査では、大規模栽培のための農民の組織化、指導、栽培管理方法等について、パイロット的に栽培を行いながら事業計画の策定を行う。現在、日本は緑豆の9割以上を中国一国からの輸入に依存しているため、価格上昇や天候のリスク等にさらされていることから、本事業の実施は、企業にとっても経営戦略上、重要なものである。他方、開発の視点からは、栽培方法の指導による収穫量の拡大及び高値での買取り等による農村の所得向上を通じた貧困削減効果が期待される。

● ベトナム「ロンアン省工業団地関連事業」（協力準備調査：PPPインフラ事業）

本事業は、ベトナム南部ロンアン省における、指定公害型産業の工場も受入可能とする造成中の環境配慮型工業団地において、日本式のユーティリティ（廃水処理等）施設の建設・運営と併せて、工業団地を主な対象とした給水施設の建設・運営を行うPPPインフラ事業の計画である。本事業には、高度な排水処理施設建設、運営・維持管理等のノウハウを持つ企業が事業参画を検討している。

事業の支援にあたっては、ベトナムの工業団地における環境対策の促進を図るとともに、日本企業が工業団地の運営に参画するというビジネスモデルの展開を支援することで、日本企業が現地に進出する際の受け皿を整備することも企図している。

また、日本の技術の優位性や運営能力等に対する理解を深めるため、地方自治体等が持つ上水道技術等を紹介するための研修を、ロンアン省高官や事業関係者となる工業団地開発業者、ロンアン省給水公社等に対して実施している。長期にわたる海外でのインフラ運営事業はリスクが高いため、事業の実施に際しては、機構の資金面等における支援が期待されており、審査の準備を進めている。本事業は、企業による事業化の可能性調査を支援し、官民が連携しつつ計画段階から事業形成を進めるものであり、日本企業の海外展開の受け皿の整備支援を通じて、政府が新成長戦略に掲げるパッケージ型インフラ海外展開にも貢献しうるものである。

● 官民連携研修（テルモ株式会社）

メキシコにおいては、虚血性心疾患（狭心症及び心筋梗塞）が死亡原因の第2位となっている。虚血性心疾患に対する治療では、近年では身体への負担が少ない手首からカテーテルを挿入する方法（TRI法）が日本では主流となっているが、メキシコではより身体的負担の大きい大腿部からカテーテルを挿入する手技が一般的である。このため、カテーテル治療では必需品のアクセスデ

バイスで世界トップシェアを獲得しているテルモ株式会社と連携し、湘南鎌倉病院の協力を得ながら、メキシコの国立医療機関の若手医師に対するTRI法によるカテーテル治療の知識と技術に関する研修を実施した。本事業は、新成長戦略として掲げる「国際医療交流」の実現に寄与するほか、日本、わが国のカテーテル技術を世界に発信、提供していく好機ともなった。同社にとっては、メキシコ国内及び中南米地域での、カテーテルデバイスの強みをい生かした治療の普及が期待できるとともに、メキシコにおける同社の技術の信頼性が向上するなどの副次的な効果も期待でき、官民双方にとって有益な連携事例と言える。

● 一村一品プロジェクトとの共同企画商品（株式会社良品計画（MUJI））

株式会社良品計画（MUJI）と連携し、良品計画の23年のクリスマスギフト提案「MUJI CHRISTMAS Market 2011」のうち、8アイテムを共同企画し、良品計画が世界各国に持つ店舗で販売された。製品は、機構がキルギスとケニアにおいて、一村一品プロジェクトを通じて支援している生産者が、良品計画との打合せ、品質検査等を経て決定した商品仕様に基づき制作したものである。

機構は、地域資源をいかして特産品を育てることにより地域活性化を目指す日本の一村一品運動の経験に基づき、開発途上国の農村部を対象に、一村一品運動を通じた地域開発に取り組んできた。今回の連携により、課題となってきた販路の拡大が図れる上、実際のビジネスを通じて、マーケティングや生産技術向上等について、生産者が実践しながら学べる効果があった。良品計画にとっては、プロジェクトによる生産支援等を受けることにより、新たな国での商材の発掘、生産が可能になるとともに、同社の企業ポリシーである商品を通じた社会貢献も実現でき、プロジェクトの対象住民、企業双方に効果が見られた。

（3）地方自治体との連携

地方自治体との連携については、主に草の根技術協力事業（地域提案型）、研修員受入事業、開発教育支援や連携イベント開催等を通じて、各国内機関が中心となって所管都道府県の自治体と連携を図っている。23年度は、横浜市との連携協定や沖縄県との合同調査といった新たな取り組みも行った。23年度の主な実績及び具体的な取組は以下のとおり。

- ・草の根技術協力（地域提案型）： 68件
- ・技術研修の地方自治体による受入れ： 47件

【地方自治体との主な連携実績】

● 横浜市との連携協定

23年10月に、機構理事長と横浜市長との間で、機構として初の地方公共団体との包括連携協定を締結した。連携協定を通じて、開発パートナーシップの推進、横浜市の技術・ノウハウ活用による国際協力の効果的・効率的実施、横浜市内の企業等との公民連携による海外展開支援等が

期待されている。協定締結後の新たな動きとして、横浜市を実施機関とする技術研修員受入事業、BOP や PPP 事業等に関するセミナーの共催や、横浜市職員向け国際協力研修などが実施されている。

● 沖縄県との連携

宮古島市とは、同じ島嶼で亜熱帯地域にあるなど、自然環境と課題を共有する大洋州諸国に対する協力において、水道分野の研修や草の根技術協力（地域提案型）による水道事業運営（宮古島モデル）を通じて連携してきた。23年度は、上記連携実績を踏まえつつ、水や廃棄物管理等の分野で沖縄県の知見を大洋州諸国の開発支援に活用する可能性を検討すべく、沖縄県、那覇市、宮古島市、民間企業6社、NGOと共同で、フィジー、トンガ、サモアでの現地調査を行った。その結果、大洋州の水道分野に対するODA事業を行政・企業が一体となって進めて協力例していくことが確認され、具体的な協力の検討が始まった。

● 福岡県北九州市との連携

北九州市が有する廃棄物管理や排水処理の知見をいかし、草の根技術協力事業（地域提案型）により、マレーシア「廃棄物管理業務の効率化事業」、ベトナム「有機物に対する浄水処理向上プログラム」、インドネシア「スラバヤ市における分散型排水処理施設整備事業」における連携協力を実施している。

● 山形県との連携

山形県は、国内有数のコメどころとして長年培った稲作技術をいかし、姉妹県州協定を締結したインドネシアのパプア州農業園芸局に対して協力を行っている。具体的には、パプア州が進めようとしている奨励品種栽培の生産技術を確立するために、種子の選別、種まき、田植え等の各段階で実践的な協力を行っている。

また、ボランティア事業においても、教員や地方自治体職員の現職参加促進やボランティア経験者の採用特別枠の設定拡充に向けた取組等を通じて連携強化を図っており、23年度は、教員採用については2県（23年度までの累計で24府県市）、地方自治体職員は6県4市（23年度までの累計で25県市町）が、ボランティア経験者の特別選考制度や優遇措置を導入した（詳細はNo.14「ボランティア事業」を参照）。

（4）大学との連携

20年度に策定した大学連携協定の締結方針に基づき、23年度は大阪大学及び早稲田大学と協定を結んだほか、上智大学及び愛知大学と各国内機関が覚書を締結した。23年度協定をもって、統合前の機構及び旧国際協力銀行がそれぞれ締結していた連携協定が統合後の機構との連携協定にすべて更新された。また、国内機関にアンケートを実施した結果、何らかの連携事業を行った大学数は全国で74

大学に上った。

【大学との連携の取組事例】

● 新潟医療福祉大学との連携

修士課程に在籍している学生が大学院で学びながら青年海外協力隊等に参加できるプログラムが開始された。協力隊員としての派遣国での活動をフィールド実習等の単位として認定する制度であり、国際協力現場での実践を通じて、国際保健協力にかかわる人材を育成することを目的としている。

● 沖縄大学との連携

沖縄県の地理的優位性をいかして、東アジアの中で独自の国際交流活動を展開してきた「沖縄の強み」を活用し、沖縄が世界に貢献できることをテーマに、沖縄大学と沖縄国際センターの連携による講座を22年から実施している。23年度は全15回の講座の中でグループワークを実施し、国際理解教育アクションプランを作成し、同アクションプランを実践するための演習講座も行った。11月には沖縄国際センターが開催した国際協力イベント「2011 国際協力・交流フェスティバル」において、受講学生が「水」をテーマとしたアクションプランを発表（展示・ワークショップ）した。これらの連携講座を通して、学生たちの国際コミュニケーション能力の強化が図られることも期待されている。

(5) NGO 等との連携

小項目 No.15「NGO 等との連携、国民参加支援」で後述するとおり、NGO 等との連携については、草の根技術協力事業について、NGO 側とも協議をしつつ、NGO 等の参画促進や事業成果発現につなげるための事業改善を行った。また、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解、参加を促進することを目的に、NGO-JICA 協議会等を開催し、技術協力における NGO との連携や民間連携等に関する検討を行った（23年度実績は、協議会4回、開発教育/国際理解教育に係る分科会4回、ボランティア事業に係るタスクを5回実施）。

(6) 技術協力事業における民間の活用及び国民各層の参加機会の拡大

ア. 事業における民間の活用

機構は、民間団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト（実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度）の実施にも取り組み、23年度の実績は新規59件、継続84件の計143件（うちNGO等（NPO法人、財団法人、公益法人）との契約20件、大学等との契約6件）であった。

これら以外にも、上記「民間連携に向けた取組」に記載のとおり、PPP インフラ事業や BOP ビジネスに関する協力準備調査等も活用し、民間企業や NGO 等のノウハウを活用した事業の実施に向けて取り組んでいる。

イ. 各種支援委員会等への学識経験者

23年度も引き続き、質の向上や効率化を図る取り組みのために、国別・地域別の支援委員会、技術協力プロジェクト等の実施に関する国内支援委員会や、課題別の委員会、事業評価に関する助言を得るための外部有識者事業評価委員会を設置し、学識経験者、NGO等から様々な提言・助言を得た。

23年度通期では、各種委員会委員のうち、学識経験者やNGO等の割合は国域・地域別委員会では83.8%、課題別支援委員会・国内支援委員会では74.4%、外部有識者事業評価委員会では100%であった。

ウ. 専門家における国民各層の参加状況

機構の事業実施における国民各層の参加は定着しており、23年度に新規に派遣した専門家のうち学識経験者やNGO等を含む民間人材の割合は92.9%となった。

(7) 日本政策金融公庫との連携・協力

23年度の日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との連携としては、双方が事業展開を行っている国等で、具体的な事業実施状況や事業展開の方向性等について ODA タスクフォース参加等を通じた情報共有や意見交換を行った。

(8) その他連携の取組

ア. 地球規模課題対応国際科学技術協力に係る大学等国内研究機関との連携

地球規模課題対応国際科学技術協力は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の地球的規模の課題の解決につながる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装（具体的な研究成果の社会還元）を目指して、日本の先端的知見により開発された技術を開発途上地域の発展に役立てるべく、日本の研究機関と開発途上地域の研究機関による国際共同研究を通じた開発途上地域の人材育成及び研究能力の向上を図ることを目的としている。本事業は、外務省、文部科学省（実施は独立行政法人科学技術振興機構）と連携して実施する技術協力事業として、20年度から開始しているが、新しい事業形態として定着するとともに、研究と関連した高度な発想による開発課題への取組が進展しており、その成果も徐々に挙がりつつある。23年度は、10件の実施を決定した。具体的な事例は以下のとおり。

【地球規模課題対応国際科学技術協力の取組事例】

アフリカ南部は、自然災害に対する社会基盤の整備が必ずしも十分でない上、自然に大きく依存した農牧畜産業への従事者が多数であることから、気候変動が引き起こす異常気象による影響を受ける住民が多い地域である。この異常気象の影響を軽減するために、独立行政法人海洋研究開発機構や

東京大学等との連携の下、南アフリカ共和国ケープタウン大学及びプレトリア大学と共同で「気候変動予測とアフリカ南部における応用」について研究を進めており、アフリカ南部の気候変動予測を行なうため大気・海洋結合モデル（SINTEX-F）による地球規模予測のダウンスケーリングを行っている。これまで、このモデルによって、アフリカ南部に影響を与えるエルニーニョ現象

等の気候変動現象の予測に成功しており、今後は精度を高めることにより、信頼性の高い、早期予測システムの改善が期待されている。

イ. 宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携

「宇宙基本法（平成20年法律第43号）」に基づき、内閣総理大臣を長とする宇宙開発戦略本部により21年6月に決定された「宇宙基本計画」において、「宇宙外交の推進」及び「外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力」が掲げられている。当該計画の趣旨を踏まえ、宇宙航空技術を活用し、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与する国際協力の質の向上を図ることを目的として、20年度にJAXAとの連絡協議会を設置した。機構はJAXA人工衛星ALOS（だいち）からの衛星データを、気候変動、森林・自然環境、水資源開発、防災、地形図作成といった分野において活用しているほか、23年度には水資源管理及びタイ洪水対策におけるリモートセンシング技術の利用についてJAXAと覚書を締結した。また、アフリカ地域でのALOSデータを活用した地形図作成のための第三国研修（ケニア）をJAXAからの講師派遣を得て実施した。

3. 事業の質及び効果の向上を図るための取組

(1) 課題別指針の策定・更新

機構は、前中期目標期間に引き続き、開発に係る分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。課題ごとの事業実施上の留意点や協力の方向性等、これまでの経験・知見を体系的にとりまとめた「課題別指針」については、従来の技術協力を中心としたものから資金協力を含む3つの援助手法一体の方針として再整理し、23分野・課題のうち、課題別指針になじまない「援助アプローチ」、「評価」、「日本語教育」を除く20分野・課題について、41のサブカテゴリーに関する指針の策定を進めた。23年度は2指針を追加し、現在、20の分野・課題において36の指針を策定・公開している。

開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制としては、全23分野・課題について主管部署を中心とした分野課題ネットワークを設置し、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備等を実施している。23年度は、国際協力人材・事務所員赴任前研修（23回）の実施や、新人職員研修（2回）等を通じ、各分野課題のナレッジサイトコンテンツの充実及び活用の促進を図った。

(2) 分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

23年度においては、案件概要の公開・更新を迅速かつ確実にいき、4,952件(22年度4,331件)の案件情報を公開した。

また、分野横断的課題の知見・情報を共有するため1,409件のコンテンツを新たに整備・更新し、うち248件のデータを外部公開している。23年度は、ナレッジサイトコンテンツに月平均1,009人のアクセスがあった。

(3) 現地又は第三国リソースの活用

ア. 現地及び第三国リソースの把握

機構の事業経験者等に係る現地及び第三国のリソースの的確な把握に関し、平成21年度までに先進国事務所を除く全在外事務所において現地リソースのリスト(NGO、コンサルタント会社、個人等)を作成済み。今年度は当該リストを適宜更新した。また、36の海外拠点において、習得した知見・技術に関連する研修の講師等として、帰国研修員を機構の事業で活用しており、活用を意識した現地リソースの的確な把握を行った。

また、我が国技術協力の成果を現地または第三国で活用、普及するために帰国研修員間のネットワークの構築・維持を図る観点から、帰国研修員同窓会の活動を支援しており、23年度の同窓会総数は、新設されたセントルシア、スーダンの同窓会を含め計130団体となっている。また、23年度は83団体で同窓会名簿が更新されたほか、95団体を対象として同窓会の総会やセミナー開催等、活動の活発化に係る支援を行った。例えば、レバノンの帰国研修員同窓会は、毎年、中東各国の帰国研修員同窓会メンバーをレバノンに招き、合同ワークショップを開催している。気候変動、水管理など毎回テーマを決め、日本でのグッドプラクティスや最新情報、参加各国での取り組み事例の共有などを行い、帰国研修員の技術の向上や知見・経験の共有を促進している。また、ワークショップの結果を取りまとめ、域内各国への提言も行っており、域内の共通課題の解決に向け議論できる非常に有意義な場となっている。23年度は「アラブ人の目で見た日本の産業」をテーマに開催されている。

※ 帰国研修員同窓会活動支援に関しては、昨年度以前と同様に日系研修員同窓会をカウントに含めている。他方、昨年度以前と同様に青年研修員同窓会はカウントに含めていない。

イ. 現地リソースの積極的な活用

23年度においては、技術協力プロジェクト(円借款附帯プロジェクトを含む)において現地コンサルタントに再委託を行った件数は465件(22年度465件。ただし、業務実施契約での現地再委託契約を除く)、現地NGOとの連携件数は70件(22年度84件。ただし、業務実施契約での現地再委託契約を除く)であった。委託・連携内容の主なものは以下のとおりであり、現地の知見をいかした質の高い協力の実施、現地の言語・土地勘を活用した効率的な業務運営を行っている。

- ①データ収集・調査・分析・試験
- ②研修・ワークショップの計画・開催
- ③教材・マニュアル作成
- ④技術移転に関する助言・指導補助、研修講師
- ⑤コミュニティ活動等のファシリテーター
- ⑥評価業務(ベースライン調査、終了時評価調査支援等)
- ⑦機材・施設の調達・設置作業、情報システムの構築
- ⑧プロジェクト活動のモニタリング業務・運営管理業務
- ⑨広報活動支援

また、23年度に締結した業務実施契約(継続契約含む)にて、本邦コンサルタントが現地再委託契

約を通じて現地コンサルタントもしくは現地 NGO を活用した案件は、件数ベースで 269 件（全体の業務実施契約 580 件の約 46.37%）、金額ベースで約 4,526 百万円（全体の当初契約金額 65,193 百万円の約 6.94%）であった。

（4）人間の安全保障の視点の事業への組み込み

ア．人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、人々が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方であり、機構では人間の安全保障に貢献する事業を以下の 4 つのポイントに整理している。

【人間の安全保障の 4 つのポイント】

- ① 国家ではなく人々特に社会的に脆弱な人々に確実に届く協力
- ② 「保護」と「能力強化」の実現を目指す協力
- ③ 相互に絡み合う諸問題に対し、分野横断的に取り組む案件、国際社会への脅威となる課題（国境を越えて拡大する脅威等）への包括的な対応を強く意識した協力
- ④ 地域社会を対象とし住民参加を進める協力

23 年度は、案件形成の段階から人間の安全保障の視点（実施方針とアプローチ）をより確実に反映させるべく、要望調査における検討方法の改善を図っており、23 年度の要望調査では上記 4 つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件（技術協力及び無償資金協力）は 6 割以上を占める等、人間の安全保障の視点の事業への反映が定着してきている。

また、研修やセミナー、事例の教材作成等を通じて、機構内外の関係者に対する人間の安全保障の概念の共有と理解の深化に引き続き努めてきた。23 年度は外部向けセミナーとして、世界銀行とともに合同セミナーを開催し、機構の副理事長他 174 名が参加し、招聘した世銀やオックスフォード大学 CRISE（不平等・人間の安全保障・エスニシティ研究センター）の研究員と活発な意見交換を行った。国際的な機関との意見交換により、知見の深化が図られるとともに、機構の人間の安全保障に関する研究の発信の場ともなった。その他、児童労働や地雷をテーマに「人間の安全保障展関連セミナー」（計 3 回のセミナーに 97 名が参加）、セミナー「安全保障と開発のネクサス：紛争の拡大を未然に防ぐ対応を目指して」（143 名参加）を開催した。職員、専門家、調整員等に対する派遣前研修における講義には計 420 名が参加した。来日研修員へのオリエンテーションについては 37 回実施し、計 642 名が参加した。大学における学生向け講義は 1 回実施し、計 24 名が参加した。コンサルタント等外部人材に対する能力強化研修については、2 回実施した。また、人間の安全保障に関する Web Based Training 教材を作成し、より多くの人々が人間の安全保障に関して学べるよう工夫した。

また、人間の安全保障に合致する優良な取り組みを組織のナレッジ（知見）として蓄積すべく、機構内の全事業部、海外拠点、国内拠点に対してアンケートを行い、30 カ国における 57 事例が寄せら

れる等、様々な援助手法を通じて人間の安全保障を念頭に置いた取組が行われていることも確認できた。

【人間の安全保障に貢献する取組事例】

●コスタリカ「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト（Kaloie プロジェクト）」

コスタリカには約 25 万人の障害者がいるとされている。コスタリカ政府は障害者機会均等法を制定しているものの、実際には、サービスを提供する行政機関間の連携不足により、障害者が社会サービスを適切に受けられないほか、コミュニティ全体の障害者に対する理解の問題により就労機会が得られない等の問題が生じていた。

そのような中、本プロジェクトは、障害者が社会に参加しやすい「仕組みづくり」を目指し、国家リハビリテーション・特殊教育審議会（以下「CNREE」という）をカウンターパートに、「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト（通称：Kaloie プロジェクト^(注)）を開始した。同プロジェクトでは、コスタリカ共和国の縦割り行政を超えた関係省庁間の横のつながりを構築するため、中央・地方・コミュニティにそれぞれ委員会を設置するとともに、各委員会に障害当事者が参加し、彼らの声が直接行政に届くような仕組みを作った。その結果、組織間・セクター間の連携強化やリハビリテーションサービスの質の向上が見られただけでなく、CNREE の意識変化が見られ、「障害は社会にあり、地域全体で取り組まなくてはならない」という考えが広まった。また、プロジェクトでは、地域に対する啓発活動や障害者自身のエンパワーメントにも取り組み、障害者の社会参加を促進した。その結果、現在では、障害者が自分達のニーズを正しく伝え、行政と対等な関係を築き始めている。今後はこの成果を全国規模で整備し、関係省庁の連携や障害者のエンパワーメントを促進し、障害者へ行政中心の取組が行われていない周辺国への紹介も予定している。

(注) 「Kaloie」とは、先住民の言葉で「みんな同じ大地の産物」の意味

イ．平和構築支援

- ・紛争予防配慮・平和構築の視点を反映するための体制整備

機構は23年度に組織改編を実施し、平和構築を担当する部署が、復興支援を含む都市・地域開発を担う部門に統合した。それに伴い従来から実施してきた、平和促進を事業に組み込む横断的配慮業務に加えて、同部署が紛争影響国での平和構築を目的とした個別プロジェクトの実施を担うこととなり、横断的配慮業務とプロジェクト実施をより一元的に対応できる体制を構築している。

プロジェクトとしては、南スーダン（アッパーナイル州マラカルタウン）、スーダン（東部州/ダルフル/暫定三地域）、ブルンジ、フィリピン（ミンダナオ島）等での平和構築・復興支援案件の形成・実施に向けた協力準備調査の実施に際して、平和構築・紛争予防配慮の視点を反映・定着するための取組を行った。

平和構築は「ODAのあり方に関する検討」の三本柱の一つに位置付けられていることから各省や大

学や研究機関等の関心も高い。23年度には広島大学、広島平和構築人材育成センター等の国内機関と連携して平和構築に係るセミナー等を行い、機構による平和構築支援の取り組みを紹介した。また、平和構築を担当する部署が中核となって国際機関等への応対や連携を行い、合同セミナーやプロジェクトを通じた連携を図った。

・実践的な平和構築・紛争予防配慮に向けた取組

南スーダン、アフガニスタンでの平和構築・復興支援案件において、プロジェクトレベルでの紛争予防配慮・平和構築の視点の強化に取り組んだ。また、ミャンマー、コートジボワールについては、平和構築・紛争予防配慮の視点を反映・定着するための取組として平和構築アセスメント（PNA）を行った。さらに国及びプロジェクトレベルでPNAを実施する人材を育成することを目的として、23年度はコンサルタント等外部人材向けに2回能力強化研修を行った。また、PNAの効果的な運用に向け、紛争予防配慮の事例や教訓をハンドブックに取りまとめ、これを執務参考資料として関係者に共有した。

また、22年度から引き続き、紛争影響国における案件の評価のための「紛争影響国の事業評価ガイドライン」の策定作業を行った。同ガイドラインは紛争分析を通じた紛争要因や不安定要因の特定と、プロジェクトの位置付けの明確化や、既存の評価5項目の中で特に平和構築との関係から妥当性、有効性、インパクトを重視することを特徴としており、24年度に導入する予定としている。

さらに、人道支援から開発支援への円滑な移行を図るため、UNHCRとの連携事業をケニア、エチオピア、南スーダン、スーダン（東部州）、フィリピン（ミンダナオ）、チュニジア、コートジボワール等で推進した（具体的な事例は以下のとおり）。また、国連平和構築委員会（PBC）教訓作業部会に参画し、南スーダン、ルワンダ、コンゴ民、ウガンダにおける経済活性化と若年層の雇用促進の取り組みについて発信した。さらに、UNDPとの合同ワークショップ「紛争影響国における若年層の雇用と生計向上に係るワークショップ」を開催したほか、米国ブルッキングス研究所との協議を実施し、国内避難民問題に係る情報共有を行った。

DAC/INCAF（紛争と脆弱国に関する国際ネットワーク）の開催する国際会議においては、平和構築及び国家建設に関する議論に参画するとともに、治安、司法、雇用/職業訓練分野における機構の平和構築支援の取組や、紛争予防配慮の取り組みを参加国に紹介した。また、HLF4で採択された「ニューディール」の現場レベルでの取組のフォローを通じて同政策の実施状況のモニタリングを行った。

【UNHCR との連携を通じた平和構築支援の取組事例】

UNHCR と機構との連携事業は、人道支援と開発支援との連続的な移行を目的として 1990 年代後半から続けられている。具体的には、機構の事務所立ち上げ時における執務スペースの共有や安全等の情報共有をはじめ、合同ニーズアセスメント調査や合同セミナーの実施を行ってきた。また、安全・危機管理のための研修や本部レベルでの人事交流、現場レベルでのボランティアや専門家の派遣等、幅広い連携を行ってきた。

紛争影響国で実施している機構のプロジェクトの便益は、UNHCR の保護対象である難民、帰還民、国内避難民（IDP）等にも波及するように配慮され、彼らの経済的、社会的自立に貢献してきた。23年度は、アフガニスタン、南スーダン、北部ウガンダ、コートジボワール等、紛争が一定

程度収束した国において機構はコミュニティ開発や生計向上支援を実施し、帰還民の経済的、社会的な帰還・定住を支援した。また、ケニア、チュニジア等、隣国からの難民を受け入れている現地コミュニティに対しては、その負担軽減のための社会サービスやインフラ整備（給水、保健、廃棄物等）を支援した。

現場レベルでの連携事業の一例として、スーダン東部のカッサラ州で実施している「基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト」では、対象エリアに多くのエリトリア難民が居住していることに配慮し、プロジェクトの形成段階から UNHCR との情報共有を進め、プロジェクトの成果が難民の流入により行政サービス上の負担増を余儀なくされている受入コミュニティだけでなく、難民の自立をも促進するように、農業、職業訓練、環境等の分野での共同活動を通じた連携を進めている。

また、コートジボワールや南部チュニジア等では人道支援期から復興開発期への移行が進んでいるが、そうした国においても、ニーズアセスメントのための調査を合同で実施した。その結果、難民、帰還民、受入コミュニティのニーズを組み入れた支援プログラムの形成が進んでいる。

・各種研修

23年度は、平和構築支援に携わる人材育成や職員等の知識向上への取組として、能力強化研修、国際協力人材赴任前研修等を実施した。

また、平和構築案件を所掌する事務所に派遣される職員等に対し、平和構築・紛争予防配慮に係るこれまでの事例・知見等のほか、個別の国・地域に必要とされる配慮事項等についてブリーフィングし、紛争予防配慮の組織的対応の徹底を図った。

4. 関係者に対する安全管理・対策の取組

(1) 関係者に対する安全管理・対策

機構は、派遣専門家等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、派遣前の関係者に対する安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。

22年度に引き続き、長期で派遣される専門家やボランティア（計49回）及び機構職員等（43回）に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施した。

加えて、本部から安全確認及び交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域では、現地で活動する国際機関等の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策を講じるように努めている。

上述の対策のほか、安全管理上の特別な配慮が必要な地域では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても以下のとおり十分な安全対策を講じるように努めてきた。

- (1) セキュリティ専門スタッフによる治安情報の収集・分析
- (2) 携帯電話、無線及び衛星携帯電話による緊急連絡体制の整備
- (3) 外壁強化や武装警護の配置等による関係者執務場所の警備体制の強化
- (4) 移動時の防弾車利用
- (5) 外食や夜間外出の禁止を含む行動規制

(6) テロ等緊急事態発生時における情勢分析と宿舎待機等の行動指示

(2) 在外医療支援体制

23年度は39カ国に在外健康管理員を配置する体制をとり、兼轄国を含めて89カ国（うちボランティア派遣国66カ国）を網羅する体制を維持している。また、緊急の傷病には保険契約により24時間受付の迅速な緊急移送サービスを確保するとともに、第三国移送時等には必要に応じて本部から看護師を派遣する体制としている。

また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療事情調査団を派遣した（東ティモール、セネガル、マリ）。

(3) ボランティアの交通安全対策及び啓発

シニア海外ボランティア及び青年海外協力隊員に対するの交通安全対策及び啓発として、赴任時のブリーフィングや現地における安全対策協議会及び交通安全委員会での注意喚起等を実施している。また、23年度は交通安全巡回調査団をタイ、ベトナム、バングラデシュ、パプアニューギニア、ケニア、ウガンダの6カ国に派遣し、ボランティアの交通安全に係る指導を行った。

(4) 施設建設におけるコントラクター等向けの安全対策の実績

施設建設等を含む事業に関し、資金協力においては、契約当事者であり事業の安全対策の一次的な責任を有する開発途上国政府・事業実施機関の安全対策に関する意識向上と能力強化を図る取組を実施するとともに、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を行っている。

円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言も踏まえ、施設建設関連事業（有償資金協力・無償資金協力・技術協力）に係る安全対策を効率的かつ効果的に強化するため、機構内の事故報告・事故対応フローの見直しなど事業実施段階別に具体的な事項を22年度より引き続き検討、実施した。

機構の海外拠点より安全対策に係る課題やグッドプラクティス等について広く意見聴取するとともに、コンサルタントに委託し、プロジェクト研究「ODA事業の建設工事の安全管理に関する調査研究」を実施した。同プロジェクト研究の実施に際しては、関連民間企業団体等との意見交換なども実施した。24年3月に開催された報告会には関連民間企業団体等から58社65名が参加し、事故発生状況やその傾向などを説明し、安全対策に係る意識向上を図った。

さらに、円借款事業に関し、事業実施機関等に対する審査・監理強化のため、今年度の円借款事業の安全対策や進捗・品質管理等に係る企画調査員（資金）・国際協力専門員（資金協力技術アドバイザー）の派遣に係る要望調査を実施し、本調査結果に基づき、7カ国25案件に派遣。次年度からは、要望調査結果に加え、安全対策上配慮が必要な案件を本部関係部で抽出して派遣する予定である。

無償資金協力事業に関しては、31カ国59案件を対象に実施状況調査を実施し、コンサルタント及び業者に対して事故防止の観点からも助言した。なお、継続的な取り組みとして、無償資金協力の施設案件に係る案件進捗状況報告（月報）については、全案件を対象に資金協力技術アドバイザーが技術面、安全面から助言した。

23 年度強化を図った上述の事項を含め、次年度以降も安全対策の取組を継続的に実施予定である。また、上述のプロジェクト研究や事業関係者からの意見聴取結果を踏まえ、更なる強化策を検討し、必要に応じて実施する新規項目に関して取り組む予定である。

小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【年度計画】

独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【当年度における取組】

独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はない。

小項目 No. 7 情報公開、広報

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

【年度計画】

ア。「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

イ。「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。

ウ。国際協力の理解と支持を促進するため、新広報戦略に基づき、国際協力の意義や必要性の背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報、及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、国内事情にも十分配慮した上で行うこととする。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭におきつつ、新しい媒体の活用も含め効果的かつ効率的に実施し、総合的な対外発信機能を強化する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護制度の定着を図るべく、個人情報保護実施細則等関連規程類の改訂を実施した。また、情報セキュリティ管理枠組みの改善や強化に役立つ確な助言を得ることを目的として、情報セキュリティ管理にかかる外部監査を実施した。

広報効果の向上に向けた取組については、引き続き経費の削減に努めながらも、機構の広報戦略に基づき、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する「専門広報」と、国際協力に対する国民の理解と支持の拡大を目的とする「一般広報」を両輪とした取組を進めた。特に 23 年度は、東日本大震災の被災地に配慮しつつ、日本と開発途上国の絆や復興における国際協力の意義について広く国民の理解を得るための広報に取り組んだ。

国際協力に対する幅広い理解や支持の確保については、国際協力に携わる他機関や団体等と進める国際協力プラットフォーム事業や国際協力関連の政府機関や団体等が一堂に会するイベントを通じて、東日本大震災からの復興における国際協力の意義を広く訴え、それぞれ多数の参加者や支持者を得た。また、ODA 事業の透明性の向上を目的とした「ODA 見える化サイト」については掲載件数を前年度比 7 倍と大幅に拡大し、アクセス数の倍増につなげた。これらの取組を踏まえ、23 年度末に実施した「全国市民アンケート調査」では、ODA や機構の認知度が向上していることが明らかとなった。

マスメディア等との連携を通じた専門広報については、「メディア懇談会」を拡充したほか、東日本

大震災に貢献する機構の取組やその他のメディアの関心の高いテーマについて積極的に発信した。23年度は、東日本大震災の影響により、上半期の報道実績は大きく減少したものの、年度後半以降の積極かつ効果的な情報発信により、売込み掲載記事は22年度を上回った。さらに、論説委員や解説委員等の有識者への情報発信をより強化した結果、社説・解説報道等にて、ODAの意義や機構の役割の重要性、ODA予算削減の見直し等の骨太な報道が前年度以上になされた。

また、わかりやすい広報については、無関心層や潜在的関心層に働きかけることを念頭に、国際協力に造詣の深い著名人の参画を得た国際協カイベントや番組放映等を通じて、日本と開発途上国のつながりや国際協力の意義について、東日本大震災からの復興にも関連づけてわかりやすく発信し、多くの参加者や視聴者を得た。また、若年層の関心が高いソーシャルメディアを通じた発信も強化した。

在外広報においても、ローカルメディアの本邦招聘等を通じて震災からの復興や機構の取組に関する広報に取り組み、海外拠点における報道実績も拡大した。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

23年度の情報公開法に基づく開示請求件数は、(4月～3月集計で)17件(22年度:33件)であり、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した案件は16件、請求取下げは1件である。

開示請求の処理状況を【図表7-1】に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を【図表7-2】に示す(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない)。

【図表7-1】開示請求の処理状況

	22年度	23年度
全部開示	3件	1件
部分開示	20件	14件
不開示	0件	1件
不存在	9件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	1件	1件
処理中(年度末現在)	0件	0件
合計	33件	17件

【図表 7-2】 23 年度不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第 5 条第 1 号（個人に関する情報）に該当	2
第 5 条第 2 号（法人等に関する情報）に該当	12
第 5 条第 3 号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号（事務・事業に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号イ（国の安全等に関する情報）に該当	1
第 5 条第 4 号ロ（公共の全等に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	1
第 5 条第 4 号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	0
第 5 条第 4 号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

（2）個人情報保護法に基づく開示請求への対応

23 年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は、（4 月～3 月集計で）5 件（22 年度：7 件）であり、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了した。

開示請求の処理状況を【図表 7-3】に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を【図表 7-4】に示す。（なお、開示請求 1 件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）また、訂正請求の処理状況を【図表 7-5】に示す。

【図表 7-3】 開示請求の処理状況

	22 年度	23 年度
全部開示	0 件	0 件
部分開示	5 件	3 件
不開示	1 件	1 件
不在	1 件	0 件
存否応答拒否	0 件	0 件
請求取下げ	0 件	1 件
処理中（年度末現在）	0 件	0 件
合計	7 件	5 件

【図表 7-4】 23 年度不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第 14 条第 1 号 (開示請求者の生命、財産等に関する情報) に該当	0
第 14 条第 2 号 (開示請求者以外の個人に関する情報) に該当	3
第 14 条第 3 号 (法人等に関する情報) に該当	0
第 14 条第 4 号 (審議、検討又は協に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号 (事務・事業に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号イ (国の安全等に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号ロ (公共の安全等に関する情報) 該当	0
第 14 条第 5 号ハ (監査、検査、試験等に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号ホ (調査研究に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号ヘ (人事管理に関する情報) に該当	0
第 14 条第 5 号ト (企業経営上に関する情報) に該当	0

※この他、形式の不備により、第 18 条第 2 項に基づき不開示としたもの(1 件)がある。

【図表 7-5】 訂正請求の処理状況

年度	件数
平成 23 年度	請求 0 件
平成 22 年度	請求 2 件、内不訂正 2 件

(3) 個人情報保護制度の定着および情報セキュリティ強化の取組

個人情報保護を含め、機構の情報セキュリティ管理の状況を検証・評価し、政府基準等に則した情報セキュリティ管理枠組みの改善・強化に役立つ確かな助言を得ることを目的として、情報セキュリティ管理規程（第 19 条）等に基づく、情報セキュリティ管理にかかる外部監査を 7 月から 10 月にかけて実施した。外部監査では、研究所を含む本部内の計 31 部室約 140 課室を対象にヒアリング、実査、アンケート等を行い、結果を情報セキュリティ委員会にて報告するとともに、機構内全部署向けへのフィードバックを行った。

また、監査結果を踏まえて、個人情報保護実施細則等関連規程類の改訂を実施した。併せて、研修資料及び各部署における情報セキュリティ管理にかかる自己点検用のチェックリストについても改訂を進めた。

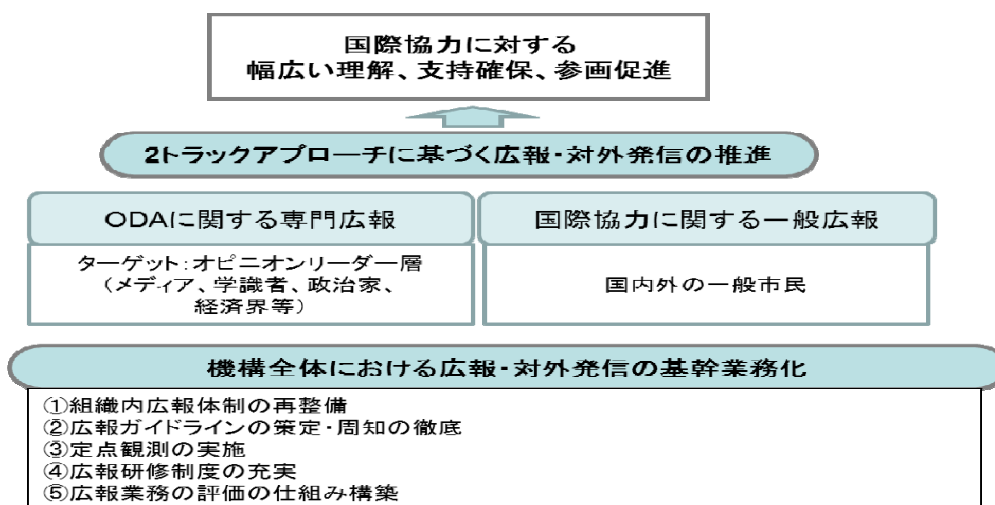
加えて、広尾センター（地球ひろば）（9 月）、ルワンダ事務所（11 月）、横浜国際センター、大阪国際センター、兵庫国際センター（いずれも 24 年 1 月）、南アフリカ事務所、モザンビーク事務所（いずれも 24 年 3 月）において情報セキュリティ管理等実施状況確認調査を行い、個人情報保護業務の実査とフィードバックを行った。

2. 広報効果の向上に向けた取組

(1) 国際協力に対する幅広い理解、支持の確保

23年度は、21年度に策定した機構の広報戦略に基づき、国際社会の発展及び日本の国家運営におけるODA及び機構の役割の重要性について、マスメディア、学界、経済界等のオピニオンリーダー層への発信を行う「専門広報」と、機構事業のみならず、国際協力そのものの意義及び必要性について理解・共感及び参加を促進するために、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く伝える「一般広報」をそれぞれ強化し、機構全体の対外発信の機能強化を進める「広報の基幹業務化」を推進した。

【図表 7-6】 機構の広報戦略



23年度は、東日本大震災の被災地に配慮しつつ、震災を通じて再確認された日本と開発途上国の絆や復興における国際協力の意義について発信した。具体的には、機構が国際協力 NGO センター (JANIC) 及び国連開発計画 (UNDP) とともに 22年度から実行委員会を組織した国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ!プロジェクト」(詳細は本項(3)参照)において、「東日本大震災と国際協力」をテーマとした同プロジェクトの1周年イベントを実施した。23年度末時点で、一般サポーター約 15,000 人、著名人メンバー96 人が本取組を支援しているほか、約 300 の NGO や民間団体、国際機関等がメンバー団体として登録している。

また、「国際協力の日(10月6日)」にちなんで、国際協力活動を行っている政府機関、NGO、企業等が一堂に会する国内最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ」については、23年度は、東日本大震災に際し世界中から寄せられた支援を受けて「絆～私たちは繋がっている 世界は日本と共に」をテーマに開催し、機構は関連ブースの出展や「地球のステージ」の開催等を通じて協力し、東日本大震災からの復興と国際協力のつながりを訴えた。同イベントの来場者は過去最高の 11 万人を記録した(詳細は、小項目 No.15「NGO との連携、国民参加支援」参照)。

ODA 事業の透明性向上に向けた取組としては、22年度に外務省が取りまとめた「ODA のあり方に関する検討」の提言を踏まえて、22年10月に機構のホームページに開設した「ODA 見える化サイト」

において、23年度は22年度の掲載実績の約7倍にあたる702件の事業について公開し、ODAに対する国民の理解と支持の拡大に努めた。さらに掲載内容の充実にも努めた結果、「ODA見える化サイト」のアクセス数は22年度比で2倍以上に拡大しており、23年度の実績は589,123件に達した（22年度は231,624件）。

24年2月に実施した「全国市民アンケート調査」においては、ODAの認知度が前回調査（19年度）時の77.2%から82.1%に向上し、機構の認知度は42.2%から62.3%に大幅に増加した。また、ODAに対する評価も「高く評価する」と「それなりに評価する」の合計が、50.2%（19年度）から54.2%に上昇した。

（2）マスメディアとの連携

国民からの幅広い理解と支持の獲得に加えて、ODAに関する専門広報を強化する観点からも、引き続きマスメディアとの関係構築と連携強化に取り組み、マスメディアの関心の高いテーマについて時に適った情報提供を積極的に行った。

23年度は、800名超の登録記者に対して、プレスリリースや取材機会に関する情報を定期的なメール配信（週2件程度）を通じて行ったほか、記者の関心に合わせた個別の取材素材の提供や、南スーダン独立、イラク復興、タイ洪水被害等に関する現地の状況や機構の支援概要、新興国における鉄道整備支援と本邦企業との連携等、メディアの関心が高いトピックを選定して、記者向け勉強会を開催し（計5回）、多数の新聞・雑誌・テレビ等の報道につなげた。また、パキスタンのポリオ撲滅に関するゲイツ財団と機構との連携事業に関して、衛星通信で日米をつないで同財団との共同記者会見の開催および共同プレスリリースの配信を行った結果、Wall Street Journal等、英文メディアを含む約30件の媒体に記事が掲載された。また、22年度に設置した主要マスメディアの論説委員や解説委員と機構の経営層との情報・意見交換を行う「メディア懇談会」については、委員の数を22年度の5名（NHK、朝日、読売、日経、産経）から9名（時事、共同、毎日、日本テレビを追加）に拡充したうえで、東日本大震災被災地に対する機構の支援や中国等の新興ドナーとの連携、中東の民主化支援、本邦企業の関心が高いASEAN連結性支援等をテーマに4回開催した。その結果、各紙の社説・解説報道等にて、ODAの意義や機構の役割の重要性、ODA予算削減の見直し等、国際協力や機構の目指す方向性に係る内容の報道が複数なされた。

さらに、地方紙やテレビ局を通じた発信を通じ、一般市民及び当該地域出身の政治家やオピニオンリーダーからの支持獲得を目的とした地方のマスメディアとの連携強化にも取り組んだ。機構の各国内拠点によるプレスリリース配信や記者向け勉強会の開催のほか、国内・海外拠点と広報室が連携し、地方マスメディア関係13社を開発途上国の12カ国の支援の現場に派遣するプログラムを実施したこと等により、本邦中小企業の海外展開や地方の人材の海外での活躍等、機構の事業の意義を伝える地方紙やローカルテレビ局による多数の報道がなされた。

機構関連の報道実績は、東日本大震災の影響及びその後の被災地の状況に配慮したこと等もあり、7,854件（4月～12月）と22年度同期比では約20%減少したものの、上記のような年度後半以降の積極的かつ効果的な情報発信により、売込み掲載記事は776件と前年度（580件）を上回った。その結果、国際協力の意義と機構の重要性を訴求する多くの報道につながった。

【具体的な報道事例】

- 産経新聞（8/16 付）「視点：被災地の長期支援 ODA のノウハウ生かせ」（JICA の被災地支援を通じた ODA ノウハウの活用）
- 毎日新聞（8/19 付）「金言：変容する途上国支援」（ゲイツ財団との連携を例に、新しいパートナーシップを評価）
- 朝日新聞（8/25 付）「社説余滴：国際 NGO は日本の活力源」（ODA 予算削減に対する懸念）
- 毎日新聞（10/22 付）「急接近 財政難のなか ODA を続ける意味とは？援助は国際的「相互依存」」（震災で国際的な相互依存を日本国民は実感。援助とは相手国のためだけにあるのではない）
- 日本経済新聞（11/6 付）「春秋」（アフガニスタン人材育成支援を例に、日本の財政は厳しいが、国際貢献は続けていきたいと主張）
- フジサンケイビジネスアイ（11/8 付）「親日家育成へ選択と集中を」（アフガニスタン人材育成支援を例に、ODA を通じた親日家育成の重要性を主張）

(3) わかりやすい広報に向けた取組

昨今の国内財政事情の悪化等から「内向き志向」の傾向が強まっていることを踏まえて、国際協力に対する国民の関心と支持を拡大することを目指すため、引き続き、「無関心層」及び「潜在的関心層」に対する広報の拡充に積極的に取り組んだ。

より広いターゲットに対して機構事業と ODA について広報を行うため、自社広報誌である JICA's World においては、国際的な潮流に合わせた特集テーマ（グローバル人材、ASEAN の連結性強化、アラブの春等）やボランティアも含めた機構の事業の成果等を掲載し、各号 35,000 部を計 12 回発行した。23 年度は、新たに JICA 債購入者への礼状にも同封する等、新しい読者層の開拓を行った。加えて、有識者に向けた ODA の意義を発信する特別号（ODA の今「戦略的な活用に向けて」、「日本の再生と世界の発展に向けて」）を 2 号発行するとともに、機構のホームページにおいても、より広いターゲットを意識したコンテンツ（一般市民向け「ひと模様」、メディアや有識者向け「現場直言」や「ここに注目等」）を拡充した。これらの取組の結果、ホームページ全体へのアクセス数は累計 4,800 万件を超えている。

さらに、若年層向けの発信強化に向けて、マスメディア関係者も注目しているソーシャルメディアを通じた情報発信に取り組んだ。22 年 11 月から開始した機構の公式ツイッターについては、受け手との双方向のやりとりに工夫する等、効果的に運用して注目を集めた。ツイッターを通じた国際協力に関するイベントの案内やウェブサイトへの誘導等も積極的に行い、学生等、若年層の読者へ継続的に情報を発信するチャンネルとして活用した結果、ツイッターで案内した後に機構主催イベントへの参加登録者が増える等の効果が見られた。これらの取組の結果、23 年度末にはフォロワー数が 10,500 人をを超えるに至った（独立行政法人では宇宙航空研究開発機構に次いで第 2 位）。また、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の取組として、Facebook を通じた発信も行い、8,000 人のファンを獲得した。

加えて、有識者やオピニオンリーダー等と共に ODA の意義や機構の事業をわかりやすく伝達するた

め、シドニーオリンピックのマラソン金メダリストの高橋尚子氏を新たにオフィシャルサポーターとして任命し、ミャンマーに派遣したほか、ジャーナリストの池上彰氏をイラクに派遣した。池上氏は機構の事業の視察と取材の結果を元に、ビジネス層が主な読者であるインターネットサイトに連載企画を掲載するとともに、テレビ東京において「池上彰の戦争を考えるスペシャル」として放映し、13%の視聴率を得た。

その他、外務省が制作する「地球 VOCE」や NHK BS1 の「ほっと@アジア」等において機構関係者（ボランティア、専門家等）やプロジェクトが紹介された。「地球 VOCE」では国際緊急援助隊、ボランティアと震災支援、南スーダン支援等について、合計 19 回にわたり取り上げられたほか、「ほっと@アジア」においては機構の関係者 27 名が出演し、多くの市民に機構事業の取り組みや成果を発信した。

国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、著名人の参加を得ながら、東日本大震災からの復興と国際協力のつながりに焦点をあてた広報に取り組み、既述のとおり 15,000 人に及ぶサポーターを得るに至っている。

【なんとかしなきゃ！プロジェクトの取組】

23 年度は特に東アフリカ地域の飢饉に関する一般市民の関心と支援を促すことを目的とした「SOS AFRICA」を立ち上げ、Facebook による情報発信、一般市民の具体的な参加を促す「クリック募金」等を行った。Facebook ファンは 8,000 人を超え、150 万人以上への情報拡散を期待できるサイトとなった。

また、本事業の 1 周年記念事業として「東日本大震災と国際協力」をテーマに、池上彰氏を司会としたイベントを開催し、東日本大震災の際に開発途上国を始めとする世界中の国々から支援を受けた背景としての国際協力について池上氏の解説で振り返り、これからの国際協力のあり方を議論した。本イベントは機構の研究所で開催され 250 名の聴衆を集めたほか、インターネットで生中継を行い、37,000 名の視聴者を獲得した。

全国 6 都市（東京、大阪、名古屋、広島、札幌、博多）で開催した国際協力イベントにおいても、国際協力レポーターや NGO 関係者等と共に本プロジェクトに参加する著名人が登壇し、多くの市民に自分の目で見た国際協力の発信をいただいたほか、「東日本大震災と国際協力」をテーマとして、国際医療協力の専門家であり、NGO「地球のステージ」代表理事である桑山紀彦氏を中心に公演を開催するなど、NGO 等とも密接に協力しつつ、震災への支援と国際協力のつながりを多くの市民に訴えかけた。また、今年度は、8 名の著名人（藤原紀香氏、道端ジェシカ氏、高橋尚子氏、鈴木重子氏、渡辺貞夫氏、川嶋あい氏、北澤豪氏、有森裕子氏）を 10 カ国に派遣し、それぞれ、滞在の結果をテレビ番組、ラジオ番組、インターネットサイト等で報告した。

こうした 23 年度に実施した 50 件のイベントの参加者は合計約 50 万人となった。他方、震災の影響で露出は控えめにしたものの、テレビ番組 10 件、ラジオ 5 件、新聞・雑誌 21 回、ウェブサイト 19 件にて扱われた。



【写真】なんとかしなきゃ！プロジェクト1周年記念イベントにおけるパネルディスカッションの様子

広報にかかる経費については、社内報のウェブ化、執務参考資料購入費の削減等を通じて、23年度においても引き続き合理化を進め、削減を図った。

(4) 在外広報

機構が事業を展開する開発途上地域における人々の日本のODAや機構の役割と重要性に対する理解の促進を目的として、海外拠点のホームページからの積極的な情報発信、プレスリリースやプレスツアー等によるローカルメディア向けの情報提供等に取り組んだ。また、国内・海外拠点と広報室が連携して実施したローカルメディアの本邦招聘プログラムには9カ国からの参加を得て、防災に関する取り組み等を報じるドキュメンタリー番組（トルコ、エルサルバドル）等、各国のテレビ及び新聞等を通じて25件の報道が行われた。これらの取組の結果、海外拠点における報道実績は対前年度比50%増の21,139件（暫定値）に増大した。

海外拠点の現地職員を対象に効果的な情報発信のためのノウハウや留意点をまとめた広報ガイドラインについては、22年度に発行した英文版に続き、フランス語版、スペイン語版も作成し、英語圏以外の海外拠点の情報発信の強化を図った。また、広報アドバイザーによるテレビ会議システムを通じたセミナーを海外拠点の現地職員を対象に実施し、延べ732人が参加した。

【ローカルメディアの本邦招聘プログラムの実施】

本邦招聘プログラムは、毎年テーマを決めて実施しており、23年度は「防災・災害復興」を主題とした。自然災害の発生地域に位置する国々の新聞記者やテレビ局関係者など、9カ国から12名を招聘し、神戸や東北を視察取材した。

各国での報道は、東日本大震災発生時の状況や被害の大きさを改めて伝えるトルコのドキュメンタリー番組、約1年経って被災地の人々がどのように震災に向き合い復興に向けて歩んでいるかを伝えるバングラデシュのニュースレポートなど、震災後の状況と機構の取り組みを伝えるものが多かった。その他、日本の防災体制や震災の記憶を忘れないための啓発活動に関する新聞記事がインドネシアやフィリピンで掲載されるなど、幅広い切り口での報道が行われた。

(5) 広報業務実施体制の強化

23 年度を取組として、各担当部署における主要な情報発信素材の訴求のポイントとタイミングを「対外発信アクションプラン」に整理した。同アクションプランを踏まえ、次年度より、部署別年間業務計画（詳細は小項目 No.32「各年度の業績評価」参照）に広報・情報発信の具体的な目標を設定する計画であり、その実施のモニタリングと結果の評価を行うことにより計画的かつ効果的に対外発信を進めていく。

また、22 年度に引き続き、ODA 広報については外務省との定期的な協議等を通じて、より一層の効率化を図った。例えば、外務省による NGO 支援キャンペーンにおいては機構の国内拠点がその実施について支援を行った。

また、機構職員向けの研修（新入職員導入時、新人海外 OJT 派遣前、三年次、執行職を対象）において、対外発信のための講義を新たに導入したほか、海外拠点及び国内拠点に配属される職員に対してそれぞれの拠点における広報の重要性、取組方針等を踏まえた広報研修を実施する等、各職員による対外発信業務の質向上に向けた取組を強化した。

小項目 No. 8 環境社会配慮

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(二) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

- ア. 新環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 4 月公布）をそれぞれの対象協力事業に適用する。また、旧ガイドライン適用案件も含め、適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. 環境社会配慮助言委員会の適切な運営を行う。
- ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- エ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- オ. 平成 22 年度に策定した中期的な削減計画に基づき、省エネルギー・省資源化を推進する。
- カ. 「JICA 環境方針」を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は 21 年度に完成させた新ガイドラインを適切に運用し、合計 482 件についてガイドラインを適用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面における影響に対する配慮状況についての確認を行った。また、主に環境カテゴリ A 案件（重大で望ましくない影響のある可能性を持つ案件）については、同ガイドラインに則り第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）を 54 回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。助言委員会に関しては、生態系環境保全に関する知見を強化すべく、23 年度は自然環境分野の専門的知見を有する委員を含む 5 名の委員を増員した。会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構ホームページ上で報告するなど、意思決定の透明性を確保した。また、環境社会配慮に係る職員の理解を深めるための研修を行った。

これらの取組の結果、代替案の検討、現地ステークホルダーへの説明等、案件形成過程における手続き面の確認が強化されたとともに、住民移転、生活・生計、現地ステークホルダーへの説明、住民の懸念事項についてのモニタリングに関する要請等、事業計画への住民視点の反映が強化された。加えて、事業計画の妥当性、スコーピング結果の評価理由、調査・予測・評価に関する説明、累積的影響の可能性等、横断的かつ多角的な検討により、機構が行う協力準備調査の質の向上が図られた。

機構内の環境社会配慮に関しては、国際環境規格（ISO14001）に基づく環境マネジメントシステムを引き続き適切に運用した。東日本大震災後は、東京電力及び東北電力管内における節電依頼への対応に積極的に取り組み、23年度の本部ビルの電力使用量においては、22年度比で17%の縮減を達成した。

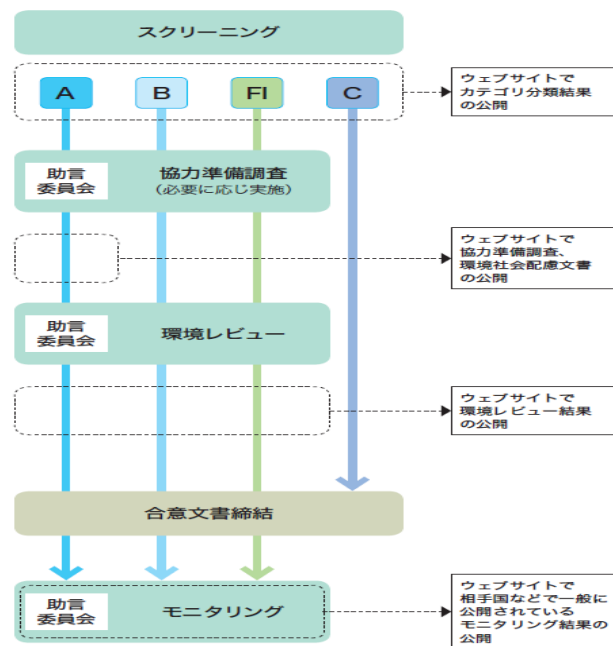
さらに、開発途上国における環境保全や気候変動対策等に貢献する取組について、引き続き各援助手法による支援を実施したほか、12月に南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）においては、アフリカやアジアの国々との対話を行い、気候変動脆弱国への支援の方向性等について議論を行った。

1. 環境及び社会に配慮した業務運営

平成22年7月から新環境社会配慮ガイドライン（以下、新ガイドライン）が施行されたことを踏まえ、23年度には、同日以降に要請された案件については新ガイドラインを適用して環境社会配慮の確認（影響に応じた環境カテゴリの分類及び環境社会配慮の審査等）を行い、22年6月末以前に要請された案件（新ガイドラインの適用外）については、引き続き旧環境社会配慮ガイドライン（旧JBIC、旧JICA）を適用して環境社会配慮面の確認を行った。

機構は、協力案件の形成、実施の是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階において、相手国などによる環境社会配慮の確認を行っている。その手続きは、要請された案件を環境社会への影響の度合いに応じて複数のカテゴリに分類する「スクリーニング」、案件の採択・実施を検討する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、案件の実施から完了後まで環境社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成る。

【図表8-1】 環境社会配慮のプロセス



23年度は技術協力、有償資金協力、無償資金協力を合せて、合計482件についてガイドラインを適用し、当該案件が環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。カテゴリ別では、重大で望ま

しくない影響を及ぼす可能性がある」とされるカテゴリAが41件、望ましくない影響が比較的小さいとされるカテゴリBが110件、望ましくない影響は見込まれないか最小限であるカテゴリCが327件、融資等が金融仲介業者等により行われるためサブプロジェクトが特定されないカテゴリFIが4件となった。

特にA案件については外部専門家によって構成される第三者委員会(環境社会配慮助言委員会)にて環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ている。23年度は委員全体が参集する全体会合を月1回(計12回)、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を42回(22年度は20回)開催した。

ワーキンググループでは、住民移転後の生計回復計画、現地ステークホルダー協議結果の計画への反映、プロジェクト周辺地域も考慮した生態系への配慮、モニタリング計画とその実施状況等、環境社会配慮に関する幅広い見地から助言を得た。機構は受けた助言を開発計画に適切に反映するとともに、相手国政府に対しても適切な対応を求めた。

なお、助言委員会に関しては、生態系環境保全に関する知見を強化すべく、23年度に自然環境分野の専門的知見を有する委員を含む5名の委員を増員し、委員会機能の拡充を図った。助言委員会からの助言への対応事例(抜粋)は以下のとおり。

【エジプト・カイロ地下鉄四号線第一期整備事業(円借款) 環境レビュー】

助言委員会からの主な助言	助言への対応結果(審査後)
(環境影響・工事中) ・万が一歴史的な埋蔵物等が発見された場合には、計画変更を含めた対応を検討すること。	・埋蔵文化財が発見された場合の対応について、以下の様に具体化し、実施機関と合意した。 レベルA: 計画路線を変更し、発掘調査を経て、その場において保存修復に努める。 レベルB: 発掘調査を実施し、記録保存した後、移設する。 レベルC: 発掘調査を実施し、記録保存した後、倉庫に保管する。
(環境モニタリング) ・供用後の地下水位モニタリングの実施期間が工事完了から3カ月間であることについて、異常が発生した場合の事を考慮して期間の延長を検討すること。	・供用時の地下水位モニタリング継続期間を最低6カ月間に延長することについて、実施機関と合意した。なお、6カ月間のうちに、地下水面が安定しなかった場合には、モニタリングを継続することも合わせて合意した。
(用地取得・住民移転・ステークホルダー協議) ・極貧層(Very Poor)への対応については、正規居住者のみを対象にしているようにも読めるため、非正規居住者と同定された者に対しても同様の措置を取ることを確認すること。また、こ	・極貧層への支援は、土地や構造物への法的な所有権の有無にかかわらず提供することについて、実施機関と合意した。 ・極貧層への支援として、本事業による雇用およびそのための職業訓練等が行われることについて、実施機関と合意した。

これらの層への特別な支援の具 体的 内容を明確にすること。	
----------------------------------	--

これらの取組の結果、代替案の検討、現地ステークホルダーへの説明等、案件形成過程における手続き面の確認が強化されるとともに、住民移転、生活・生計、現地ステークホルダーへの説明、住民の懸念事項についてのモニタリングに関する要請等、事業計画への住民視点の反映が拡大された。また、事業計画の妥当性、スコーピング結果の評価理由、調査・予測・評価に関する説明、累積的影響の可能性等、横断的かつ多角的な検討により、機構が行う協力準備調査の質の向上が図られた。

さらに、助言委員会には一般の傍聴者を受け入れるとともに、各会合の逐語議事録と主な会議資料を機構のウェブページで公開した。また、カテゴリA案件については、環境影響評価報告書(Environmental Impact Assessment:EIA)等を機構のウェブページで公開するなど、本来事業実施主体である相手国などが公開することが原則となっている環境社会配慮に係る情報についても、機構は新ガイドラインに則り、協力案件の主要な段階で公開し、説明責任と透明性を確保している。

新ガイドラインでは、機構の事業における環境社会配慮について、世界銀行のガイドラインであるセーフガードポリシーから大きな乖離がないことを確認し、また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、およびグッドプラクティス(優れた取り組み)を参照することと定めている。そのために機構は、世界銀行やアジア開発銀行などの国際開発金融機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認を行うなどして、調和化を図っている。

22年度に引き続き、新環境社会配慮ガイドライン運用の定着を目指した取組も積極的に進めており、新たに事業部に配属された職員や海外拠点への赴任予定者に対する説明会(参加者実績327名)、国際協力専門家向けの赴任前研修(139名)、海外からの研修員に対する説明(120名)、コンサルタント向け研修及び説明会(約40名)に加え、相手国政府関係者や日本の自治体職員等に対しても説明や研修(111名)を実施し、合計737名に対して新ガイドラインの説明や研修を行った。新ガイドライン導入年であった22年度においては、迅速かつ幅広くその内容を周知するために説明会や研修を重点的に実施したため、23年度の開催実績は相対的に減少しているものの、23年度は、環境社会配慮上特に重要である住民移転や生態系配慮などの課題への対応についてより具体的な研修を行う等、内容の充実化に努めた。

また、近年、経済発展が目覚ましく、対外経済協力を強化している中国や韓国から、機構の環境社会配慮への取組についての共有、助言の要望があり、23年度は中国の環境行政機関や学識者、環境NGO等に対して環境社会配慮に関する啓発セミナーを実施したほか、韓国輸出入銀行対外経済協力基金の環境社会配慮ガイドライン策定プロセスにおいて、機構の経験の共有・助言等を行った。

2. 国際環境規格及び省エネルギー・省資源への対応

23年度も本部及び全国内拠点において、国際環境規格(ISO14001)に基づく「JICA環境マネジメントシステム」を運用した。廃棄物管理や照明・空調の適正運用、エコキャップ運動などの環境配慮活動を引き続き推進するとともに、環境マネジメントシステム推進体制の強化や効率化を進めた。

23年度は、22年度に引き続き取組強化を図っている環境法令遵守等について各部の環境マネジメント担当者及び責任者向けの研修を実施したほか、同システムの理解促進を目的として、本部及び国

内拠点の全勤務者を対象とした研修をオンラインで実施した。また、23年度の新たな取組として、各部の環境マネジメント担当者及び責任者向けに推進員実務マニュアルを作成し、上記の環境マネジメント担当者及び責任者向けの研修で活用したほか、内部環境監査及び外部審査における指摘事項に対して各部・機関が適切に対応するよう、24年3月に産業廃棄物処理マニュアルを作成し、機構内に周知した。

内部環境監査については、10月に本部と国内拠点にて外部の専門家による審査を実施した。11月には日本品質保証機構（JQM）による定期審査を受け、「適用規格（ISO14001:2004)に基づくマネジメントシステムが維持されており、適切に機能している」と判定され、ISO14001 認証の継続が認められた。

また、理事長をはじめとする経営層による計画見直しに関する会議（マネジメントレビュー）を3月に開催し、今後の環境マネジメント体制に関する検討の指示があった。

23年度においても、本部及び全国内拠点において JICA エコオフィスプランの推進を継続し、特に電力及び紙の使用量の削減に取り組んだ。

機構は、22年度の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正により、「特定業者」としての認定を受けたことから、毎年1%以上のエネルギー消費量削減が義務付けられており、21年度から26年度までの5年間で用紙購入量を20%、電力消費量を10%、21年度の実績からそれぞれ削減することとしている。23年度は、国内拠点において LED 照明をはじめとする省エネ機器への設備更新等を積極的に行った結果、機構全体としての電力、紙等の使用量は21年度を大きく下回る実績となった（21年度比で電力消費量12.2%削減、用紙使用量6.0%削減、水道使用料16.4%削減）。特に東日本大震災後は、東京電力及び東北電力管内における節電依頼への対応に積極的に取り組み、23年度の本部ビルの電力使用量においては、22年度比で17%の縮減を達成した。

3. 開発途上国における環境保全及び気候変動対策に貢献する国際協力の推進

機構は、21年9月に当時の鳩山首相が提唱した「鳩山イニシアティブ」等日本政府の政策や生物多様性条約や気候変動枠組条約国際イニシアティブに基づき、環境保全・気候変動対策に関する案件の形成・実施を以下のとおり行った。

【図表8-2】 23年度に実施した環境保全事業^(注1)

	技術協力	円借款	無償資金協力
環境案件 ^(注2)	148件	28件	38件
生物多様性	88件	7件	2件
砂漠化	43件	6件	0件
気候変動対策	101件	30件	19件

^(注1) 技術協力プロジェクトは実施中の案件数(23年度に支出実績があった件数)、円借款は貸付契約(L/A)調印案件数、無償資金協力は贈与(G/A)契約調印案件数(JICA実施促進分を含む。国債案件は調印年度以降の当該年度分を含む)。

^(注2) 環境案件とは、1)自然環境保全(自然共生社会構築に向けた取組み)、2)環境管理(循環型社会構築に向けた取組み)、

3)水資源・防災（気候変動への適応策）、4)省エネルギー（低炭素社会構築に向けた取組み）。

また、開発と気候変動対策の両立に資する事業に対する将来の支援を念頭に案件形成の促進を図るとともに、円借款による5件の気候変動対策円借款案件の貸付契約の調印、環境・気候変動対策無償など16件の贈与契約を締結し、気候変動対策に関する技術協力を101件実施した。23年度要望調査においては、気候変動案件として、約80件が採択された。

気候変動対策に資する案件の実績及び具体的な事例は以下のとおり。

【図表 8-3】 23 年度における気候変動対策に資する案件の実績 （単位：億円）

	有償資金協力		無償資金協力	
		うち気候変動対策・円借款案件適用		内気候変動対策・無償資金協力案件
緩和案件	3,567	337	28	28
緩和・適応両方	533	269	0	0
適案件	1,101	—	178	160
合計	5,201	606	206	188

（注）円借款は貸付契約額、無償は23年度贈与契約額。23年度に閣議決定した環境プログラム無償16件を含む。

【気候変動対策全般にかかる取組事例】

●ブータン「地方電化事業(2)」(気候変動対策円借款)

ブータンでは、主に山岳地帯に点在する地方農村部の世帯電化率は約54%であり、電力アクセスの欠如が経済活動や生活水準向上のボトルネックとなっている。また、調理や暖房に使用する化石燃料・薪炭材の使用に伴い、健康被害や温室効果ガスの発生といった課題も抱えている。本事業は、ブータンの地方農村部において配電網の整備等を行うことにより、未電化世帯の電力アクセスの改善を図り、気候変動の緩和に寄与することを目的としている。本事業は世帯電化によってケロシン等の化石燃料や薪炭材の使用が削減され、森林伐採や温室効果ガスの排出の減少につながる事が予側され、環境保護及び気候変動対策の観点からも効果が期待される。

なお、機構では「ブータン国における地方電化事業のクリーン開発メカニズム(CDM)事業登録向上支援調査」を実施し、ブータンが気候変動対策の国際的な仕組みであるCDMを活用できるよう支援を行っている。

●マレーシア「(科学技術) アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト」

21年12月に開かれた気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、マレーシアのナジブ・ラザク首相は、国の方針として、「先進国からの十分な資金援助と技術移管がなされた場合、GDPあたりのCO2排出量を2020年(西暦)までに2005年(西暦)比で40%自主的に削減する」と宣言するなど、マレーシアにおける低炭素化に対する取組が進展しつつある。そのような中、本プロジェクトは、大規模

経済開発が進展中のイスカンダル地域をモデルとして、低炭素社会化シナリオづくりに対する支援を行うもの。23年度は、当該地域の開発戦略(通称:ブループリント)と同様の考え方で低炭素社会版(通称: LCS (Low Carbon Societyブループリント)のドラフトをイスカンダル地域開発庁・現地実施機関の大学と共に策定作業を行い、低炭素社会を目指すためにとるべき政策を特定し、その場合どの程度のGHGが削減できるのかを算定した。

また、機構は地震、津波、洪水等、開発途上国の人々の暮らしを直撃し貧困を深刻化させる災害に対しても、災害リスクを軽減するための支援を行っている。23年度は、東日本大震災を受け、政府が示す復興外交の一環として、No.5「効果的な事業の実施」にて詳述のとおり、津波対策に関する日本の知見と経験を世界に共有すべく、各種支援を行った。また、そのほかの災害についても国際社会の主要な一員としての責任を果たすべく、以下の活動を展開した。

●大洋州地域への防災協力に関する基礎情報収集・確認調査

地震や洪水、台風など災害に多く見舞われるASEAN地域において、域内の防災協力を推進するため、ASEAN事務局はAHAセンター(The ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance)を23年11月に設立した。同センターはASEANの防災対策の連携の窓口となり、災害対策、災害時の対応、復興などの取組を協働で進めていく。機構は、インドネシアを始めとするASEAN各国及び米国、ニュージーランドと連携して、センター設立及び運営能力強化支援を実施している。具体的には短期専門家を派遣し、日本がこれまでに培ってきた防災対策や開発途上国で展開してきた防災支援のノウハウを技術協力として還元している。また、ASEAN地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査を通じて、AHAセンターも巻き込みながら、防災に関するASEAN諸国の基本情報を整理している。

また、機構は気候変動対策に関する国際的な政策形成への貢献を目的として、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)(ダーバン:12月)、世界水フォーラム(マルセイユ:3月)等の国際会議に参加した。

特に、COP17については事前会合やサイドイベントを主催・共催し、東アジア域内における気候変動対策のためのネットワークづくり、TICADV準備プロセスへの気候変動交渉官の参加促進、森林保全・劣化防止分野での国際ルール策定に向けた議論に参画し、これらに対する機構の取組の紹介を行った

具体的には、機構は、気候変動が人間の安全保障にとっての脅威であるとの認識の下、後発開発途上国(LDC)、小島嶼国(SIDS)、アフリカ等気候変動に脆弱な国々を重点的に支援している。COP17に先立っては、気候変動に脆弱であるとともに、気候変動の影響に適切に対応し、温室効果ガスをなるべく排出しない低炭素型の開発を目指すアフリカ 15 カ国の気候変動交渉官を東京に招いて開かれた「アフリカの気候変動対策・支援に関する政策対話」に機構もファシリテーターとして参加した。同会合において、アフリカ開発会議(TICAD)プロセスにおける気候変動分野の支援方針や機構の取組について紹介、議論し、TICAD プロセスにアフリカ各国の気候変動交渉官が参画する重要性について賛同を得た。

また、COP17 期間中も、アフリカ諸国の政府関係者との間で協議を実施し、日本政府の主導で 25 年に開催予定の第 5 回 TICAD に向けて、低炭素成長・持続可能な開発戦略の策定を進めていくことが重要であるとの認識が共有された。また、アジア諸国の政府関係者とも協議し、日本の優れた技術を活用した低炭素成長モデルや新しい市場メカニズムの推進、アジア地域における気候変動交渉官と開発実務者間の協力関係強化について協議を進めた。

小項目 No. 9 男女共同参画

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また、部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。
- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

【当年度における取組】

ジェンダー主流化推進体制の下、国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW) 及び課題別指針の策定プロセス並びに個別案件の計画・実施の各段階においてジェンダーへの配慮が適切にされるよう、ジェンダー担当部署が協議に参画し、必要なジェンダー視点について検討する体制の定着を図った。また、東日本大震災からの復興に向けた取組においてもジェンダー視点が配慮される体制を築き、被災地支援の際にも機構のジェンダー主流化に関する知見を活用した。

また、ジェンダーとの関係性が一般的に理解しにくいテーマにおいても UNDP との連携でジェンダー主流化の重要性を学ぶ研修を実施し、ODA 事業に携わる関係者の理解促進に努めた。

6 月に開催された DAC/ジェンダー平等ネットワーク会合 (DAC/GENDERNET) においては、女性のエンパワーメントを通じた生産性の向上や収入の拡大がもたらされている事例として、機構が支援するケニアやエチオピアのプロジェクトが協力相手国の担当行政官により紹介され、参加各国から優良事例として高い評価を得た。

1. ジェンダー主流化のための体制整備

(1) ジェンダー主流化推進体制の定着

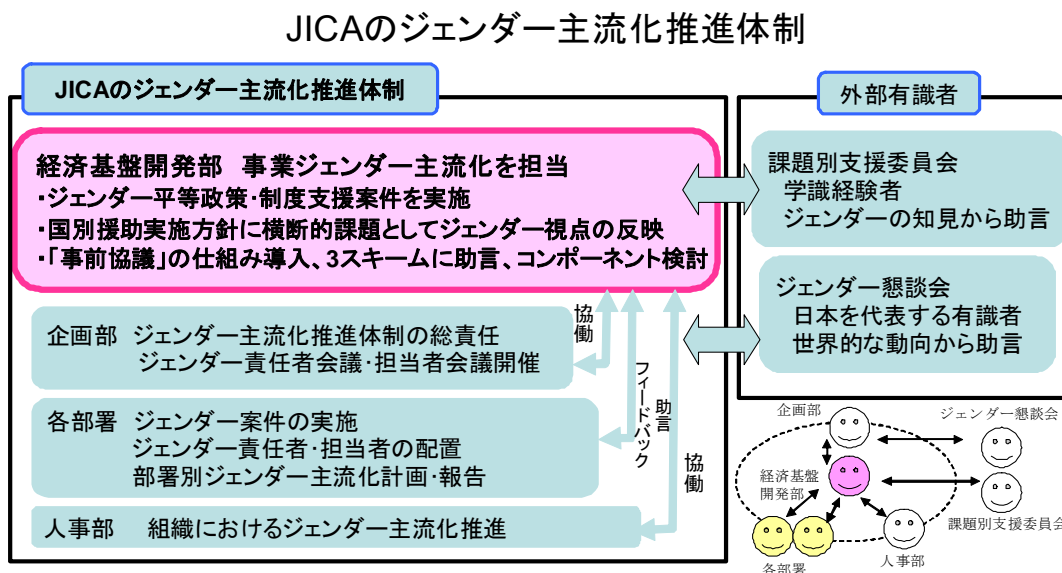
ジェンダー主流化推進体制の下、外部有識者からなるジェンダー懇談会及び課題別支援委員会を開催し、機構の業務・事業におけるジェンダー主流化の促進を図った。また、機構内のジェンダー担当者(各部の管理職/一般職員を各 1 名ずつ男女の組み合わせで任命)を対象としたジェンダー担当者会議(10 月)及び各部署の部門長を対象としたジェンダー責任者会議(12 月)を開催し、ジェンダーに配慮した優良事例や東日本大震災における機構の取組を共有した。

また、機構のジェンダー主流化に向けた 22 年度の取組実績を取りまとめた「ジェンダー主流化推進

年次報告書」を機構のホームページ上で公開したとともに、世界銀行の「世界開発報告書 (WDR) 2012」に対して 22 年度に機構が提供したバックグラウンドペーパーが、9 月末から世界銀行のホームページに掲載された。さらに、機構のジェンダー主流化における取組事例を取りまとめたパンフレット（日本語、英語、仏語）を作成し、国内外の会議やセミナー等の機会に配布したほか、ニュースレターを刷新し、定期的に広く機構内外に発信した。

さらに機構は、東日本大震災からの復興に向けた取組においてもジェンダーの視点が配慮される体制を築くべく、機構内外の調整・情報収集を担う目的で 10 月に機構内に設置された東日本大震災復興支援室にジェンダー平等・貧困削減推進室の職員を兼務で配置した（具体的な取組については、「2. ジェンダーに配慮した業務運営」を参照）。

【図表 9-1】 機構のジェンダー主流化推進体制



(2) 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

23 年度は、機構職員を対象として、ジェンダーの視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるための実践的な職員研修を実施したほか、新入職員研修をはじめとする各種研修機会におけるジェンダーに関する講義や勉強会等を引き続き実施した。なお、23 年度からは、海外拠点に赴任する全ての職員に対し、ジェンダーに関する研修を実施している。職員以外の機構の事業に携わる関係者についても国際協力人材赴任前研修やボランティアの派遣前訓練等においてジェンダーにかかる講義を実施し、23 年度は 535 人人に対して研修を行った。

また、機構は、ODA 事業に携わる外部人材のジェンダーに関する理解の深化を目的とし、UNDP との連携で、ジェンダーとの関係性が一般的に理解しにくいテーマにおけるジェンダー主流化の重要性を学ぶ「UNDP・JICA 連携 森林保全 (REDD+) と社会配慮、ジェンダー」能力強化研修を実施した。同研修に引き続き、より幅広い層の理解を得るため、対外的な公開セミナーを開催し、国際的な議論の潮流の紹介も含めて発表を行っている。

さらに、機構のジェンダーに関する取組について広く理解を得るべく、国際協力の日（10月6日）にちなんだイベント「グローバルフェスタ 2011」においてジェンダーをテーマに出展し、開発途上国のジェンダーに関する課題や人身取引についての啓発活動を行ったほか、神戸大学や名古屋大学等複数の大学においてジェンダーに関する講義を行った。

2. ジェンダーに配慮した業務運営の実績

ジェンダーに配慮した業務運営を推進すべく、各国の開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点を置いた AW や課題別指針の策定に際して、ジェンダー担当部署よりジェンダー視点に関する留意点等についてコメントを行い、機構の協力計画にジェンダーの視点が適切に反映されるように努めた。

また、個別案件の検討に際しても、技術協力や無償資金協力については要望調査の段階においてジェンダーに係る具体的な取組が必要な案件を抽出し、ジェンダー担当部署からジェンダー視点に関する留意点についてコメントを行っている。要望調査を経ない案件（円借款等）についても、案件の計画及び実施の各段階において、ジェンダー担当部署が勘案すべきジェンダー視点に関するコメントを行い、その反映状況をモニタリングした。

各国毎のジェンダーに関する状況を的確に把握し、事業運営に反映すべく実施している、国別ジェンダー情報整備調査については、23年度は新たに2カ国（イラク、スーダン）について調査を実施するとともに、3カ国（エルサルバドル、ニカラグア、マレーシア）の情報を更新し、23年度末までに計76カ国に関する情報を整備した。これらの情報については、協力方針の策定や協力内容の検討に際して基礎情報として活用しており、機構のホームページにおいても広く一般に公開している。

また、東日本大震災に際して、二本松青年海外協力隊訓練所を避難所として提供し、被災者を受入れた際には、ジェンダー視点に立った避難所運営を行ったほか、機構の国際協力推進員等を通じた女性グループのコミュニティ活動への支援等を行うなど、被災地支援の際にも機構のジェンダー主流化に関する知見を活用した。上記取組を通じて災害発生から復興に至る過程におけるジェンダー配慮の重要性についての認識が深化し、これら取組を、ジェンダー担当者会議や国連婦人の地位委員会等を通じて機構内外にも広く共有した。

6月に開催された DAC/ジェンダー平等ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）においては、女性のエンパワーメントを通じた生産性の向上や収入の拡大がもたらされている事例として、機構が支援するケニアやエチオピアのプロジェクトが協力相手国の担当行政官により紹介され、参加各国から優良事例として高い評価を得た。

なお、DAC/GENDERNETにて紹介されたケニア及びエチオピアのプロジェクトは次のとおり。

【DAC/GENDERNETにて紹介されたプロジェクト】

●ケニア「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）」、「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」

ケニアにおいて農業は国内総生産への貢献及び雇用創出の観点から重要なセクターであり、小規模農家の生産性向上と収益の拡大が農業振興の重要な課題とされている。

先行プロジェクト（SHEP）では、小規模園芸農家が市場に対応した栽培や営農、輸送の課題に自ら取り組めるようになるための能力強化を目指し、現地の生産活動における女性の労働状況を把握した上で、男女別の指標を導入し、意思決定過程への女性の参画を確保するなど、プロジェクトの実施において積極的にジェンダー主流化を図った。その結果、支援対象園芸農家の夫婦関係が平等な経営パートナーへと変容していき、支援対象農家の収益も倍増した。現在実施中の後続プロジェクト（SHEP UP）では、先行フェーズを通じて得られた知見・経験を、新たに設置された小規模園芸農民組織強化・振興ユニットを通じて、全国の園芸農家に普及・展開する取組を進めている。

●エチオピア国「農民支援体制強化計画プロジェクト」、「農民研究グループを通じた適正技術開発・普及プロジェクト」

本プロジェクトでは、農民参加型による農業研究・普及を支援する取組を実施しているが、支援の実施にあたっては、「ジェンダー平等」をプロジェクト実施の主要原則のひとつとして位置づけ、その上で、農業研究者に対するジェンダー研修や、ジェンダーの視点に立った農業研究の実施促進、女性農民のための適正な技術開発・普及やコミュニティにおける女性たちのグループ活動を積極的に支援してきた。また、日本の戦後の農村開発で導入された「改善」のコンセプトを取り入れつつ、コミュニティにおける女性たちの自助サポートグループの活動を支援し、女性たちのニーズに基づく地域資源を活用した新技術の研修やそれらの普及活動を行った。これにより、地域の女性たちの農作業、家事労働は効率化され、労働負担が減ると同時に農業収益はそれまでより 50%増加するという結果も見られた。

なお、機構の組織内におけるワークライフバランスの推進等のジェンダー主流化の取組については、小項目 No.28 「人事に関する計画」に記載している。

小項目 No. 10 事業評価

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。

【年度計画】

ア. 平成22年度までに整備・改善した3つの援助手法の整合性ある評価手法を適用し、職員はじめ事業関係者に対する研修等を通じて、PDCAサイクルに沿って一貫した事業評価の適切な実施を継続する。

イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、事業評価外部有識者委員会を開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。特に事後評価に関しては、無償資金協力事業の移管等に伴う対象案件の増大に対応し、平成22年度より着手した実施方法の効率化を進めつつ、評価の質並びに客観性の確保を図る。外部有識者・機関等による事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。

ウ. 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（平成23年1月外務省）」も踏まえ、評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有等の充実を図る。
- オ. 技術協力における事業の費用対効果の明確化について、平成 22 年度までの調査研究・検討結果に基づく課題を踏まえ、定量的な評価指標の設定を徹底するとともに、これを用いた評価を拡充する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、3 つの援助手法において整合性のある評価手法を引き続き適用し、PDCA サイクルに沿う一貫した事業評価を実施した。成果指標の明確化については、円借款の運用・効果指標に係る資料の整備や技術協力におけるベースライン調査の推進を行った。プログラム単位の評価については、外務省と試行的に行うことを合意している 5 件のプログラムのうち、2 件のプログラム計画書の内容について検討を進めた。インパクト評価については、試行的な評価の実施を通じた関係者へのフィードバックや職員への周知を目的とした研修を行った。コスト効率性に関する評価手法については、22 年度までの調査結果から、事業における同評価手法の一律の組み入れが困難であることが判明したため、総合的な取組として、成果の定量化及び数値目標の設定の徹底を図るとともに、計画内容の精緻化や指標の達成度をモニタリングする取組を行った。また、評価結果の一層幅広い情報提供を目的として、ホームページ上に英文版の事後評価報告書の検索機能も追加した。

さらに、評価体制の充実と評価の質の向上を目的として、事業評価外部有識者委員会を 2 回開催し、委員からの意見や助言に基づき対応策の検討を進めた。また、23 年度も事後評価における外部評価対象案件について、外部有識者や機関等による事業評価に着手した。

1. 一貫した評価の実施

23 年度は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 つの援助手法において整合性のある評価手法を引き続き適用し、PDCA サイクルに沿う一貫した事業評価を実施した。また、機構職員及び事業関係者に対する研修やセミナーの開催等を通じ、機構の評価手法の定着と、評価手法に基づいた評価の適切な実施及び組織的な評価能力の強化を図った。

【図表 10-1】 事業評価の概要

	技術協力 (技術協力プロジェクト)	有償資金協力 (円借款事業)	無償資金協力
1. 事前段階の評価			
評価種別	事前評価		
タイミング	プロジェクトの実施前		
対象	原則として全プロジェクト	全プロジェクト	原則として全プロジェクト
備考	(2億円未満の案件は簡易な評価の適用を可能とする。)		(JICAが事前の調査を実施する協力見込み金額2億円以上の案件を対象とする。)
評価主体	内部評価		
公表	○ (JICA事業評価ホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目の考え方をういつつ、特に事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証。		
2. 実施段階の評価			
評価種別	中間レビュー	終了時評価	中間レビュー
タイミング	プロジェクトの中間時点	プロジェクト終了6ヶ月前	借款契約後5年
対象	協力期間が4年以上のプロジェクトを対象	全プロジェクトを対象	プロジェクト効果・進捗等から中間段階の確認が必要なプロジェクト
評価主体	内部評価 (相手国政府と合同で実施)		外部評価
公表	○ (JICA事業評価ホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目の考え方にに基づき、特に事業効果の発現状況を評価。必要に応じて評価結果を当初計画の見直しや運営体制の改善に活用。	DAC評価5項目に基づき、特に事業効果の達成状況を総合的に評価。評価結果を踏まえて、協力終了の適否やフォローアップの必要性を判断。	無償資金協力については、事業期間が短いことから中間レビューを実施していない。
3. 事後段階の評価			
評価種別	事後評価		事後モニタリング 事後評価
タイミング	原則、終了後3年目まで		プロジェクト完成後7年目 原則、終了後3年目まで
対象	2億円以上の全プロジェクト		事後評価の結果、事業効果の発現状況や持続性に懸念があった円借款事業 JICAが実施する2億円以上の一般・水産無償および一部の他のサブスキームのもの
評価主体	外部評価/内部評価*		
公表	○ (JICA事業評価ホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目に基づく		

* 公表対象は総計画投入額 2 億円以上の案件。

* 原則 10 億円以上の事業は詳細型 (外部評価)、2 億円以上 10 億円未満の事業は JICA 在外事務所による内部評価で実施。

(1) 3つの援助手法全体として整合性のある事業評価の実施

事後評価については、21 年度までに整備した統一的な事後評価の体系を基に、23 年度も着実に事後評価を実施し、完了した 136 件の評価について、24 年 3 月に評価結果の外部公開を行った。

なお、22 年度からは、事後評価の質の向上とともに、海外拠点を活用した事後監理業務の取組を強化するため、協力金額 2 億円以上 10 億円未満の案件については、海外拠点等が実施機関へのヒアリングや現地調査を通じて評価に必要な情報を収集・分析した上で、評価部が横断的チェックを行う内部

評価を導入した。上記 136 件の内訳は、外部評価 93 件、内部評価 43 件となる。

また、23 年度は、新たに 208 件（外部評価 110 件、内部評価 98 件）の事後評価業務に着手しており、24 年度に完了予定である。

（2）成果指標の明確化

案件の審査・事前評価段階における目標や達成度を明確に示すため、協力金額が 2 億円以上の全案件の事前評価表作成において、定量的な成果指標の設定等に努めた。

定量的な成果指標については、円借款事業では「運用・効果指標リファレンス（第 2 版）」を整備した。また、無償資金協力事業の事前評価では、各案件において設定した定量・定性的な評価指標を内部向けにデータベース化した。開発途上国の総合的能力開発を主な目的とする技術協力プロジェクトについては、プロジェクトの計画段階もしくは開始後初期の段階での定量的な指標を設定することを目的としたベースライン調査の実施を推進した。その結果、23 年度は事前評価表にベースライン調査実施を明記する技術協力プロジェクトが 79 件（76.0%）に拡大した（21 年度 36 件（27.5%）、22 年度 59 件（46.5%））。

（3）海外拠点における評価能力の拡充

国際協力人材赴任前研修の一環として、引き続き海外拠点に赴任予定の機構職員及び専門家に対して事業評価に関する研修を行い、海外拠点における評価能力の向上を図った。また、22 年度から実施している内部評価に関し、評価者である海外拠点の職員、ナショナルスタッフ等を対象に評価実施方法に関する説明会を開催した（計 11 回、述べ 57 拠点、114 名）。これに加え、海外拠点や相手国政府機関、プロジェクト実施機関等関係者の評価能力向上や、機構の事業評価制度の紹介を目的として作成された、事業評価に関するマルチメディア教材について、従来の日本語・英語・スペイン語版に加え、新たにフランス語版を作成した。

（4）評価手法の開発と充実

機構は、援助効果及び説明責任（アカウンタビリティ）の向上を目指す上で重要な課題について、事業によってもたらされた変化を正確に把握するためのインパクト評価や、協力プログラム単位での評価等、新しい評価手法の試行的な実施を引き続き進めてきた。

23 年度はタイの「パーサク灌漑事業」（円借款）やフィリピンの「貧困地域初等教育事業」（円借款）等にかかるインパクト評価を実施し、開発途上国の事業関係者および機構内関係者に対するフィードバックを行った。加えて、機構内におけるインパクト評価にかかる理解の深化を目的として、インパクト評価の概要とその企画・実施監理、統計分析手法等に関する機構内部向け研修を実施した。

さらに、特定のテーマや開発目標を切り口とした評価として、「DAC 評価 5 項目の評価視点および判断基準の標準化」、「有償資金協力・無償資金協力の経済的インパクト評価～マクロ経済的貢献度評価」、及び「円滑な円借款事業実施による経済的便益に係る調査」の 3 件のテーマ別評価を実施し、報告書を作成した。

プログラム単位の評価については、外務省と試行的に進めることを合意している 5 件のプログラム

のうち、2 件のプログラム計画書の内容について検討を進めた。プログラムを構成する各プロジェクトが有機的に連携することによって得られる成果や中長期的な効果（アウトカム）を想定した上で、プログラム目標の妥当性を検証した。また、目標の達成を定量的に示す指標を設定した。

(5) コスト効率性評価の開発への取組

機構は 19 年度から費用対効果の明確化に向けたコスト効率性に関する評価のあり方を検討してきたが、22 年度までの調査結果から、事業のアウトカムと事業費との間には有意な関係が見出せず、技術協力については内容が多様な上、能力向上の金額計量が適さない場合もあるため目標達成や効果の発現度合いに関する比較分析が困難なことが明らかになった。また、受益者のニーズ充足度と投入コストをもって事業の費用対効果を図ることも必ずしも適切と言えないことなどから、事業の成果とコスト効率性に関する評価手法は通常の案件別事後評価に対する適用可能性が低く、技術協力における同評価手法の組み入れも困難であることが判明している。

一方で、成果に対するコストの適正化・効率化については、引き続き、成果の定量化及び数値目標の設定の徹底を図るとともに、計画内容の精緻化や、事業実施部門と評価部が連携して指標の達成度をモニタリングする取組等を継続した。

2. 外部評価の充実

(1) 事業評価外部有識者委員会（旧外部有識者事業評価委員会）の開催

機構は、22 年 6 月の外務省による「ODA のあり方に関する検討」の結果等を踏まえ、22 年度に事業評価外部有識者委員会を設置している。23 年度は 7 月及び 24 年 1 月に委員会を開催し、事後評価（内部評価）及び事後監理制度の整理、評価結果等を提示、共有したほか、「事業評価年次報告書 2010」の概要及び事後評価結果、テーマ別評価の概要および実施結果等について説明を行った。委員からは、評価結果の活用促進のための分析や、インパクト評価結果の案件形成への反映等に関して意見、助言を得た。これらについては 24 年度以降の事業評価における対応の可能性について検討していく。

(2) 外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

23 年度は、事後評価対象案件全 208 件中、外部評価対象案件である 110 件について、外部有識者や機関等による事後評価に着手した。22 年度からは上述のとおり、協力金額 2 億円以上 10 億円未満の案件については内部評価を実施しており、23 年度の内部評価を含めた事後評価案件全体における外部有識者や機関等の参画割合は 53%となり、目標を上回る実績となった。

【図表 10-2】 中期計画期間における外部有識者・機関等による事後評価実施状況

外部有識者・ 機関等の参画 割合	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標値
本邦事後評価	4件/15件	85件/85件	175件/177件	93件/93件	110件/110件	—
事後評価 (海外拠点)	26件/29件	0件/7件	0件/3件	0件/43件	0件/98件	—
合計	30件/44件 (68%)	85件/92件 (92%)	175件/180件 (97%)	93件/136件 (68%)	110/208件 (53%)	50%

3. 評価内容の情報提供

23年度は、ホームページ上での評価結果要約や個別案件の各種報告書の迅速な公開の働きかけ等を通じて、評価結果の迅速かつわかりやすい公開を引き続き推進した。22年度にホームページ上に加えられた評価結果の検索機能によって、機構内外から評価結果約4,800件の検索が可能となり、各種評価情報のアクセス向上及び拡充をさらに推進した。なお、23年度は、英文版の事後評価報告書の検索機能も追加し、プロジェクトを実施した国のみならず他国の開発関係者や他ドナーなどが評価情報を容易に参照できるよう利便性を高めた。

機構が実施した事業評価について取りまとめた「事業評価年次報告書2011」では、事業評価の概要と客観的な評価結果をわかりやすく提供することを目的に、より簡潔かつ読みやすい体裁に改善した。また、詳細な事業評価の情報は、機構ホームページ等に掲載するとともに、評価情報へのアクセス方法を提示した。

4. 評価内容のフィードバック

機構は、これまで評価結果の活用を通じた事業の改善を図るため、事業実施に係る基本方針の策定や新規事業（プロジェクトおよびプログラム）の形成時の資料ならびに事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け、類似案件を実施するにあたって活用可能な教訓を抽出して記載している。また、終了時評価では、類似案件の実施者が参照しやすい教訓や提言が記載されるよう取り組んだ。23年度も引き続き、事業事前評価表等の新規事業形成時の資料において同欄を活用し、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。具体的事例は以下のとおり。

【過去の評価結果から得られた教訓が新規事業に反映された事例】

●ペルー「リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト」（技術協力）

従来の無収水関連の技術協力では、特定の配水地域を選定し、水理的独立を施した後に当該配水地域における漏水個所の探知、違法接続や故障メーターの発見やメーター交換等の対策を行うことが一般的であった。しかしながら、配水地域の水理的独立は多大な時間と資金を実施機関側に求めることになるため、定着が難しいことが過去の評価により明らかになっている。このため、

本プロジェクトでは、既にセクター化されたサイトを選定し、既存の配水地域に大幅な手を加えることなく実施可能なパイロットプロジェクトの実施を目指すこととした。

また、ブラジル「無収水管理プロジェクト」では、違法接続や盗水にも対応しており、スラム街の住民に対し、違法接続から合法接続への転換を進めている。本プロジェクトのパイロットプロジェクトでも違法接続への対応が課題となっているため、評価により明らかになったブラジルの実施機関の合法化事業の取組や教訓を参考にした。

●フィリピン「マヨン火山周辺地域避難所整備計画」（無償資金協力）

本プロジェクトの類似案件であるバングラデシュ「多目的サイクロンシェルター建設計画」の事後評価において、災害時の避難所を機能させるための維持管理体制の確立、電気、水の安定供給の確保、全体計画における設計仕様の一定基準の設置による建設の効率性向上等の教訓が挙げられている。

本プロジェクトにおいては、これら教訓を踏まえ、平常時に学校として使用する設備の維持管理と災害時に避難所として使用する設備に区別した維持管理に関する役割分担の確立、施設内における非常用発電機や水回り棟の設置、全体計画の一部として他ドナーの支援により先行して建設されている校舎兼避難所の設計仕様を参考にした設計を行った。

機構は、評価結果の機構内部へのフィードバックの強化に向けて、**23**年度も評価部と事業実施部署間の定期連絡会を年**2**回（**6**月及び**1**月）開催し、機構内での事業評価に関する情報共有や意見交換を行った。また、開発効果向上の観点から、**23**年度に完了した事後評価結果は全て、機構内にフィードバックを図り、今後の事業改善にいかすことができるよう努めた。

また、**23**年度に完了した事後評価のうち**11**件について、特定のテーマを設定し、より詳細に調査を行った。プロジェクト実施による広域的なインパクトの発現や青年海外協力隊との連携による効果など、得られた結果については、機構内にフィードバックを行った。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

小項目 No. 11 技術協力

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的、効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ、量、時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。

- 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。
- (iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家、コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、
 - 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
 - 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
 - コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
 - 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

【年度計画】

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、知見を蓄積し、国際的な会議等において積極的な発信を行う。
- イ. 南南協力支援の効果的实施を図るとともに、その有用性について積極的に国際会議等を通じ、対外的な発信に取り組む。
- ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。
- エ. 職員が外部状況の変化により包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施を行うための事業マネジメント手法に関する職員向け研修を実施するとともに、より良い事業マネジメントのあり方に資する取組を着実に実施する。

(2) 研修員受入事業

- ア. 課題別研修の評価制度について、運用状況を踏まえ改善を図る。事後評価制度については、平成 22 年度の結果を踏まえ、引き続き実施する。
- イ. 平成 22 年度までの改善点に加え、分野、課題に関する検討を通じて開発途上国の需要及び協力プログラムとの整合性をより明確にした案件の改廃、新設の検討を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた研修事業の改善を行う。
- ウ. 策定済の研修実施基準に基づき、本邦における課題別研修及び海外における研修等を実施する。課題別研修については、協力プログラムとの整合性に留意し、組織開発や制度改善につながる研修の形成、実施を行う。
- エ. 帰国研修員を対象としたインターネットサイトの利用促進及びソフト型フォローアップ協力を適切に実施する。
- オ. 青年研修事業については、さらに研修効果を高めるため、各国の援助課題や協力プログラムとの整合性に留意しつつ実施する。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

- ア. 専門家の質の向上及び円滑な確保のため、見直しを行った人選方法の適切な運用、改善を行う。
- イ. 個々の専門家の活動に対する評価制度について、実施状況を引き続きモニタリングするとともに、評価情報のさらなる有効活用を検討する。
- ウ. コンサルタント選定に関し、評価方法及び評価結果の開示、評価基準の改善を行うとともに、コンサルタント実績評価方法の見直しを行い、透明性及び競争性の向上を図る。
- エ. ファスト・トラック等に認定された緊急案件については、公示から契約までの手続きを 30 日以内で実施するとともに、コンサルタント等の「指名人材プール制」のモニタリングを引き続き行う。

【当年度における取組】

総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント、CD）を重視した事業及び南南協力支援については、質の高い事業を推進するとともに、これら事業の有効性を国際援助潮流を議論する場で共有すべく、「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム」（HLF4）、OECD/DAC南南協カタスクチーム主催の国際会議等において、機構の経験及び知見を積極的に発信した。

研修員受入事業については、平成22年度に確立した事後評価制度を適切に運用し、「テーマ別実証調査」、「全数（アンケート）調査」、「帰国研修員追跡調査」を実施したほか、帰国研修員のフォローアップとして、「ソフト型フォローアップ協力」を23件実施した。

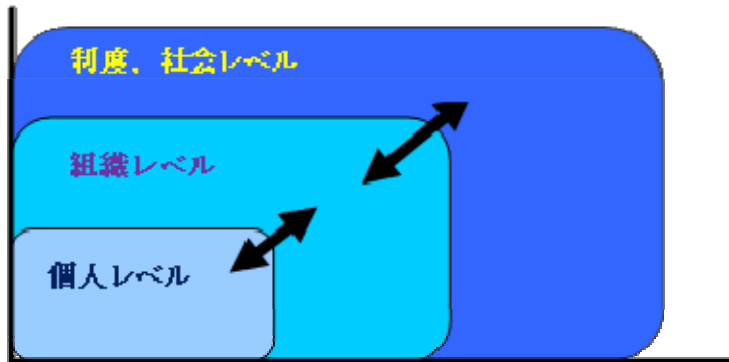
また、研修事業と協力プログラムの整合性を一層高めるため、研修案件の改廃の検討において、地域及び課題の両側面から研修ニーズを把握するための体制を強化した。

事業管理の面では、引き続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、公示・公募による人材の確保を推進した。コンサルタント選定については、競争性と透明性の向上を図るべく、「JICA コンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置し、「コンサルタント等契約における競争性、公正性の向上のためアクションプラン」を作成した。さらに、採択案件の情報公開を進めるとともに、新規実施予定案件情報の充実を図った。

1. 総合的な能力開発を重視した事業の実施及び知見の蓄積

機構はこれまでの開発途上国への協力経験等を踏まえ、「能力（キャパシティ）」を開発途上国の「課題対処能力」、すなわち、個人や組織の能力のみならず、制度や政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力と位置付け、「開発途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を「総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）」と捉えている。機構は、開発途上国のCDを実現すべく、人材育成、組織強化、制度や政策の設計、コミュニティ・エンパワメント等の包括的な支援を実施し、開発途上国の自立を促し、経済的、社会的に持続性のある成果をもたらす事業を推進している。

【図表 11-1】 CD の階層構造（相互に密接に関連）



援助を巡る国際的な議論の場においては、依然一般財政支援やアンタイド化を推進する一方で技術協力のあり方を問う議論があることを踏まえ、機構は、日本の技術協力の特徴であるCDの有効性について国際的な議論の場で積極的に発信してきており、日本の技術をいかしたCD支援が引き続き推進されるよう取り組んできた。特にミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けては、CD支援を通じた、持続的な組織・制度作りを行い、開発成果のスケールアップ、持続性を確保することの重要性を他ドナーと共有している。

23年度は11月に韓国の釜山で開催されたHLF4においてCDの意義を訴え、HLF4の成果文書の中の「効果的な制度と政策」に関する項目においてその主張が反映された。HLF4の南南協力に関するサイドイベントや課題別セッションにおいては、これまで機構が長年実施してきたCD支援の成果として、これまで被援助国だった国が機構等の支援を得ながらも南南協力を実施するに至っている事例を紹介し、南南協力の推進におけるCDの有効性について、他ドナー等に広く発信した。

また、HLF4の準備過程においても、23年9月に開催された「アジア・大洋州地域における開発効果向上に向けた能力向上会合」（CDDE会合）やバンコクワークショップ等においてCDの実践を引き続き推進していくよう提言してきた。

機構は、援助潮流におけるCDのメインストリーム化を図る目的で16年に結成された先進国援助実務者間の非公式ネットワーク「Len-CD（Learning Network on CD）」にも、国連開発計画（UNDP）や世界銀行研究所（WBI）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、カナダ国際開発庁（CIDA）とともに参画している。Len-CDは第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（17年3月）の採択文書「援助効果向上に関するパリ宣言」や第3回ハイレベル・フォーラム（20年9月）において採択された「アクラ行動計画（AAA）」に、開発プロセスにおけるCDの重要性を盛り込むことに貢献している。23年にLen-CDがCD優良事例集を取りまとめる際には機構からも事例を提供し、下記の「アジア太平洋障害者センタープロジェクト」が優良事例として取り上げられた。

【CDの取組事例】

● 「アジア太平洋障害者センタープロジェクト（APCD）」

アジア太平洋地域には10人に1人、約4億人の障害者がいると言われている。その多くは教育や就労等の社会参加の機会が限られ、障害者やその家族に対する差別・偏見が強く、必要なサービ

スを受けられない状況にある。本プロジェクトはアジア太平洋地域の障害者のエンパワーメントと、障害者が権利を保障され、障害の有無に関わらず諸活動に参画できるバリアフリー社会の実現を目的としている。アジア太平洋地域各国政府及びNGOとのネットワークを広く構築し、障害者自身をプロジェクト活動の中心に据えることで障害者同士の内発的なエンパワーメントを支援するとともに、政府調整・窓口機関及び協力団体と協力し、障害者に優しいバリアフリー社会の形成を進めている。このように本プロジェクトは障害者個人だけでなく、障害者団体、NGO等の組織、政府高官や民間企業にも働きかけることによって、政府制度や社会レベルに至る包括的なインパクトをもたらしている点がCD支援プロジェクトとしての大きな特徴となっている。

これらの取組により、例えばフィリピンにおいてはショッピングモールの施設のバリアフリー化が実現し、障害者に優しい街づくりに貢献した。他の商業モール等でも同様にバリアフリー化が進むなどの波及効果も見られ、「アクセシビリティは全ての人のモビリティにかかわる人権である」という意識が企業や一般社会に広がり、社会的なインパクトをもたらしている。

また、DACによる援助審査の教訓レポートの作成に際しては、CDにおけるキャパシティ・アセスメントやコア・キャパシティの視点など、機構のCDに関する取組を踏まえた約10項目に及ぶコメントについて、機構から外務省経由で提出し、教訓レポートに機構の主張の一部が反映された。

引き続き、機構の職員や専門家等の関係者に対して、CDに対する理解の促進や普及を目的とした研修も実施しており、23年度の実績は以下のとおりである。

国際協力人材赴任前研修 307人／12回

課題部新規配属者研修 76人／6回

2. 南南協力支援事業の充実等

(1) 南南協力支援事業の効果的な実施

南南協力については、20年9月にアクラで開催された「第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」以降、開発効果増大の観点からその有効性についての認識が高まってきている。機構は、南南協力支援に関する豊富な知見や経験に基づき、南南協力が社会経済の発展段階や歴史的・文化的な類似性から実用性の高い技術やノウハウを移転できることや、広域的な取組が不可欠な地球規模課題に対しても効果的な協力枠組みであること等について、積極的に発信してきた。

23年度は、UNDPの南南協力特別ユニットに邦人職員の派遣を開始し、機構が長年にわたって培ってきた南南協力に関する知見を活用しつつ南南協力を広く推進していくことを目指してUNDPとの連携体制を強化した。また、南南協力・三角協力に関する国際的議論を促進するため、UNDP及び国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)とともに国際会議を共催(4月)、OECD/DAC南南協カタスクチーム(TT-SSC)が開催する国際会合(9月)においても機構の知見を発信するとともに、TT-SSCによる事例研究に、機構の有する知見及び資金的支援を通じた貢献を行った。

さらに、UNDPとの共催で11-12月に実施した第4回南南協力・三角協力ハイレベル会合(於ローマ)及び

「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」(HLF4、23年11月～12月)においては、南南協力に関するセッションを企画するにあたって事務局を担うOECD及びUNDPの協力を得て、日本政府とともに南南協力に関するサイドイベントを開催し、機構をはじめ各国が有する南南協力に関する経験及び教訓の共有に貢献した。

1月に実施した課題別研修「南南協力の研修実施能力強化」には南南協力を実施する9カ国から計31人を招き、より効果的な南南協力の実施に向けて相互学習を通じた関係者の能力強化を図った。HLF4では南南協力・三角協力を推進するグループに参画し、他の援助国や国際機関等と協力しながら南南協力を推進する取組を進めた。

【南南協力取組事例】

●日本、ブラジル、アンゴラ間の南南協力「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」

アンゴラでは内戦終結以来、生活環境の悪化等により健康関連の指標がサブサハラ・アフリカ諸国の中でも最低の水準にあり、保健医療従事者の数及び技術力の不足による公共医療サービスの質の低さが問題となっている。ジョシナ・マシエル病院は医療従事者の研修機関にも位置付けられるアンゴラ国内最大の総合病院であるが、施設・機材の老朽化が著しく、質・量の両面において必要な医療サービスが提供できていない。

一方、日本はブラジルに対して医療人材育成にかかる技術協力を長年にわたり実施しており、高い成果をあげてきた。そこで、ドナーとして成長しつつあるブラジルが、日本による技術協力を通じて得られた知見を活用しながら、同じくポルトガル語圏であるアンゴラに対する南南協力を実施することとなった。

まずは、ブラジル人専門家をアンゴラに派遣して「ジョシナ・マシエル病院機能強化研修」を実施し、医療関係者の能力向上を図ったが、研修受講者が限定的であったことなどから、アンゴラの公共医療サービスの質の根本的改善には至らなかった。そのため、第三国専門家による現地指導に加えて第三国研修や機材調達などを有機的に組み合わせたプロジェクト「ジョシナ・マシエル病院及びその他保健機関の人材と一次医療の再活性化を通じた保健システム強化計画」を開始し、日本とブラジルの知見を活用しながら、アンゴラにおける自立かつ持続的な保健人材育成機能の確立を目指すこととなった。本プロジェクトを通じて、日本-ブラジル-アンゴラの三カ国の組織間ネットワークが形成されており、大きなインパクトが期待されている。

3. 技術協力プロジェクトに係る事業マネジメントの向上

機構では、適切な事業予算の計画・管理を行うため、18年度の財務省予算執行調査の結果も踏まえ、19年度から、要望調査段階（採択前）における候補案件の検討にあたっては、標準的な単価・手法を設定して概算経費の算出を行っている。23年度についても、引き続き各種経費額を精査し、算出手法やシステムの更新を行った上で、同手法を当年度要望調査において全案件に適用し、海外拠点及び地域部にて採択前案件の概算経費を算出し、同算出に基づいた採択案件の選定を行った。また、24年度予算要求プロセスと連動した対応を念頭に、各部門にて翌年度予算の見込みと採択済み案件の翌年度

以降の執行見込みを踏まえて新規採択候補案件の検討を行った。

事業の実施段階における事業計画内容の精緻化に関しては、計画策定及びモニタリングを精緻に行うための手法等を紹介する「事業マネジメント研修」を、課題部・地域部等の本部職員のみならず、在外事務所職員も対象に開催し、事業に関わる職員の技術協力プロジェクトに係る事業マネジメント能力の向上を図った。また、課題部に新規に配属された職員向けに協力プログラムやプロジェクトの計画及び実施監理の実務を理解する共通の導入研修を実施した（計5回）。さらに、課題部の知見を活用した案件の形成等に関する技術支援について、国内外の事業担当部署から随時要望を受け付け対応した。

4. 研修事業の評価システムの改善と研修案件の改廃、新設への反映

(1) 研修員受入事業の評価システムの改善

23年度は、22年度に確立した事前から事後に至る評価システムに基づいて各案件の評価を実施した。事後評価調査については、課題別研修実施の成果に係る評価を国及びテーマを選定して行い、好事例や提言・教訓を得るための「テーマ別実証調査」、帰国後3年が経過した課題別研修帰国研修員の事後状況を把握するための「全数（アンケート）調査」、課題別研修を含む本邦研修の成果としての人材ネットワーク強化を目的とした「帰国研修員追跡調査」を実施した。その結果、23年テーマ別実証調査では、以下のような評価が得られている。

【23年度のテーマ別実証調査】

●フィジー「理数科教育分野」

過去にフィジーから教育分野の課題別研修及び青年研修に参加した帰国研修員11名及びその所属先について調査した結果、研修員個人の能力向上に留まらず、研修で作成したアクションプランが教育省の計画として実行され、6つのパイロット校における卒業認定試験合格率の向上や、教員養成カレッジにおける日本の教授法を用いた指導の導入、JICAボランティアとの連携によるテキストの改訂など、組織・制度レベルでのインパクト発現が認められた。また、帰国研修員が中心となって、フィジー国内のみならず、周辺島嶼国の教師の指導力向上のための研修を実施するなど、成果拡大が図られつつある。

上記調査結果から、フォローアップ協力やボランティア等との連携による研修員及び所属先に対する支援や、教育省職員と現職教師双方の研修参加による帰国研修員ネットワークの構築、国家開発計画との合致と所属組織による支援、効果的な研修内容の検討（講義、模擬授業、ディスカッション、学校視察など理論と実践の組み合わせ）等が効果発現において重要と分析された。

なお、課題別研修の評価制度については、協力プログラムとの整合性向上の観点から、技術協力や有償資金協力等の他の事業との連携による効果を考慮する等、更なる改善に取り組んでおり、機構内部のタスクにおいて、「研修評価マニュアル」の改訂を含めた取組を検討している。

(2) 研修案件の改廃と新設の検討手順の改善

ア. 課題別研修の案件形成・検討及び要望調査における協力プログラムとの整合性向上

23 年度の新規・継続の研修案件を検討するにあたっては、22 年度に引き続き分野課題ごとの機構内関係部署による分野課題検討会を実施し、各分野の協力量針等に沿った案件の検討を行った。また、全案件を対象に類似案件の整理・統合や技術協力プロジェクト等研修以外の協力量案との連携促進に向けた検討を行った。また、課題別研修と協力プログラムとの整合性をより一層高めるため、23 年度からは地域部の参画を得て地域や国ごとのニーズ確認を行った上で検討を進めるなどの改善を行った。

また、要望調査にあたっては、要請する課題別研修に関連する協力プログラムや同プログラム内での研修の活用方法について現地 ODA タスクフォースからのコメントを含める取組を推進し、協力プログラムとの整合性の明確化に向けた改善を図った。

イ. 第三者検証制度等による研修案件の改廃の検討

23 年度は、「課題別研修第三者検証委員会」において、機構及び各府省が提案する 143 件の課題別研修の妥当性及び有効性を検証した。本検証結果をもとに、55 件については提案どおり実施することとし、56 件については効率化を図る観点から、研修期間の短縮や、研修効果の向上の観点から内容を変更するなどして実施することとした。なお、25 件については、要望調査において十分な要請が集まらなかった等の理由により不採択となった。また 7 件については、本邦研修としての有効性や効率性が不十分等の理由により不採択となった。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、学位取得を目的とした長期研修については 22 年度に、23 年度からは実施しないことを決定している。また、すでに来日中の当該研修員についても、25 年度までにはすべての研修が終了する予定である。短期の日本語研修に関しては、日中から夜間の実施に振り替えることにより、24 年 1 月までに研修期間を短縮した。

5. 研修実施基準の策定

策定済みの国内外の研修実施基準に則り、研修を効果的かつ効率的に形成、実施した（19 年度に本邦の課題別研修、20 年度に第三国研修、21 年度に現地国内研修の実施基準を策定）。

また、在外研修の実務を行う上での総合的な執務参考資料として、23 年度に「第三国研修の計画・評価手引き」を「在外技術研修業務マニュアル」に統合した。

6. 研修内容、研修方法の改善とフォローアップ活動の充実

(1) 研修内容・方法の改善

22 年度に引き続き、課題別研修の内容や方法等に関して改善が望ましい事項を列挙した「課題別研修チェックリスト」の改善項目に沿って、個々の研修案件について改善を図った。また、プログラム

化を念頭に置いた他の協力事業との連携や、関係部署との協働による案件形成等、延べ4,377件の業務改善を行った。他の協力事業との連携については、課題別研修のみならず国別研修等も含めて推進している。

【国別研修と他の協力事業との連携事例】

●モロッコ「地方村落妊産婦ケア改善プロジェクト」

本プロジェクトは、モロッコの地方村落部における妊産婦ケアの改善のためのモデルを構築することを目指して、妊産婦ケアに従事する助産師や看護師の能力向上を図るとともに、母親学級や巡回診療を強化したものである。

モロッコに母親学級が導入されたきっかけは、本プロジェクトに先立って実施された国別研修に参加した帰国研修員が、日本で見学した母親学級を自国でも取り入れるよう提案したことである。これによって、本プロジェクトのカウンターパートにも妊産婦ケアの強化における母親学級の重要性が認識され、取組が始まった。その後、保健省においても母親学級の有効性が認められ、本プロジェクトの終了後にモロッコ全土での展開に至った。さらにはモロッコで実施された第三国研修を通じて、仏語圏アフリカ諸国への母親学級の普及につながった。

こうした上位目標を超えたインパクトの発現や持続性の確保は、現地事情に精通した専門家が核となって、本プロジェクトの実施前後に、国別研修や現地国内研修、短期、長期専門家派遣、シニア海外ボランティアおよび青年海外協力隊派遣などさまざまなスキームによる長期的な支援を行った結果であると評価されている。

また23年度には、帰国研修員追跡調査として、モンゴル及びブータンでの現地調査、並びに、要職に就く帰国研修員リストの整備を実施した。本調査を通じて明らかになった要職に就く帰国研修員の活躍は、研修事業が参加国の開発課題解決に貢献しており、要職にある帰国研修員からの発信が日本や日本のODAに対する理解促進につながっていること示す好事例であるため、一冊のパンフレットにまとめて広報資料として活用していく予定である。

(2) フォローアップ活動の充実

23年度は、課題別研修と連動して、帰国研修員及びその所属組織が実施する現地セミナーの開催や試行的事業を本邦の研修実施機関とともに支援する「ソフト型フォローアップ協力」を23件実施した。

【帰国研修員のフォローアップ活動事例】

●中米カリブ「生活改善アプローチによる農村開発」

本コースは、第2次世界大戦後の日本において、地方の農村と都市部との経済的な格差是正を目的として制度化された生活改良普及員制度により農山村地域の生活水準及び生計向上が実現した経験を、開発途上地域の農村開発にもいかすために実施された。17年度から23年度にかけて本コースに参加した研修員は100名を数え、帰国研修員自身が担当する地域の農村において、

生活改善の普及活動が展開されている。

23 年度には、帰国研修員を各国から数名ずつ集め、地域開発の普及手法に係るノウハウの共有や帰国研修員のモチベーション向上を目的として、ファシリテーションワークショップや評価ワークショップを実施した。

本ワークショップでは、日本の有識者からのインプットに加えて、各国において独自に習得したノウハウを現地に適した形で応用すべく、各国が検討・作成したマニュアル等の相互の情報交換も行われ、今後の更なる改善に向けた情報共有も行われている。

なお、上記に関連して、中米統合機構（SICA）が中心となって進めているテリトリアルアプローチによる農村開発プロジェクトの政策的枠組みの中においても、日本の生活改良普及員の行った生活改善活動の理念と手法が導入されている。

23 年度には、東日本大震災と復興を通じて得られた経験を共有するため、関係省庁の協力を得て、消防、インフラ、環境未来都市等の分野で、計 9 件のセミナーを実施した。

加えて、既存の研修カリキュラムに被災地視察を組み込んだり、震災の知見を伝える特別の講義を追加したりする等の取組が 50 件以上実施された。

これらの活動に参加した研修員は、東日本大震災の現状と復興の取り組みについての正しい知識と認識を得ており、参加者からは、「懸命に地元産業の回復に奔走する人々に感銘を受けた」、「災害に対しては、どう対処するかではなくどう予防するかというマインドを持たなければならないことを学んだ」といった趣旨のコメントが寄せられている。

また、研修員相互及び事業関係者とのコミュニケーション促進を目的として 21 年度に導入した研修員向けウェブサイト（JGN-SNS: JICA Global Network-Social Networking Service）について、帰国研修員に対する参加登録の勧奨を行い、23 年度末時点で約 14,000 人の登録がなされており、アクセス件数も増加傾向にある（23 年 3 月：24,000 件→24 年 3 月：50,000 件）。JGN-SNS を通じて、本邦研修終了後も、研修員及び事業関係者間の情報共有や意見交換が継続しており、レポートや教材の閲覧、受入先や専門員による指導や助言等を通じて帰国研修員に対する支援が継続されている。また、帰国研修員から東日本大震災被災者に対する励ましのメッセージも JGN-SNS を通じて多数寄せられており、帰国研修員と本邦の研修実施機関や受け入れ地域とのネットワーク維持に貢献している。

さらに、海外拠点を中心として各国帰国研修員とのネットワーク強化も図られており、例えばモンゴルでは、23 年当初に全帰国研修員（約 2,500 名）のうち約 1,800 名の所属先、連絡先を更新し、約 1,200 名分のメーリングリストを作成した。これにより、フォローアップ協力のニーズ把握や活動好事例の情報収集が可能となり、ニュースレターを通じて帰国研修員へのフィードバック等も行っている。メーリングリストを通じてフォローアップ協力の要望を帰国研修員に聴取したところ、約 50 件の要望が寄せられ、研修効果増進や普及効果が高いと見込まれる 8 件が採択、実施されるなど、フォローアップの実現につながっている。

7. 青年研修（旧青年招へい事業）に係る見直し

青年研修については、旧青年招へい事業の特徴であった交流性の強い内容を 19 年度に改め、技術協力の一環として、各国の開発課題の解決に資する専門技術、知識の習得を重視した内容への見直しを実施している。特に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）を踏まえ、青年研修についても各国の協力プログラムとの整合性に留意した案件の検討を行った。具体的には、23 年度に実施した 24 年度計画策定のための要望調査において、関連する協力プログラム名及び同プログラム内における青年研修の位置付けや想定される成果等の情報を回答項目に追加した。

23 年度は、計 72 コースに 1,163 名を受け入れる計画を策定したが、うち 94.85%にあたる 1,103 名が各国の重点課題（基礎教育、環境、保健医療等）に合致したコースへの割当となった。

8. 民間人材の積極的な活用

23 年度の公示、公募により選定された専門家の比率は 85%（暫定値）となった（22 年度実績 83%）。

機構の事業への幅広い人材の参画を促進するために、東京、神戸、横浜、広島で開催した国際協力人材セミナー等において、専門家の業務内容や応募手続き等を説明した。また、「PARTNER」を含む機構ホームページにおける手続きの説明や個々の公募内容や資格要件の記載を継続的に見直す等、応募者増と優秀な人材の参画を促進するための取組を行った（PARTNER を活用した専門家人材の公募、登録の推進の取組については、小項目 No.19「人材養成確保」に記載）。また、人材が少なく公示、公募によるリクルートが困難な分野において、21 年度に見直した案件担当部による推薦を行う場合の基準を運用し、引き続き適切な人材確保に努めた。

人選のための委員会は、関係省庁との事前協議で調整を終えたため、23 年度は開催しなかった。

9. 人材の業績評価の着実な実施と反映

20 年度に正式導入した専門家評価制度に基づき、適切な評価の実施に努めるとともに、専門家候補者が機構の事業経験者である場合に、過去の活動の評価を選考に反映できるよう、過去の専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報（データベース）を横断的に検索できる「評価ビューアシステム」による評価結果の活用の徹底を図った。

10. コンサルタント選定方法の改善

23 年度は、コンサルタント選定における競争性と透明性の向上を図るべく、採択案件情報の公開を進めるとともに、新規実施予定案件情報（プレ公示）の充実を図ったほか、関心表明制度の廃止や調達情報ウェブサイトの改訂等を進めた。また、コンサルタント等契約における制度全般の見直しを行うため、有識者委員による「JICA コンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置し、5 回にわたる審議を踏まえて、「コンサルタント等契約における競争性、公正性の向上のためアクションプラン」を作成した。アクションプランでは、情報提供の強化、プロポーザル評価方法の見直し、コンサルタントの実績評価（パフォーマンス評価）方法の見直し、契約マネジメントに係るガイドラインの公開、精算の簡素化など、応募・選定・契約実施の各プロセスにおける総合的な制度改善を予定している。その取組みの一つとして、総合評価落札方式の導入に当たっては、対

象事業の考え方を国際援助機関の考え方等を踏まえて定めるとともに制度設計を行い、24年3月末から試行的導入を開始した。約3年間を試行期間としてモニタリングを行い、その結果を踏まえて本格導入を行う予定である。

11. 緊急案件における迅速な選定

新規に緊急案件(ファスト・トラック)に認定され契約を締結した11件の業務実施契約については、契約請求受領から契約締結まで、平均43日(28営業日)で対応した。また、23年3月に発生した東日本大震災を受けて緊急の対応が必要とされた役務提供契約「日本国地震・津波に対する効果的アプローチの検討(プロジェクト研究)」では、通常の手続きを迅速に行うことで契約請求受領から契約締結までを15日(11営業日)で行い、被災者のニーズにより迅速に対応することができた。

これまでの「指名人材プール制度」の実績モニタリングにおいては、人材をプールするには大きな事務コストが発生する一方、活用実績は一部の分野に限定されており、活用人数も少数に留まっていることが確認された。この検証結果、及び役務提供契約手続きの迅速化により現場のニーズに応えられた事例等を踏まえ、24年度以降は「指名人材プール制度」で新たに人材をプールすることはせず、通常手続きを迅速化する等、既存の枠組みの中で緊急対応を講じることで選定手続きに要する時間を短縮していく方針である。

(ロ) 有償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 2 号)

小項目 No. 12 有償資金協力

【中期計画】

(2) 各事業毎の目標

(ロ) 有償資金協力 (法第 13 条第 1 項第 2 号)

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。
- 円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO 等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

(iii) 海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とするとともに、適切な監理を行う。

- 開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。
- 過去の実施案件の十分な研究・評価をいかし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO 等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。

【年度計画】

ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。

イ. 我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。

ウ. 円借款支援を通じて、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、金融・経済危機の影響も踏まえ、借入国の債務持続可能性等を的確に把握し、債務管理能

力及び事業実施能力の向上を図る。

- オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させ、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを行うとともに、技術協力等と組み合わせた事業の実施を促進することを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。
- カ. 民間企業、地方自治体、大学、NGO 等との連携を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。その際、我が国企業等が有する技術・ノウハウ等の積極的な活用を推進する。
- キ. 海外投融資について、過去の実施案件の十分な研究・評価をいかし、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件採択ルールの特約を行う「パイロットアプローチ」の下で、再開を実現する。
- ク. 出資先法人の経営に対して必要な関与を行う等、適切に監理を実施する。

【当年度における取組】

平成 23 年度の円借款供与実績は、貸付実行額が前年度を下回ったものの、新規承諾案件については、22 年度末の東日本大震災の影響等を受けて先送りされた案件も含め、業務が正常化した 23 年 7 月以降実質的に 9 カ月間で着実に進捗させたことで、前年度を上回る進捗となった。また、道路、橋梁等のインフラ整備に加えて、災害復興やミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた支援等の社会セクターへの円借款の支援実績も積極的に増やすべく、復興外交やパッケージ型インフラ海外展開、保健・教育分野への支援強化、気候変動対策、アフリカ支援等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施及び案件形成に努めるとともに、新制度の導入を進めた。

また、19 年度より取り組んできている円借款事業の迅速化についても、9 カ月の標準処理期間内に借款契約調印に至る案件の割合を向上させるべく、引き続き案件の進捗監理の強化や、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を図り、23 年度承諾案件の目標達成率は 46.8%まで向上（過去の平均の達成率は 41.9%）し、迅速化の成果が着実に表れた。

その他、円借款事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じて進捗状況を把握することにより、早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施と得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO 等との連携等に、引き続き取り組んだ。また、相手国との政策対話やマクロ経済を含む調査を実施する際に、機構全体で取り組んでいる国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW) の活用を図った。

海外投融資については、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの特約を行う「パイロットアプローチ」の下で、海外投融資再開に対応する中期計画及び業務方法書の改定や組織体制の整備を行い、年度末までにベトナム、パキスタンにおいて 2 案件の出融資契約を結んだ。

1. 円借款の供与実績

23 年度における円借款の供与実績は、22 年度末の東日本大震災の影響等を受けて先送りされた案件も含め、業務が正常化した 23 年 7 月以降、実質的に 9 カ月間で着実に新規承諾を進捗させた結果、新規承諾件数が 62 件（22 カ国 1 国際機関向け）、新規承諾額は 9,490 億円となり、承諾額は前年度比 76.1%増となった（うち 18 件、2,811 億円は、東日本大震災に伴い 23 年度に先送りされた案件）。また、22 年度の「ミレニアム開発目標（MDGs）に関する国連首脳会合」以降に支援を強化している保健・教育分野の新規承諾件数は 5 件（5 カ国向け）、新規承諾額は 294 億円であった。貸付実行額は 6,097 億円であり前年度比 10.0%減となった。

また、23 年度は円借款の制度改善にも取り組んだ。具体的には、従来円借款を供与していなかった卒業移行国向けに円借款供与を可能とする措置や不正行為等に対する国際協調の取組である国際開発金融機関との共同措置制度の導入を行ったほか、外貨建て商品導入のための検討を行った。

パキスタンのポリオ撲滅案件においては、ゲイツ財団との連携により債務承継／代位弁済という革新的なファイナンス手法を活用し、円借款支援を実現させた。具体的な内容は以下のとおり（詳細は、小項目 No.4「統合効果の発揮」参照）。

●パキスタン「ポリオ撲滅事業」

過去 20 年間で世界中でのポリオ発症は 99%減少したものの、パキスタンはポリオが撲滅されていない 3 カ国のうちの一つである。Global Polio Eradication Initiative の最近の報告では、パキスタン政府によるポリオ撲滅対策を評価しつつ、ポリオ発症数はパキスタンの一部地域で増加しており、「世界のポリオ撲滅に向けた最後の隘路となる可能性がある」と警告されていた。本事業は、ポリオ対策に必要なポリオ・ワクチン調達、その接種のためのポリオ・キャンペーンの実施を、アフガニスタンとの国境地域を含めたパキスタン全土において支援するものであり、ゲイツ財団との連携による債務承継／代位弁済という革新的なファイナンス手法が用いられている。この手法は、パキスタン政府により事業が成功裡に実施されれば、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって機構に債務返済を行うものであり、本手法により、パキスタン政府のポリオ撲滅に向けたより一層の努力を引き出しつつ、最終的にパキスタン政府に債務負担を課すことなく、ポリオ撲滅対策を支援することができる画期的な取組となっている。また、本事業は、世界銀行（ポリオ・ワクチン調達を支援）との協調融資、ユニセフとのポリオ・ワクチン調達、世界保健機構（WHO）とのポリオ・キャンペーン実施での連携など、多種多様な開発パートナーとの連携により実施される点においても、画期的な試みとなっている。

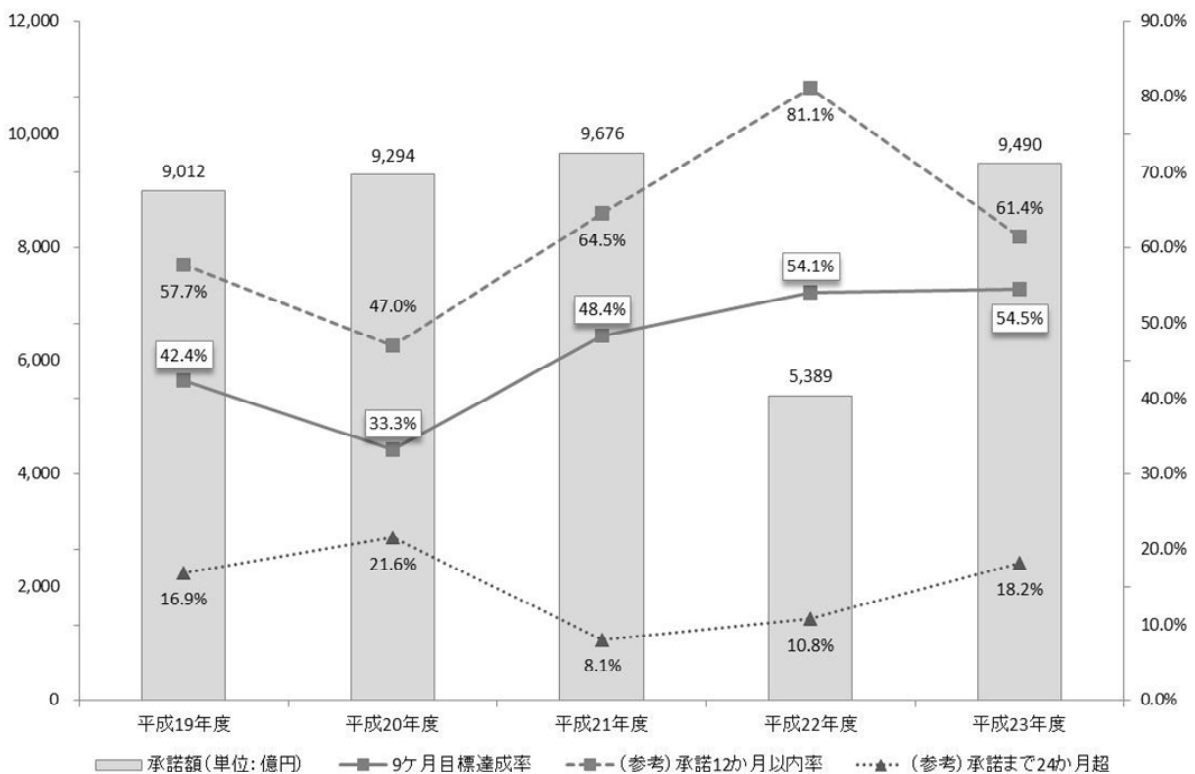
なお、23 年度の債権回収額は 6,286.74 億円であった。債権回収の状況については、延滞発生時には借入人に対して督促状を発出し、海外拠点等を通じて延滞理由の把握を迅速に行うとともに、日常業務を通じて継続的に督促を行い、早期の延滞解消を促した。経済財政危機等の理由により返済が困難になっている長期延滞国については、パリクラブ（主要債権国会合）の国際的な枠組に従い、他の債権国と協調しつつ、債務繰り延べ等を実施することになるが、23 年度はパリクラブ合意に基づく債

務繰り延べ契約は締結していない。

2. 迅速化に向けた制度改善等の取組

過年度に引き続き、23年度においても機構は日本政府とこれまで協議・策定してきた迅速化策の着実な実施を通じて、9カ月の標準処理期間内に借款契約（L/A）調印に至る案件の割合のさらなる向上に取り組んだ。具体的には、年度末までに承諾を予定している案件について、9カ月以内とする目標の達成に向けて「進捗状況表」によるスケジュール管理を強化するとともに、懸案事項については日本政府と早期に共有しつつ、迅速に所要の意思決定がなされるように政府に働きかけた。その結果、23年度承諾案件の9カ月目標の達成率は46.8%（62件中28件）となった。なお、東日本大震災の影響等により22年度中の承諾に至らず23年度に先送りされた案件（23年度承諾案件のうち18件が該当）を除外した場合の達成率は、下記図表のとおり54.5%（44件中23件）となった。19年度から21年度までの平均の達成率である41.9%（172件中72件）と比較し、着実に迅速化に向けた取組の成果が表れた。

【図表 12-1】 年度承諾額と承諾案件の迅速化（9カ月以内達成率）



※H23 年度実績は震災影響による平成 22 年度からの承諾ずれ込み案件を除く実績。（右含む 9 ヶ月目標達成率は 46.8%）

なお、23年度は日本政府による追加の迅速化策は打ち出されなかったものの、機構としては22年度までに策定された諸策を実現するための機構内の制度構築を通じ、円借款の迅速化に取り組んだ。

具体的には、緊急災害対策を想定した調達代理機関を活用したパッケージ型技術支援や本邦技術活用条件（STEP）適用案件のための事業化調査（F/S）から詳細設計（D/D）への切れ目ない実施にかかるとともに、制度構築を行った。今後、これらの新制度の活用を通じて、さらなる迅速化の実現が期待される。迅速化の具体的な事例は以下のとおり。

【迅速化の事例】

●事例 1:シマドリ石炭火力発電所建設事業（I）～（IV）（インド）
機構は、円借款の迅速化策の一環として借入国の優良実施機関の表彰・公表に取り組んだ。具体的には、23年度にインドのシマドリ石炭火力発電所建設事業（I）～（IV）の実施機関である国営火力発電公社に対して、実施機関の高い事業実施能力と施工監理経験をいかして7カ月前倒しで発電所の商業運転を達成するとともに、州政府・地元自治体の積極的な協力により実施機関がスムーズな住民移転・用地取得を実現してコミュニティ開発と一体化した取組を行ったことに対して、機構の理事長賞（事業部門）を授与し、それを公表した。

●事例 2:緊急災害復旧事業（スリランカ）
23年1月及び2月にスリランカの東部州、北中部州、中部州等で発生した集中豪雨に伴う洪水被害に対して、被害直後から機構が柔軟かつ機動的に情報収集及び同国政府との対話を行い、迅速かつ効率的に「緊急災害復旧事業」の形成を行った。5月にスリランカ政府が本事業を日本政府に要請してから4カ月後には70億円を供与限度額とするL/A調印を行うという極めて迅速な協力を実現した。

なお、24年度以降も引き続き9カ月目標達成率の改善に努めるとともに、借入国の法制度や政治状況等の影響を強く受けることから機構が対応できることには限界があることを認識しつつも、承諾に長期（24カ月以上）を要している案件の抑制に努める。

3. 政策的優先度及びニーズの高い円借款新規承諾の実績

(1) 復興外交及びパッケージ型インフラ開発の海外展開

東日本大震災からの復旧・復興という新たな課題に対応するべく、国際協力重点方針、東日本大震災後中断していたパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の結果、並びに国家戦略会議が策定した「日本再生の基本戦略」を基に、業務を実施した。特にパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の実施に際して、機構は、23年度においても22年度に引き続き準備ヒアリングを受け、参考情報を提供する等の貢献を行ってきた。また、23年度に承諾した円借款案件のうち、右会合において取り上げられた案件としては、ベトナムの3件（衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業（I）、ラックフェン国際港建設事業（港湾）（I）、ラックフェン国際港建設事業（道路・橋梁）（I））、インドの1件（デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3）等があげられる。23年度新規承諾案件のうち、

本邦技術活用条件（STEP）の承諾件数は11件、承諾額は1,934億円と、23年度全承諾額の約2割を占め、円借款による協力において日本の優れた技術の活用を推進した。

【復興外交及びパッケージ型インフラ開発に資する円借款案件の事例】

●ベトナム「衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業（1）」（本邦技術活用条件（STEP）円借款）

ベトナムは南北に長く、気候や地形も多様で世界でも有数の災害国の一つである。特に台風や豪雨による風水害が頻発しており、自然災害による経済的損失はGDP比1.5%にも及ぶといわれる。また、人口の7割以上が風水害の影響を受けやすい地域に居住しているため、人命および社会経済資本の喪失防止の点からも、災害応急対策と災害被害軽減・予防対策が喫緊の課題となっている。

本事業においては、日本の高い技術・ノウハウの活用のために本邦技術活用条件（STEP）を適用するとともに、ベトナム政府が本邦企業より地球観測衛星を調達し、同衛星の開発・利用に必要な関連施設の整備とそれら施設の持続的運営に必要な技術支援を本邦企業から受けるもの。これにより、ベトナムの衛星関連技術及び災害・気候変動対策技術の高度化並びに当該技術活用のための体制確立に貢献していく。

(2) ミレニアム開発目標（MDGs）

日本は、G8サミット等の国際場裡において継続的に保健セクターへの強い政策的コミットメントを表明してきており、22年9月の「ミレニアム開発目標（MDGs）に関する国連首脳会合」において、日本政府は、保健医療分野の支援方針を新たに「国際保健政策 2011-2015」として発表し、その具体的な貢献を「菅コミットメント」としてとりまとめ、今後の支援強化について表明している。これを受けて機構は、保健医療分野の案件形成に取り組み、23年度はパキスタン（ポリオ撲滅事業）、バングラデシュ（母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ1）、ベトナム（地方病院医療開発事業（II））等で新規案件を承諾した。

【MDGsに資する円借款案件の事例】

●バングラデシュ母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ1）

バングラデシュの保健医療セクターにおいては、これまで、感染症対策分野を中心に大きな改善が見られ、母子保健分野においても一定の成果が見られているが、国連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けては一層の改善努力が求められている。母子保健分野については、乳児死亡率、5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率等において改善が見られているものの、熟練介助者による出産介助率は著しく低い状況にあり、所得レベルの違いや都市・農村の違いによる格差も依然として大きい。本事業は、MDGsの達成を目指したバングラデシュ政府の保健医療セクターの計画実施を支援し、特にMDGs4（乳幼児死亡率の削減）及び5（妊産婦の健康の改善）の達成のため、技術協力による成果を活用しつつ、母子保健にかかる保健人材の育成や、施設・機材の整備を通じ

た保健サービスの改善などを行うものである。本事業により、バングラデシュ政府の母子保健分野でのMDGs達成に向けた取組が一層加速されることが期待される。

(3) 気候変動の緩和・適応

機構は、国連気候変動枠組条約カンクン合意に基づく日本の短期支援（気候変動分野における24年末までの開発途上国支援、Fast-start Financing）の着実な実施に積極的に貢献した。円借款については、31件、5,201億円の気候変動対策に資する案件（緩和及び適応案件）の貸付契約に調印した。このうち、気候変動対策円借款^(注)条件（金利優遇条件）適用案件は、7件、606億円（うちプログラム・ローン1件）となった（小項目No. 8「環境社会配慮」参照）。

^(注) 主に温室効果ガス排出削減の取組に対して供与される円借款。

(4) アフリカ支援

20年5月のTICADIVにおいて、日本政府がアフリカ向けODAを5年間（20年～24年）で倍増させ、円借款については5年間累計で最大40億ドル支援することを表明した。これを受けて、機構は、23年度も引き続き協力準備調査等を活用し、アフリカにおける円借款の案件形成に取り組んだところ、23年度のアフリカ向け円借款の新規承諾件数は8件、934億円となった（20年度、21年度、22年度分と合わせて3,332億円の承諾）

具体的には、TICADIV 横浜行動計画を踏まえ、その重点課題である「広域インフラの整備」、「安全な水へのアクセス」、「クリーン・エネルギーの利用促進及びエネルギー・アクセスの改善」等を通じた成長の加速化、格差是正、貧困削減に貢献するための案件を実施した。（詳細は、小項目「No. 5 効果的な事業の実施」参照）。

4. 経済社会インフラや、投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績

23年度の開発途上国の経済社会インフラ整備の円借款新規承諾件数は60件、承諾金額は9,374億円となった（22年度：33件、5,155億円）。

具体的には、スリランカにおいては、大規模洪水によって被害を受けた道路及び灌漑施設の復旧等、災害からの早期復興に向けた支援を行うとともに、フィリピンでは堤防建設等の洪水対策支援、ベトナムでは地球観測衛星を活用した災害・気候変動対策技術の高度化支援等、復旧・復興支援や災害リスク軽減のための取組等を支援した。

また、チュニジアにおいて開発優先度の高い国際回廊の一部を形成する道路やウズベキスタンにおいて周辺国と接続する鉄道等の広域インフラを整備することにより、地域経済の発展や地域格差の是正に貢献する支援を行ったほか、インドにおける新・再生可能エネルギーの開発や省エネルギーへの取組推進、セルビアの火力発電所における排煙脱硫装置設置による大気汚染物質の削減、トルコ、ベトナムにおける下水処理施設の整備等、環境負荷を緩和しながら経済成長を促進する取組を支援した。

そのほか、開発途上国の投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款新規承諾件数は 17 件、承諾金額は 3,508 億円となった（22 年度：7 件、702 億円）。具体的な取組事例は以下のとおり。

【民間経済活動の促進に資する円借款案件の事例】

●マレーシア「マレーシア日本国際工科院整備事業」

本事業は、マレーシアにおいて、日本型の工学教育を導入した学部及び大学院を設立することにより、産業界の求める実践的かつ最先端の高い技術開発・研究能力と労働倫理を備える人材の育成を図るものである。既設の国立大学であるマレーシア工科大学のクアラルンプール国際キャンパスに、新たにマレーシア日本国際工科院（MJIT）を設置し、日本型工学教育の拠点として施設・機材を含む教育研究体制の整備等を行う。

本事業においては、外務省が設置した「MJIT 大学コンソーシアム」に参加する 24 の日本の国立・私立大学を中心として、カリキュラム策定や教員派遣、講座設置、共同研究実施、フェロシッププログラム実施等に対する支援を行っており、日本の工学教育の特長を生かした国際工学教育拠点整備が進められている。

5. 開発途上国との政策対話、マクロ経済調査及び債務持続性分析に係る調査の実績

円借款は、その性質上、被援助国側に財務上の負担が発生する援助手法であることから、その効果を十分に発揮させるためには、様々な外的・内的要因によって変化する被援助国の財政状況やニーズを的確に把握して実施することが重要である。

23 年度は、開発援助機関として開発途上国に対する事業を効果的かつ効率的に計画、実施するための AW の作成を 22 年度に引き続き取り組んでおり（詳細は、小項目 No.4「統合効果」参照）、この作成過程において、東ティモールやモンゴル等では開発途上国の開発の現状及び課題の正確な把握・分析のため、相手国との政策対話やマクロ経済を含む調査を実施した上で、実際の政策対話において AW を用いるなどの事例も出てきている。これらの取組も含め、23 年度は 51 カ国においてハイレベル（局長級以上、国家元首を含む場合も有り）の政策対話やマクロ経済調査等を行った。

6. 事業の開発効果を高めるための調査及び研修の実績

(1) 事業の実施や開発効果を高めるためのセミナー・研修

23 年度は、円借款供与国及び今後供与の可能性を有する 19 カ国において 67 件のセミナーや研修を実施した。具体的には、22 年度に引き続き開発途上国の事業実施機関等に対して、円借款の手続きフロー等の解説、機構のガイドラインに則した調達監理及び貸付請求手続き等の紹介を現地セミナーや本邦研修を通じて行い、開発途上国の政府・事業関係者の案件形成から事業実施に至る多様な局面における支援ニーズに的確に対応した。このほか、22 年度に引き続き、22 カ国から 23 名を本邦に招へいし「ODA ローンセミナー」を実施した。円借款事業の実施手続きの理解を促進するため、東京でのセミナーでは円借款のプロジェクトサイクルに沿った各テーマの講義を、また地方視察（広島県）では、日本における公共事業と防災、道路政策、用地取得等の環境社会配慮の取組事例に関し理解を促

進するための講義及び視察をそれぞれ実施した。さらに、研修員同士の議論等を通じて、円借款を活用して効果的に開発を進める上での問題・課題を把握し、その改善策を提案するとともに、各研修員の帰国後、上記方策を関係者間で共有することを推奨し、招へい先の開発途上国における円借款事業の実施能力の向上を図った。

加えて、手続き面の周知のみならず、円借款事業の開発効果増大に寄与する技術支援を実施した。具体的な事例としては、円借款事業で建設される施設の運営維持管理能力を向上させるための支援として、セルビア及びボスニア・ヘルツェゴビナで実施中の排煙脱硫装置建設事業の実施機関の職員や技術者を日本に招へいし、火力発電所を訪問して排煙脱硫装置プラントの視察を行い、日本の火力発電や排煙脱硫装置の技術にかかる知見の向上を図った。

(2) 案件実施支援調査 (SAPI)、援助効果促進調査 (SAPS) の実施

事業実施期間が長期間にわたる円借款事業では、事業の計画段階では必ずしも予見し得ない事態が発生することもあるため、事業の実施段階において、きめ細かい助言や支援を積極的に行うことで、目的に則した事業の達成や、円滑な事業の実施を側面から支援していく必要がある。このようなニーズに迅速かつ効果的に対応するため、23年度は案件実施支援調査 (SAPI) を 13 案件に対して実施し、開発途上国政府及び事業実施機関等への支援を行った。

プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われているが、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合等、事業効果を持続ないしは一層高めていくうえで障害となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案する必要がある。このため、機構は、協力の必要性・緊急性を検討した上で、過年度に引き続き 23 年度も援助効果促進調査 (SAPS) を 1 件実施した。

7. 地方自治体、大学、民間企業、NGO 等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績

(1) NGO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款事業実績

23 年度に新規承諾を行った円借款事業において、今後、NGO 等の市民社会や現地の地域社会の参加が予定されている。例えば、インドの植林事業においては、事業対象地域が抱える問題を総合的に分析し、住民のニーズを幅広く取り入れた地域開発活動を実施するため、実施機関が現地 NGO と契約し、同 NGO を活用しつつ住民との協議を行うことで、対象地域の開発・生計向上活動のための計画を作成することを検討している。また、実施機関職員に対し、NGO が共同森林管理における住民参加手法や生計植林技術、住民参加型の共同森林管理、生活向上活動等にかかる能力強化研修を行う予定である。

(2) 地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款事業の実績

23 年度は、47 件の円借款事業について地方自治体・大学との協力を事業の一部として組み入れて実施した。例えば、カンボジアの上水道分野の円借款事業においては、案件形成段階から本邦の地方自治体の協力を得ており、実施機関の能力強化に際しては、本邦地方自治体のノウハウが活用される

予定である。また、ペルーの地域開発分野の円借款においては、案件形成のための調査に本邦研究機関が参画し、現地調査や先方政府関係者との協議を通じて、ペルーにおける遺跡の整備やコミュニティ開発のための助言を行った。

(3) 本邦民間企業の知見・参加を得た円借款の事業の実績

円借款事業の形成において、引き続き日本企業の知見・参加を得て開発効果の向上に取り組み、11件の事業において本邦企業の参加を得た。ベトナム「ラックフェン国際港建設事業（港湾）（I）」、「ラックフェン国際港建設事業（道路・橋梁）（I）」では、本事業の進捗とあわせて本邦企業及びベトナム企業の合弁企業が棧橋方式岸壁整備、コンテナヤード整備、荷役機械調達等のインフラ整備を実施し、施設完成後、ターミナル運営を担う予定となっている。

8. 海外投融資の実績

(1) 海外投融資事業の再開

「特殊法人等整理合理化計画」（13年12月閣議決定）により、海外投融資は廃止となり、14年度以降は、13年度末までに承諾済みの案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行うこととされた。その後、「新成長戦略」（22年6月）では「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」とされ、これを受けて「新成長戦略実現2011」（23年1月）において「JICAの海外投融資について具体的案件の実施を通じて①新実施体制の検証・改善と②案件選択ルールの詰めを行う『パイロットアプローチ』の下で、年度内に再開を実現」することとされた。これを踏まえ、23年3月に中期計画及び業務方法書改定に係る外務大臣認可取得等必要な手続きを完了し、23年度より日本政府等との協議を通じてパイロットアプローチ案件の検討を行った。

具体的には、「ベトナム産業人材育成事業」及び「パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業」の2案件については23年7月に、「ハノイ首都圏上水道整備事業」については24年1月に審査を開始した。「ベトナム産業人材育成事業」については23年11月にベトナムの商業銀行との融資契約（L/A）に調印、「パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業」については24年3月に出資契約及び株主間協定に調印した。今後はパイロットアプローチ案件に係るレビューを実施したうえで本格再開し、協力準備調査（PPPインフラ事業）や協力準備調査（BOPビジネス連携促進）等の案件形成ツールを活用しつつ、新規案件の審査に向けた準備を行う。

(2) 出資先法人の適切な監理

出資目的の達成や出資先の経営状況の分析と対応に関しては、出資者として経営・財務状況の報告を受け、必要に応じて実施機関に事業改善計画の策定を働きかける等、適切な監理に努めている。また、事業継続に必要な原料（天然ガス等）の安定供給について、開発途上国政府への申し入れを行う等、事業の支援にも努めている。

23年6月には出資案件であるサウディ石油化学株式会社の業績安定化及び利益剰余金の順調な積み

上がりから有償減資を受け入れ、出資先の財務健全性・資本効率向上に寄与した。23年9月には海外投融資の再開に伴い、リスク審査・管理体制を構築するため、既往・新規の海外投融資案件の財務・管理会計の改善を目的として、独自のITシステムを導入、運用を開始した。また、24年2月には、世銀銀行炭素基金への追加拠出（138,875米ドル≒約1,064万円）を実行した。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

小項目 No. 13 無償資金協力

【中期計画】

(1) 各事業毎の目標

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

- (i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。
- (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

【年度計画】

- ア. さらに無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化、工期設定の柔軟化等これまでの取組を継続する。また、天災や治安の悪化といった予め想定できない事態に対応するための予備的経費については、試行の実績を分析し、有効性と運用上の問題検証を行い、必要に応じて改善を検討する。
- イ. 「ODA コスト総合改善プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。実行に際しては前年度までの実績を分析し、より一層の効果発現に努める。

【当年度における取組】

平成23年度は、改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に行った制度整備の更なる定着及び改善に取り組み、案件管理と資金管理を一元的に扱う無償資金協力実施監理システムの稼働を開始した。無償資金協力の実績としては、協力準備調査が53件、閣議で実施が決定し、機構が実施監理を担う案件が181件（うち、贈与契約（G/A）を締結済みの案件は151件、約996億円）、従来から機構が実施してきた実施促進案件の後年度分が28件であった。東日本大震災の経験を踏まえた広域防災の取組や、22年6月の閣議で決定された「新成長戦略」を踏まえた協力の実施等、政府の政策的課題も踏まえて、機構は案件の迅速かつ適切な形成を進めた。

入札参加拡大に向けた取組としては、新たに建設業者間の共同事業体の結成基準を緩和するなどの改善を図った。また、急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するため21年度より試行している予備的経費については、23年度はアフガニスタン、エクアドル及びペルーにおける事業実施に際して適用し、コンサルタント及び施工・調達業者等の負担の軽減につなげた。

コスト縮減に向けた取組に関しては、21年度に改訂を行った「ODAコスト総合改善プログラム」

ローアップ実施要領第二版」に基づき、質の担保を念頭に置いた縮減に努めた。機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を引き続き実施した。その結果、対象案件全体で**12.01%**のコスト縮減が見られ、縮減率が前年度実績比で**3.33%**向上した。

1. 無償資金協力事業の実績

20年10月の改正国際協力機構法の施行により、無償資金協力事業の実施に必要な業務（実施監理業務）として、機構と相手国実施機関の間の贈与契約（G/A）の導入、契約認証審査、資金の支払い、事後監理・評価の実施等が機構の業務として新たに加わった。調査から実施監理、事後監理に至るまでの一連の過程におけるPDCAサイクルが強化され、成果や教訓の案件形成へのフィードバックがこれまで以上に効果的に実施できるようになった。23年度もこれらの実施監理業務を引き続き適切に実施してきた。

業務の実施方法の改善については、調査業務を管理するシステムと実施監理を司るシステムの連携に取り組み、関係部署間の情報共有や連携強化に向けて、一貫した案件管理をより効率的に行う体制の構築に努めてきた。23年9月からは、案件管理と資金管理を一元的に扱う「無償資金協力実施監理システム」を構築し、その定着を図るべく、システム利用に係る研修を実施した。また、政府による無償資金協力案件の政府内協議に機構も参加することになり、実施機関としての知見を活用し、案件形成段階初期から貢献することができるようになった。

23年度の無償資金協力の実績としては、協力準備調査が53件、閣議で実施が決定し、機構が実施監理を担う案件が181件（うち、G/Aを締結済みの案件は151件、約996億円）、従来から機構が実施してきた実施促進案件の後年度分が28件であった。開発途上国の中でも比較的所得水準の低いアフリカ諸国を中心に、保健、教育、給水などの基礎生活分野に加え、気候変動や大規模災害、平和構築、テロ対策等、地球規模課題を含む幅広い支援ニーズに対応し、迅速な取組を行った。

23年度は、東日本大震災の経験を踏まえた防災・災害復興支援無償として、地震・津波の多発国であるフィリピン、フィジー、バヌアツ、エルサルバドル等に対する広域防災支援案件の実施が閣議にて決定された。機構は東日本大震災を踏まえた防災・復興に関する経験・知見をいかして、計画内容の検討に貢献した。また、23年下期にタイ及び周辺国で発生した洪水対策については、政府の方針を踏まえて、機構も迅速に協力計画の具体的な検討を進めた。タイには多くの日系企業が進出しており、これらの支援を通じて、タイ国内の復興を促進するだけでなく、洪水被害による日本企業の活動への影響軽減にも貢献することを目指している。

さらに、アフガニスタン支援については、一般無償資金協力による空港の改修計画の他、紛争予防・平和構築支援無償資金協力によるカブール市内の道路整備や、国連児童基金（UNICEF）との協力による学校建設やポリオ対策支援等、7件の無償資金協力について、機構は計画内容検討に貢献した。23年7月にスーダンから分離・独立した南スーダンへの支援については、首都ジュバの給水施設整備やナイル川の橋梁整備に係る協力計画の具体的な検討を進めた。

その他、23年度の閣議において実施が決定された案件には、新成長戦略を踏まえた我が国の高速道路交通管制システム（ITS）や電子通関システム（NACCS及びCIS）の構築支援、TICAD IVのフォロー

一アツ策に位置づけられるアフリカ地域におけるMDGsの達成支援を目的とした学校建設やワクチン供与等の支援、環境・気候変動対策支援等が含まれる。これらの案件について、機構は上記の政策的課題に対応するため、迅速かつ適切な案件形成に貢献した。

また、協力の実施中に施工及び施工監理が適正に実施されているか確認すべく、第三者評価としてコンサルタントを使った技術的監査を実施しており、23年度は中央アフリカ、タンザニア、トンガ、ブータンの4カ国で実施した。

さらに、過去に実施した無償資金協力の持続的な効果発現と普及を側面支援する取組として、54件のフォローアップ協力を実施した。

ODAの見える化に向けた取組については、実施中案件の進捗状況に加え、実施済案件の活用状況についても公表を行った（詳細は小項目No.7「情報公開、広報」参照）。

2. 入札参加拡大のための取組

23年度は、被援助国が施主となって行う無償資金協力事業に係る入札において競争性の向上を図るための取組として、支店条項の撤廃、機材調達案件の契約の細分化（ロット分け）、応札準備期間の延長等の取組を継続した。さらに、23年度からの新たな取組として、共同企業体の全構成員が個別に満たすべきものとしていた「海外・国内工事実績」を共同企業体全体で満たせば良いこととするなど建設業者間の共同事業体の結成基準を緩和する等の改善を図った。これらの取組の継続により23年度においては、施設案件における入札参加拡大に繋がっており、引き続き適正な競争の確保に取り組んでいく。また、20年度より導入している入札後の急激な物価変動を考慮した事業費の算出方法を引き続き適用して、物価変動等に伴う予定価格の相対的な目減りを回避する工夫を行っている。

急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するため21年度より試行している予備的経費については、23年度は、アフガニスタンの「カブール国際空港誘導路改修整備計画」及び「感染症病院建設計画」並びにエクアドル及びペルーの「新マカラ国際橋建設計画」の実施に際して適用した。これにより、治安リスク等のある国の案件に関わるコンサルタント及び施工・調達業者等の負担軽減が図られている。また、コンゴ民主共和国の「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」では、工事中断により生じたコストへの予備的経費使用が認められた。

また、23年度も引き続き、新規参入企業の拡大のための説明会を横浜及び東京の2カ所で開催し、各会場30社程度の参加があった。

3. 総合的なコスト縮減に向けた取組

23年度は、21年度に改訂を行った「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領第二版」に基づき、機構が事前の調査を行う施設案件を対象として、相手国政府から要請された事業の目的達成に必要な機能と品質が担保されることを前提に、協力計画段階における付帯的施設の再検討や適切な工期の設定、案件規模の適正化等の検討を推進するとともに、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底や構造（設計の考え方）の再検討等に取り組み、質の担保を念頭に置いたコスト縮減に努めた。

政府が目標とする20年度から5年間で15%程度の総合コスト縮減に向け、計画段階及び設計段階にお

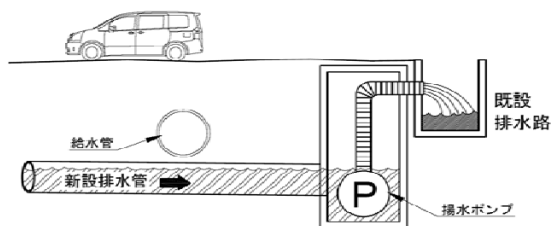
ける縮減の取組を継続した結果、23年度においては、対象案件全体で12.01%のコスト縮減が見られ、縮減率が前年度実績比で向上した（22年度8.68%）。また、検討会を通じた縮減案の議論や事例の蓄積により、コスト縮減の取組が機構内に浸透した。具体的な事例は以下のとおり。

【図表 13-1】総合的なコスト縮減の取組事例

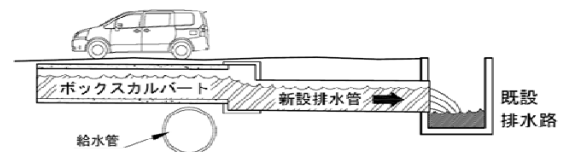
① 排水方法を揚水ポンプ場による強制排水でなく、自然流下としたことによるコスト縮減

事業名：カンボジア国：「第3次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」
概要：排水管の一部を土被りが必要な円形断面の排水管から、土被りが不要なボックスカルバートへと変更することにより、排水管の敷設位置を浅くした。これにより、揚水ポンプによる強制排水を不要とし、自然流下による排水を可能とした。

効果：排水管をボックスカルバート形式とし、敷設位置を浅くすることで、排水管敷設費および揚水ポンプ場建設費が削減された。また、事業実施後の揚水ポンプ場の運転・施設維持管理に係わる経費が不要となり、プノンペン市の負担も軽減された。



【当初計画】排水管敷設イメージ図



【見直し後計画】排水管敷設イメージ図

② 機能の集約、合理化による施工面積縮減

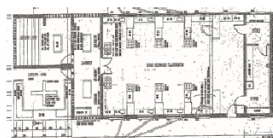
事業名: スワジランド国:「中等教育改善計画」

概要:当初は標準設計にあわせ特別教室4室等整備する計画であったが、現地調査および先方政府との協議を踏まえ、使用頻度、利用実態等に応じて多目的教室2室に集約するなどの合理化を行った。

効果:施設の機能を集約・合理化したことにより施工床面積が減り、工事費が削減された結果コスト縮減に結実した。

<当初計画>

農業実習室



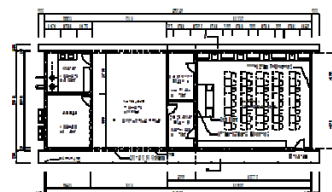
家庭科実習室



2室を1室
に統合

<見直し後>

多目的室A(家庭科実習/農業実習用)
(給食用厨房含む)



(二) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 4 号）

小項目 No. 14 ボランティア事業

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(二) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 4 号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、

- プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
- ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
- 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験をいかす場の拡充に努める。

【年度計画】

(1) ボランティア事業

- ア. 国別の事業展開計画で示される開発課題を踏まえた案件形成を行なうことにより、他事業との連携を促進する。また、国際ボランティア会議等において日本のボランティア事業について紹介するとともに、連携のある他機関との関係を継続・強化する。さらに民間企業・NGO等との具体的連携を促進し、これらを通じて現地ニーズにより合致した案件の発掘・形成に努める。
- イ. ボランティアの派遣計画については、派遣国の要請、職種、現地運営体制、ボランティアの活動状況を勘案しつつ、さらに効果的効率的な事業展開に適した派遣計画を策定する。募集・選考方法の改善については、より適格な人材確保のため、選考時の技術審査の標準化を図るとともに、企業との間で相互にメリットを共有できる関係を構築したうえで、企業の知名度やネットワークを利用したボランティア事業の効率的な周知及び応募を促進する。また、募集広報、説明会、選考等の一層の経費削減を進める。訓練・研修方法の改善については、技術補完研修及び派遣前訓練の内容を見直すことで、ボランティア合格者の能力強化を図る。
- ウ. 地方自治体や民間企業との連携を促進するとともに、現職参加制度導入または導入予定の地方自治体、教育委員会、民間企業等に対するフォローの徹底を図る。
- エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援として、機構での活用を今後も積極的に継続するとともに、地方自治体、教育委員会、民間企業等に対する優遇措置導入に係る働きかけを引き続き行う。また、帰国ボランティアの日本国内外での活躍等の好事例の収集及び積極的な発

信を行うとともに、国民に対しボランティア事業が開発途上国に対する貢献だけでなく、日本社会にも経験が活かされる事業であることについて一層の理解を促進すると同時に、帰国ボランティアの地域興しの取組への円滑な参加を支援する。加えて、国内積立金の見直しを反映する。

オ. 上記各項目や、既往の制度の拡充や新たな施策の導入の検討を通じ、我が国にとって必要なグローバルな視点を持った人材の育成を図る。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、外務省が公開した海外ボランティア事業に関する政策ペーパー及び外部有識者を中心に関係省庁の参加も得て開催した「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」等からの提言を踏まえ、機構においてボランティア事業の改善の方向性を整理した「世界と日本の未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」を策定するとともに、具体的なアクションプランを取りまとめて公表を行う等、質の高いボランティア事業の実現を目指した抜本的な事業見直しを行った。

これらの事業見直しに沿って、重点課題とされているグローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献を目的として、23 年度は特に民間企業との関係強化に取り組んだ。具体的には、経済産業省と共同でグローバルに活動する企業等を対象とした初の「企業が求めるグローバル人材」シンポジウムを開催したほか、民間企業と機構のボランティア事業の連携事例等を網羅的に紹介するウェブサイトコンテンツ「サポーター宣言」を立ち上げ、23 年度末までに 50 社を超える企業等から支援表明を受けた。さらに企業からのニーズに沿って派遣国や活動内容、職種、派遣期間の選択・調整を可能とさせる「民間連携ボランティア」制度の導入に向けて試行的派遣を実現させた。

また、企業等におけるグローバル人材のニーズに、国際協力の経験を積んだ帰国ボランティアが貢献し得るとの考えから、ボランティアの帰国後の支援強化に積極的に取り組んだ。特に青年海外協力隊の就職等進路支援として、進路開拓支援セミナーや帰国時オリエンテーションに民間企業の人事担当者を招へいし、企業の今後の展開の中で求められる人材と、帰国ボランティアへの期待について講義を行う等の就労促進支援に努めた結果、23 年度は帰国ボランティアへの求人数が 22 年度比でほぼ倍増するなど、第 2 期中期目標期間当初の実績値から大幅に拡大した。また、国内拠点や進路相談カウンセラー等との協働による地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけにより、採用や選考におけるボランティア経験者に対する特別措置の拡大が図られた。

なお、23 年度は東日本大震災の発生により、年度当初は募集広報や説明会の開催を全面的に控えたことなどから、募集・派遣等の実績に影響が見られた。一方、訓練・研修においては、被災者を支援するために 3 月から 7 月末までの間、二本松青年海外協力隊訓練所を避難所として提供し、同期間の訓練生に対しては、代替の施設（大阪国際センター）において訓練を行うとともに、訓練終了後は、派遣までの期間、被災地の仮設住宅等でボランティア活動に従事する等の所外活動プログラムも導入し、ボランティア事業のノウハウを活かした被災地支援を実施した。

また、「事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けた国内積立金制度の廃止による経費縮減、要請案件審査体制の見直しやボランティアが作成する活動計画の進捗管理に対する支援強化、他ドナー・国際機関等との連携強化など、各種制度の改善にも着実に取り組んだ。

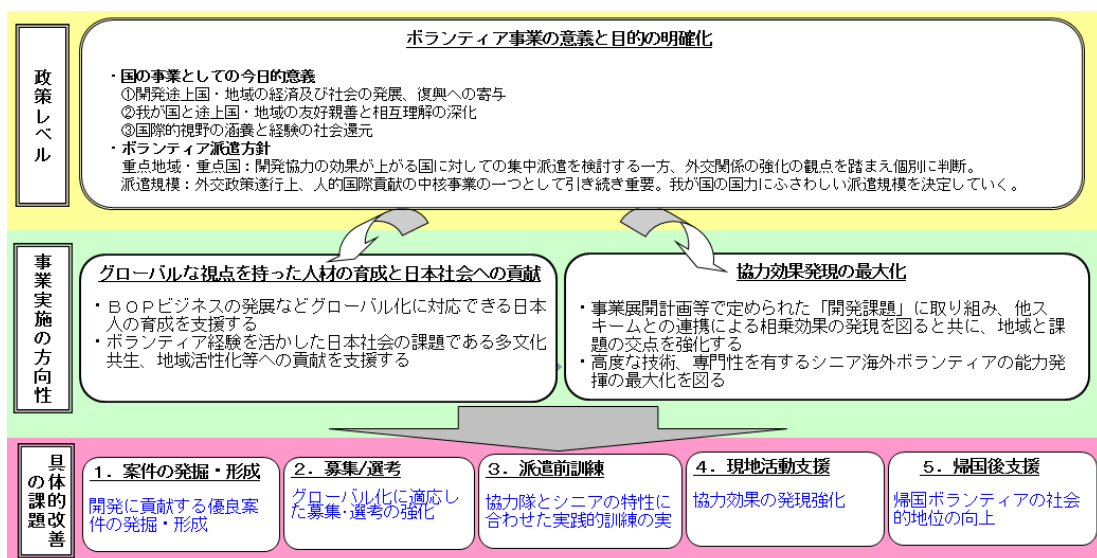
1. ボランティア派遣実績

行政刷新会議による事業仕分けや「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等において、ボランティアの派遣効果や支援体制等の見直し、経費の縮減等について受けた指摘に迅速に対応すべく、23年度は事業の抜本的な見直しを行った。

具体的には、23年2月から7月にかけて、外部有識者を中心に関係省庁の参加も得て「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」を開催し、事業の各段階における業務方法等にかかる見直しを行った。8月に取りまとめられた検討委員会による提言及び7月に外務省により公開された海外ボランティア事業に関する政策ペーパー「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」を踏まえて、機構はより効果的・効率的なボランティア事業の実施に向けた改善を目指した「世界と日本の未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」を策定するとともに、具体的なアクションプランを「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取り組み」として取りまとめて公表した。具体的な見直しの方向性としては、事業目的として①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②友好親善・相互理解の深化、③国際的視野の涵養とボランティア経験の社会還元、を掲げており、これら検討の提言内容については、8月30日に行った公開セミナーでも発表された。

23年度下期からは、前述のアクションプランに沿って、要請案件審査体制の見直しやボランティアが作成する活動計画の進捗管理に対する支援強化、募集・選考業務の見直しや国内積立金制度の廃止（国内手当制度への見直し）による経費縮減、派遣前訓練内容の見直し、社会還元支援の強化、他ドナー・国際機関等との連携強化などに取り組んでおり、今後も継続していく。派遣規模については、各国の重点課題や、ニーズに応える国内リソースの状況、相手国の政情等を踏まえて策定している「国別ボランティア派遣計画」に基づいて検討している。なお、「国別ボランティア派遣計画」については、毎年度見直しを行うこととしている。

【図表 14-1】「JICA ボランティア事業実施のあり方」



なお、23年度のボランティアの派遣実績については、23年3月の東日本大震災を受けて広報や説明会の開催を控えたり、22年度より導入した選考における語学力審査の強化の影響等を受けたが、青年海外協力隊1,046名（長期993名、短期53名）、シニア海外ボランティア246名（長期219名、短期27名）、日系社会青年ボランティア31名、日系社会シニア・ボランティア15名の派遣を着実に行った。

2. 機構の他事業との連携及び他機関との協調

(1) プログラム化の中での他事業との連携

ボランティア事業と機構の他事業とのより戦略的な連携を進めることを目的として、20年度に「戦略性向上のための指針～ボランティア事業実施の手引き」を策定して内部の理解促進を図った結果、ボランティア事業においてもプログラム・アプローチが浸透し、協力プログラムに位置付けられているボランティアの派遣割合は増加した。また、協力プログラムには位置付けられていないが他事業との連携を緊密化したボランティアの派遣拡大にも取り組んだところ、23年度の新規派遣ボランティアのうち、プログラムの直接投入要素に位置づけられるのが67名、他事業との緊密な連携による派遣は137名となった。

一方、ボランティア事業における機構の他事業との連携については、協力プログラム中心の案件形成にとどまらず、開発課題に合致する案件形成の拡大を図っており、23年度もこれを促進した。連携の推進に際しては、機構の他事業の関係者や現地リソースの幅広い活用を図った。

なお、「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」においては、ボランティアが相互に協力することで支援の質を高めることが可能になり、一人ひとりの成果を更に広げることにつながる等のメリットがあるとして、ボランティアがグループとして一つの課題に取り組むことが提言に含まれた。このような考えのもと、23年度は、「グループ型派遣」制度について検討を行い、24年度より本格導入を図る予定である。

【機構事業との連携の取組事例】

<協力プログラムの投入要素となっている事例>

●フィジー「島嶼・遠隔地教育支援プログラム」

「南太平洋大学 ICT キャパシティビルディングプロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、同大学（USP）の遠隔教育ネットワーク機材、コンピュータ科学、情報システム教育やIT研究開発に対する技術協力、産業界からの需要に応える人材育成機能の強化等を支援している。10月には機構と宇宙航空研究開発機構（JAXA）及びUSPとの共催により、同大学の学生達とフィジー派遣中の理数科教師のボランティアが指導する中・高等学校の学生達が、同大学ICTセンターに集合し、国際宇宙ステーション（ISS）に滞在中の古川宇宙飛行士との交信プログラムに参加した。ISS、米国航空宇宙局、JAXA 筑波、機構本部と同大学ICTセンターが繋がり、フィジーの学生達に宇宙について古川宇宙飛行士と話す機会を提供し、宇宙やICT技術を含む科学に対する興味と関心を増大させることができた。また、ボランティアが指導する中・高等学校の生徒が参加することにより、技術協力プロジェクトの支援するUSPへの関心が一層高まり、プロジェクトの

裾野を広げる役割を果たした。

この交信イベントの中心的役割を果たした理数科教師のボランティア達は、理数科教授法の本邦研修を受けた帰国研修員が作成した理数科教育改善プログラムのモデル校で活動しており、本ボランティア事業は研修員受入事業との連携を核としたプログラムに位置づけられ、今回の交信イベントの成功は、技術協力プロジェクト等との連携により、よりダイナミックな教育支援が行える可能性を示唆するものとなった。

●パラグアイ「小農自立化支援プログラム」

開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画調査」のパイロットプロジェクトとしてイタプア県内の小規模酪農家への技術研修が実施されており、この研修のフォローアップを図る形でボランティアが派遣されている。23年度は、帯広畜産大学から3名の獣医学生を家畜飼育分野の短期ボランティアとして派遣し、プロジェクト対象地域において基礎調査を行った後、調査に協力した小規模酪農家を招いて技術指導の講習会を実施した。ボランティアの投入により、対象酪農家の家畜飼育技術の向上に貢献した。また、23年度末には、イタプア県庁、帯広畜産大学、機構のパラグアイ事務所、支援対象の3市、協力団体の農協の7者間で、6年間にわたり家畜飼育等の長期ボランティア（計12名）を派遣し、小規模酪農家の技術向上を目指す計画とする合意文書を締結した。24年度からは、長期ボランティアの初代となる4名が活動を開始し、本格的なベースライン調査に取り組む計画である。

<協力プログラムの直接の投入要素となっていないが他事業と連携している事例>

●カンボジアにおける理数科教育改善にかかる取組

技術協力プロジェクト「理科教育改善計画プロジェクト」と連携し、同プロジェクトで実施された研修を受講した教員養成校教員の授業のモニタリングや、理科実験の導入支援等をボランティアが行っている。また、ボランティアが配属されていない教員養成校も協力対象として、実験器具の整理、ボランティアによる実験紹介、教官との授業案の共同作成及び他の教官の前での発表・講評等を基本スタイルとした研修会を開催し、各教官が授業で適用することで、研修内容の定着が図られるよう取組を進めてきた。

●中東及び中西部アフリカにおける幼児教育改善にかかる取組

中東及び中西部アフリカをそれぞれ対象とした地域別本邦研修と連携し、ボランティアの同僚あるいは配属先の長が日本で学んだ幼児を対象とする教育方法を、ボランティアが現地にて継続的に実施することで概念・方法論の定着を図っている。また、各地域で得られた好事例や課題の共有を通じて相互の学びを促進することを目的に、同僚とともに参加できる広域セミナーも実施している。

その他、23年10月にタイで発生した大規模な洪水災害からの復旧支援の一環として、ボランティ

アの短期緊急派遣を行った。ボランティアの具体的な活動内容としては、被災した入所型高齢者施設に3名（作業療法士、理学療法士、PCインストラクター）のボランティアを派遣し、施設の整備等と入所者の心身のケアとを並行して実施した。いずれのボランティアも過去のボランティア経験をいかして、短期間のうちに現場のニーズを把握し、柔軟に対応したところ、タイ政府及び現地住民から高い評価を得た。本取組は、国民参加型事業の長所をいかして緊急のニーズに対応した好事例となった。

（2）他機関との協調

機構は、国際機関・他ドナー、NGOといった他機関との連携を進め、ボランティア活動のスキルやノウハウを相互に共有したり、ボランティアの配属先の重複を避けること等により、ボランティア活動の質及び援助効果の向上に取り組んでいる。他機関との連携協議や現場レベルでの意見交換により、連携の有効性が確認できた場合には、各機関との具体的な連携案件を形成することとしている。23年度は、アジア諸国とのパートナーシップ推進の観点から引き続きアジアの新興ドナーとの連携に取り組むとともに、アフリカのモザンビークでブラジル援助庁が支援している保健人材育成研修にボランティアが参加して取得技術の地方普及に努める等、連携地域はアフリカにも広がりつつある。また、国際会議等における他機関との協議等を通じた連携案件の形成も行った。

【他機関との連携の取組事例】

●韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency: KOICA）との連携

11月に行われたKOICAとの年次協議では、ネパールにおける障害者支援分野における連携やバングラデシュでの環境分野における連携・交流等を優良事例として、更なる連携促進を図るための覚書（R/D）を両組織間で締結した。

現場レベルにおける連携事例としては、6月にダッカで開催された機構、KOICA、バングラデシュ政府共催による環境啓発セミナーに、バングラデシュの環境大臣、日本、韓国の両国大使をはじめ1,700名が参加し、環境教育隊員を中心とする機構のボランティアがイニシアチブを取る形で、KOICAボランティアと連携してバングラデシュの学生を巻き込み、「Cool」「Fashionable」をテーマとした環境イベントを開催した。その結果、ニュース放映や新聞記事への掲載もあり、バングラデシュの若者をはじめ広く同国国民の環境意識を高める機会となった。

●米国ボランティア（American Peace Corps:APC）との連携（バヌアツ）

APCとの現場レベルでの連携事例として、バヌアツの教育分野では、機構のボランティアが算数を、APCのボランティアは識字を担当し、相乗効果を上げながら協力活動を展開している。保健分野では機構が看護師のボランティアを保健事務所や病院へ派遣して医療サービスの向上に取り組み、APCはボランティアを保健施設へ派遣して村人の健康促進に努めるなど、連携による保健分野の底上げに貢献している。

また、多くの派遣国で安全対策情報についてもAPCと機構の間で共有し、ボランティアの安全対策に活用している。

事業以外の連携の取組として、23年度は、機構の帰国ボランティアが国連ボランティア（UNV）に応募する場合に、面接が免除される等の優遇措置が設けられた「協力隊枠国連ボランティア」を5名派遣した。UNV事務局からは、帰国ボランティアが有する技術や開発途上国での経験が高く評価されており、プロジェクトのマネジメントや計画立案・実施、モニタリング等、多岐にわたる業務に携わっている。さらに、協力隊枠UNVを中核に位置づけた連携案件の形成にかかる協議を始めるべく準備を進めている。

また、9月にハンガリーで開催された「ボランティア国際年10周年に関する国際会議」及び10月にケニアで開催された「ボランティア活動の価値」をテーマとした「国際ボランティア会議2011」に参加し、ボランティア事業の評価について意見交換を行った。機構からは、上述の外務省と機構の間で実施した事業見直しのプロセスからの教訓を踏まえ、機構が掲げるボランティア事業の3つの目的を説明しつつ、優先的事业の選定や評価を行う上で事業の目的を定義付けることの重要性を国際社会に発信した。12月の国連総会において採択されたボランティア国際年10周年の記念決議では、東日本大震災の際に国内外から集まったボランティアの活動が被災地の復旧・復興に果たした役割が称えられ、ボランティア間の国際的な連携や経験の共有の必要性等が主張された。なお、11月にはUNV事務局長の訪問を受け、UNVの派遣人数の増加、現場レベルでの情報共有の促進等を協議した。

3. 適格な人材確保のための取組

(1) 募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善

ア.募集・選考の改善

23年度は、ボランティア事業を通じて民間企業のグローバル人材のニーズに貢献する観点から、民間企業との連携を強化した。また、22年度に引き続き、応募時の不安払拭やボランティア事業に対する社会的評価の向上を目的として、帰国ボランティアによる企業や地域社会での活躍事例の広報も行った。募集方法の改善のための具体的な取組は以下のとおり。

【募集方法改善のための取組事例】

●民間企業へのアプローチ

経済産業省とともに「企業が求めるグローバル人材」というテーマで企業の経営者や人事・海外事業担当者等を対象にしたシンポジウムを12月に開催し（日本経済新聞社共催、外務省後援）、約500名の参加枠に対し、900名を超える応募を得た。シンポジウムでは、ボランティア事業のグローバル人材の育成に対する貢献を訴えかけた（詳細は本項(2)現職参加促進の取組参照。）。

その他、22年度に引き続き、機構は、旅行会社によるバングラデシュ、ラオス、エジプト向けのODA現場視察ツアーの実施に協力し、ボランティアの現地活動に対する国民の理解促進を図った。同社の各店舗のほか、コンビニエンスストアや銀行、英会話スクールの各店舗・教室にもボランティア募集のポスターを掲示し、民間企業との連携による広報を促進している。

●帰国ボランティアの企業や地域社会での活躍事例の広報

22年度に引き続き、日本の地域社会が抱える課題に取り組むボランティア経験者を紹介する取

組「日本も元気にする青年海外協力隊」を機構の国内拠点（北陸、九州、沖縄、筑波、札幌、大阪・兵庫）を通じて全国展開した。また、24年度春募集に向けて、応募を検討する方々の動機付けを図るとともに不安を払拭すべく、ボランティア事業に造詣の深い著名人による講演・対談や、ボランティアを高く評価している企業人による講演、経験者による体験談発表の更なる充実、TV会議システムを利用した活動中のボランティアとの交信等、募集説明会のコンテンツの拡充を図った。

また、ボランティアに対する社会的評価の向上を目指して、特に日本の地域社会が抱える課題にも取り組む有益な人材としてのボランティア経験者の価値を広く訴えた。具体的には、ボランティア経験をいかして東日本大震災の被災地支援、復旧、復興に取り組む経験者の活躍を紹介するイベントを実施し、約200人が参加した。さらに、被災地支援に携わるボランティア経験者や、機構のボランティアが活動する開発途上国から被災地に対して寄せられた支援を取りまとめた映像素材を作成し、募集説明会やイベント等で放映した。

●ソーシャルメディアコンテンツ及びウェブサイト等への情報発信

特に若者の情報発信・共有ツールとして急速に広まっているソーシャルメディア（ブログや動画配信サイト、ポータルニュースサイト等）を活用した広報を企画することで、発信対象を拡大するとともに、より多くの国民に対してボランティア活動内容の把握を容易にするべく、2年間の活動内容の総括を掲載するウェブサイトのコンテンツの構築を図っている。

これらの取組を踏まえ、青年海外協力隊は、23年度秋募集は1,750人、23年度春募集との合計で3,101人の応募を得た。シニア海外ボランティアは、23年度秋募集は688人、23年度春募集との合計で1,206人の応募となった。

選考に際しては、確かな技術力を持ったボランティアを派遣するため、職種間の技術審査の標準化を一層進めるとともに、評点及び評語について整理と見直しを行い、技術審査精度を向上すべく評価表の改定を行った。語学力についても、22年度秋募集より、公的語学資格（TOEIC等）の事前提出による選考方法を導入したことにより、合格者の語学力水準が向上し、訓練所における研修内容の効率化・改善にもつながった。さらに、二次試験の受験者の旅費についてはこれまで全額機構より支給していたが、23年度春募集より一部補助にするなど、経費の効率化の観点からも改善を図った。

イ. 訓練・研修方法の改善

23年度は、ボランティアの派遣前訓練を、青年海外協力隊とシニア海外ボランティア合同で4回実施し、日系社会青年ボランティアと日系社会シニア・ボランティアの合同で1回実施した。また、派遣前訓練に関する事業仕分けにおける指摘や「ボランティア事業実施のあり方検討委員会」の提言も踏まえ、抽出した課題を派遣前訓練改善タスクにおいて2回にわたり協議し、改善案を策定した。具体的には、25年度1次隊以降の訓練プログラムの再編成を目的として、外部リソースを活用し、座学中心の

内容から参加型中心のより実践的な訓練プログラムに改定するべく、カリキュラムとシラバスの策定を進めた。

また、派遣前訓練とは別に行っているボランティア経験者向け研修と語学免除者研修を24年度より一本化して、同日程で行うこととして整理したほか、シニア海外ボランティアの派遣前訓練については、訓練における語学試験を業務で使用する言語で実施するとともに、訓練期間を1カ月程度に短縮することなどを骨子とする見直し案を定め、海外拠点にも周知を図った。

なお、東日本大震災の被災者を支援するために3月から7月末までの間、二本松訓練所を東日本大震災の被災者の避難所として提供したことから、同期間の訓練については、予定されていた訓練内容に支障が出ないよう、代替の訓練施設準備を迅速かつ適切に行い、4月6日より大阪国際センターにおいて訓練を実施した。同期間の訓練生については、訓練修了後に遠野での被災者支援に係るボランティア活動に従事した（23年度の訓練修了後の被災地ボランティア活動実績は、6月に遠野にて109名、9月、12月、3月には福島県内において合計64名）。

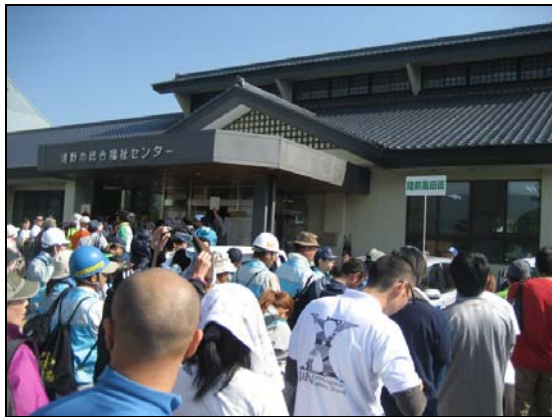
二本松訓練所における訓練再開にあたっては、入所者の不安を取り除くため、訓練所の放射能汚染対策、食の安全確保、線量計の貸与等の対策を図ったほか、派遣までの期間、被災地の仮設住宅等でボランティア活動に従事する等の所外活動プログラムも導入し、ボランティア事業のノウハウを活かした被災地支援を継続した。

訓練修了後の被災地ボランティア活動実績は以下のとおり。

【図表14-2】被災地ボランティア活動実績

（単位：人）

隊次	派遣日	活動場所	JICA 横浜 (日系社会ボ ランティア)	二本松 (大阪)	駒ヶ根	合計
23年度1次隊	6月2日～6月22日	遠野	10	27	72	109
23年度2次隊	9月9日～9月13日	福島県内	-	9	12	21
23年度3次隊	12月9日～12月10日	福島県内	-	24	2	26
23年度4次隊	3月11日	福島県内	-	10	7	17
合計			10	70	93	173



【写真】被災地ボランティア：朝のオリエンテーションにて

(2) 現職参加促進の取組

ア. 民間企業・民間団体向けの取組

第2期中期目標期間を通じて重要課題としてきた現職参加の拡大に向けて、23年度は民間企業や民間団体向けに新たな取組や制度の導入を図った。

具体的には、初の試みとして上述の民間企業を対象とした事業説明会を開催するとともに、各業界のフォーラム等での説明を実施した。また、関心を示した企業に対しては、個別訪問を通じて事業に対する理解促進を図りつつ、グローバルな視野を備えた人材の供給策として、現職参加制度（含む帰国ボランティア採用）の活用を働きかけた。

また、グローバルな視野や素養を備えた人材の育成や確保に関心を有する民間企業のニーズに応えるべく、現職参加制度が企業により一層活用されるよう、制度上の課題等を見直した新たな取組として「民間連携ボランティア」制度を構築し、年度内に試行的な派遣を実現した。

さらに、同事業を積極的に活用する企業等にサポーターとしてその活用事例等を発信頂くウェブサイトコンテンツとして「サポーター宣言」を開設した。

そのほか、民間企業・団体に、ボランティアの派遣前訓練内容や開発途上国での活動現場、日常生活の様子等に関する理解を促進頂く機会を提供すべく、視察団や調査団の派遣を行った。

具体的な取組は以下のとおり。

【民間との連携強化に向けた取組事例】

● 経済産業省と共催「企業が求めるグローバル人材」シンポジウム

現職参加の拡大を図ることを目的に、民間企業へのインタビュー、事業概要についての業界での勉強会、各種イベントでの事業説明や個別訪問による説明等の機会を通じて、民間企業・民間団体のニーズ等に関する情報の収集・分析を進めた。これらの調査結果を踏まえて、グローバル人材育成に貢献するボランティア事業を広く周知する観点からも、民間企業向けに「企業が求めるグローバル人材」のシンポジウムを開催した。同シンポジウムは参加した民間企業からの評価も高く、開催後も、現職参加に関心を示す企業や帰国ボランティアの求人情報や採用に関する情報提供を求める企業など、20件前後の企業からの問い合わせが接到しており、企業への個別説明

を通じて企業側の派遣期間や分野、派遣地域にかかる要望を確認するとともに、業界の会合や説明会等への参加を通じた広報にも取り組んでいる。



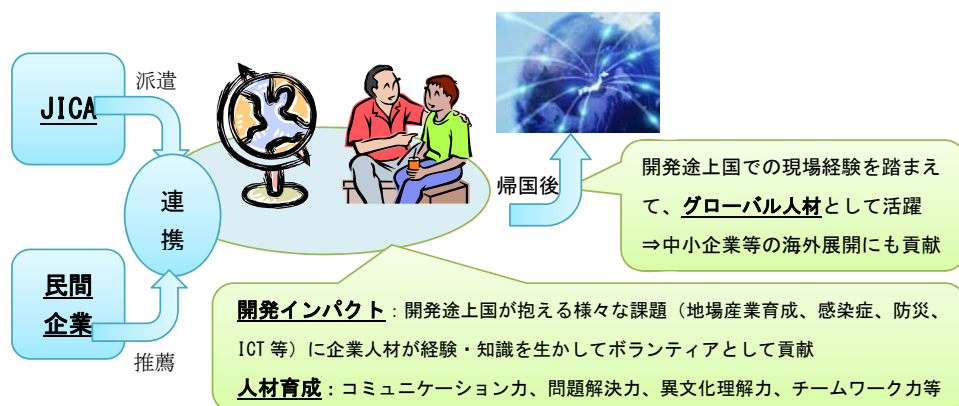
【写真】民間企業向け「企業が求めるグローバル人材」のシンポジウムの様子（左側）、12月のシンポジウムのパンフレット（右側）

●【新規取組2】「民間連携ボランティア」制度の構築

民間企業との連携推進の観点と、企業等におけるグローバルな視野を有する人材の育成・確保を求める声が高まっていることを踏まえ、23年度の新たな取組として、「民間連携ボランティア」制度の構築に着手した。具体的には、従来2年間の派遣期間を原則1年以上2年以内とし、派遣国についても企業のニーズを確認したうえで決定する等、派遣国や活動内容、職種、派遣期間の選択・調整を可能とさせる柔軟な制度・体制を整えた。23年度末に試行的派遣を行い、24年度以降の本格導入に向けて制度設計を行った。この新制度の導入により、従来の現職参加制度を一層活用した企業のボランティア事業への参加が期待できる。

企業向け説明会を9月と1月にそれぞれ東京と大阪で実施したところ、合計約60名が参加した。うち2社については、社員の人材育成策としてボランティア事業を明確に位置づけており、24年度以降にベトナム及びカンボジアへの社員の本格派遣が実現する見込みである。

【図表 14-3】「民間連携ボランティア」の概要



●【新規取組 3】ウェブサイトコンテンツ「サポーター宣言」の開設

企業等による機構のボランティア経験者の求人や採用の増加、社員・職員の現職参加の拡大、企業の CSR 活動、開発途上国でのビジネス展開などで、民間企業と機構のボランティア事業との連携の可能性が拡がりを見せていることを背景に、これをさらに拡大することを目的として、民間企業と JICA ボランティア事業の連携事例等を網羅的に紹介するウェブサイトコンテンツ「サポーター宣言」を 8 月に立ち上げた。具体的には、民間企業の経営者、人事、海外事業の責任者や著名人の方々に「サポーター」としての機構のボランティア事業への期待の声等の記事を掲載している。

これらの取組の結果、掲載されているサポーター企業は、23 年度中に 50 社を超え、民間企業との連携についての情報発信を強化し、グローバル人材としての協力隊員の有為性を広く周知することに繋がった。結果として、ボランティア事業に対する民間企業の理解促進にも貢献し、現職参加制度のより一層の活用にもつながった。



【写真】機構のホームページ上のサポーター宣言のページ

イ. 現職教員向けの取組

現職教員のボランティア事業への参加は帰国後の生徒に対する還元効果やボランティア事業の質の向上の観点からも大きな意義があることから、23 年度は、シニア海外ボランティア 5 名を含む 88 名の現職参加ボランティアの新規派遣を行った。また、現職教員特別参加制度の参加者増を図るため、文部科学省と協力して全国の都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対して現職参加制度アンケートを実施し、その結果を踏まえて人件費補てん対象期間の見直し等の改善の方針案を策定した。さらに、文部科学省と協力し、全都道府県において私立学校を取りまとめている部署等に対する調査を実施し、25 年度春募集から私立学校からも現職教員特別参加制度への応募が可能となるようにするための調整を進めた。

23 年度の現職教員特別参加制度の募集は東日本大震災の影響で一時停止・延期となったが、文部科学省と密に連携して同制度による募集・選考を実施し、その結果、現職教員特別参加制度による合格者は前年度比で 19%減少したものの、67 名の合格者を確保した。

ウ. 地方自治体職員等向けの取組

23年度は、地方自治体の関係者を主な対象とした「青年海外協力隊等事業理解促進調査団」をフィジー、サモア、トンガに派遣し、ボランティア活動が地域おこしやコミュニティー開発に直結していること等について関係者の理解を得た。

また、静岡県とモンゴルのドルノゴビ県との友好協定の締結に際し、ボランティア派遣を通じた連携のあり方について宮城県とマラウイの事例を含めて紹介するとともに、教員を含む静岡県職員のドルノゴビ県の要請案件への応募勧奨に向けて内部調整を進めた。

駒ヶ根市とネパールのポカラ市との友好姉妹都市協定においても、ボランティアの連携派遣について説明を実施し、機構のネパール事務所を含めた調整を開始したところであり、24年度春募集での選考を経て駒ヶ根市からボランティアを派遣する予定である。

以上の取組の結果、震災等の影響も受けて23年度のボランティア全体の派遣人数は減少傾向にあったものの、青年海外協力隊の現職参加率は18.3%（163名）と例年並の派遣実績を維持することが出来た。

4. 帰国ボランティアに対する支援

(1) 帰国ボランティアの進路開拓支援

23年度は、引き続き帰国ボランティアの就職活動を促すとともに、ボランティア経験がキャリアにいかされるよう、セミナーや勉強会等の各種支援を実施、特別採用の導入促進、民間企業との連携等を通じて帰国ボランティアの進路支援を実施した。

また、地方自治体、教育委員会、大学（院）進学における帰国ボランティアの特別選考制度、採用優遇措置、特別入試選考を導入する自治体等の拡大にも努めた。さらに、民間企業との連携等を通じて帰国ボランティアの進路支援を実施した結果、帰国ボランティアの進路が概ね順調に決定している。それぞれの具体的な取組は以下のとおり。

ア. 進路開拓支援セミナー等の実施

帰国時プログラムの一環として、キャリアパス研修（「教員・自治体職員を目指す」「国際協力への道」「企業で働く」）を通年で実施した。

加えて、進路開拓支援セミナーを「教員」、「一般就職」、「国際協力」、「地方自治体」、「保健医療」、「進学」の各テーマで13回にわたり実施した。「一般就職」編及び帰国時オリエンテーションでは、民間企業の人事担当者（8社述べ10回）が参画する形で、企業概要説明、「企業の今後の展開の中で求められる人材と、帰国ボランティアへの期待」について講義した。また、民間企業関係者と帰国ボランティアとの意見交換の場を設け、参加者から好評を得た。

また、ボランティアの帰国が多い時期には、「地域おこし」「起業」「プレゼンテーションスキルアップ」等についても外部講師による講義を実施した。

イ. 民間企業との連携による進路開拓支援

複数の人材派遣会社や就職支援専門会社と協議を重ね、ボランティア経験の社会還元促進を目的として、帰国ボランティア向け進路開拓セミナーにおいて実践的な内容の「キャリアアップセミナー」を2回実施した。

また、就職先である各企業・団体の人事担当者をボランティア帰国時に実施している外務大臣感謝状授与式に招待したり、活動報告会や隊員との懇談に参加を得る等して、ボランティア事業についての理解促進に向けた取り組みを進めた。

併せて、ボランティアの活動現場を視察し、開発途上国でのボランティア経験を通じて得られる知見や培われる素養について理解を深める趣旨で、ウガンダ及びブルワンダ、並びにエチオピアに自治体や民間企業関係者を派遣した。

さらに、企業向けボランティア事業説明会、「グローバルリーダーになり得る協力隊経験者」セミナー、中小企業総合展における出展、上述の「企業が求めるグローバル人材」シンポジウム等を通じ、採用に向けても即戦力となり得る隊員経験者の資質の理解促進に向けた新たな取組も行った。

このような活動を通じて、以下のとおり、帰国ボランティアに対する求人数は前年度比で大幅に増加した。

【図表 14-4】 帰国ボランティア対象の求人票数の推移

年度	求人票数（件）	求人数（人）
平成 19 年度	223	351
平成 20 年度	126	213
平成 21 年度	217	304
平成 22 年度	313	470
平成 23 年度	422	717

ウ. 地方自治体や教育委員会におけるボランティア経験者の採用

国内拠点や進路相談カウンセラー等との協働により、地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけを実施し、採用や選考においてボランティア経験を評価対象とする措置が拡大している。23年度は、教員採用で新たに佐賀県及び香川県が加わり、24府県市がボランティア経験者を対象とする特別選考制度や優遇措置を導入済となった。地方自治体職員採用では、新たに9の自治体（佐賀県、上天草市、仙台市、千葉県、千葉市、長野県、静岡県、岐阜県、熊本市）が優遇措置を導入し、26県市町が特別選考制度を導入済となった。

なお、上述の帰国後キャリアパス研修、進路開拓セミナーにおいても「教員、自治体職員編」を実施しているほか、随時教員担当のカウンセラーが進路相談対応をしている。

その結果、23年度は、教員に122名、国家公務員・地方自治体職員に58名の帰国ボランティアがそれぞれの採用試験に合格した。

エ. 厚生労働省（ハローワーク）との連携による進路開拓支援

23年度は、各都道府県の労働局、ハローワークとの連携強化を図ることにより各地での進路情報を優先的に帰国ボランティアが受け取れる仕組みを強化した。

具体的には、労働局長や担当者が集まる会議において帰国ボランティアに対する就職支援、求人開拓等の促進について周知を図り、また各都道府県労働局と国内機関との定例会の開催、企業の集まる会合においてボランティア事業の紹介を行う企画実施について、厚生労働省の担当部署と検討を行った。また、企業からの要望もあり、ハローワークに来訪する企業向けのチラシを新たに作成し、厚生労働省からの協力依頼文書発出に合わせて全国の重点ハローワークに設置した。

（2）帰国ボランティアによる社会還元のための取組

帰国ボランティアが任国での活動を通じて養った分析能力、企画力、コミュニケーション能力、忍耐力、想像力といった能力を有効に活用しつつ、各地域で行っている具体的な社会還元支援及び実績は以下のとおり。

ア. 教育現場

帰国ボランティアは、派遣された国や地域における活動内容のみならず、その国の人々や文化、習慣、社会全般について、小学校、中学校等でわかりやすく伝える国際協力出前講座等を行っている。国際協力出前講座は、機構が帰国ボランティアや技術協力専門家、機構職員などから講師を募り実施しているものであるが、23年度は、関東の1都6県における出前講座の講師504名のうち、89%にあたる450名が帰国ボランティアであった（聴講児童数は約31,000名）。帰国ボランティアが行う講座では、ボランティアの活動現場の紹介や開発途上国、地域の理解促進に主眼がおかれた基本的な内容の紹介のものから、授業の本題になるような開発教育、環境問題、開発途上国支援といった視点による講座まで、多種多様な内容となっている。

また、現職教員特別参加制度により派遣されたボランティアは、帰国後、元の所属学校や新たに配属となった学校等で、実際の派遣国での活動を通じて得られた生の情報や経験等を開発途上国が抱える問題等の題材として、生徒達への指導の中で活かしている。帰国ボランティアの間では、好事例や新たなスキルを各地の教員ネットワーク（帰国ボランティアのうち、現在教員として勤務している隊員経験者を中心としたネットワーク。関東、兵庫県、大阪府、長野県、静岡県、京都市ネットワーク等がある。）等を通じて共有し、更に良質な内容が提供されている。なお、機構は、教員ネットワーク強化支援のため、現職教員特別研修・帰国報告会での同ネットワークの案内、現職教員帰国時プログラムでの関東教育支援ネットワークからの講演実施など、積極的な取組を実施した。

イ. 帰国ボランティアによる東日本大震災の被災地の復旧復興支援

東日本大震災後、復興支援関連の活動を実施するボランティアOB会の支援を行うべく、23年度に、OB会支援経費のガイドラインを改訂（支援対象事業に『地域おこしや地域活性化に資する活動』を追記）し、復興支援関連の活動についてはこの条項で読むように国内拠点に周知した。その結果、年度内では、全国で7件の活動に対し、着実に経費支援を行った。

また、岩手県教育委員会より、被災地の教育現場における人員不足の状況を背景に、円滑な授業運営を進めるための協力要望があった。これを受けて、機構は同教育委員会と調整し、帰国ボランティアから希望者を募り、同県被災地の公立小・中・高等学校に、養護教諭の他、授業補佐や学校事務等を行う人員を国内協力員として、8月から3月までに計9名派遣した。

小項目 No. 15 NGO等との連携、国民参加支援

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(ii) 機動性を有する NGO 等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がける。具体的には、

- 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO 等との連携を推進する。また、そのために NGO 人材育成プログラムを推進する。
- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
- 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。
- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA 地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

【年度計画】

(2) NGO 等との連携・草の根技術協力事業

- ア. 草の根技術協力事業の拡充等により、NGO 等との連携をさらに推進する。また、NGO 等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO 等人材育成プログラムを的確に実施する。
- イ. 草の根技術協力事業について、幅広い国民等から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容の充実等、理解の一層の促進を図る。
- ウ. 草の根技術協力事業について、事業拡大に適切に対応するための制度を整備する。
- エ. 草の根技術協力事業について、NGO 等の活動に役立つ開発途上国の情報を整備し、ホームページで公開する。
- オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO 等と共催する事業について、これまでの実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外において

NGO-JICA ジャパンデスクを通じた NGO 等との連携状況を踏まえて、NGO への活動支援を行う。

カ．市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA 地球ひろば）を中心に、他の国内機関とも連携しつつ、NGO 等の市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、NGO 等の市民団体のネットワーク化の場を提供する。

【当年度における取組】

機構は、国内機関長会議や国内第三者検証における審議等を通じ、国内機関の役割・ミッションとして、①地域の経験とネットワークを活用し開発途上国が抱える課題解決に貢献すること、②地域の発展に国際協力を通じて貢献すること、③国民の国際協力理解と支持・参加を促進すること、の3本柱があることをあらためて確認した。

平成23年度は、草の根技術協力事業における NGO の参画促進や一層の事業成果発現を目的として、22年度に導入した事業規模（期間・上限額）を拡充する制度改善に沿って事業を実施したところ、草の根パートナー型は前年比19%増と大幅に案件実績が拡大した。また、事業量の増加のみならず、事業の質の向上に関する取組も重視すべく、事業のもたらした効果・変化・課題を調査することを目的に事後調査を実施したほか、22年度に設置した「評価スキーム検討タスク」においては、NGO 関係者や外部有識者と共に質の向上に向けたモニタリング・評価の改善案を検討し、事業効果や成果を確実に把握し、関係者への情報発信と共有ができるようアカウンタビリティの向上を図る等、草の根技術協力事業の制度改善に努めた。

また、NGO-JICA 協議会を4回開催し、開発教育、地域連携、国内外の活動連携、人材育成、国際協力PRの5つのテーマに分けて議論を行った。さらに、23年度からの新たな取組として、設立年数が浅く小規模な NGO の海外におけるプロジェクトを支援する「ホップ！ステップ！！国際協力」プログラムを導入し、5カ国での活動支援を行った。本取組により、これまで機構との連携実績がなかった NGO との連携促進に繋がるとともに、機構が取り組む NGO 支援に対する理解の向上に寄与することが出来た。

そのほか、市民に国際協力に取り組む機会を提供するため、過去20年間にわたって開催している「グローバルフェスタ JAPAN」について、23年度は震災復興と国際協力をテーマにした展示を行うなど、国際協力における市民の理解促進に取り組んだところ、来場者数は過去最高の約11万人を記録した。

なお、「市民参加による国際協力の拠点」である広尾センター（地球ひろば）においては、23年9月には開設以来の来館者数が70万人を上回る実績を上げ、記念式典を開催した。また、東日本大震災による施設利用の制限等による来館者数への影響は大きくあったものの、地球ひろばの利用者数や外部団体による施設利用数、登録団体数等、いずれの指標においても自己目標値を大幅に上回る実績を上げ、市民参加の拠点として大きく貢献した。

1. NGO 等との連携の推進

(1) 草の根技術協力事業の実施

23年度に実施した草の根技術協力事業案件は191件（23年度終了案件128件に加え、新規案件63件を実施）であり、補正予算による案件を合わせると計219件の実績となり、18年度比52%増と大

幅に拡大した。草の根技術協力事業は、NGO等との連携により実施する「草の根パートナー型」及び「草の根協力支援型」、地方自治体との連携により実施する「地域提案型」の形態に分かれているが、特に23年度は、22年度よりNGOの参画促進や事業成果発現を目的に事業規模（期間・上限額）を拡充した新制度を導入したことにより、「草の根パートナー型」を新規に31件（うち草の根パートナー型フォローアップ10件）開始し、全体で95件（前年比19%増）に達した。

草の根協力事業の事業形態と22年度に導入した制度改善の概要は以下のとおり。

【図表 15-1】 事業形態と制度改善の概要

事業形態	改善前	改善後
草の根協力支援型	3年間で1,000万円を上限	3年間で2,500万円を上限
草の根パートナー型	3年間で5,000万円を上限	5年間で1億円を上限
地域提案型	3ヶ年度で年度毎の事業費管理	3年間で3,000万円を上限にした事業期間全体での事業費管理

なお、上記の制度改善を踏まえて23年度に実施した形態ごとの草の根技術協力事業の実績は以下のとおり。

- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：80件
- ・草の根パートナー型フォローアップ（同）：15件
- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の比較的少ない団体等を対象）：29件
- ・地域提案型（地方自治体及び自治体が指定する団体等を対象）：67件

また、21年度第1次補正予算における実績は、以下のとおり。

- ・21年度補正予算措置による緊急経済危機対策—フォローアップ型:9件
- ・21年度補正予算措置による緊急経済危機対策—包括型:19件

草の根技術協力事業の総合実績及び具体的な事例は以下のとおり。

【図表 15-2】 草の根技術協力事業の総合実績の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施件数（全体）	144件	165件 (15%増)	170件 (18%増)	190件 (32%増)	211件 (47%)	219件 (52%増)
・パートナー型・支援型・地域提案型(H21-23)				157件 (9%増)	178件 (24%増)	191件 (33%増)
・21年度補正予算による実施(H21-23)				33件	33件	28件

* カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の成果発現事例】

● 草の根パートナー型「タンザニア：地域と保健施設の連携によるリプロダクティブヘルス（RH）サービスの強化」（公益財団法人 ジョイセフ）

タンザニア国シニャンガ州は、同国の他の地域に比較して、特にリプロダクティブヘルス（RH：性と生殖に関する健康）を巡る環境が整っていないため、機構の草の根技術協力事業を通じ、質の高い RH サービスの利用が可能になることを目標に、地域住民に対する、家族計画及び産前・出産・産後ケアを含む正しい RH 知識と情報の提供や、保健センター及び診療所で提供する RH サービスの質の向上並びに地域との連携体制の整備するための諸活動を行っている。

これらの取組により、当事業で養成された 60 名の保健ボランティアが RH に関する活動を開始し、事業で配布した教材等を活用して、事業開始後約 1 年の段階で 1,500 名以上の住民に対して RH の基本的な知識の提供や 8,500 名以上の住民への個別カウンセリング、避妊具の配付などの働きかけを行っている。また、保健施設のスタッフを対象に RH 技能研修を実施し、知識と技能が大きく向上するなどの成果を上げている。

● 草の根パートナー型「フィリピン・ミンダナオにおける零細農民の金融アクセス改善プロジェクト」（特定非営利活動法人プラネットファイナンスジャパン）

フィリピンには、マイクロファイナンス（MF）機関が 5,000 ほどあり、世界的にみても MF が発展している国の一つである。しかし、ミンダナオ地域は、同国の他の地域と比較して貧困率が高いにも関わらず、MF の普及が遅れている。特に、同地域の貧困層の大多数を占める零細農民のフォーマルな金融サービスへのアクセスが限られていることが大きな課題である。そこで、機構の草の根技術協力事業を通じ、零細農民の生活状況と金融ニーズに関する調査を行い、より適した MF 商品を開発し、連携先の MF 機関へ提案している。さらに、将来的な MF の導入に向けた計画策定及びパイロット事業立ち上げ支援も行っている。

また、金融ニーズ調査では、融資だけでなく、預金や保険、送金等幅広いニーズの調査を実施すると共に、零細農民に対し、金融リテラシートレーニングを通して、収入や支出の管理の仕方、帳簿のつけ方、預金や保険サービスを正しく利用する方法を教え、家計や事業資金の管理能力の向上を目指している。零細農民がより適切に資金運用できるようになることで、所得や資産の増加は勿論のこと、農業 MF に伴うリスクを削減することが本事業の狙いである。

なお、機構における MF 分野の草の根技術協力は、本件が初めてとなる。MF 分野の知見をもつプラネットファイナンスジャパン（PFJ）が、草の根技術協力に参画することにより、今後、同様の知見をもつ団体が、零細農民・貧困層のフォーマルな金融サービスへのアクセス改善を目指す草の根技術協力事業に関心を持つようになり、彼らの生活改善・生計向上に直接役立つ協力が一層展開されることが期待される。

また、23 年度は、草の根技術協力事業における制度等の改善にも取り組んだ。

具体的には、開発への貢献及び国際協力への支持拡大という草の根技術協力事業の 2 つの目的から

事業のもたらした効果・変化・課題を調査することを目的に事後調査を新規に導入した。23年度内には、実際に草の根技術協力事業6件について、効果発現に影響する内外要因の検証を行い、今後の事業の実施運営の改善に資する提言を抽出した。

これまで実施してきた草の根技術協力事業のモニタリング・評価については、NGO関係者や外部有識者とともに、質の向上に向けた改善案を検討し、現行のモニタリング・評価制度を見直し、事業効果・成果を確実に抽出し、発信・共有しやすい様式へ改善するなどして、アカウントビリティの確保を図った。また、DAC評価5項目を踏まえつつも、終了時評価項目を再構築して新たな4項目を設定し、より事業を振り返りやすいよう工夫を行うとともに、24年度からの本格導入に向けてガイドラインを策定した。さらに、事業開始前に、採択内定団体向けに草の根技術協力事業におけるモニタリング・評価の考え方を伝える機会として「事業マネジメント説明会」を設け、23年度は計2回実施した。

そのほか、21年度にNGO-JICA協議会で導入が提起された「NGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシート」については、23年度の第4回NGO-JICA協議会での運用方針に係る合意を踏まえ、24年度からの本格導入を決定した。

なお、草の根技術協力事業の実施においては、NGO等実施団体から経理手続き等の簡素化が課題として挙げられていた。それを受け、機構の会計規程における一定のルールの下、22年度には草の根技術協力事業の経理手続きの合理化として、NGO等にとって手続き上煩雑となっている項目の改善策について整理を行い、導入可能なものについては「経費積算ガイドライン」や「実施の手引き」改訂の際に改善を反映した。23年度には、NGO等への聞き取り調査を開始し、その結果を踏まえ機構内での具体的な改善策の検討を行うなど、草の根技術協力事業の改善のための取組を継続した。

(2) NGO等との連携推進

NGO等との連携については、対話を通じた機構の業務の透明性・責任の向上と、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力の質の向上を目的に、23年度はNGO-JICA協議会を4回開催し、そのうち第2回は仙台、第4回は名古屋で開催した。年間を通して、22年度からの継続議題である「国内におけるNGOと機構の連携」を取り上げ、開発教育、地域連携、国内外の活動連携、人材育成、国際協力PRの5つのテーマに分けて議論を行った。具体的な取組は以下のとおり。

【NGO等との連携推進のための具体的取組】

●開発教育支援

開発教育・国際理解教育を実施する地域団体の意見及び経験等が反映される仕組み作りなど、NGOと機構の一層の連携強化を図るための具体的な方策を集中的に検討することを目的に、23年6月にNGO-JICA協議会のメンバー6名から構成される当該分野の分科会を設置した。23年度は、計4回開催し、国際協力に対する市民の関心・理解・参加を促進するための連携強化に向けた方策について、NGOと機構の共同提言書を取りまとめた。具体的には、開発教育・国際理解教育の理念や目的、質に関するNGOと機構の共通理解の醸成、開発教育・国際理解教育に関する情報共有や議論の場の設置、対等なパートナーシップの構築等を推進し

ていくことについて合意した。

●地域連携

全国のネットワーク NGO から、効果的な活動の実現のために必要とされる機構との連携についての意見聴取を行うとともに、NGO との協働関係をさらに発展させるための方策・具体例などを盛り込んだ「協働のハンドブック」を作成した。また、協働・連携のための課題を協議し、好事例を共有するため、地域持ち回りで四半期に一度開催される「地域協議会」を設置し、同協議会の場で情報共有を行った。

今後も全国各地域での連携を促進すべく、機構としての NGO 連携に係る基本方針の周知徹底、協働に関する機構内の意識の平準化、中長期的視野に立った連携のあり方の改善等について、引き続き取り組んでいく。

●国内の活動連携

東日本大震災を踏まえ、国内の状況に対する協力関係を模索すべく、仙台での協議会では、震災後の NGO と機構の支援活動（業務調整員派遣による支援や会計アドバイザー派遣による人材育成支援など）に関する情報共有、活動から得た経験と教訓の共有、今後の取組と連携の可能性等について意見交換を行い、参加した NGO からは高い評価を受けた。

●機構と NGO 等との連携強化

【ボランティア事業との連携】

機構のボランティア事業と NGO との連携を強化するためのタスクフォースを設置し、ボランティアの派遣前訓練における NGO の参加、NGO に関連した現地プロジェクトへのボランティア派遣等について NGO-JICA 協議会にて議論した。さらに、今後の NGO 活動及び支援に参加する人材増加のため帰国時オリエンテーションにおける NGO 関連情報の提供を開始した。

「なんとかしなきゃプロジェクト」における連携

機構、国際 NGO サービスセンター（JANIC）、国連開発計画（UNDP）が共働して進める事業「なんとかしなきゃプロジェクト」のホームページに NGO 関連記事を掲載することを通じて、NGO と機構、その他関連機関・団体が連携して、国際協力にかかる効果的な広報や情報発信、支援者及び参加者の拡大活動を行った。

このほか、23年度からの新規取組として、広尾センター（地球ひろば）において、設立年数の少ない NGO 団体の海外プロジェクト活動に対する支援（事業計画改善のためのアドバイス、活動地への渡航費負担等）を行うプログラム「ホップ！ステップ！！国際協力」を導入した。広尾センター（地球ひろば）が所管する都県（栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県）の NGO 等を対象に募集したところ13件の応募があった。年度内には、そのうち5件を採択し、実際に各団体のラオ

ス、インド、ネパール、タンザニア、ウガンダにおける事業支援を開始した。本取組により、今まで機構との連携実績のない団体の多くから支援要望や応募の問い合わせがあり、機構が取り組むNGO支援事業に対する関連団体の関心の向上に寄与した。実施したNGOからは「広尾センター（地球ひろば）及び機構の海外拠点との意見交換や合同報告会の開催、また関連する他のNGO団体の紹介を受け、新たな知見を得られた」等の評価を得た。



【写真】 ホップ！ステップ！！国際協力 バングラデシュでの活動風景

(3) NGO 人材育成研修等の実施

23年度は、草の根技術協力事業の制度拡充を踏まえたNGO等のニーズ等に対応して、「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修（国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナーに改称）」について、開催回数を拡充し、計画・立案コースを14回（受講者220名）、モニタリング・評価コースを10回（受講者137名）計24回（22年度21回）開催し、357名（22年度338名）が受講した。

「組織力アップ！NGO人材育成研修」については、組織マネジメントコースには10名、プロジェクトマネジメントコースには11名が参加した。本研修では、所属団体の組織強化に資するべく、研修受講者が所属するNGOの代表者も参画し、所属団体の課題解決に向けたアクションプランを策定し、組織全体で検討していく等の取組を行っている。23年度は、外務省と機構が作成する「NGOとの戦略的連携に向けた5か年計画」を受けて開始した研修の最終年度となるため、報告会において過去の研修参加者からの経過報告も交えた振り返りを行った。

また、国内の各地域の状況に応じた研修として、引き続き国内拠点での地域ニーズ把握を踏まえた研修を実施した。23年度は、地域のNGOが抱える課題について広く研修企画の公募を行い、「会員増加に向けた研修（中部）」、「防災コミュニティ研修（関西）」、「スタディツアー実施能力向上研修（関東、中部）」、「復興支援のための組織力アップ研修（東北）」、「支援者拡大研修（九州）」の5つの案件を採択、149名の研修参加者を得た。

この他、NGOの国内拠点への経理・会計、資金調達・広報等の分野について、アドバイザー派遣を28団体に対して行い、NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣を4件行った。本取組については、外部有識者の指導を通じた実施能力向上、人材育成、団体独自の課題解決、ひいては団

体の自立発展に役立つ制度として高い評価を得ている。

なお、行政刷新会議による事業仕分けの結果を踏まえ、(財)国際開発高等教育機構が従来実施していた国際協力 NGO スタッフの人材育成研修事業が 23 年度より機構に移管されたことを受け、他の研修プログラムとの整理・検討を行い、大学生の国際協力関心層を対象とした研修を計画した。今年度は適格な受講学生の選定のため、国際協力に取り組む学生団体をけん引するネットワーク型団体の立ち上げを支援し、当該研修の策定に向けての情報収集を行った。

NGO 人材育成研修等の実績は以下のとおり。

【図表 15-3】 NGO 人材育成研修等の実績推移

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
参加人数	134 人	192 人 (43%増)	182 人 (36%増)	289 人 (113%増)	397 人 (197%増)	410 人 (206%増)

* カッコ内は 18 年度実績に対する増減率を示す。

また、研修終了後に受講生及び NGO 団体等からのヒヤリングにより確認した効果発現の例は以下のとおり。

【組織力アップ！ NGO 人材育成研修の効果発現例】

- ・参加団体が、本研修を活用して策定した資金調達計画（ハガキ回収プログラム）を導入したところ、100 万円以上の支援金を獲得し、新事業を立ち上げた。
- ・研修参加者が広報研修での学びをいかして自発的にプレスリリースを行ったところ、2 つの団体が全国紙を含む数紙の新聞記事に取り上げられた。
- ・企業訪問のプレゼンテーションに取り組んだ団体が、本研修がきっかけとなり、訪問先企業の寄付先に選定された。
- ・セミナーで習得したインタビュー手法を実際のプロジェクト活動に用いた団体関係者の多くが、情報収集や各種調査の精度が格段に向上している実感を得ている。



【写真】組織力アップ！NGO人材育成研修 国内セミナー風景

【NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現事例】

- ・ 認定 NPO 法人※取得に向けた会計分野の指導を受けた団体が認定を取得。
- ・ アドバイザーの助言を受けたスタッフの能力が向上し、会員及び賛同者の情報管理と会員別集計及び分析を行えるようになった上、新 NPO 会計基準に則した会計業務フローと業務マニュアルを整備した団体が増加。
- ・ 多くの団体が、ビジョン、ミッション、コンセプトワードの再設定を行い、広報ツールの質を向上させたことにより、イベント等における効果的な広報活動や新規支援者・スタッフ獲得につながった。

※ 認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの。

【NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現事例】

- ・ 東ティモールで活動中の NGO に対し、本邦で未利用資源開発の知見を有するバイオマスガス開発のアドバイザーを派遣し、精製施設の建設および維持管理にかかる技術移転を行った。受け入れ団体より「現地技術者の能力が向上し、これまで未利用だった資源の活用により森林伐採が緩和され、販売収入による所得向上も見込まれる」と好評を得た。施設を設置した村は他の村や団体の視察も受け入れており、未利用資源開発のさらなる普及が見込まれる。

【東日本大震災復興支援に関する事例】

- ・ 東日本大震災復興支援への様々な対応に際し、遠野まごころネット（被災地である岩手県沿岸部の後方支援、ボランティア活動の拠点、NGO/NPO 組織の連携拠点）への NGO 支援業務調整

員の派遣及び人材育成を目的とした経理・会計分野のアドバイザー派遣を行い、事務局機能の強化に寄与した。

2. 草の根技術協力事業への理解を得るための取組

草の根技術協力事業に係るホームページ等について、わかりやすい説明や情報提供の観点から、23年度は以下の取組を行った。

- ・ ホームページに 101 件の事例（案件概要）を追加（計 433 件）し、案件の概要を紹介した。また実施団体のホームページへのリンクを 61 団体追加した（計 219 団体）。
- ・ 事業の採択状況等の最新情報をホームページ上に掲載した。（23 年度は採択内定案件 101 件（計 741 件）、実施中案件 60 件（計 311 件）、事業終了案件 102 件（計 614 件））
- ・ また、「JICAs World」で紹介された案件については、個々の案件データから、JICA's World の記事へリンクを貼り、アクセス者がさらに、具体的な情報を得られる環境を図った。

以上の取組の結果、23 年度の草の根技術協力事業及び NGO との連携事業を掲載した「市民参加」のホームページのアクセス総数は、44 万件となった。

3. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

協力相手国における了取付方法、NGO 登録等の要否、手続きに必要な期間等、草の根技術協力を実施する上で必要な最新情報について、機構のホームページ上で必要な更新を行った。23 年度は、エジプト、セルビア、スーダン、ガーナ、ブルキナ・ファソ、タンザニア、マダガスカル、ボリビア、コスタリカの 9 カ国について追加掲載し、計 56 カ国の情報提供を行った。今後も、草の根技術協力事業の新規実施国の追加に併せ、掲載国を追加する予定。

【図表 15-4】 NGO 等が活動するために必要な情報の整備国数推移

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
HP 上に情報を掲載している国数	31 カ国	34 カ国 (3 カ国増)	36 カ国 (5 カ国増)	46 カ国 (15 カ国増)	47 カ国 (16 カ国増)	56 カ国 (25 カ国増)

* カッコ内は 18 年度実績に対する増減数を示す。

4. 国際協力の試みに対する支援の実施

(1) 国内における支援の実施

機構は、市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、地域の団体等の発意をいかしながら、国内各地で国際協力に関するセミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業を実施しており、23 年度は 466 件を実施した（22 年度通年実績は 400 件）。

また、以下の大規模な国際協力イベントに共催者として企画段階から参画し、当日はブースでの展

示やワークショップ実施を通じて、開発途上国の現状や機構の活動の紹介を行った。

- ・「グローバルフェスタ JAPAN2011」(23年10月東京で開催、来訪者11万人)
- ・「よこはま国際フェスタ 2011」(23年10月横浜市で開催、来訪者2.8万人)
- ・「ワールドコラボフェスタ 2011」(23年10月名古屋市で開催、来訪者9.0万人)
- ・「ワン・ワールド・フェスティバル」(24年2月大阪市で開催、来訪者1.7万人)

国内各地で地方自治体や市民団体等が取り組む国際協力に関するイベントやセミナー、市民講座等に対しても、共催あるいは後援という位置づけで 287 件の支援を実施した(22年度通年実績は 623 件)。具体的な事例は以下のとおり。

【国際協力の試みに対する支援の事例】

●グローバルフェスタ JAPAN

グローバルフェスタ JAPAN は毎年 10 月 6 日の国際協力の日に合わせて開催され、23 年度で 20 回目を迎えた。来場者及び参加者は年々増加しており、23 年度は過去最高の約 11 万人を記録した。今年度のグローバルフェスタでは、東日本大震災に鑑みテーマを「絆 ～私たちはつながっている 世界は日本とともに。日本は世界とともに。」と設定し、メイン企画として「絆」の絵プロジェクトを実施した。

このプロジェクトでは、世界中から在外公館等に届けられた「Pray for Japan」の絵画や手紙の展示を行った。また、世界各国から被災地に寄せられた支援に対して「ありがとう」をテーマとした絵画の募集を行い、国内の子ども達から 100 枚近くを収集した。さらに、「貧困や紛争などで十分な生活ができていないと言える世界の国々でも、震災で大きな不幸に見舞われた日本でも、夢や希望を持って共に前向きに頑張っていこう」というメッセージを打ち出すべく、外務省と機構が「10 年後の私」をテーマに世界各国及び被災地の子ども達から絵画の募集を行い、2,000 枚以上を収集したうえで、日比谷公園の中央に設置されたモニュメント「絆の道」の他、公園内 3 ヲ所で展示を行った。

これらの絵画や手紙は、世界と日本の繋がりを効果的に伝える取り組みとして、来場者(玄葉光一郎外務大臣や女優の藤原紀香氏ら著名人を含む)の方々から高い評価を受けた。



【写真】 グローバルフェスタ JAPAN2011 絵画で飾られた「絆の道」

●教育委員会への支援事例

筑波国際センターでは、つくば市教育委員会からの依頼を受け、講師を派遣し、国際理解教育の講義を行った。つくば市及びつくば市教育委員会が主催する小中一貫教育研究つくば市大会の公開授業の一つとして実施されたものである。以後、同教育委員会との連携強化が図られ、出前講座の申込み数の増加につながった。

兵庫国際センターでは、連携協定を結んでいる神戸市教育委員会と共働で、同教育委員会からの外国人講師派遣と国際協力出前講座を組み合わせ、多角的に異文化理解・国際理解教育を行う「こうべ地球っ子プログラム」を実施した。本プログラムの受講生は195名で、講座後に学校からの要望を受け23名の施設訪問を実施した。

●東日本大地震被災地への支援

二本松訓練所では、ボランティア派遣前訓練中、周辺の仮設住宅などにて、訓練生有志がボランティア活動（支援物資の仕分け、行事のサポート、理学や作業療法士によるマッサージなど）を実施し、延べ49名の訓練生が参加した。また、震災・津波被災の経験から世界とのつながりを考え、行動するきっかけを考えることを目的にしたワークショップ形式による講座を、青少年赤十字県南地区高等学校リーダーシップ・トレーニングセンターに参加している福島県の高校生32名を対象に、ボランティア調整員が開催した。

(2) 海外における支援の実施

本邦NGOの現地活動支援及びNGO-JICA連携事業の強化を目的として、NGO-JICAジャパンデスクを22カ国に設置している。ジャパンデスクでは、本邦NGOの現場における効果的な事業の実施に資するため、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況、現地NGO等の情報について提供を行い、ニュースレターやパンフレット、ホームページの作成やセミナー等を通じた交流等を行っている。

また、23年度はジャパンデスク間のノウハウ共有のための会議をアジア地域で開催し、海外における本邦NGO等への支援体制の強化を図った。具体的には、フィリピンにおいて、ジャパンデスクを通じて、在フィリピンの商工会の協力を得つつフィリピンで活動する本邦NGO向けに人事・労務・税制といった組織運営の勉強会を開催したり、本邦NGOによる生産品をクリスマスギフトとして商工会の会員企業にプレゼンする機会を設けるなど、本邦NGOの海外活動を支援した。中国では、機構が中国政府林業部門、中国NGO、日系企業の連携推進のための植林セミナーを開催し、ODAのみならず民間企業の支援による植林の推進や関係者の連携促進に貢献した。ベトナムにおいては、NGO等の交流会を開催し、草の根技術協力事業を実施する上での課題や有益情報の共有を促進し、今後実施する分野別勉強会の計画策定を行った。また、カンボジアでは、本邦NGOに対して、PCM研修及び参加型評価研修を実施し、本邦NGOのモニタリング・評価能力の向上に貢献するなど、各国において本邦NGO活動の支援を行った。

5. 地球ひろばによる活動支援

広尾センター（地球ひろば）は、機構の市民参加協力事業の拠点としての機能とともに、市民が国際協力をテーマに情報発信・交流する場としての“ひろば”機能も担っている。

具体的には、市民団体によるセミナー・イベント開催に対する支援として、ホームページ及びメールマガジン等により、登録団体が広尾センター（地球ひろば）で行うイベント等の広報・情報発信や、団体の活動や団体同士が交流する場として施設の提供を行っており、23年度も機構の実施する各種イベント等で、引き続きメールマガジンの登録の促進を行ったところ、登録者数は22年度から大幅増の13,303人（前年度比3,283人増）となった。また、登録団体数の増加に伴い、セミナー等のイベント件数も着実に増加している。

23年度は東日本大震災の影響により来館者数等に影響を受けたが、一方で震災支援活動を行うNGO支援の観点などから震災支援活動の情報発信のために施設を利用できるように施設利用条件を緩和し、震災関係の施設貸出を33件行った。また震災を契機に、世界と日本の関係をあらためて考えるための特別展「世界はつながっている」を6月から9月上旬まで開催（7,907人来館）、同様に通年で「震災コーナー」を体験ゾーン内に設置し、NGOのボランティア募集、震災に関する機構の取組、周辺の各在外公館から収集した震災に対してのメッセージなどを掲示した。

常設の展示以外にも、近年関心の高い民間企業のCSRやソーシャルビジネスに関する国際協力活動を広く紹介する場として、CSRに関する展示を設置するとともに、CSRやソーシャルビジネスを実施する企業を紹介するセミナーを開催し、CSRに関心のある市民、NGO等の参加者から好評を得ている。社会起業家（インドの社会起業家の先進事例であるドリシテ社）を取り上げたイベントを日本総合研究所と共催で7月に開催（参加者131名）、フェアトレードシンポジウムを同じく7月に開催（参加者285名）、フェアトレードに係る連続セミナー（計10回予定）を2月から実施するなど、国際協力の新しい潮流に対応したインパクトのあるセミナーなどを多く実施することができた。

立地環境の有効活用の観点から、在京大使館による利用に加え、各国大使館の協力を得て、月別に特定国・地域を特集した展示・イベントを21年度から引き続き実施し、定着している。特に国王来訪に併せて取り上げたブータン展は、多くのメディアに取り上げられるなど、大きな関心を生んだ。

これらの取組を進めた結果、東日本大震災による施設利用の制限（体験ゾーンの一時的な閉館等）や時間変更、団体訪問のキャンセル等による来館者数への影響は大きくあったものの、地球ひろばの利用者は自己目標値の10万人を大きく上回る156,733人、外部団体による施設利用数は、1,236件（前年度比135件増）となり、登録団体数は23年度末606団体（前年度比124団体増）となるなど、市民参加の拠点として大きく寄与してきた。

【図表 15-5】地球ひろば（広尾センター）の実績推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	中期計画 最終年度の 自己目標値
利用者数(宿泊者数を除く)	8万8千人	12万5千人	15万人	18万人	15万7千人	10万人
地球ひろば利用登録団体数	287団体	346団体	361団体	482団体	606団体	300団体
登録団体等主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績	422件	517件	716件	1,031件	1,236件	500件

なお、現在の広尾センター（地球ひろば）は、22年12月の閣議決定を踏まえ、24年度中にその機能を市ヶ谷に移転することとなっている。新体制においても地球ひろばの機能を維持できるよう、24年度も継続的に機構内での検討を行う予定である。

過去6年間の広尾センター（地球ひろば）による活動支援実績は、18年4月の開所以来の来館者が70万人を上回り、9月30日には来館者70万人突破を記念したセレモニーを実施した。この6年間に「市民参加による国際協力の拠点」としての広尾センター（地球ひろば）の認知度は増し、特に、開発途上国の理解及び国際協力の最初の一步として開発途上国の食事体験ができるカフェ（累計163,129人が利用、19年度24,956人から23年度33,677人まで利用者が拡大）、講堂・セミナールームや企画展示スペース等首都圏で数少ない国際協力活動を行う市民団体へのスペースの貸し出しを行う交流ゾーン（累計442,694人が利用、18年度44,981人から23年度95,158人まで利用者が拡大）、開発途上国の暮らしの現状や、地球が抱える問題、国際協力の実情などを展示や地球案内人の説明を通して体感できる体験ゾーン（累計188,301人が利用、18年度23,177人から23年度27,898人まで利用者が拡大）などの個々の機能について市民及び市民団体の利用は年々促進されてきた。これらの利用に加え、利用者のニーズに対応した各種国際協力セミナーなどを通じた情報提供、草の根技術協力事業応募団体に対するきめ細かいコンサルテーション、NGOや市民団体支援のための人材育成や能力強化に係る研修など、機構の多様な市民参加プログラム等との相乗効果により、広尾センター（地球ひろば）は市民及び市民団体による国際協力の促進に大きく寄与する施設として認知され、活用されてきた。



【写真】 地球ひろばを訪問した修学旅行の中学生

小項目 No. 16 開発教育支援

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(二) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 4 号）

(二) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 4 号）

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。

具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

【年度計画】

(3) 開発教育支援

- ア. 出前講座については、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。また、国際協力推進協会（APIC）から移管される資料も活用し、開発課題に関する教材及びホームページの内容を改善する。
- イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する他、外務省から移管されるグローバル教育コンクールへの応募促進を図る。特に、教師海外研修については、学習指導要領等の改訂の動きにあわせた学校での取組を促進するため、教育委員会職員の派遣も行う。また、教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、東日本大震災の影響を受け、直接被災した東北支部、二本松青年海外協力隊訓練所及び筑波国際センターに加え、臨時的に訓練所機能を担った大阪国際センターや、広尾センターは、一定期間、施設訪問の受け入れ等を取りやめるなど一部の活動が実施できなかったものの、国際協力出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムについては引き続き取り組んだ。また、質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。さらに、学習指導要領の改訂を踏まえ、教育委員会や文部科学省と一層の連携強化に取り組んだ。

1. 教育現場との連携

(1) 国際協力経験者による体験の還元

国際協力経験者による体験の還元の一環として、機構職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員を中心とした市民に伝える「国際協力出前講座」を23年度は1,797件実施した（22年度実績は2,057件）。

出前講座の質の向上に係る取組としては、講師となる機会の多い帰国ボランティアに対し、派遣前訓練から帰国時のオリエンテーションまで一貫して開発教育に対する意識及び実践方法等の知識を高めることができるよう、開発教育講座やスキルアップセミナーを実施し、出前講座に必要なスキルを習得させた。

【図表 16-1】 出前講座の実績推移

(単位：件)

出前講座	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施件数	2,400	2,062	2,130	2,057	1,797 (-12.6)

*カッコ内は22年度実績に対する増減率を示す。

なお、23年度も参加者の満足度調査を実施し、出前講座の実施後に受入校の教員の9割以上から「実施して良かった」「また実施したい」との高い評価を受けた。具体的な事例は以下のとおり。

【大学への出前講座実施事例】

筑波国際センターでは、機構が連携協定を締結している筑波大学において、新入生を対象とした「国際総合学類フレッシュマンセミナー」に職員を派遣し、機構の概要等について講義を実施した。同講座の受講生から開発教育指導者研修の受講生を輩出するなど、国際協力への参加のステップとして有効に機能している。

【教育委員会との連携の取組事例】

広尾センター（地球ひろば）では、荒川区教育委員会と「夢や希望を語り合う・ようこそ青年海外協力隊」プログラムの実施の覚書を広尾センター（地球ひろば）が開設された18年度に締結している。同プログラムでは、これまでの6年間で、同区の全公立小中学校34校において延べ204回、377名の講師を派遣し、受講した児童・生徒の数は約14,500人となった。



筑波国際センター：国際総合学類フレッシュマンセミナーの様子

(2) 国内拠点での学生・生徒への対応

機構は、開発教育支援や国際協力に関する理解促進の観点から、学生・生徒の国内拠点への訪問を積極的に受け入れ、訪問に際しては、職員やボランティア等の国際協力の経験者や開発途上国からの研修員等に国際協力の意義や開発途上国の現状等を説明頂くプログラムを行っている。23年度は1,055校の訪問を受けた（22年度通年実績は1,203校）。

【図表 16-2】国内拠点訪問実績推移

国内拠点訪問実績推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
学校数	1,095	1,048	1,180	1,203	1,055
人数	28,260	29,504	34,165	33,510	34,612

市民参加協力事業の拠点である広尾センター（地球ひろば）では、全国から修学旅行等の機会を利用した国際理解教育のための視察先としての利用が進んでいる。23年度の「体験ゾーン」（展示スペース）への訪問学校数は335校となっており、23年度中に累計訪問者数が70万人に到達した（詳細は「No.15 NGO等との連携、国民参加支援」参照。）。訪問校の受入にあたっては、事前事後の校内学習を効果的に行うべく、例えば、出前講座やエッセイコンテスト等の機構のプログラムの紹介や、校内学習の内容についての助言や事前学習のための教材の紹介等を行っている。また、東日本大震災で日本が受けた応援メッセージを基に実施した企画展「世界はつながっている 今こそ考えよう 世界と日本の関係」や身近なITを題材に取り上げた企画展、ブータン国王の来日に関心が高まっている中での開催となった月間国別展示「月間国別展示：ブータン王国」等の実施により、来場者に開発途上国との関係や国際協力を身近な問題として考えてもらえるように取り組んだ。

国内拠点訪問後に受け入れ側に対して実施した満足度調査では、9割以上から「実施してよかった」、「また実施したい」等の高い評価を受けている。国内拠点訪問の具体的な事例は以下のとおり。

【国内拠点の訪問を通じて生徒の行動変化につながった取組事例】

筑波国際センターは、研修事業の一部に大学生及び大学院生を参加させる「平成23年度大学生・大学院生向け国際協力理解講座」を実施した。講座は全4コースで構成されており、このうち野菜栽培技術コースの受講者5名中3名が青年海外協力隊ボランティア選考試験に合格し、任国に派遣されることとなった。また、国際協力実務コース（研修事業への参加無し）の受講者19名中10名が、受講後のレポートで将来機構の職員やボランティア等の援助人材になりたいとの意向を示し、さらに4名は高校生対象の実体験プログラムの講師を担うなど、援助の担い手の育成に貢献している。

(3) 開発教育に関する情報提供の充実

23年度の開発教育支援関連のホームページアクセス数は、169,382件と22年度比で7.3%増加した。

【図表 16-3】 開発教育に関する JICA ホームページのアクセス数推移

(単位：件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アクセス数	137,681	145,200	153,964	157,878	169,382

23年度も、各国内拠点のホームページに教師海外研修の募集や授業実践報告を掲載する等、開発教育に関する情報提供の一層の充実を目指してコンテンツの拡充を図った。広尾センター（地球ひろば）のホームページについては、団体訪問のレポートのページや、月別特集企業連携 CSR 展示ページを新設したほか、併設施設「カフェフロンティア」で提供しているランチメニューの更新情報も掲載する等、一般市民の方に親しみを持ってもらえるよう工夫を講じた。また、既存の開発教育支援教材のリニューアルも行った。22年度に実施した県別の相互依存度調査については、新潟県、埼玉県、山梨県の調査を終え、報告書に併せて一般向けのパンフレットを作成した。今後この調査手法や、成果品をモデルとして他県版の実施につなげていく予定である。

なお、23年度は、機構で最も歴史のある事業である「JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」が50周年を迎えた。23年度は、「これからの日本～世界の中で私たちができること～」をテーマとして募集したところ、過去最高の75,662作品（中学生の部：50,303作品、高校生の部25,359作品）の応募を得た。2月には表彰式に併せ50周年記念式典を開催し、50周年記念VTRを上映した。同VTRは広尾センター（地球ひろば）のホームページで公開している。



【写真】「JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」表彰式・50周年記念式典

2. 開発課題等への理解の促進

教育機関が国際理解教育/開発教育を進める背景には、国際的な相互依存関係が深まる中での日本と他国との関係や、異文化を理解し、互いに尊重しつつ協力し合うことのできる人材の育成が求められていることがある。そこで、機構は開発教育支援事業を通じて、教育関係者、教員や次代を担う子供たちに対し、世界の現状や開発途上国の課題に触れる機会を提供している。

また、より効果的に事業を推進するため、文部科学省国立教育政策研究所と共同研究を開始したほ

か、ユネスコスクールを対象とした事業を実施した。

(1) 教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を実際に訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深めることを目的として、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校の教員及び教育委員会の指導主事等を対象とした教師海外研修を実施し、23年度は教員対象のコース（150人、16コース、15カ国）、過年度参加者対象のコース（9人、1コース、シンガポール及びルワンダ）、教育委員会指導主事、文部科学省国立教育政策研究所研究官、文部科学省職員を対象とした教育行政担当者コース（12人、1コース、マレーシア）を実施した。なお、東北支部と二本松訓練所においては、東日本大震災の影響により、例年夏季に実施しているコースを冬季に振り替えて実施した。

実績及び具体的な取組事例は以下のとおり。

【図表 16-4】 教師海外研修派遣実績の推移

教師海外研修	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
派遣数	170	149	144	144	171

【教師海外研修の帰国後の成果発現に係る取組事例】

九州国際センターでは、所管地域における開発教育を推進する教員のネットワーク化及び活性化を目的とし、教師海外研修の過年度参加者を対象としたアドバンスコースを実施した。帰国後は、参加教員の発意で帰国報告会や国際教育の講座等が実施された。24年度も、企業と連携したシンポジウムが企画されており、コースの実施により地域における国際教育活動が活発になった。

【東日本大震災復興支援と関連した取組事例】

東北支部では、国際理解に加えて復興経験の共有を図ることも目指し、16年に津波により甚大な被害を受けたインドネシア国アチェ州に東北地域の教員22名（被災校の教員、被災者を含む）を派遣した。研修の一環として、アチェ州で開催された津波7周年記念式典に出席し、参加教員が州知事と共に代表でスピーチを行った。本コースに参加した教員は「アチェの子どもたち、地域住民の姿から、東北の明るい未来を感じた」等と話しており、津波被害の被災地として思いを共有する一方で、被災状況等において開発途上国と日本の違いを理解する機会となった。帰国後は、授業実践や帰国報告会等を通じて国際理解の推進に取り組んだ。また、24年3月には、せんだい・みやぎNPOセンター関係者10名を対象とした地域NGO提案型人材育成研修「復興支援のための組織力アップ研修（東北地域）」を実施し、組織の事業計画策定や広報、資金調達等にかかる能力向上の機会を提供し、好評を得た。

(2) 開発教育指導者への研修の実施

機構の国内拠点では、開発教育で重要な役割を担う学校教員を中心に、開発教育の裾野拡大の観点から、一般市民も対象とした開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。また、各国内拠点が地域の特性に応じて地元 NGO 等とセミナーやワークショップを開催し、23年度の研修参加者は9,725人となった。

都道府県教育委員会が実施する各種教員研修については、機構の国内拠点から、開発教育の意義や重要性の理解を図るプログラムを研修の一部に組み込むことを教育委員会に働きかけるとともに、機構から講師を派遣するなどして、開発教育の担い手の底上げを目的とした研修を実施し、4,908人が参加した。

これらプログラムにおいては、機構からの講師の派遣のほか、教師海外研修参加者で既に授業で実践を行っている教員を講師とする等、内容の充実を図っている。

なお、開発教育指導者研修に対する満足度調査では9割から「満足である」「授業で実際にいかしたい」等の高い評価を受けている。

具体的な実績及び取組事例は以下のとおり。

【図表 16-5】 開発教育指導者への研修参加者数推移

(開発教育指導者への研修)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
参加者数	7,381	7,276	7,885	9,367	9,725 (3.8%増)

*カッコ内は22年度実績に対する増減率を示す。

【地域関連団体との協働による開発教育指導者研修実施事例】

中部国際センターでは、(公財)愛知県国際交流協会、(特活)名古屋 NGO センター、(公財)名古屋国際センター、(特活) NIED・国際理解教育センターとの共催で、一般市民、教員、大学生、高校生等、のべ56人を対象に、「国際理解教育セミナー in なごや 2012」を実施した。11年連続11回目を迎える開発教育研修の初級者編と位置付けられる本セミナーは、開発教育の間口を広げることを目的に、幅広い年代・職種の参加者に国際理解教育を伝え、より多くの参加者を引き付ける魅力を探っていくこととしている。他方で、本セミナーは、5団体が一貫して情報共有し、協働することにより、副次的にも地域リソースと機構の連携強化にも繋がっている。

【教育委員会との協働による開発教育指導者研修実施事例】

北陸支部では、北陸三県(福井、石川、富山)の教育委員会と連携し、開発教育実践者セミナーを実施した。北陸三県における開発教育の中核的な指導者を育成すること、かつ指導者間のネットワーク形成を行うことを目的として、開発教育の理論や具体的な教材事例、参加型学習の理論や実践方法等を体系的に学習するための研修を全4回に渡り実施した。

(3) プログラムに参加した教員のフォローアップ

教員が継続的に開発教育を実践し得る環境を整備するために、教育委員会との連携強化及び学校現場での理解促進を図った。広尾センター（地球ひろば）では、22年度に開始した文部科学省との意見交換をさらに進展させるべく、23年度は四半期に一回を目途に定例会を実施した。学習指導要領の改訂等について最新の情報を得た他、ユネスコスクールを対象とした連携事業も実施した。具体的な事例は以下のとおり。

【教育委員会との連携の取組事例】

広尾センター（地球ひろば）は、埼玉県教育委員会との連携の一環で、埼玉県立総合教育センターと「国際理解教育・開発教育のための展示に関する覚書」を締結し、同センター内に機構の展示スペースが設けられたほか、初任者研修等、埼玉県の教員研修のプログラムに国際理解教育・開発教育が組み込まれた。また、同県の教員が作成した国際理解教育のための教材も置かれ、同県出身のボランティアの声を届ける展示も設置される等、国際理解教育・開発教育の推進に向けた様々な取組が進められている。今後は、埼玉県において、さらに効果的に機構の事業や国際理解教育・開発教育に関する理解促進につながることを期待される。



埼玉県教育センターでの展示の様子

【文部科学省との共同研究の開始】

23年度から、文部科学省国立育政策研究所と共同にて「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」を開始し、オーストラリア、ニュージーランドにおける現地調査を実施した。今後も、イギリス、ドイツ、カナダ等の関係機関・団体を訪問し、初等・中等教育段階の教育課程における社会の変化に対応するための能力やスキルの解釈・位置づけ、開発教育／国際理解教育の実状を調査する予定である。

【ユネスコスクールとの連携の取組事例】

中国国際センターでは、ユネスコスクール加盟校である岡山学芸館高校を対象に、国際協力実体験プログラム及び出前講座を計5回のシリーズで実施した。複数学年にわたって実施され、受

講生は述べ 204 名にのぼった。実施後は、同校が地域の小学校で開発教育ワークショップを用いた出前講座を実施する等、更なる広がりにつながった。

広尾センター（地球ひろば）では、11月に開催された「第3回ユネスコスクール全国大会 ESD 研究大会」に、機構の開発教育・国際理解教育のリソースをユネスコスクール加盟校等に普及させる目的で展示ブースを出展した。この取組により、ユネスコスクールの活動を検討している教員に対して機構のリソースを効果的にアピールできたと同時に、既に活用している教員からも、機構のリソースが学校現場における開発教育・国際理解教育の実践に有意義と評価された。

(ホ) 海外移住（法第 13 条第 1 項第 5 号）

小項目 No. 17 海外移住

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(ホ) 海外移住（法第 13 条第 1 項第 5 号）

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。

【年度計画】

ア. 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、国際交流基金への移管も含めた事業実施の方向性について関係省庁・機関と検討・協議する。

【当年度における取組】

個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。平成 22 年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行った。さらに、日系研修員受入事業で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する継承日本語集団研修 5 コースおよび日本語学校生徒研修については、政府の検討結果を踏まえ、上級 2 コースを 24 年度中に国際交流基金に移管することとした。なお、営農普及事業については 22 年度の事業をもって終了し、23 年度からは実施を取りやめた。

1. 事業の重点的な取組

12 年 12 月の海外移住審議会意見^(注)「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」に基づく政策の下、引き続き、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえた重点化を進めた。高齢化が進み生活・医療上の補助を必要とする移住者に対し、居住国の社会保障制度の限界等を補う観点から「高齢者福祉」、および日系社会の次代を担う若手の「人材育成」を重点課題とし、日系団体への助成金交付事業、日系社会ボランティアの派遣、日系研修員の受け入れ等を組み合わせ、移住先国における移住者・日系人の定着・安定に必要な事業等を引き続き実施した。

助成金交付事業においては、重点化の取組を通じ、重点課題である高齢者福祉及び人材育成の割合が合わせて既に9割以上になっている。助成金交付事業の実施にあたっては、より効果的かつ効率的な事業を実施するため要望調査の段階で各日系団体に対して今後3カ年の計画の提出を求め、日系団体の財政的な自立を促した。

(注) 同審議会は同意見を最終意見とし、13年1月に海外交流審議会に発展改組。

ア. 高齢者福祉

23年度も引き続き、助成金交付事業、日系社会ボランティア及び日系研修員の3スキームを組み合わせ、現地日系社会のニーズに沿った高齢者福祉支援を実施した。

助成金交付事業ではドミニカ共和国において高齢移住者の医療保険加入を支援したほか、22年度に引き続き、ブラジルにおける高齢移住者に対する無料検診や定期健康診断の支援及びボリビアにおける高齢移住者のデイサービスや地元ボランティアに対するレクリエーション研修への支援を行った。

(日系ボランティア及び日系研修員については、本小項目2項及び3項を参照)

イ. 人材育成

23年度は、主に日系社会リーダー育成事業や日本語学校生徒研修、助成金交付事業を通じた人材育成支援を引き続き実施した。

日系社会リーダー育成事業においては日系社会においてリーダーとなり得る人材を育成するために、日本の大学院で修士号(医学・歯学は博士課程)取得を目指す日系留学生を支援しており、23年度は新規に9名の日系留学生に奨学金を給付した。

日系社会の次代を担う人材の育成を目的とした日本語学校生徒研修では、日系団体運営の日本語学校に在籍する日系中学生49名を受け入れ、日本の公立中学校への体験入学やホームステイを通じて、日本の文化や習慣等を学ぶ機会を提供し、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを支援した。

助成金交付事業では、日本語教育分野で、主に現地日系日本語教師の養成・確保を目的とした研修及びサンパウロ市で実施された汎米日本語教師合同研修会の経費の一部を助成した。

2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組みの中でも、直接・間接的に日系社会に裨益する協力を実施しており、日系団体も計画の策定や実施に主体的に参画している。23年度の経済・技術協力との連携実績は以下のとおり。

(1) 経済・技術協力

パラグアイの首都アスンシオンの電力ニーズに対応するため機構が有償資金協力により支援している「イグアス水力発電所建設計画」では、日系人移住地に接するイグアス湖でのダム整備を支援しており、多くの日系移住者が加盟しているイグアス農協が所有する採石場から上記プロジェクトの道路工事用資材が購入される等の副次的な効果が見られた。

(2) 国民参加型事業

受け入れ先社会における日系移住者の定着・安定に貢献する人材を育成することを目的に、中南米10カ国から114名の日系研修員を受入れ、技術研修を実施した。

中南米地域の日系社会を対象にした日系社会ボランティアにおいては、長期派遣ボランティア（任期2年間）として、日系社会青年ボランティア（20～39歳）31名と日系社会シニア・ボランティア（40～69歳）15名の計46名を新たに派遣した。

また、日系人移住地を対象とした草の根技術協力がパラグアイにて実施されており、日系社会のみならず、移住先の住民の裨益も図られている。詳細は以下のとおり。

●香川らしい国際協力プロジェクト「パラグアイにおける農産物利活用プログラム」

日系人移住地のラ・コルメナ市に対して香川県が果樹等のラ・コルメナ地域特産物の生産向上および付加価値化のために草の根技術協力を行っている。22年度より、ラ・コルメナ市から2回に渡り計7名の研修員が本邦研修に参加し、香川県における農産加工の実態、具体的にブドウジュース及びトマトピューレの加工技術について学んでいる。研修後、国内での商品化を目指し、帰国研修員らによるブドウジュース及びトマトピューレの製造が試行的に行われている。

ア. 高齢者福祉

ソーシャルワーカー等の福祉関連の実務経験がある日系社会ボランティア8名を派遣するとともに、高齢者福祉分野の日系研修員8名を受入れた。

イ. 人材育成

20年度から開始した「現職教員特別参加制度（日系）」により、小学校教諭6名及び日系日本語学校教師21名からなる計27名の日系社会ボランティアを派遣（青年22名、シニア5名）し、日本語教師養成のために日系研修員21名を受入れた。

3. 日本語研修の見直し

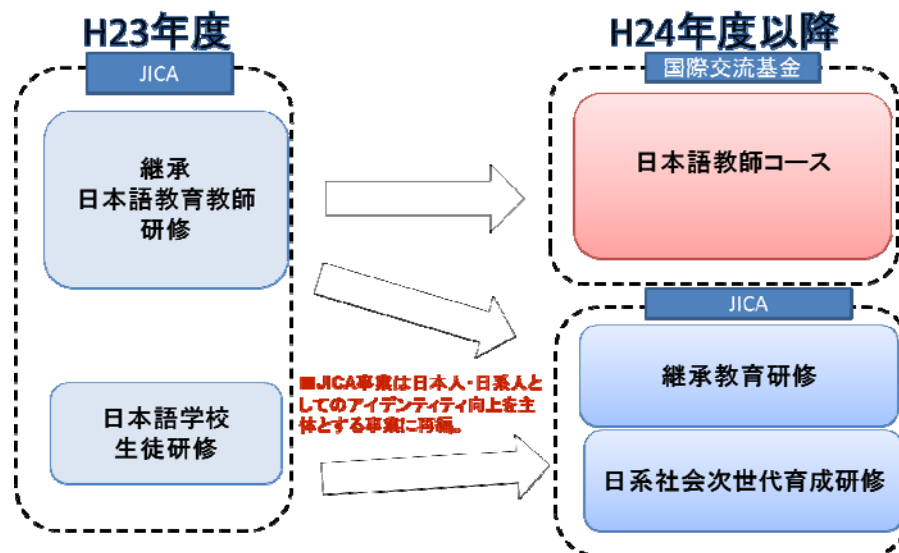
日系研修員受入事業で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する継承日本語集団研修5コース及び日本語学校生徒研修については、政府の検討結果を踏まえ、継承日本語集団研修のうち日本語教師養成を目的とする上級2コースを24年度より国際交流基金に移管することとした。

移管しないその他の集団研修3コースおよび日本語学校生徒研修については、関係省庁や機関の了承を得て、日系人のアイデンティティ向上に資する研修として再編し、引き続き当機構で実施することとした。

上記整理を踏まえて、各国日系団体、外務省、国際交流基金、機構の継承日本語関係者を集めた日系継承教育セミナーを本邦にて開催し、中南米の日系社会における今後の継承語教育のあり方に関して協議・検討した。同セミナーの最終日には、今後日系社会において継承語教育を実施していく上で

の、日本政府、機構等の公的機関に対する要望事項及び自発的取組をまとめた文書が日系社会より提出された。

【図表17-1】 24年度からの継承語教育



4. 調査統計事業及び営農普及事業の段階的廃止

営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ、18年度以降徐々に予算規模を縮減してきたが、22年12月7日に廃止が閣議決定されたことを踏まえ、22年度の実施を最後に、23年度より事業を廃止している。

調査統計事業については、20年度以降実施を取りやめている。

5. 海外移住資料館の活用

23年3月の東日本大震災の発生を受け、23年度上期は節電対策として閉館時間を1時間早めるとともに、4月から6月に予定されていた週末企画展を中止する等した結果、4月から6月期の入館者数には大幅な落ち込み（対前年度比78.2%）が見られた。他方、地元地域と連携した展示会やイベントの実施等、広報における工夫などを行い、通年では入館者数の年間目標の100.7%（30,231人）を達成した。近隣8施設が協力して10月に開催した合同イベント「宝島ハロウィン・ラリー」では、配布されたチョコレート（（株）明治提供のアグロフォレストリー・チョコレート）にまつわる移住者の活躍について、リーフレットの配布とともに映像上映も行い、海外移住に関する知識の普及を図った。

なお、海外移住資料館での解説や学習シート、ワークショップや教材の貸出、「学習活動の手引き」配布等を行う教育プログラムの受講者数は4,478人（111件。3月31日時点）となり、年間目標数1,894人の236%と大幅に上回った。

また、館報や研究紀要の発行に加え、広報誌「海外移住資料館だより」を定期的に発行しているが、

通常年 4 回発行しているところ、23 年度は、日系社会からの東日本大震災支援に関する特集号を追加して計 5 回発行する等、積極的な情報の発信を通じた国民の理解促進に努めた。なお、移住資料館のホームページアクセス数は 131,598 件（年間目標数 113,182 件）となっている。

(へ) 災害援助等協力（法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

小項目 No. 18 災害援助等協力

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(へ) 災害援助等協力（法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGO との連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

(1) 緊急援助隊派遣

ア. 国際緊急援助隊の派遣については、チャーター便の利用も検討し迅速な派遣を目指すとともに、調査チームによる調整支援等により、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。

イ. 国際緊急援助活動の質の向上に資するため、研修・訓練派遣の実施後にレビューを行い、その結果を反映して研修・訓練内容を充実させる。また、国連人道問題調整部（UNOCHA）等との連携により、都市型搜索救助に関する国際協調体制等の強化に貢献する。

(2) 緊急援助物資供与

ア. 被災規模・救援ニーズを迅速かつ的確に把握して物資の内容・規模を確定する。また、供与実施後のモニタリングを通じて必要なフォローアップを図るとともに、教訓を抽出し、今後の物資供与の実施の改善に資する。

イ. 被災国政府による迅速で効果的な物資配布を促進するため、NGO、赤十字、国際機関等との情報共有・連携を図る。

【当年度における取組】

平成23年度は、救助チーム及び医療チームの実派遣を要する災害はなかったが、ロシア石油精製工場爆発火災及びタイの洪水災害に対し専門家チームの派遣を実施した。特にタイの洪水においては、日本がこれまで災害対策で培ってきた経験をいかして都市インフラの安全対策のための各種専門家派遣を迅速に行った。国際緊急援助隊法施行以来、初めての排水ポンプ車による大規模かつ迅速な排水支援の実施により、現地の工業団地等の早期復旧に大きく貢献するとともに、今後の日本の緊急援助に新たな方策が加わった。

救助チームについては、都市型災害救助チームの国際的評価の中で最高位の「重（ヘビー）」級認定を21年度に取得していることを踏まえ、世界最高レベルの援助の質を維持・向上するために、23年度は研修・訓練プログラムの一層の改善を進めた。医療チームについては、従来の診療所機能から、災害発生後72時間以内のニーズが高い救命医療期への対応を強化することを目的に、手術モジュールに関するガイドラインの作成及び研修並びに機材導入等を行い、24年度から実派遣において手術が行えるよう大規模な見直しを行った。

加えて、災害救助に関する国際的な枠組みである国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）への積極的な貢献を通じて、「重（ヘビー）」級を保持する日本の災害緊急援助に関する知見を国際社会に発信する一方、世界の最新情報を踏まえて日本の技術水準の向上にも努め、他国機関やNGO等との連携も強化した。

また、緊急援助実施時に迅速かつ適正に諸手続きを行うために、マニュアルの作成やシミュレーションの実施など、平時における体制整備を強化した。

物資供与に関しては18カ国に対して19件をニーズを踏まえて迅速に実施するとともに、より効果的な物資供与が可能となるよう備蓄倉庫の見直しを行い、世界食糧計画（WFP）の倉庫の活用を開始した。

なお、東日本大震災での経験を通じて得られた教訓を国際緊急援助隊の関係者や国際社会と共有したほか、国内激甚災害への機構の関わり方について検討を行った。

1. 国際緊急援助隊の派遣

23年度は、国際緊急援助隊救助チーム及び医療チームの派遣を要する災害は発生していないが、救助・医療以外の人的派遣の実績は、以下のとおりであった。

1. ロシア石油精製工場爆発火災

- ・火傷医療専門家（医師1名） 8月11日～14日
- ・看護師（1名） 8月11日～14日

23年8月7日にロシアのハバロフスクの石油精製工場で爆発火災が発生し、8月10日にロシア政府から要請を受けたことを踏まえ、8月11日に重度の火傷を負った患者に対する治療の助言を行うために、医師及び看護師からなる火傷医療の専門家チームの派遣を決定した。

2. タイ洪水被害

- ・地下鉄専門家（2名） 10月26日～11月2日
- ・上水道専門家（4名） 10月26日～11月19日
- ・空港専門家（2名） 10月27日～11月2日
- ・排水専門家（51名、排水ポンプ車10台） 11月2日～12月27日

タイ洪水では、バンコク中心部の主要インフラ浸水が懸念されるなか、機構が実施している既

往の技術協力及び資金協力を通じて現地事情を熟知した専門家（大阪広域水道企業団、東京メトロ、国交省各所属）を計3チーム派遣し、現地での踏査・検証を通じて、タイ側関係機関の防水措置および緊急時対応計画が万全であることを確認した。上記の客観的情報は現地でも広く報道され、タイ政府・関係機関のみならず、バンコク市民にも大きな安心感をもたらした。

また、アユタヤ・バンコク周辺の広大な冠水地域の早期復旧を支援するため、国土交通省保有の排水ポンプ車10台を現地へ輸送し、外務省、国土交通省、民間（ゼネコン・メーカー）、機構の四者が連携して現地作業にあたった。排水ポンプ車の稼働期間は32日間、日本側だけでのべ51人の投入を行い、タイ側関係機関や地域住民等の多大な協力を得て、排水参画面積約5,151万平米（東京ディズニーランドの約100倍）、量にして810万立米（東京ドーム約6.5杯分）の排水を行った。これにより、日系企業を含む工業団地や、教育機関、市街地等、7地区の早期復旧に大きく貢献した。

排水ポンプ車の海外の被災地への派遣は国際緊急援助隊としてのみならず、日本としても初めての対応であり、従来、主に応急対応期の人命救助や被災者への医療を中心として対応していた国際緊急援助隊の支援内容に新たな方策が加わったこと、国内関係機関と連携し既存の機材を活用することで迅速な対応が可能になったこと、という点からも大きな意義がある。従来から、救助チームや医療チームについては機構が海外派遣専用の資機材を整え、即座に派遣ができる態勢を整えているが、排水ポンプ車についてはこのような態勢はなかったにもかかわらず、国交省と協力し、国内で使用されている車輛を現地に輸送して使用することで、ニーズに対して迅速に対応できた。

この経験をもとに、現在機構では、被災地のニーズによりの確に答える多角的な支援方策の検討を行っている。



【写真】 タイ洪水災害における排水ポンプの活動現場

なお、上記の災害派遣期間以外にも、23年度は、機構が常時実施している救助チーム及び医療チームの訓練（詳細は「2. 研修・訓練の実績」参照）に加え、派遣手続きを行う緊急援助隊事務局側がより迅速かつ的確にチームを派遣できるよう、災害発生時のシナリオを作成し、3回に亘る派遣手続きのシミュレーションを実施した。具体的には、災害発生後の被害状況の情報収集、派遣形態や構成の検

討、各省庁も含めた関係方面との調整、派遣人員選定と事務手続き、フライトの確保や機材の準備、現地とのやり取り等について、職員一人一人が適時適切なオペレーションを遂行できるよう確認及び訓練を実施した。また、チーム派遣の手続きの標準化と組織内共有を目的として派遣標準手順書の作成を行ったことで、安定的かつ確実な業務遂行が可能となった。

【図表18-1】災害援助等協力業務



2. 研修・訓練の実績

(1) 研修・訓練

ア. 国際緊急援助隊救助チームの研修・訓練

国際緊急援助隊救助チームの研修・訓練は、第2期中期目標期間中に、質・量ともに大きく改善を図ってきた。例えば、海外の都市型災害現場に多く見られるコンクリート建築の倒壊現場に対処するために国際的なガイドラインで定められている重量物の持ち上げ、支持安定化、コンクリートの上方への突破等は、従来の訓練では重点的に実施されていなかったが、救助チームが22年3月にINSARAG（国際搜索救助諮問グループ）による救助チームの国際的外部評価（IEC）の中で最高位の「重（ヘビー）」級認定を受検するために、19年度から隊員への新しい技術普及や確認を行った。また、諮問グループが求めるガイドラインに沿ってチームの構成を国際標準に合致するとともに、召集から帰国までの活動内容もガイドラインにあわせて標準化した。また、IEC受検後も、国際搜索救助チームとして2カ所の災害現場で同時に24時間体制で10日間の救助活動を常時組織的に対応できるよう、能力維持、向上を継続的に図ってきている。

第2期中期目標期間最終年度である23年度においても、「重（ヘビー）」級の能力を発揮すべく、研修・訓練の見直しと拡充を図った。具体的には、実派遣において団長・副団長となる要員の連携強化と指導要領の定着を目的として、指揮計画運用研修を実施するとともに、兵庫県での総合訓練では、48時間連続派遣シミュレーション訓練を取り入れ、個人の技量のみならずチームとしての即応力を強化する等、より実践的な訓練を実施した。さらには、22年度から取り入れた構造評価に関する訓練について、23年度には本格的かつ実践的な指導を行うように改善した。

また、倒壊したビル等の破損状況を専門的見地から確認して救助の方策や可能性を検討するための構造評価専門家をIEC受検に併せて導入し、安定的な人材確保のために、22年度に登録制度を構築し

て、23年2月のニュージーランド地震の際に初めての派遣を行った。23年度は、登録専門家全員に対して、初めてフォローアップ研修を行い、ニュージーランド地震における活動の振り返りを通じて災害現場においてどのような判断をすべきかについて確認と共有を図るとともに、今後、専門家に期待される役割等について情報の共有を図った。

指揮計画運用研修 1回 14名
総合訓練 1回 71名
技術訓練 1回 96名
機材メンテナンス会 4回 42名
構造評価研修 1回 7名

イ. 医療チームの研修・訓練

国際緊急援助隊医療チームの研修・訓練については、医療チームへの登録希望者を対象とした導入研修及び既登録者の研鑽を目的とした中級研修をそれぞれ実施した。

通常、年度内の実際の派遣を振り返る内容としていた第3回中級研修については、23年度は特別に、東日本大震災における医療活動の振り返りを国際緊急援助隊の活動からのインプットと国際緊急援助隊の活動へのインプットという観点から行った。その結果、国際緊急援助隊の研修や実派遣における実践は、国内での緊急医療支援活動に大きく役に立っていることが確認され、今後、医療活動を行う団体間での調整や行政への支援を行う能力を更に強化していく必要性が明確になった。

また、これまでの派遣において発災後72時間以内の救命医療期への対応が不十分との課題認識があったが、チャーター機の使用開始で早期の被災地入りが可能となったことから、救命医療期への対応の強化を本格的に検討することになった。22年度からは、手術、病棟、透析の各モジュールの新設について検討を始め、23年度は、手術モジュールに関して22年度に作成したガイドラインを用いた研修を行うとともに機材を整備し、24年度から実際の派遣があった際に手術が行えるよう準備を整えた。病棟モジュールについては、23年度の研修で概要を紹介するとともに機材の選定に関する意見交換を行い、24年度からの研修開始に向けて準備を行った。

医療チーム向け導入研修 2回 78名
医療チーム向け中級研修 3回 483名

(2) 国際協調体制への貢献

IECの「重(ヘビー)」級としての国際社会における役割を果たすとともに、23年度はINSARAGが実施した救助チーム関係者の情報交換や能力向上を目的とした各種会合に、積極的に参加した。これにより、災害緊急援助分野における日本の貢献と認知度がより高まるとともに、救助チームの派遣に必要な知識、技術、枠組等について最新の情報が得られ、国際水準を念頭に置いた日本の救助チームの能力向上等にも資することができた。

また、救助チームは、各国から派遣される同様の目的の救助チームと連携または分担して、共通の言語を用いて限られた時間内に最大限の人命救助活動を展開しなければならないことから、他機関との連携は不可欠であり、23年度も国際協調体制の構築に向けて、以下の具体的な取組を行った。

【国際機関との協力の具体例】

●INSARAG における作業部会への参加

INSARAG が定める特定課題に取り組むため、オペレーション、訓練、医療の3つの作業部会が設置され、各国から推薦された担当者が参加している。作業部会に継続的にメンバーを派遣する国が限定される中で、機構ではその重要性に鑑み、全ての作業部会に機構で選定した人材を派遣する方針とし、継続的に3名を派遣してきた。国際搜索救助分野における活動基準・規範は同作業部会によって作成されていることから、同分野全体の発展に寄与してきた。派遣されたメンバーは、そこで知り得た情報を国際緊急援助隊に還元しており、チーム全体の能力向上にも貢献してきた。なお、INSARAG に加盟している国は80カ国を超えるが、全ての作業部会にメンバーを継続的に派遣している国は、シンガポール、ドイツ、イギリス等に限定されており、機構からの貢献はINSARAG に対する人的貢献として際立っている。

●インドで開催されたアジア大洋州地震対応訓練への参加

5月にインドのアグラで実施されたアジア大洋州地震対応訓練に参加した。機構からは3名から成る模擬チームに加え、演習管理者を1名派遣した。演習管理者は各国（チーム）メンバーから構成されるが、機構もこれに参加し、演習全体の運営及び訓練参加者への指南役としての役割を果たした。日本が認定されている「重（ヘビー）」級は、INSARAG において、開発途上国の搜索救助能力向上にも貢献する活動が期待されており、この観点からも演習管理者の派遣は日本に求められている期待に応える重要なものである。

●IEC 評価員の派遣

既に IEC を受検し「重（ヘビー）」級チームとして認定されている日本には、他国が受検する際の評価プロセスにも積極的に関わることが期待されている。23年度は、トルコ、スペイン、韓国、オマーンが IEC を受検した際に、機構が選定した延べ4名を評価員として派遣した（全世界で第3位の実績）。IEC 評価員の派遣に際しては、その派遣対象 IEC、派遣者人選、派遣者のための事前ブリーフィング、派遣後の報告会等一連の業務を機構で実施している。IEC 評価員の派遣は、INSARAG への貢献手段の中でも、人材、資金、経験を提供するという観点から非常に大きなインパクトを持っており、開発途上国への能力向上に資するという点でも大きな貢献である。派遣後には、機構の主催する救助チーム関連イベントにおいて関係者と結果を共有し、日本チームの課題特定やその改善等の基本情報として利用している。

●アジア大洋州地域会合

7月にインドネシアのバリで開催されたアジア大洋州地域会合において、機構は同地域の副議長国として、議長国であるインドネシアをサポートし、会合を成功に導くことに大きく寄与した。機構は22年に全地域の会合ならびに世界会合を事務局として同時開催しその準備と実施の中心的役割を担った。この経験を基に、INSARAG内において経験の浅いインドネシアを、会合内容とロジスティクスの両面から補佐し同会合開催に貢献した。

(3) 東日本大震災関連

23年度は、東日本大震災において得られた教訓・知見を内外の国際緊急援助組織・関係者等に発信した。東日本大震災に関する具体的な取組は以下のとおり。

●国際緊急援助体制へのフィードバック

国際緊急援助の代表的な会議または訓練である「INSARAG 地域合同訓練」、「国連災害評価調整 (UNDAC) チーム諮問委員会」、「ALNAP (Active Learning Network for Accountability and Performance of Humanitarian Assistance): 人道支援活動における説明責任と実践のための積極的学習ネットワーク」等の場において、東日本大震災における日本政府の対応、国際支援などに関するプレゼンテーションを行い、情報発信に努めた。参加者からは、海外の災害緊急援助と国内の災害緊急援助の実施体制や情報の共有が国内の災害対策にも有効であると評価する声があり、国内で得られた教訓を国際社会に役立てることができた。

●タイ洪水被害対応へのフィードバック

機構が、タイ洪水に対する保健・公衆衛生調査団を派遣した際に、タイ保健省からの要請を踏まえて東日本大震災における保健・公衆衛生面での経験・教訓を共有した。日本の調査団にとっても、タイ保健省が従来から保有している同分野での高い知見及び先駆的な試みについて学ぶことができ、帰国後はその知見を医療チーム第3回中級研修（国際緊急援助隊の派遣登録者に対するブラッシュアップ研修）において共有した。

●赤十字へのフィードバック

機構は、11月に開催された「赤十字シンポジウム 2011」にパネリストとして参加し、機構が東日本震災時に実施した、国連災害評価調整 (UNDAC) チームによる海外からの支援受け入れ調整、イスラエル医療チームの受け入れ、機構の施設の提供、ボランティアの派遣等の取組について情報共有を行った。また、国際緊急援助を調整ないし実施する事務局の立場から、意義の高かった支援内容及びその逆についても言及し、教本等では習得し得ない実務レベルでの知見及び緊急支援の現実を参加者と共有した。

●国内医療機関へのフィードバック

東日本大震災の被災地で医療活動を行っていた医療チーム関係者が出版する書籍「いのちを守

る」(東日本大震災・南三陸町における医療の記録)の執筆を、被災地支援に関わった機構職員が一部担当し、海外での災害現場における医療チームの現状と課題を基に、災害医療支援における原則や留意点を提示するとともに、東日本大震災の経験を踏まえた今後日本が大規模災害に見舞われた際に考慮すべき点等を外部に発信した。

なお、東日本大震災に際して機構が得た経験を踏まえ、今後、国内において大規模災害が発生した際の機構の関わり方について、機構内部のタスクフォースにおいて、平時における貢献と災害発生時の貢献とに分けて検討した。

3. 緊急援助物資供与

(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況

緊急援助物資供与については、被災国の海外拠点にて救援ニーズを適切に把握の上、海外備蓄倉庫所管の拠点との緊密な連携により、18カ国19件を迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。具体的な取組は以下のとおり。

●アフリカの角の干ばつ

過去60年で最大の干ばつに見舞われたアフリカの角(ソマリア、ケニア、エチオピア、ジブチ等の地域)において、特に深刻な被害に見舞われたソマリアからケニアへ約380万人が、エチオピアに約450万人の避難民が流入した。4年の国際平和協力法制定後、紛争に起因する難民に対する支援は機構による災害物資援助の対象外とされてきたが、今回は干ばつという自然災害由来の難民であることに鑑み、機構は、テント、毛布、簡易水槽等、計9,000万円以上の物資供与を行った。その一部は、23年度から活用を開始した世界食糧計画(WFP)の運営する国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)からの初の提供であった。この過程で、難民キャンプを運営するUNHCRと緊密に連携してニーズを把握するとともに、配布もUNHCR経由で行い難民への支援が着実に迅速に行われた。

●東南アジア地域における洪水災害

23年度下期には、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイの4カ国がほぼ同時に洪水による災害に見舞われたが、全ての国に対して迅速に必要な物資を供与し、対応した。

なかでも、10月から約3カ月にわたり支援をしたタイ洪水被害においては、初期の段階で一面水浸しになった状態の居住地にライフジャケットや救援ボート用船外機を現地調達で迅速に供与する等、現地のニーズに沿った支援を適時、適切に行った。

なお、緊急援助物資供与のさらなる効果をあげるために、WFPが世界5カ所で運営するUNHRDを利用することについて、23年6月にWFPと機構の間で覚書に署名した。これにより、機構として備

蓄する 8 品目を UNHRD に無料で備蓄することができ、備蓄箇所が 4 カ所から 6 カ所に拡大した。さらに、UNHRD に他のドナーが保管している各種物資を相互に融通して被災地に送ることができるようになり、ジェンダーに配慮した品目も含め従来よりも供与できる物資の幅が広がったほか、アフリカを中心に従来よりも物資輸送ルートが増えた。23 年度は UNHRD からの物資供与を 4 回行った。

物資供与のモニタリングについては、中期計画に基づき、物資供与後の配布・活用状況の確認を強化しており、23 年度は 10 件のモニタリングを行った（前年度比 7 件増）。モニタリングを通じて抽出された課題や教訓（物資の仕様・数量、輸送方法等）について、備蓄物資の定期見直しや同一国への次回供与時の内容・数量の決定に活用するべくデータベースでの管理を引き続き行っている。

(2) NGO 等との連携の実施状況

被災国政府による迅速で効果的な物資配布を担保するため、物資供与実施時には先方政府の配布計画を確認するとともに、先方政府の意向も踏まえつつ NGO、赤十字、国際機関等との連携の可能性を検討している。

23 年度は、NGO の中でも、特に災害緊急援助に関してつながりの深いジャパン・プラットフォーム（JPF）及び日本赤十字社（日赤）に機構の担当窓口を指名してもらい、緊急時の対応に備えた。具体的には、災害発生時には常に JPF、日赤等と情報交換を行い、被災国政府による迅速で効果的な物資配布を担保するため、実施検討時には先方の配布計画を確認するとともに、先方政府の意向を踏まえつつ NGO、赤十字、国際機関等との連携の可能性を検討した。また、JPF 主催の東日本大震災の報告会及び評価会において、NGO 等と情報交換を行った他、ALNAP 年次総会時に人道支援における評価分野の NGO と情報・意見交換を行い、ネットワークの形成に努めた。

その他、Peace Winds America の要請により、民軍連携をテーマとする会議に出席し、NGO との間のネットワーク構築や情報交換を行ったり、難民支援協会等が主催する人道支援分野における評価、品質管理、アカウントビリティ向上に関するシンポジウムに出席し、積極的な情報交換を行うなど、既存の連携関係の強化ならびに新たな NGO との関係構築に取り組んだ。

なお、NGO 以外との連携実績として、大洋州地域への物資供与のさらなる迅速化をめざし、24 年 3 月には、大洋州に対する物資供与を補完するために、オーストラリアの援助機関である AusAID の備蓄倉庫の活用の可能性について、AusAID と協議を行った。従来シンガポール等からオーストラリア経由で送付している物資をオーストラリアから直接送付することが可能となることから、引き続き協議をしていくことで一致した。また、ツバル国の干ばつ災害に対する緊急物資供与では、ニュージーランドとの連携により、ニュージーランド軍が日本の物資をツバルまで輸送した。

(ト) 人材養成確保 (法第 13 条第 1 項第 7 号)

小項目 No. 19 人材養成確保

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(ト) 人材養成確保 (法第 13 条第 1 項第 7 号)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。
- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修の実施、長期研修及びジュニア専門員制度の見直し等を行なうとともに、対象者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。
- ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を推進する。

【当年度における取組】

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、情報発信の活発な団体層の発掘や登録団体が有用な機能を認知するための取組を行い、新規登録団体数や情報提供件数の増加に繋げた。

特に、情報提供件数は 4,379 件と、22 年度から 1,000 件近く増加した。また、個人向けサービスの提供については、国際協力人材の裾野拡大を目的とした取組を行い、23 年度から新規に導入した簡易登録の登録者数が 2,400 名を超えた。また、東日本大震災後の対応として、復興支援関係の求人情報を掲載し、復興支援への参加を希望する個人と復興支援に乗り出した PARTNER 登録団体とを結ぶ役割を果たした。

これまで実施していた国際協力におけるキャリア相談についても、夜間や土曜の相談を可能とする

等、対面相談の体制強化を行い、対面相談の数を前年比 70 件強増加させるに至った。

人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」については、引き続き適切に実施し、参加者からも実務的な内容であるとのアンケート結果を得た。また、研修結果の活用に関する研修参加者への調査の方法を検討した。インターンをはじめとする大学等と連携した人材養成については、新たな取組として、国際協力の実務者育成の観点から、現地の技術協力プロジェクト等での司法修習生や若手医師の受入れを実施した。

1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1) 国際協力人材センターの情報提供状況

ア. 情報提供団体及び情報提供件数の拡充

22 年度末に実施した PARTNER 登録団体向けのアンケート結果等を踏まえ、PARTNER の情報掲載件数の増加に向け、情報発信の活発な団体層の発掘や登録団体の有用な PARTNER 機能の認知度向上等を目指し、23 年度の重点項目として「団体向け情報提供の強化」、「PARTNER の広報強化」の 2 点に注力した。団体向け情報提供の強化については、登録団体の 4 割弱を占める NGO/NPO 団体から特に要望の高い広報分野の情報提供を強化した。具体的には、有効な広報ツールとして関心の高い「ソーシャルメディアの活用術」をテーマに、51 団体（75 名）の参加を得て、登録団体向けセミナーを開催し好評を博すとともに、団体間の情報共有や連携促進にも貢献した。また、新規コンテンツとして、上記セミナーと連動したセミナー講演者執筆による「広報のチカラ・ソーシャルメディアの活用術」及び登録団体の有効な PARTNER 活用術を取りまとめた「ご登録団体の声～Good Practice～」を開発し、登録団体の活性化と PARTNER の更なる活用を促した。さらには、22 年度に引き続き、東日本大震災に対応すべく、復興支援への参加を希望する個人と復興支援に乗り出した PARTNER 登録団体とを結ぶ情報の提供を行う「震災に関する PARTNER 掲載情報」コンテンツを 23 年 3 月末から掲載し、23 年度末時点で約 200 件以上の復興支援関係の求人情報を掲載し、被災地で活躍できる人材の確保に貢献した。

PARTNER の広報強化については、23 年度より、国内拠点との連携強化を通じて地方の登録団体の掘り起こしなどを目指し、各国内拠点（札幌国際センター、横浜国際センター、筑波国際センター、中部国際センター、九州国際センター）の実施するセミナー等における、キャリア相談の実施を図るとともに、PARTNER 機能紹介を通じた地方における新規団体登録の促進を図った。

このような取組の結果、登録団体及び情報提供件数ともに、順調に増加した。23 年度の実績は以下のとおりである。

- ・登録団体数：668 団体（23 年度新規登録団体：103 団体/22 年度：95 団体）
- ・情報提供件数（年間目標件数：2,781 件）：4,379 件（22 年度：3,459 件）
内訳：求人情報 3,304 件、研修・セミナー情報 1,075 件

イ. キャリア相談機能の強化

23 年度から、簡易な内容のメール相談の増加への対応と相談機能の強化を狙い、メール相談の負荷を減少させ、対面相談を重視することとした。この方針に基づき、基本的な相談は PARTNER ホーム

ページ上で解決できるように、同ホームページ上のコンテンツ「キャリア相談よくある質問（FAQ）」を網羅的かつ体系的に全面改訂した。この結果、メール相談の件数を前年比でほぼ半減させるとともに、夜間や土曜の対面相談及び機構の実施する国際協力人材セミナーでの対面相談の体制強化を図ることにより、対面相談の件数を前年比 70 件強増加させるに至った。

- ・キャリア相談業務（メール相談）：65 件（22 年度実績：117 件）
- ・キャリア相談業務（対面相談）：295 件（22 年度実績：221 件）

また、個人向け新規コンテンツとして「見える！あなたの国際協力キャリアマップ」を新規開発し、改訂版「キャリア相談よくある質問（FAQ）」とともに、国際協力の実績に乏しいエントリー層向けのキャリア形成支援に大きく貢献し、ウェブサイト閲覧者が更新するブログ等においても引用されるなど好評を博した。

（2）専門家等の登録

22 年度末に実施した PARTNER 登録人材向けのアンケート結果等を踏まえ、人材登録者増加に向けて、23 年度に取り組む重点項目として、「個人向けサービスの提供」、「国際協力人材の裾野拡大」の 2 点に注力した。個人向けサービスの提供については、外部機関及び機構の国内拠点を通じた広報活動強化の一環との関連し、公益社団法人日本技術士会との連携を強化し、同会が主催する海外技術業務協力実務講習会（名古屋及び東京）で機構海外業務の概要や PARTNER 利用促進についてセミナーを行った。海外展開を希望する技術士資格を有する会員が増加してきた同会と、専門性の高い人材の PARTNER への登録促進を望む機構との双方にとって効果的な取組となった。また、PARTNER を使った同講習会の幅広い広報と PARTNER 登録者向けの受講料割引設定により、同講習会への参加者が 90 名になるなど、質の高い援助人材の発掘に資することとなった。

国際協力人材の裾野拡大については、国際協力分野で即戦力となる人材向けに「国際協力人材セミナー」を神戸、東京、横浜、広島で開催し、合計 685 名の参加者を得た。また、国際協力キャリアフェア 2011（国際協力ジャーナル社主催/参加者 734 名）に参画し、国際協力人材の裾野拡大に努めた。また、国際協力に関心はあるが、現地未経験の大学生等をターゲットに新たに簡易登録制度を創設し、PARTNER サイトを中心に幅広く広報展開したところ、年間目標人数 600 名のところ、簡易登録者数が 2,400 名に達した。また、上述のとおり、国内機関の実施するセミナー等への協力、キャリア相談等を実施し、機能紹介を通じた地方における潜在的な援助人材の発掘や人材登録の推進を図った。さらに、発信機能の強化の一環として、国際協力人材センター主催のセミナーや国内拠点と連携したセミナーの告知について、ソーシャルメディアであるツイッター（JICA Direct）による情報発信を開始した。

23 年度は、国際協力関係者を含む多くの人材が、東日本大震災復興支援に携わったと推測されることから、上半期は 22 年度を大幅に下回る新規登録者数で推移してきたが、以上のような取組結果により、新規登録者数は下半期に大幅に増加した。

- ・国際協力人材新規登録者数：1,366 名（目標値 1,200 名、22 年度 1,570 名、登録者総数は 9,530 名）
- ・簡易登録者数：2,485 名（23 年 6 月から導入）
- ・簡易登録者から国際協力人材登録者に変更した登録者：315 名

2. 能力強化研修の適切な実施

能力強化研修については、新たな人材養成ニーズに対応した「マイクロファイナンス」「一村一品運動支援」といった新規コースを含め最終的に13コース(計17回;総受講者:253名)を実施した。受講者数は東日本大震災の影響で5月に予定していた1回は中止したものの、これ以外の予定コースは全て実施し、受講者アンケート結果からも、国際協力に取り組むうえで実践的内容であることが評価されている。また、各研修に共通の実施要領を作成中のところ、研修結果の活用に関する研修参加者への調査の方法についても検討し、24年度から実施予定である。

国際協力人材赴任前研修(派遣が決定した専門家等に対する研修)に関しては、効果的・効率的実施の観点から、各講義のモニタリング、受講者アンケートを基に毎回評価会を行い、改善を要する事項の抽出を行った上で講師への申し入れを行うとともに、随時カリキュラムの見直しを行った。また、企画調査員(ボランティア、経理、調達)及び健康管理員研修との共通化を進めた。23年度は302名の専門家等が受講した。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(22年12月閣議決定)で見直しを指摘されたジュニア専門員の制度については、開発途上国での活動経験と専門性を有し、将来、国際協力分野での活躍を希望する若手人材を対象に機構の国内外の業務に従事する機会を提供し、実務能力の向上を図る実務研修として実施してきたが、新たに「国際協力エキスパートインターン」として人材養成事業(研修)としての位置づけを明確化し、人材が不足する分野における中長期的な人材育成を念頭においた制度に改編した上で募集を行った。また、同じく指摘を受けた修士号取得目的の長期研修にかかる制度運用の厳格化については、引き続き検討を行うこととし、24年度は新規募集を行わないこととした。

3. 幅広い人材育成のための取組

(1) インターンの受入

機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野での活動を希望する大学生・大学院生を対象に、公募(公募型インターン)又は大学との協定・覚書(協定型インターン)に基づくインターンの受入を行っている。23年度は震災の影響により募集開始時期を遅らせたために募集期間が短くなったため、代替措置として二次募集を追加で行った。また、参加者の負担を軽減するため、これまで1日半で実施していたオリエンテーションを1日間に短縮した。

23年度の大学院生を対象とした公募型インターンには66名の応募があり、26名を受け入れた(実習先の内訳:海外拠点18名、国内機関0名、本部8名)。終了後に実施したアンケートにおいては、本インターンシッププログラムへの参加を希望した理由である、今後のキャリアへの参考、機構の事業の理解、研究活動へのフィードバック、人脈形成、国際協力業務における実務経験について、ほぼ全てのインターンから、「目的を達成できた」、「あるいは概ね達成できた」との回答を得た。また、実習内容もさることながら、将来のキャリア形成等に関して、「実習先の関係者から様々なアドバイスを得ることができた」、「職場の雰囲気が良い」といった、実習をとりまく要素についても好意的なコメントがあった。

国内拠点等が本邦大学との協定・覚書を取り交わし、学部生も対象とする協定型インターン等については97名を受け入れた(実習先の内訳:海外拠点51名、国内拠点44名、本部2名)。23年度は、

人間開発部が窓口となり、国際保健医療学会学生部会の学生達を、機構の保健医療分野のプロジェクトでインターンとして受け入れた事例が多く、公募型以外で海外拠点が受入れたインターン生 51 名のうち、25 名はこの形態の受入であった。

さらに、国際協力に携わる実務者育成の観点から、22 年度に引き続き 23 年度も法務を担当している本部部署で司法修習生の実習受入を行った。公募型インターンの拡充を目的として、保健医療分野においては、臨床経験を有する若手医師を、ラオス、ケニア、カンボジアにおいて実施中の技術協力プロジェクトが受け入れた（23 年度の受入実績は 3 名）。特に若手医師を対象とした社会人インターン受入については、専門家確保が必ずしも容易ではない医師の国際協力人材裾野拡大に貢献することが出来た。

(2) 大学との連携講座の実施

23 年度は、国際協力を志向する人材育成のための大学との連携講座を、機構との間で協定・覚書を締結している大学を含め 96 大学で 140 件実施している（22 年度は 81 大学 116 件）。このうち 55 大学 81 件が単位認定講座であり（22 年度は 54 大学 66 件）、22 年度から増加している。

(チ) 調査及び研究（法第 13 条第 1 項第 8 号）

小項目 No. 20 調査及び研究

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(チ) 調査及び研究（法第 13 条第 1 項第 8 号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

【年度計画】

- ア. 機構の強みをいかしつつ、引き続き、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、JICA 事業へのフィードバックと国際開発潮流の形成に資する国際水準の研究を推進するとともに、第三者評価の結果を踏まえ、研究活動のさらなる充実に努める。また、ワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ホームページの充実等により発信を強化する。
- イ. 効率的な研究所運営及び研究プロジェクト実施体制の強化に関する取組を着実に継続する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、20 年 10 月の研究所設立以来築いてきた基礎の上に立ちつつ、4 月に着任した新所長のもとに、研究体制の整備、研究の実施及び対外発信の強化について積極的に取り組み、これまでの水準を上回る成果を生み出した。

研究体制の整備については、新たに「調査分析タスクチーム」と「社会調査タスクチーム」を設置した。前者は、開発援助に関連する研究動向に関する文献レビューなどを機構内部向けに発信しており、機構内の職員がさまざまな研究成果に触れかつそれらを業務に活用するための環境整備に貢献した。後者は、研究所が実施するさまざまな社会調査について、学術的な観点からの品質管理や調査経費の適正化に向けてルール作り・相互レビューなどを行いつつ、同時に将来における研究データの対外公開に向けての準備を進めた。

23 年度は、第三者評価委員会を設立するとともに、その指摘に基づく取組を推進し、企画・事業実施部門との連携強化に向けた定期協議の開始や事業部門との連携による研究プロジェクトの立ち上げ、機構内外への発信方法を受け手のニーズに応じて改善するなどの一連の具体的な取組を進めた。これらの取組を踏まえ、23 年度の研究所の刊行物に対するアクセス数が前年度比 1.5 倍増にあたる 9 万件を超えるなどの成果が得られ、委員会からも高く評価された。

研究の質の向上については、研究所の予算が一層縮減される中で更なる効率化に努めつつ、質の高い内部人材の確保と内外の研究機関等との連携の強化を図った。引き続き国外の一線級の研究者による査読や研究所内の審査委員会による審査を徹底し、国際水準の研究レベルを保ちつつ、量的にもそれ以前の水準を超えた生産性を達成することができた。

機構事業へのフィードバックに関する研究については、教育、農業、水、平和構築、産業開発、環境、ボランティアなどの幅広い分野の事業について、事業部門及び国内外の研究機関と密接な連携を図りつつ進めた。アフリカにおける中小企業振興の経験をまとめた論文はノーベル経済学賞の受賞者

であるコロンビア大学のスティグリッツ教授との共同研究の一環として書籍に収録され、国連本部でのセミナーでも発表された。加えて、機構の事業経験を歴史的に振り返る作業も進め、書籍を2冊刊行した。

研究成果の対外発信については、国際的な援助潮流の形成に知的貢献を図るべく、インパクトを与える取組を積極的に行った。23年度に研究所が国内外で開催・共催した国際シンポジウムやワークショップは23回を数え、22年度の12回からほぼ倍増した。「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム」(HLF4)には研究所長がパネリストとして登壇し、キャパシティ・ディベロップメントや南南協力に関する機構の知見を発信した。また、ブラジル「セラード農業開発」を巡る南南協力についての研究を進め、その成果は、24年6月のリオ+20会議におけるサイドイベントの企画に結ばれた。

上記のとおり、機構は、開発援助機関としての比較優位を生かした政策志向の学術研究を専担する部署としての基盤を整え、機構事業へのフィードバックと国際開発潮流への働きかけを行うべく、研究の成果を着実に発現した。

1. 新研究所の体制整備

(1) 研究環境の整備

23年度は、21年度に策定した研究業務の実施ルールの着実な運用に引き続き取り組んだ。具体的には、研究の質の確保とその徹底のため、4月に着任した開発分野専門の研究者である研究所長の下で、研究の立案時や年度毎の研究計画の審査、四半期毎の進捗管理等を通じて、研究の品質管理の徹底に努めた。対外的に公表するワーキングペーパーについては、研究所内の事前審査、国外の一線級の研究者2名による査読、査読結果を踏まえた研究所内審査委員会による審査を徹底し、国際水準の研究レベルの確保に努めた。

また、23年度は調査・研究の質の更なる向上と事業へのフィードバックを一層進めることを目指して、研究所内に調査分析タスクチームと社会調査タスクチームを立ち上げた。調査分析タスクチームは、国際的な援助潮流に関連する内外の文献レビューや統計情報等の整備を通じて機構内の各部署に対する知的サポートを強化し、機構の研究活動のより戦略的な推進と事業の実施へのフィードバック強化を図った。9月からは、国際社会における開発援助の動向や課題に関する文献レビュー等の機構内部への周知を目的として、「開発援助研究レビュー」の機構内部向け発信を開始した。

社会調査タスクチームにおいては、社会調査の品質管理と調査経費の適正化、研究データの公開公開に向けた取組等を進めている。23年度は、社会調査のリサーチ・デザインに関する品質管理や研究データの共有化に重点的に取り組み、社会調査やランダム化比較実験の実施計画のチェックリスト及び学術倫理ガイドラインのドラフト版を作成した。

さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、研究所の活動を客観的に評価し、更なる運営改善に役立てるために、第三者評価委員会を設置した。23年5月に第1回会合を開催し、委員から受けた提言については、対応策を検討した上で、定期的に進捗をモニタリングした。委員の提言及び具体的な対応状況の事例は以下のとおり。

【第三者評価委員会の提言とその対応状況】

●提言：研究成果を発信する際、メッセージの受け手に応じた適切なメディア及び表現方法を選択するなど、更なる工夫を行うこと。

対応状況：研究成果の対外発信として、従来和文のみであったポリシーブリーフの英文版を発行し、海外に向けた発信に取り組んだ。また、機構の関係者にわかりやすい形で知的資産や参考情報を広く周知し、事業にも活用できるよう、「開発援助研究レビュー」の発信を開始した。これは、脆弱国支援、インパクト分析、ポスト MDGs、新興ドナー等、昨今の開発援助の潮流において重要なテーマや機構が計画・実施中の研究主題に関して実施した文献レビューなどを取りまとめたもので、23年度は26号までを機構内関係者に配信した。

さらに、11月に韓国で開催された「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム(HLF4)」のような国際的に極めて注目度の高い場での研究成果の発信に努めた。また、開発途上国において機構事業の実施にあたっている関係者にも研究成果をフィードバックすることを目的として、研究所が主催する公式シンポジウム等に加えて、セミナーや個別説明等を行った。

●提言：研究活動を通じて蓄積された情報や知的資産を、ホームページで広く共有するなどの工夫を行うこと。

対応状況：研究の過程で収集したデータは分析を終えた段階で公共財として活用することを目指し、データ・クリーニング等の作業を進めた。また、機構のホームページについて動画の導入やスマートフォン等のIT媒体への対応を念頭に置いた改良等を行ったところ、23年度の研究所の刊行物アクセス数は9万件を超え、22年度に比べて1.5倍に増加した。

●提言：研究実施に当たっての機構の企画部門や様々な事業実施部門との共同作業をさらに継続し、強化すること。

対応状況：新規の研究プロジェクトの立ち上げに際して、事業実施部門や海外拠点との協議、情報共有等を一層緊密に行った。また、事業部門からの要望を踏まえて、ボランティア事業や研修員受け入れ事業等、事業を直接の分析対象とする研究プロジェクトの立ち上げ等に取り組んだ。

(2) 研究人材の確保

22年度に引き続き、行政刷新会議による事業仕分けで示された政府方針に従い、研究員採用人数の抑制などの合理化を行いつつ、研究所の機能強化に向け、外部登用の専門的研究者と、現場の実務経験に基づく問題意識を踏まえて研究に従事する内部登用の実務者が、互いに強みをいかしつつ協働する体制の推進を図った。

外部から登用した期限付雇用の研究員については、23年度末に3名が契約を了したが、24年度早

期に後任を採用しており、うち 2 名は第三者評価委員会でも増員を提案された開発途上国の人材である。また、非常勤の研究者である客員研究者として、一線級の研究者 7 名を確保した（シニア・リサーチ・アドバイザー含む）。

上記の結果、23 年度末時点で、常勤・非常勤研究者は 58 名となり、常勤研究者 22 名のうちのリサーチ・アソシエイト以上の博士号保持者は 15 名（68%）となった。開発政策、比較政治学、開発経済学、地域社会開発、地域経済等幅広い分野において、研究者が在籍している。また、現場経験を踏まえた研究推進の観点から、職員研究者に能力向上を目的とした学位の取得を引き続き奨励しており、23 年度は 5 名の職員が博士課程に在籍している（22 年度は 3 名）。

(3) 研究プロジェクトの実施体制の強化

23 年度も引き続き、研究所設立以来の方針である、開発援助を巡る国際的な潮流への貢献と機構の事業へのフィードバックに資する国際水準の研究を、国内外の研究者と機構内部から登用する実務者の協働により実施する体制の強化に努めた。この方針に基づき、国内外の研究者との共同研究を推進し、ブルッキングス研究所等の世界的な研究機関や世界銀行、国連等の国際機関との研究部門のネットワークも積極的に構築してきた。23 年度に実施した研究案件 25 件のうち、22 件が外部研究者との共同研究であり、うち 15 件が国際共同研究である。

2. 研究および対外発信強化

(1) 研究の推進

23 年度は、21 年度に明確化した「平和と開発」、「成長と貧困削減」、「環境と開発/気候変動」、「援助戦略」の 4 つの研究領域において取り組むべき課題及び各研究案件がねらいとする課題を明らかにするため設定した 5 つの重点項目（①脆弱国家、②アフリカの開発/アジアの経験、③気候変動、④援助効果、⑤アセアンの統合）に基づき、継続的な研究活動を推進した。その結果、昨年度と同規模の順調な成果発信を行っており、ワーキングペーパーを 17 本（22 年度 14 本）、研究成果を踏まえた政策的・実務的提言を内容とするポリシーブリーフを 5 本（22 年度 4 本）、英語書籍を 2 冊（このほか、23 年度は共同研究機関とともに発行した報告書 1 冊を発刊。22 年度 1 冊）、日本語書籍を 2 冊（22 年度 2 冊）発刊した。ポリシーブリーフについては、この他にこれまで発表したもの 2 本の英訳を発行した。これにより、研究所設立後 3 年半の間に発刊したワーキングペーパーは合計で 45 本となった。なお、予算については引き続き縮減に努め、21 年度から大幅な削減を行った 22 年度の予算をさらに下回る規模の予算により事業を行った。

これら実績のうち、23 年度に出版した英語書籍の一つは、国際援助潮流の形成に大きな影響を持つブルッキングス研究所及び韓国国際協力団（KOICA）とともに共同研究を進め、その成果をまとめた「Catalyzing Development: A New Vision for Aid」（『開発の触媒として：援助の新たなビジョン』（仮））である。同書において機構は複数の章を担当し、機構の事業の分析を通じて、キャパシティ・ディベロップメントの重要性や、脆弱国の状況検証に基づく政策の選択肢等を提案した。同書は米国で開催された国際開発学会世界大会においても、最近の国際援助潮流の問題点を整理した良書として紹介された。

また、ノーベル経済学賞の受賞者であるスティグリッツ・コロンビア大学教授と共に機構がこれまで進めていた共同研究が、「Good Growth and Governance in Africa」という書籍の形で24年3月にオックスフォード大学出版局から刊行された。本共同研究の過程では、研究所がアフリカにおける中小企業育成、産業開発について提言をまとめており、それに基づいて、事業実施部門等がエチオピアにおける政策対話や「カイゼン」による中小企業支援の案件を形成、実施してきた。24年4月に、国連において開催した書籍発行記念セミナーでは、スティグリッツ教授とともに、機構の研究所長がこれらの取り組みの成果を紹介した。今後、TICADVに向けてさらに対外発信を行うとともに、事業においてもさらに展開していく予定になっている。

さらに、第三者評価委員会からの指摘も踏まえる形で、機構内の事業実施部門と研究所の連携を一層強化した研究プロジェクトを実施した。具体的な事例は以下のとおり。

【研究プロジェクトの取組事例（実施中のものも含む）】

● 「学習成果と衡平性に資する教育システム分析ツールの開発研究」

世界銀行が取り組む、各国の教育政策と学習達成度との関係を検証するデータや情報を提供するSABER（Systems Assessment and Benchmarking for Education Results）と呼ばれるプログラムと連携した共同研究。SABERは今後、各国における教育改革の方向性やモニタリング指標の設定に活用されていく予定である。機構は、SABERの精査のためのパイロット調査に参加し、SABERツールの有効性と課題を分析し、日本の教育分野のプロジェクトから得られる知見・教訓をもとに、世界銀行とSABER改良版の作成を進めている。

● 「JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発」

マサチューセッツ工科大学が中心となって開発し、他ドナーでも盛んに導入されている実験経済学的手法（RCT）を活用し、現場レベルのデータを用いて、機構事業の援助アプローチの効果を検証し、その改善に資することを目的としている。23年度は、さまざまなタイプの事業がもたらす多面的なインパクトの大きさとそのメカニズムを解明するため、西アフリカにおける機構の教育開発プロジェクトについての実証分析を進め、3月にオックスフォード大学のアフリカ研究センター主催の学会で研究の中間成果を発表し、参加した研究者や実務者から高い関心を得た。今後、機構の教育分野における支援アプローチの有効性が国際的に認められ、主流化していくことへの貢献を目指し、引き続き研究を進めている。

● 「青年海外協力隊の学際的研究」

様々な目的を有し、事業を1つの尺度で評価することが困難であるボランティア事業について、経済学、社会学、人類学、政治学等、学際的研究を通じて事業の多面的な特徴を捉えることで、事業をとり巻く環境の変化に応じた新たな課題にいかに取り組むかを検討する。他国の同種事業との国際比較研究などのほか、派遣前から帰国後まで継続して実施する青年海外協力隊員の意識調査に基づく分析などに着手した。

(2) 研究成果の対外発信

機構は、上述した重点課題に沿って実施している研究の成果を積極的に発信している。23年度に機構の研究所が内外で開催・共催した国際シンポジウムやワークショップは23回を数え、22年度の12回からほぼ倍増した。シンポジウムやワークショップを通じた具体的な発信事例は以下のとおり。

【研究所が開催した国際シンポジウムの取組事例】

● 南南協力・三角協力

日本のODAのプレゼンスの確保及び今後の南南協力・三角協力の一層効果的な普及のために、機構は、これまで培った知見を体系化して発信してきた。23年度は8月に機構の研究所長が国連本部会議場で講演を行い、各国大使、国連諸機関幹部、NGO、大学、研究機関等からの参加者に機構の南南協力・三角協力の知見を体系化した発表を行った。また、11月に韓国で開催された「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム (HLF4)」のサイドイベントでも、外務省と連携しつつ、機構がブラジル・セラードにおける農業開発の協力で得た知見をいかしたモザンビーク支援などの事例を紹介した。12月には、ローマで開催された南南協力に関するイベントの開催についてもUNDP南南協力特別ユニットに協力するなど、同ユニットとの関係強化を通じて、情報交換にも努めた。

● アフリカの開発、アジアの経験

東アジア諸国の成長経験を分析しつつ、アフリカの開発に資する調査・研究の推進を通じて、アフリカの開発に活用していく方針のもと、アジアの経験に関しては、10月にIMFとの共催で「アジア低所得国の持続的開発：インフラ投資と金融セクター開発」と題した国際会議を研究所にて開催し、研究員が研究成果をもとに、アジア低所得国でインフラ開発を進める上での政策的配慮のテーマについて発表し、同分野の有識者の参加するパネルディスカッションを主導した。

また、アフリカ開発において重点分野とされている農村の貧困削減のための持続的な水利用・管理と農村社会の関係をテーマとする研究成果を発表するため、6月に研究所において公開シンポジウムを開催し、国内の関係者の多数の参加を得た。また、TICAD IVにおいて始められた「アフリカ稲作振興のための共同体」プロジェクト(CARD)に関連する研究である「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証研究」に関しては、7月に研究の進捗状況と分析内容を確認するための初のワークショップを開催した。

● 気候変動

気候変動は4つの重点研究領域の一つとして研究所設立当初から取り組んでいるテーマであり、これまでの研究成果を踏まえて、24年2月には「気候変動緩和策と国際協力の展望」と題するセミナーを開催した。同セミナーにおいては電力セクターにおける円借款事業による温室効果ガス削減効果を検証した結果を報告し、参加者との間で活発な意見交換を行った。さらに、交通セクターも対象に加えて研究を継続しており、今後ワーキングペーパーの作成を通じて、成果を取りまとめる予定である。

また、23年度は、主要援助機関の旗艦報告書を介した発信を通じて、国際援助潮流の形成に向けた貢献も図った。具体的には、世界銀行が発行する世界開発報告書（WDR）の2012年版（ジェンダー平等と開発がテーマ）では、機構の研究者が提供したバックグラウンドペーパーが第2章「根強いジェンダー不平等」の序文及び第4章「女性の活動促進」の事例紹介において引用されている。

また、UNDPが発行する「人間開発報告書（HDR）」に関し、24年3月に東アジア地域のコンサルテーション会合をUNDPと共催し、機構研究者が東アジア各国から招へいた研究者・政策決定者とともに、同報告書の内容や今後の開発協力のあり方などについて活発な討議を行った。同会合には機構からは災害リスク等について人間開発指数に反映すべきなどの提言を行った。現在、UNDP側ではこの提案を指数の設計に反映する方向で調整が進んでいる。

国内に向けた対外発信としては、これまでの国際協力の成果として、開発途上国での事業実施にかかる経験や教訓を国民に広く伝えるための企画である「プロジェクト・ヒストリー」シリーズが挙げられる。第4弾としてインドにおける養蚕プロジェクトについての記録を取りまとめ、24年1月に書籍として発刊した。さらに、スーダン、アフガニスタン、ブラジルの「セラード農業開発」及び中米における「シャーガス病対策プロジェクト」についての記録の取りまとめ作業を進め、いずれも24年度に公刊予定である。特に、ブラジルの「セラード農業開発」に係る研究成果は、24年6月のリオ+20会議におけるサイドイベントの企画に結びついた。

また、研究成果の日本の援助政策や機構事業への反映を目指して、国内の援助関係者や機構の関係部署に対するセミナーや研究会、個別説明機会等を企画し、23年度は12回実施した。うち4回は、外務省国際協力局と連携して「援助政策研究会」を開催した。ODAのインパクト、平和構築、気候変動のテーマで機構の事業と関連づけた研究の成果を外務省関係者にも発表し、日本の援助政策や今後の事業展開について意見交換を進めた。

(注) 本項目に調査は含まれない。協力準備調査については、小項目「No. 4 統合効果の発揮」を参照。

(リ) 受託業務（法第 13 条第 3 項）

小項目 No. 21 受託業務

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(リ) 受託業務（法第 13 条第 3 項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【年度計画】

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【当年度における取組】

平成 24 年 1 月は、アフガニスタンにおける、結核対策支援に関する世界エイズ・結核・マラリア対策基金の資金受入責任機関業務の受託事業に関して、世界基金と契約を締結した。

本受託事業は、アフガニスタン政府が世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）の資金を活用して結核対策事業を円滑に実施するべく、当機構が世界基金より 2 年間で 2.7 億円程度を受託し、資金・事業管理を行うものである。

本受託事業によって、世界基金の資金による結核対策事業の資金管理が適切に行われることで、現在実施中の「結核対策プロジェクトフェーズ 2」（技術協力）との相乗効果によりアフガニスタンにおける結核対策の向上が期待される。特に、同プロジェクトにおいては結核対策の実施機関である国家結核対策プログラム（NTP）の能力強化を図っており、本受託事業によって NTP の財務管理能力も併せて強化されることが期待される。

また、24 年 6 月には、外務省との間で「政府開発援助海外経済協力事業委託費にかかる契約関係事務支援業務」に関する受託事業の契約が締結された。本事業は、ODA による途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチングを行うことで、開発途上国の開発課題の解決及び、優れた製品・技術等を有する一方、海外展開に関する知見やノウハウが不十分な日本の中小企業等の海外展開との両立を図り、経済協力を通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の推進を図ることを目的としている。

（参考）20 年 10 月の改正機構法の施行により、明示的に受託業務の規定を設けることで、国際約束に基づくものに加え、国際約束に基づかない協力についても業務を受託できることを明確化した。20 年 10 月以前は、受託について機構法上の規定はなかったものの、通則法の一般的解釈（通則法に基づく業務方法書第 25 条）に基づき、業務の受託が認められていた。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 収支計画 別表 2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO 等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1（略）

2. 収支計画 別表 2（略）

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表 3（略）

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債務者の状況に応じ、履行延期特約の締結を含めた適切な回収促進に努める。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO 等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

【当年度における取組】

保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画した資産のうち平成 22 年度に売却した物件について、23 年度はその売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。自己収

入のうち雑収入は 22 年度比で 110 百万円の減収、固定的経費は事務所賃料の見直し等により、22 年度比で 275 百万円節減した。

また、融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。

1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表 1

損益計算書：別表 2

キャッシュフロー計算書：別表 3

2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績

保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画した資産のうち 22 年度に売却した物件について、23 年度はその売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。さらに、職員住宅 38 戸について、入札、売買契約を経て決済及び所有権移転を行い、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。

自己収入のうち雑収入については、別表 1 (決算報告書) のとおり、3,448 百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入、不動産売却収入、消費税の還付等を除くと収入は 422 百万円、22 年度比 110 百万円の減収となった。減収の理由としては、利息収入及び施設利用収入の減少等によるものである。

なお、機構は、業務の実施に係る支出として短期的に必要な資金を現金・預金として保有し、運用する場合も普通預金や譲渡性預金で行っているのみで、それ以外の時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある株式・債券等の有価証券の保有等による運用は行っていない。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。23 年度は、事務所賃料の見直しや東日本大震災に伴う電気使用量の抑制による光熱水料等の節減により、全体で約 275 百万円節減した。

予算の効率的執行については、23 年度は国別入札の導入による航空運賃の減、研修制度の見直し、競争性のある契約の増等に取り組んだ。

また、23 年度は、第 2 期中期目標期間最終年度にあたるため、独法会計基準第 81 の 3 に基づき運営費交付金債務残高 23,598 百万円を全額収益化しており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済で支払いが次年度になるもの）	4,967 百万円
前渡金	16,676 百万円
その他不使用額	1,743 百万円
前払費用、長期前払費用等	212 百万円

うち、繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

3. 融資事業における債権回収等の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年12月）に基づき、開発投融資事業は14年度末をもって廃止となり、15年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規の融資承諾はない（返済期限（最終）は37年度）。

（1）開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

23年度は繰上償還があったため、90百円増の元利金回収実績となった。

【図表 22-1】 23年度開発投融資債権回収の実績

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	516	609	93
利息	61	58	△3
合計	577	667	90

（注1）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

（注2）過去の繰上償還等により、計画額は当初中期計画額より見直されている。

なお、20年度の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により生じた、海外投融資事業の関連法人に対する開発投融資による貸付金債権^(注)1件については、23年度中に繰上償還のうえ、完済された。

^(注) 本事案（海外投融資事業の関連法人への貸付）は、海外投融資業務により出資を実施していた旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と、開発投融資業務により貸付を実施していた旧国際協力機構という別の組織が実施したもので、両組織の統合の結果として生じたものである。当該貸付金は、関連法人が実施する鉱業分野の事業に関連して、周辺地域の道路、橋、学校等を整備するものであり、昭和51年度から昭和60年度にかけて融資されたものである。

（2）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。23年度は東日本大震災の影響や円高により、国内の経済状況が悪化したほか、南米の農業生産地が干ばつに見舞われたものの、計画値に近い実績は確保できた。

また、ドミニカ共和国については、政府の政策に基づき、23年度についても融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続したところ、1名1件についてペソ建てでの完済が図られた。また1名について債務緩和・履行延期契約のため提案書を提示し、原則合意を取り付けた。さらに現地において、2名の債務者について時効中断のための執達吏派遣を実行した。

アルゼンチン、パラグアイ及びボリビアの債務者に対しては、履行延期が適切であると考えられる債務者について、償還計画見直しの協議及び検討を引き続き進めたことに加え、履行延期関連の規定の見直しを行い、手続きの改善等を図った。

これらのことにより、今年度新たにドミニカ共和国 26、アルゼンチン 36、パラグアイ 4、合計 66 の債権について履行延期特約を締結した。

【図表 22-2】 23 年度移住融資債権及び入植地割賦債権回収の実績

単位：百万円

		計画額	実績額	差額
		313	328	15
元金	うち融資	308	323	15
	入植地	5	5	0
利息		33	54	21
	うち融資	30	50	20
	入植地	3	4	1
合計		346	382	36

(注 1) 実績値は 24 年 3 月末の速報値。

(注 2) 端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

(注 3) 過去の繰上償還等により、21 年に計画額を見直した。

4. 寄附金の受入・管理・運用の実績

(1) 世界の人びとのための JICA 基金

23 年度は、東日本大震災の影響により、寄附収入が伸び悩むなか、7,264,982 円の寄附を受け入れた（22 年度実績は 11,840,038 円）。件数は 130 件（22 年度実績では 174 件）であった。受入れた寄附金の一部には昨年度から開始した株式会社ゆうちょ銀行との連携による「ゆうちょボランティア貯金」の利子の一部の寄附 1,962,255 円が含まれる。

運営委員会で審議の結果、第 2 四半期において、寄附金活用事業の第 4 回公募を行い、外部有識者を含む寄附金運営委員会による選考を経て、合計 6,087,257 円を配分した。配分に当たっては寄附者が寄附を申し込む際に聴取した関心地域等についてのアンケート等も踏まえて、地域別（アジア 3 件、アフリカ 2 件、中近東 1 件、中南米 1 件）及び事業種別（奨学金 1 件、マイクロクレジット 1 件、環境保全 1 件、貧困層の生活向上等 4 件）の活動について新規 7 件を採択した。今後もアンケート等を踏まえて、寄附金活用事業の選考に当たって寄附者の意向を継続して反映していく予定である。

また、寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、22 年度の寄附金活用事業 10 件に係る活動報告書をホームページ上で公開した。

(2) 野口英世アフリカ賞基金

内閣府からの委託により機構が募金口座の管理業務を行う「野口英世アフリカ賞基金」（「野口英世アフリカ賞」の副賞の原資に当てるための寄附金）について、23年度においては19,402,000円（22年度実績は20,826,000円）の寄附を受け入れた。

別表 1

平成23年度 決算報告書
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	143,301	143,301	0	
無償資金協力事業資金収入	0	83,433	83,433	
受託収入	1,512	1,019	△492	
開発投融资貸付利息収入	61	58	△2	
入植地割賦利息収入	2	3	1	
移住投融资貸付金利息収入	68	50	△18	
その他収入	442	3,457	3,014	
うち寄附金収入	9	8	△1	
雑収入	433	3,448	3,015	注1
施設整備資金より受入	1,596	907	△689	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	57	146	89	
計	147,039	232,375	85,336	
支出				
一般管理費	10,296	9,137	1,159	
うち人件費	3,155	3,001	154	
物件費	7,084	5,989	1,094	注2
統合準備経費	57	146	△89	
業務経費	133,626	151,498	△17,872	注3
うち技術協力プロジェクト関係費	69,427	84,758	△15,331	
無償資金協力関係費	290	146	145	
国民参加型協力関係費	16,852	16,996	△144	
海外移住関係費	337	301	36	
災害援助等協力関係費	880	1,035	△155	
人材養成確保関係費	550	521	29	
援助促進関係費	8,039	12,553	△4,514	
事業附帯関係費	6,883	6,507	377	
事業支援関係費	30,367	28,682	1,685	
施設整備費	1,596	907	689	注4
無償資金協力事業費	0	83,433	△83,433	
受託経費	1,512	868	644	注5
寄附金事業費	9	8	1	
計	147,039	245,851	△98,813	

予算額と決算額の差異説明

注1 不要財産の売却処分を行ったこと等。

注2 円高により外貨建て支出額の円貨換算額が減少したこと等。

注3 前年度までの運営費交付金の執行等による差額。

なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注4 入札により契約金額が計画額を下回ったこと等。

注5 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

別表 2

損 益 計 算 書

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	76,595		
無償資金協力関係費	118		
国民参加型協力関係費	16,847		
海外移住関係費	301		
災害援助等協力関係費	1,072		
人材養成確保関係費	520		
援助促進関係費	11,844		
事業附帯関係費	6,423		
事業支援関係費	28,695		
無償資金協力事業費	83,433		
受託経費	868		
寄附金事業費	8		
減価償却費	453	227,176	
一般管理費		8,837	
財務費用			
支払利息	0		
外国為替差損	468	468	
雑損		22	
経常費用合計			236,503
経常収益			
運営費交付金収益		173,619	
無償資金協力事業資金収入		83,433	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	861		
他の主体からの受託収入	9	870	
開発投融资収入		57	
入植地事業収入		3	
移住投融资収入		47	
寄附金収益		8	
貸倒引当金戻入		129	
資産見返運営費交付金戻入		549	
資産見返補助金等戻入		37	
財務収益			
受取利息	50	50	
雑益		2,327	
経常収益合計			261,129
経常利益			24,626
臨時損失			
固定資産除却損		16	
固定資産売却損		2	
国庫納付金		2	
減損損失		15	35
臨時利益			
固定資産売却益		13	13
当期純利益			24,604
前中期目標期間繰越積立金取崩額			146
当期総利益			24,750

別表 3

キャッシュ・フロー計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 140,438
	無償資金協力事業費支出	△ 83,496
	受託経費支出	△ 1,536
	人件費支出	△ 15,228
	その他の業務支出	△ 948
	運営費交付金収入	143,301
	無償資金協力事業資金収入	106,702
	受託収入	1,024
	貸付金利息収入	109
	入植地事業収入	9
	利息収入	3
	割賦元金	6
	寄附金収入	27
	その他の業務収入	3,040
	小計	12,565
	利息の受取額	54
	利息の支払額	△ 0
	業務活動によるキャッシュ・フロー	12,619
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,320
	固定資産の売却による収入	1,016
	貸付金の回収による収入	940
	定期預金の預入による支出	△ 450,000
	定期預金の払戻による収入	548,500
	譲渡性預金の取得による支出	△ 328,000
	譲渡性預金の払戻による収入	252,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	23,136
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 99
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 1,166
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,265
IV	資金に係る換算差額	△ 393
V	資金増加額	34,096
VI	資金期首残高	17,920
VII	資金期末残高	52,016

4. 短期借入金の限度額

小項目 No. 23 短期借入金の限度額

【中期計画】

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【年度計画】

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【当年度における取組】

一般勘定については、短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、平成 23 年 6 月に 180 億円、12 月に 130 億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

小項目 No. 24 不要財産の譲渡等の計画

【中期計画】

東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画

【年度計画】

中期計画で認可された不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の譲渡処分及び処分の準備を進める。

【当年度における取組】

平成 23 年度は独立行政法人通則法の改正を踏まえて不要財産と整理された保有資産について、22 年度に売却した 56 物件の売却収入を国庫納付するとともに、新たに区分所有の職員住宅 38 物件を売却し、国庫納付した。売却にあたっては、22 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。なお、これらの財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）において国庫返納すべき不要資産として指摘されたものである。

1. 売却

(1) 売却物件

区分所有の職員住宅 38 件

(2) 売却のプロセス

- ・ 22 年 12 月 不動産売却に係る媒介契約締結
- ・ 23 年 9 月 売却の一般競争の公示
- ・ 23 年 11 月 入札、開札
- ・ 23 年 12 月 売買契約締結
- ・ 23 年 12 月 所有権移転登記

(3) 売却価格

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・ パッケージ A (19 物件) | 211 百万円 (消費税込) |
| ・ パッケージ B (19 物件) | 205 百万円 (消費税込) |
| 合計 (38 物件) | 416 百万円 |

2. 国庫納付

(1) 22 年度売却物件の国庫納付

22 年度に売却した 56 物件の売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 757 百万円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基

づき、23年6月に国庫納付した。対象案件は以下のとおり。

- ア．区分所有の職員住宅（51件）
- イ．保養所（勝浦及び石打、計3件）
- ウ．箱根研修所
- エ．東京国際センター八王子別館の土地及び建物

（2）23年度売却物件の国庫納付

上記1.に記載した23年度の売却物件の売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した394百万円を、「独立行政法人通則法」第四十六条の二（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第2条の4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、24年2月に国庫返納した。

（3）施設整備資金の国庫納付

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、施設整備資金については、「平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、23年度決算確定後速やかに国庫納付する」こととされた。

本方針に沿って、広尾センターの機能移転、大阪国際センターの兵庫国際センターへの統合等に要する経費のうち資本的支出に係る必要金額を精査し、適正な国庫納付額を算定した結果、23年度末残高14.6億円（調整中）を23年度決算確定後に国庫納付する予定。

6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、中部国際センター土地・建物、麻布分室の処分を計画

【年度計画】

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

【当年度における取組】

1. タイ国事務所土地・建物

平成 20 年 10 月の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して賃貸物件へ移転したことにより、22 年度に売却手続きを進めていた旧タイ事務所の土地・建物について、23 年 3 月に不動産売買契約を締結し、6 月に資金決済及び所有権の移転を行った。

2. 麻布分室（麻布研修所）

旧国際協力銀行（海外経済協力業務）から 20 年 10 月に承継した麻布分室については、職員の研修実施のための施設として使用してきたが、「独立行政法人事務・事業の見直し基本方針」（22 年 12 月閣議決定）により 23 年度中に売却することが定められたことを踏まえ、以下のとおり売却手続きを行った。

(1) プロセス

- ・ 23 年 4～12 月 境界確認、入札準備
- ・ 23 年 12 月 入札公示
- ・ 24 年 2 月 入札、売買契約締結
- ・ 24 年 3 月 資金決済及び所有権移転

(2) 売却収入 412 百万円

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、売却収入は国庫に返納せず、機構法第 31 条第 5 項に基づき準備金として積み立てられた。

7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No. 26 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【当年度における取組】

独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

小項目 No. 27 施設・設備に関する計画

【中期計画】

(1) 施設・設備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成 19 年度から平成 23 年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注) 金額（「3.予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがあり得る。

【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成 23 年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	1,596
計	施設整備資金	1,596

【当年度における取組】

平成 23 年度の本部・国内機関施設整備・改修工事については 1,596 百万円を予定していたが、入札を踏まえた契約金額が計画額を下回ったこと等から、実際の執行額は 907 百万円となった。

(2) 人事に関する計画

小項目 No. 28 人事に関する計画

【中期計画】

(2) 人事に関する計画

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,827 人

中期目標期間中の人件費総額見込み（「3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）

64,643 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

ア. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、本年度の勤務成績の評価を適切に実施する。

イ. より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を検討し実施する。

ウ. 国際協力のプロフェッショナルとして能力を発揮すべく、業務内容の高度化・専門化に対応した職員研修を推進する。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、22 年度に一部改訂された新人事制度についての職員の理解の促進と適切な運用の定着を図る観点から、人事制度評価ハンドブック第二版を作成し、全職員に配布するとともに、新任管理職等を対象とした評価者研修を実施した。こうした取組を通じて、統合効果の発揮につながる一体的な人事管理の定着を図ってきた。23 年度においても、職員の制度に対する理解度及び現状認識に関するアンケート調査を実施した結果、新人事評価制度等の理解度は、制度改訂直後であった 22 年度

の 5 割程度から 7 割を超える水準に向上した。

また、20年度の統合に際して、新JICAのビジョンを達成できる「国際協力のプロフェッショナル」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本的な考え方を取りまとめ、統合後の組織において職員が備えるべき能力の開発に向けた研修の拡充と能力の発揮につながる適材適所の人事配置を引き続き進めてきた。具体的には、現場主義の強化を念頭に、海外拠点の機能強化につながる配置を進めた。また、22年度に導入した管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性をいかすことのできる部署への配属を推進した。同じく22年度に導入した、若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」についても着実に実施するとともに、「男女職員のワークライフ・バランス推進」の観点から「JICA行動計画」を改訂した。

さらに、行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けた外部委託業務の一部直営化を効果的・効率的に実施するため、特定の業務についてその業務に習熟する人材を配置する特定職系を導入し、併せて「人事制度ハンドブック」を改訂した。

職員の能力開発については、新たに導入された特定職向けの研修を実施する等、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、外部有識者の意見も踏まえつつ、今後の制度のあり方について引き続き検討を進めた。

1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施

(1) 勤務成績の評価

勤務成績の評価については、22年度下期に改訂した新人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を年1回実施し、その結果を6月、12月の賞与及び7月の昇給に反映した。また、7月より給与規程を改訂し、管理職層の給与及び賞与への人事評価の反映度を強めた。

さらに、22年度下期に一部変更した人事評価制度についての職員の理解の促進と適切な運用の定着を図る観点から、人事制度評価ハンドブック第二版を作成し、10月に全職員に配布し、新制度に対する理解を深化するよう努めた。24年2月に22年度及び23年度に登用された新任管理職等65人を対象とした評価者研修を実施する等、人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、職員への周知方法の改善や研修等を実施した。

23年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査を12月に実施し、その結果を広く機構内に周知するとともに、評価者研修等の職員研修等において活用した。23年度の調査結果では、22年度と同様に回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じている一方、新人事評価制度等の理解度は、制度改訂直後であった22年度の5割程度から7割を超える水準に向上し、職員への理解が深まった。

(2) 適材適所の人事配置

20年度の統合に際して、新JICAのビジョンを達成できる「国際協力のプロフェッショナル」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本的な考え方を取りまとめ、統合後の組織にお

いて職員の能力の発揮につながる適材適所の人事配置を 23 年度も引き続き進めてきた。

具体的には、22 年度に導入した管理職層をマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を引き続き活かすことのできる部署への配属を推進した。また、若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を導入しており、23 年度もその結果を適材適所の人事配置に活用している。組織内公募については、職員の自律的なキャリア形成を促進すべく、23 年度は計 5 件のポストに係る組織内公募を実施した。現場主義の強化に向けた在外体制のさらなる強化に向けては、海外拠点の日本人職員を、22 年度の 413 人から 23 年度は 433 人と増員し、海外拠点の機能強化を着実に進めた。

さらに、22 年度の行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けた外部委託業務の一部直営化を効果的・効率的に実施するため 24 年 1 月には、特定の業務について、その業務に習熟する人材を配置する特定職系を導入した。

また、「男女職員のワークライフ・バランス推進」の視点から「JICA 行動計画」の改定を行うべく、次世代育成行動計画推進委員会（委員 7 名、委員長：人事部長、委員 3 名：人事部任命、委員 3 名：労組任命）を 23 年度は 5 回開催するとともに、同行動計画の改訂版を策定した。引き続き、改訂版においても休業・短時間勤務・勤務地限定等の働き方の選択を行ったことのみを理由とした不利益となる処遇を行わないことを基本原則に掲げ、計画の実施状況につきモニタリングを行っている。さらに、育児休業中の職員の円滑な職務復帰や今後同制度を利用しようとする職員のために、次世代育成支援に係る情報発信の強化や、次世代育成支援ワークライフバランスメンター制度の拡充等により職員のサポートを継続した。

2. 職員の能力開発の機会の提供

23 年度も「国際協力のプロフェッショナル」という機構が掲げるモデル人材像に到達するため、職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向け、職務及び研修等を通じて専門性を蓄積できるよう、引き続き、研修制度の見直しを行うとともに、新たな職系である特定職制度の導入を踏まえた人事制度を反映した「人事制度ハンドブック」を 12 月に改訂した。

(1) 階層別研修

23 年度においても、新組織のモデル人材像を踏まえつつ、各階層の職員に求められる役割・知識・スキルを検証し、研修計画に反映させた。これを踏まえ、統合後の組織運営における部門長のあり方を議論する経営層ワークショップをはじめとして、新任執行職（次長クラス）研修、新任管理職研修の実施を通じ、組織マネジメント力の強化を図った。一般職員層についても、業務職（入構 3 年目）及び調査役（入構 10 年目程度）を対象に、将来の管理職層として必要なマネジメント力の基礎を涵養することを目的とした研修を行った。さらに、22 年度より新たな職群として創設されたエキスパート職に登用された職員向けの研修を実施した。各研修終了後に実施したアンケート結果からは、23 年度においても、研修が一定の効果を上げていることが引き続き確認された。このほか、新卒採用者及び期限付職員採用者に対し、組織の一員として身につけるべき基礎的な知識及び 3 つの援助手法を一元

的に実施するために必要な業務上の基礎知識に関する研修を行った。

また、24年1月には、新たな職系制度として特定職制度が創設されたことを踏まえ、新たに採用された特定職職員に対しても同様の研修を行った。階層別研修は12コース実施して、計294名が参加した。

(2) 専門研修

開発途上国が抱える課題を分析し解決策を導く能力を強化する観点から、若手職員を対象にマクロ経済の基礎的な知識を習得することを目的とした研修を引き続き実施し、28名が参加した。また、本邦大学の公共財政管理プログラムに職員を派遣し、より高度なマクロ経済学に関する知識の習得を支援する研修機会の提供に努めた。さらに、22年度からは、開発途上国の事業実施能力を審査・判断する能力を強化することを目的に新たに財務分析研修を実施しており、23年度は44名が参加した。これに加えて、協力プログラム策定及びプロジェクトマネジメント能力の強化を図ることを目的とした事業マネジメント研修やPCM研修を実施し、それぞれ78名、82名が参加した。

(3) 語学研修

集合研修や自己研鑽支援制度等を組み合わせることにより研修効果の向上を図り、語学力やコミュニケーション能力の強化に努めた。また、22年度に引き続き、相当程度の語学力を有し、今後国際会議等の場で積極的に活躍することが期待される中堅職員を対象に、語学のみならず、国際会議マネジメントの方法やプレスリリースの作成等の能力強化を目的とした英語エグゼクティブ研修を実施しており、23年度は15名が受講した。

3. 職員数及び人件費の実績

23年度末の常勤職員数は、1,827名となった。これは、22年度の行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けて外部委託業務の一部直営化を実施したために22年度末から163名の増となったものである。

23年度の人件費（有償資金協力勘定を除く）は、予算額12,439,732千円に対し、支出実績額12,272,779千円であった。在勤手当については、外部有識者の参加も得つつ、在勤手当見直しに係る検討会を実施し、民間企業における海外給与の決定方式として主流になっている購買力補償方式による試算と機構の在外勤務における待遇を比較する等の検討を進めた。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）

小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

【中期計画】

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【年度計画】

ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。

イ. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【当年度における取組】

第 1 期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成 19 年 6 月に承認を受けた。23 年度は、システム等統合経費として 146 百万円を支出した。

1. 積立金の使途

第 1 期中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613 百万円）のうち、法令等に基づき、19 年 6 月に主務大臣より承認された 7,123 百万円について、1,520 百万円は改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603 百万円は 18 年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第 1 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。

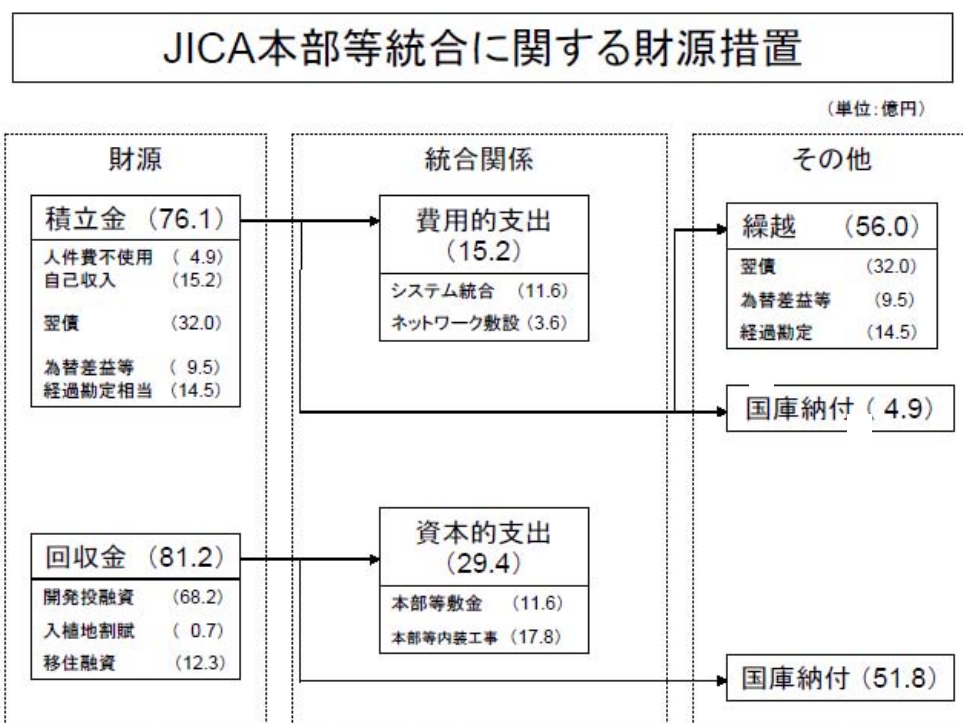
23 年度は、承認額のうち 146 百万円をシステム等統合経費の財源に充当した。残額は、積立金に振

り替えた上で、国庫に納付する。

2. 第1期中期目標期間中に回収した債権又は資金の使途

第1期中期目標期間中に回収した債権又は資金（8,116百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された2,941百万円について、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当することとしている。

当該承認額については、21年度までに支出を完了したため、23年度支出実績はない。



(注)四捨五入の関係上、合計は一致しない。

小項目 No. 30 中期目標期間を超える債務負担

【中期計画】

(4) 中期目標期間を超える債務負担（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

【年度計画】

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

【当年度における取組】

中期目標期間をまたいで契約を締結することが合理的かつ効率的なものとして、平成 23 年度は 777 件の契約を行った。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目 No. 31 監査の充実

【中期計画】

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

(1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行う。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、機構は、会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づき、関係部署への改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織的なフォローアップを行った。

コンプライアンス態勢の強化に向けては、各海外拠点において、現地法令や慣習を踏まえて現地版のコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、現地職員を含め、事務所員へのコンプライアンス研修を実施した。また、各役職員の業務の内容や役割に応じた研修に加え、コンプライアンスに係る新たな課題への対応として、反社会的勢力への対応やインサイダー取引防止に係る研修等を通じ、役職員等のコンプライアンスの理解度向上や意識醸成を図った。内部統制強化に向けた取組としては、部署別年間業務計画においてリスクモニタリングの枠組を導入するとともに、第 1 回内部統制理事会を実施し、内部統制に係る基本方針や組織全体の重要リスクについて審議した。

法人の長のマネジメントについては、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、機構が取り組むべき重要かつ組織横断的な課題を設定し、理事会において取組状況を確認しつつ、今後の課題を継続的に議論してきた。また、職員に対して法人のミッションを周知徹底するための方策として、海外拠点の長が一時帰国した際の意見交換会や現地職員の本邦研修における意見交換等、コミュニケーションの場を積極的に設けてきた。

監事監査の対応については、「平成 22 年度国際協力機構監事監査報告」（23 年 9 月提出）における 31 項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速な対応を行い、業務改善等に取り組んだ。取組結果については、『平成 22 年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」として取りまとめ、理事長から監事に提出した。

1. 会計監査人による監査

22 年度の財務諸表について、会計監査人（新日本有限責任監査法人）による監査を受け、7 月に外務大臣から承認がなされた。

監査実績については、9 月から 11 月まで有償資金協力勘定に係る中間監査が実施された。また、期中監査は、9 月から 24 年 3 月までの間に、本部においては毎月実施され、国内及び海外において以下

を対象に実施された。

国内：横浜、中国、帯広

海外：セネガル、南アフリカ、ボリビア、ブラジル、トルコ、ヨルダン

会計監査人からは、物品実査をした際の証跡を残すべきといった軽微な指導を除き特段の指摘はなく、これらの指導についてはいずれも速やかに是正した。

2. 内部監査

22年度の内部監査の結果については、5月に理事長へ報告し、その概要についてホームページ上で公開した。また、監査指摘事項、留意事項等については、業務改善サイクルが適切に機能するよう事後の対応状況について各部署へのモニタリングを行った。

23年度の内部監査は、組織横断的課題に向けて取り組むべき重要対応事項や監事や会計監査人との情報共有及び過去の内部監査による留意点等を踏まえつつ、監査活動を通じた組織全体の内部統制及びコンプライアンス強化の観点により、本部、国内、海外において以下のとおり監査を実施した。

本部：総務部、財務部、資金・管理部、国際協力人材部、南アジア部、農村開発部、青年海外協力隊事務局

国内：筑波、大阪、兵庫、二本松、駒ヶ根

海外：ケニア、ブルンジ、ルワンダ、パプアニューギニア、ソロモン、グアテマラ、ニカラグア

有償資金協力事業において、信用格付監査、資産自己査定監査、償却・引当及び開示債権監査を実施したが、軽微な事務手続き上の過誤を除き、問題は見られなかった。また監査レベルの向上を目的として、有償資金協力に係る監査態勢についての監査法人による現状の評価および今後数年間のロードマップ作成を開始し、継続している。

また、特定テーマを対象とした監査として、内部統制の有効性検証、支払いに係るコンティジェンシープラン監査、情報システム監査（派遣システム）、法人文書管理監査等を実施した。

3. コンプライアンス・内部統制の取組

(1) 内部統制・コンプライアンス強化の取組

コンプライアンスに係る組織的な態勢の定着を図るべく、副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会にて、「23年度コンプライアンス・プログラム」を承認し、それに基づく取組状況について、モニタリングを行った。23年度は、各海外拠点において、現地法令や慣習を踏まえて現地版のコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、現地職員を含めた事務所員へのコンプライアンス研修を実施した。また、各役職員の業務の内容や役割に応じた研修に加え、コンプライアンスに係る新たな課題への対応として、反社会的勢力への対応やインサイダー取引防止に係る研修等を通じ、役職員等のコンプライアンスの理解度向上及び意識醸成を図った。

内部統制の強化については、機構内の組織体制の整備を行い、理事会の審議事項として内部統制を明示した。これを受け開催した第1回目の内部統制理事会では、内部統制のより一層の強化を図るべく、内部統制全般に係る基本方針、機構における重要リスクの識別及び評価等を審議した。今後も、定期的に内部統制理事会を開催し、重要リスクについては、理事長及び役員にも報告するとともに、包括的かつ横断的なリスクモニタリングを行い、組織的なリスクへの対応を継続する。

また、機構の重要リスクについては、部署別年間業務計画と連動する形で、本部・国内拠点の各部署における定期的なリスクモニタリングを開始した。各部署は、22年度に実施したリスクモニタリングの結果に基づき、各部署の業務の特性に沿ったリスクやコンプライアンス上の課題に沿って、計画を策定し、部署毎の活動を行った。

さらに、内部規程で定める事故報告制度に基づき、事故又は事故の恐れがある事実、すなわち、法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為について、発生した部署から事案に応じて事故を所管する部署及び総務部へ速やかに報告がなされた。また、報告を受けた事故を所管する部署は対応策及び再発防止策について必要な指示等を行った。事故事案についてはコンプライアンス委員会でも報告がなされ、組織全体としての再発防止策等を確認した。23年度は事故報告の徹底を行い、報告がなされた事故事案について事故を所管する部署にて分析の上、事故件数の比較的多い事案については、組織内全体への情報共有・注意喚起を実施し、再発防止を行った。外部からのクレーム対応については、コンプライアンス委員会及び国内機関長会議において過去の対応事例の共有を行うことにより、役職員等へのフィードバックおよび対応状況のモニタリングの強化を図った。

(2) 法人の長のマネジメント

法人の長のマネジメントとして、以下のとおり、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、組織のミッションや課題を役職員に浸透させるための体制を整備し、これらが有効に機能した。

機構は、20年10月の統合を契機に「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) という新しいビジョンを発表した。ビジョンの達成に向けて、理事長がリーダーシップを発揮しつつ、理事会や職員との対話の機会を通じ、役職員への定着とともに実際の事業への反映が図られている。理事長、副理事長及び理事を構成員とする理事会を定期的(毎週火曜日及び第2・第4金曜日)に開催し、中期計画及び年度計画、予算・決算、年度ごとの事業の方向性、一定規模以上の個別案件実施のための審査等の組織運営・業務遂行上必要な事項を審議するとともに、報告を受けている。23年度は、機構が取り組むべき特に重要な組織横断的な課題を設定し、理事会において取組状況を確認しつつ、今後の課題を継続的に議論してきた。組織全体として取り組むリスクへの対応については、上記3.(1)の項に示したとおり、7月に第1回内部統制理事会を実施した。上記理事会の資料及び議事録は、従来から内部向けのグループウェアにおいて全職員向けに公開しており、組織的な決定事項のみならず経営層による議論の概要も含め職員に周知した。

東日本大震災の対応に当たっては、組織としての対応の必要性及び復興に向けた取組の方向性を役職員に周知徹底した。理事長自らが9月及び10月に福島を訪れ、福島県知事や二本松市長と面談し、

東日本大震災後の対応状況と課題に基づく機構の取組について意見交換を行った。また、理事長自らのイニシアティブのもと、東日本大震災復興支援室を10月に設置した。

特に重要な国際会議への出席や外国政府要人との面談については理事長が積極的に対応し、機構の基本方針や具体的取組に基づく情報発信や意見交換を行うとともに、結果の概要を理事会で報告し、ホームページ等を通じて対外的にも公表した。23年度は、主要なものとして、「アラブの春」以降、安定した国づくりを目指すエジプトとチュニジアを訪問し、アラブ連盟のエル・アラビー事務総長やエジプトのカマル・ガンズーリ首相等と会談したほか、エジプト外交評議会で『アラブの春』後のインクルーシブな成長を目指して－エジプトと日本の二国間関係を中心に－と題した講演を行った。また、大規模な洪水への対応については、タイを訪問し、インラック・シナワット首相やキティラット・ナ・ラノン副首相兼商務大臣と復興支援について意見を交換し、被災した工業団地を視察した。

さらに、職員に対して法人のミッションを周知徹底するための方策として、23年度も年頭挨拶を実施したほか、講演録や国際会議参加の結果等をグループウェアに掲載することにより、全職員への周知を図った。また、コミュニケーションの場を積極的に設けてきており、具体的には、職員との直接対話の機会として、海外拠点の長が一時帰国した際の意見交換会や新入職員との海外OJT前後の意見交換会、現地職員の本邦研修における意見交換、また、昼食の機会を用いた各部署の職員との意見交換や情報共有等を行ってきた。社内報では職員と理事長の対談が企画され、対談の内容を幅広く機構内に共有してきた。さらに、24年3月の理事長の退任に際しては、機構内においては退任挨拶を通じ、機構外においては国内外のメディア媒体を通じて、機構の業績や今後のあるべき姿についても発信を行った。

(3) 監事監査への対応

「平成22年度国際協力機構監事監査報告」（23年9月提出）における31項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具体的な取組としては、随意契約の見直しに係る特命随意契約の妥当性に係る基準を必要とするとした指摘について、契約類型ごとに特命随意契約を行う際の留意点を整理したガイドラインの作成を進めた。海外での機構の安全管理の精錬化や高度化について、安全対策に係る基本理念を明確にすべき、という指摘に対して、海外安全対策規程に基本理念を追加することとした。さらに、無償資金協力における実施監理に関する海外拠点の関与の方法について、海外拠点への配布を目的とした、「実施監理業務の手引き」において、海外拠点が無償資金協力事業により積極的に関与することを前提に記載の見直しを行った。こうした取組について、「『平成22年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」を取りまとめ、理事長から監事に提出し、ホームページ上に公開した（24年3月）。

小項目 No. 32 各年度の業績評価

【中期計画】

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取組】

平成 23 年度は、引き続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、22 年度の業務実績報告の取りまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、23 年度は第 2 期中期目標期間の最終年度であったため、機構内外からの指摘事項等を踏まえ、第 3 期中期計画の策定を行った。

1. 評価結果の業務運営への反映

23 年度は、21 年度に外務省独立行政法人評価委員会（外務省評価委）や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（総務省政独委）等から受けた指摘・意見等を踏まえ、22 年度の業務実績報告の作成及び自己評価を行うとともに、第 2 期中期目標における暫定業務実績の作成を行い、その評価結果を的確に業務運営に反映した（機構内部への周知方法の詳細については「3. 機構内部への周知」参照）。

なお、22 年度の業績を取りまとめるに当たっては、21 年度と同様、業績評価の所管部署が機構の業務実績のモニタリング（年 2 回）を実施した上で、総務担当理事を委員長とする「業績評価委員会」において、業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、外部有識者を検討委員として委嘱し、22 年度の業績報告、23 年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第 2 期中期計画に定める国内拠点の利用状況等に係る第三者による検証を行った。

さらに、23 年度は第 2 期中期目標期間の最終年度であったため、第 2 期中期目標期間中の計画の達成状況を確認するとともに、過去 5 年間で受けた関係省庁及び外務省評価委や総務省政独委等から受けた指摘・意見等を踏まえ、機構の向こう 5 年間の組織目標となる第 3 期中期計画の策定を行った。

2. 部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営及び人事評価と連動させるため、部署別年間業務計画を引き続き作成し、本部・国内拠点・海外拠点の計画及び実績報告については担当理事の決裁を取り付けた上で、理事会に報告した。特に、23 年度実績報告に際しては、第 2 期中期計画の達成状況や第 3 期中期計画、機構内外の動向を踏まえた組織横断的課題に向けて取り組むべき重要対応事項について、部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。

また、部署別年間業務計画の達成状況を基に、年 2 回の人事評価において、部門長の評価を実施し

た。

3. 機構内部への周知

業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、23年度は、22年度業務実績及び第2期中期目標における暫定業務実績の外務省評価委による評価結果、総務省政独委による第2期中期目標期間終了年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し動向、第2期中期計画策定に向けた今後の予定等を周知することを目的とした「業績評価セミナー（22年度実績）」を本部・国内拠点・海外拠点を対象に開催し、222人が参加した（本部向け2回、国内拠点向け1回、海外拠点向け5回の計8回）。国内拠点及び海外拠点については、テレビ会議システムを利用して実施するとともに、出席できなかった職員向けにセミナーの様子を収録したDVDを配布した。同セミナーで実施したアンケート調査では、回答者の9割以上から「有意義だった」及び「理解できた」との回答が得られ、独法業績評価のプロセス及び各委員会からの指摘事項が適切に機構内に周知されたことを確認した。

また、第3期中期計画についても、説明会を開催し、機構が対外的に示す向こう5年間の重要な組織目標である第3期中期目標及び計画の概要について、機構内の周知を図ると共に、同計画作成にあたってのプロセスや各省や関連委員会等から受けた指摘事項や意見等の情報共有を行うことで、自律的な組織・業務運営及び各職員の一層の意識向上につながるよう取り組んだ。

独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 業務内容

(ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第3条）

(イ) 業務の範囲

1 機構は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、

以下「無償資金協力」という。)に関する次の業務を行うこと。

- イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。
- ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第 42 条第 2 項第 3 号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

五 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

六 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

七 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
 - 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。
- 3 機構は、前2項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前2項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

(独立行政法人国際協力機構法 第13条)

(2) 事務所の所在地

〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25

電話番号：(03) 5226-6660 から 6663 (代表)

(3) 資本金の額

7,744,400 百万円

(平成24年3月31日現在)

(4) 役員状況

平成24年3月31日現在の役員情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	理事	新井 泉	H20.10.1	国際協力銀行理事
3	理事	佐々木 弘世	H22.1.1	独立行政法人国際協力機構人事部長
4	理事	小寺 清	H22.4.1	世界銀行・IMF合同開発委員会事務局長
5	理事	市川 雅一	H23.8.1	経済産業省大臣官房審議官
6	理事	黒川 恒男	H23.9.1	独立行政法人国際協力機構理事長室長
7	理事	渡邊 正人	H23.9.1	独立行政法人国際協力機構総務部長
8	監事	伊藤 隆文	H23.10.1	独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長
9	監事	黒川 肇	H23.10.1	有限責任監査法人 トーマツ東京事務所 パブリックセクター部マネージャー

(5) 職員の状況

常勤職員数：1,827人 (平成23年3月31日現在)

(6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構（平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号）

(7) 主務大臣

外務大臣、財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

(8) 沿革

① 国際協力機構

平成 14 年 12 月 「独立行政法人国際協力機構法」公布
平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構設立
同 日 第 1 期中期計画作成・公表（平成 15 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）
平成 16 年 4 月 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」作成・公表
平成 18 年 11 月 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律公布
平成 19 年 4 月 第 2 期中期計画作成・公表（平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）
平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継
平成 20 年 10 月 第 2 期中期計画を変更
平成 22 年 4 月 「新環境社会配慮ガイドライン」作成・公表
平成 24 年 4 月 第 3 期中期計画作成・公表（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

② 旧国際協力事業団

昭和 29 年 1 月 （財）日本海外協会連合会設立
昭和 29 年 4 月 （社）アジア協会設立
昭和 30 年 9 月 日本海外移住振興（株）設立
昭和 37 年 6 月 （社）アジア協会の事業を受け継ぎ、海外技術協力事業団（OTCA）設立
昭和 38 年 7 月 （財）日本海外協会連合会及び日本海外移住振興（株）の事業を統合し、海外移住事業団（JEMIS）設立
昭和 40 年 4 月 OTCA に日本青年海外協力隊事務局（JOCV）設置
昭和 49 年 5 月 「国際協力事業団法」公布
昭和 49 年 8 月 OTCA、JEMIS、（財）海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、（財）海外農業開発財団の人材養成事業を統合し、国際協力事業団（JICA）設立
昭和 53 年 4 月 「国際協力事業団法」改正（無償資金協力実施促進業務の追加）
昭和 61 年 4 月 国際緊急援助隊（JDR）発足
平成元年 11 月 環境ガイドライン作成・公表
平成 3 年 1 月 評価ガイドライン作成・公表
平成 4 年 12 月 開発と女性（WID）配慮の手引書作成・公表
平成 7 年 8 月 事業評価報告書作成・公表

- 平成 13 年 12 月 特殊法人等整理合理化計画により、JICA の独立行政法人化の方針が示される
- 平成 14 年 6 月 外部有識者評価委員会設置
- 平成 14 年 10 月 情報公開制度開始
- 平成 15 年 9 月 特殊法人国際協力事業団を解散

③旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

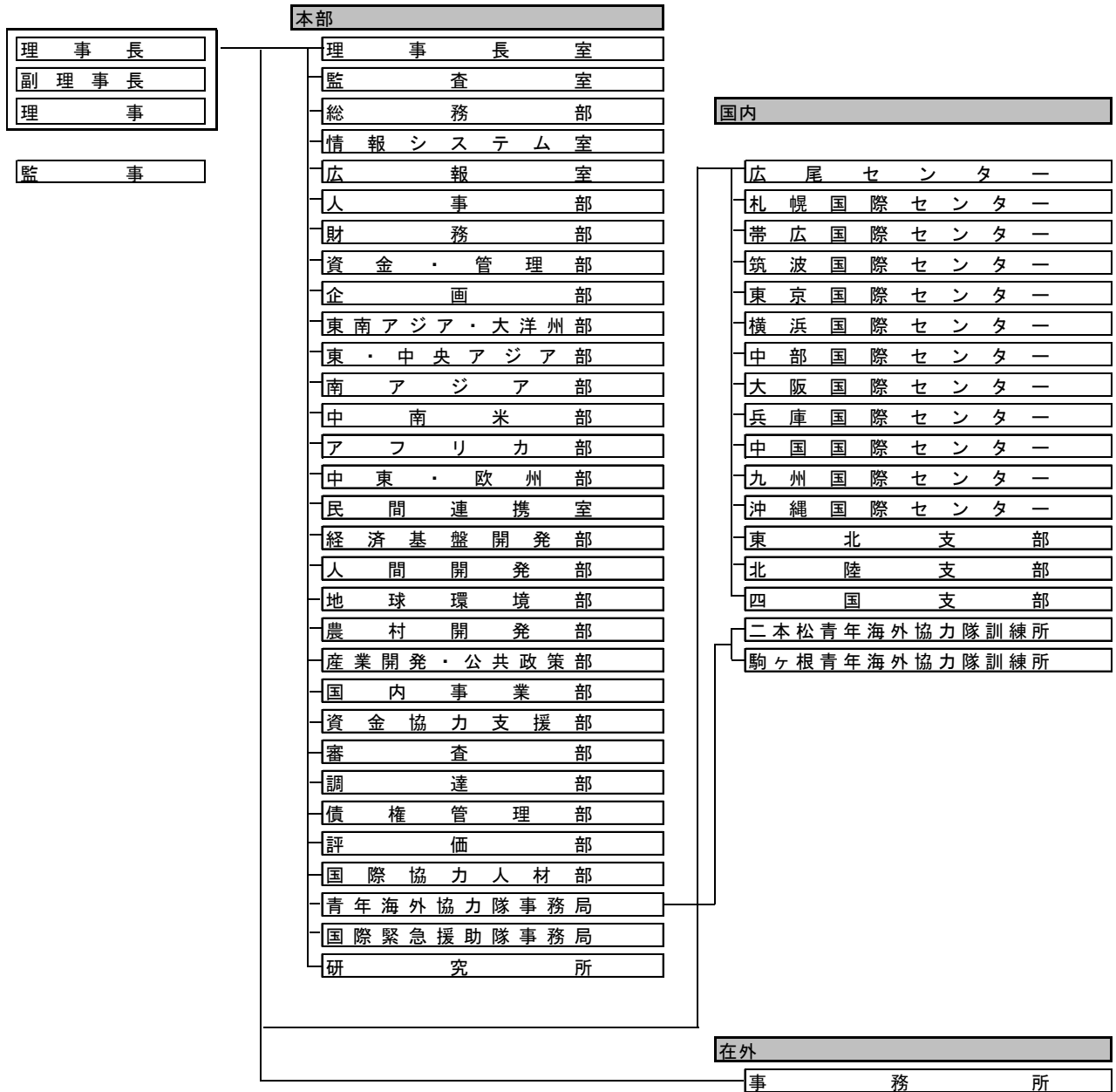
- 昭和 35 年 12 月 「海外経済協力基金法」公布
- 昭和 36 年 3 月 政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託していた東南アジア開発協力基金を承継し、資本金 54 億 4,400 万円余で海外経済協力基金（OECF）設立
- 昭和 36 年 3 月 業務方法書の認可を受け業務開始
- 昭和 41 年 3 月 OECF 初の円借款供与（対韓国）
- 昭和 43 年 5 月 法律改正（商品借款の追加）
- 昭和 47 年 11 月 法律改正（アンタイトの商品借款追加）
- 昭和 55 年 3 月 第 1 回政府保証海外経済協力基金債券発行
- 昭和 62 年 4 月 援助効果促進業務（SAPS）開始
- 昭和 63 年 4 月 案件形成促進調査（SAPROF）開始
- 平成 元年 11 月 環境配慮のための OECF ガイドライン作成・公表
- 平成 3 年 5 月 WID 配慮のための OECF 指針作成・公表
- 平成 4 年 4 月 案件実施支援調査（SAPI）開始
- 平成 7 年 3 月 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
- 平成 8 年 4 月 開発政策・事業支援調査（SADEP）開始
- 平成 11 年 4 月 「国際協力銀行法」公布
- 平成 11 年 9 月 「国際協力銀行法施行令」公布
- 平成 11 年 9 月 「国際協力銀行法施行規則」公布
- 平成 11 年 10 月 国際協力銀行（JBIC）設立
- 平成 11 年 12 月 国際協力銀行「海外経済協力業務実施方針」作成・公表
- 平成 13 年 4 月 円借款の事業事前評価制度導入
- 平成 13 年 9 月 「行政コスト計算書作成」、「民間会計基準準拠財務諸表」作成・公表
- 平成 13 年 10 月 初の財投機関債発行
- 平成 13 年 12 月 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
- 平成 14 年 4 月 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン作成・公表
業務運営評価制度導入
新たな「海外経済協力業務実施方針」作成・公表
- 平成 14 年 10 月 情報公開制度開始
- 平成 15 年 10 月 環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン及び同ガイドラインに基づく異

議申立手続き要綱施行。

- 平成 17 年 3 月 業務運営評価制度に基づく中期的な業務戦略（2005 年 4 月 1 日以降対象）作成・公表
- 平成 17 年 4 月 国際協力銀行海外経済協力業務実施方針（2005 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日対象）作成・公表
- 平成 18 年 6 月 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
- 平成 20 年 3 月 国際協力銀行海外経済協力業務実施方針の対象期間を半年間延長

(9) 機構の組織図 (平成 24 年度 3 月)

組織図



組織図（在外の体制）

事務所（65カ国）

アジア地域

インドネシア	事務所
マレーシア	事務所
フィリピン	事務所
タイ	事務所
カンボジア	事務所
ラオス	事務所
東ティモール	事務所
ベトナム	事務所
ミャンマー	事務所
中華人民共和国	事務所
モンゴル	事務所
バングラデシュ	事務所
インド	事務所
ネパール	事務所
パキスタン	事務所
スリランカ	事務所
アフガニスタン	事務所
キルギス	事務所
ウズベキスタン	事務所
ブータン	事務所

大洋州地域

フィジー	事務所
パプアニューギニア	事務所

北米・中南米地域

ドミニカ共和国	事務所
エルサルバドル	事務所
ホンジュラス	事務所
メキシコ	事務所
ボリビア	事務所
ブラジル	事務所
パラグアイ	事務所
ペルー	事務所
グアテマラ	事務所
ニカラグア	事務所
アルゼンチン	事務所
アメリカ合衆国	事務所

中東地域

イラク	事務所
パレスチナ	事務所
ヨルダン	事務所
シリア	事務所
エジプト	事務所
モロッコ	事務所
チュニジア	事務所
イラン	事務所

アフリカ地域

エチオピア	事務所
ガーナ	事務所
ケニア	事務所
マラウイ	事務所
ナイジェリア	事務所
南アフリカ共和国	事務所
ウガンダ	事務所
タンザニア	事務所
ザンビア	事務所
ブルキナファソ	事務所
マダガスカル	事務所
モザンビーク	事務所
セネガル	事務所
スーダン	事務所
カメルーン	事務所
ルワンダ	事務所
コートジボワール	事務所
コンゴ民主共和国	事務所
南スーダン	事務所

欧州地域

トルコ	事務所
バルカン	事務所
フランス	事務所
英国	事務所

